

第1回定例会会議録目次

第1日目（平成21年3月3日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	議長報告	3
○日程第 4	行政報告	3
○日程第 5	平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針	
	議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計予算	
	議案第 2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計予算	
	議案第 3号 平成21年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算	
	議案第 4号 平成21年度滝川市老人保健特別会計予算	
	議案第 5号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計予算	
	議案第 6号 平成21年度滝川市介護保険特別会計予算	
	議案第 7号 平成21年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算	
	議案第 8号 平成21年度滝川市下水道事業会計予算	
	議案第 9号 平成21年度滝川市病院事業会計予算	
	議案第17号 滝川市安全・安心地域づくり条例	
	議案第18号 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例	
	議案第19号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
	議案第21号 滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例	
	議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例	
	議案第25号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例	
	議案第26号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例	
	議案第27号 滝川市美術自然史館条例等の一部を改正する条例	
	議案第28号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例	
	議案第29号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例	
	議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）	
	議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）	

議案第 33 号	公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）	
議案第 34 号	公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）	
議案第 35 号	公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）	
議案第 36 号	公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）	
議案第 38 号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）	6

○散会宣告		19
-------	--	----

第 2 日目（平成 21 年 3 月 4 日）

○開議宣告		23
○日程第 1	会議録署名議員指名	23
○日程第 2	議案第 10 号 平成 20 年度滝川市一般会計補正予算（第 7 号）	23
○日程第 3	議案第 11 号 平成 20 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	40
○日程第 4	議案第 12 号 平成 20 年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	42
○日程第 5	議案第 13 号 平成 20 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）	42
○日程第 6	議案第 14 号 平成 20 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 23 号 滝川市基金条例の一部を改正する条例	43
○日程第 7	議案第 15 号 平成 20 年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	46
○日程第 8	議案第 16 号 平成 20 年度滝川市病院事業会計補正予算（第 3 号）	47
○日程第 9	議案第 20 号 滝川市企業立地促進等のための固定資産税の免除に関する条例	50
○日程第 10	議案第 22 号 滝川市統計調査条例及び滝川市個人情報保護条例の一部を改正する条例	53
○日程第 11	議案第 30 号 滝川市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例	55
○日程第 12	議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定について（丸加高原健康の郷）	55
○日程第 13	議案第 39 号 公平委員会委員の選任について	64
○日程第 14	議案第 40 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	64
○日程第 15	議案第 41 号 市道路線の認定及び廃止について	65

○休会の件について	6 6
○散会宣告	6 6

第8日目（平成21年3月10日）

○開議宣告	7 1
○日程第 1 会議録署名議員指名	7 1
○日程第 2 平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問	7 1
6番 本間保昭君	7 1
18番 山木昇君	9 0
11番 堀重雄君	1 0 8
○議事延長宣告	1 1 9
○延会の件について	1 2 2
○延会宣告	1 2 2

第9日目（平成21年3月11日）

○開議宣告	1 2 7
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 2 7
○日程第 2 平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問	1 2 7
4番 清水雅人君	1 2 7
○日程第 3 平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する質問	1 5 2
2番 窪之内美知代君	1 5 2
1番 渡辺精郎君	1 6 1
○日程第 4 議案第42号 予算審査特別委員会の設置について 選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	1 6 6
○休会の件について	1 6 7
○散会宣告	1 6 7

第21日目（平成21年3月23日）

○開議宣告	1 7 1
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 7 1
○日程第 2 第1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告	1 7 1
○日程第 3 第2 予算審査特別委員長の付託事件審査報告	1 7 2

○日程第 4	議案第 4 3 号	平成 2 0 年度滝川市一般会計補正予算 (第 8 号)	
	議案第 4 4 号	平成 2 1 年度滝川市一般会計補正予算 (第 1 号)	
	議案第 4 5 号	平成 2 1 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	
	議案第 4 6 号	平成 2 1 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
	議案第 4 7 号	平成 2 1 年度滝川市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	
	議案第 4 8 号	平成 2 1 年度滝川市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	
	議案第 4 9 号	平成 2 1 年度滝川市病院事業会計補正予算 (第 1 号)	
	議案第 5 0 号	滝川市教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例	
	議案第 5 1 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
	議案第 5 2 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
	議案第 5 3 号	滝川市基金条例の一部を改正する条例	1 7 5
○日程第 5	議案第 5 4 号	監査委員の選任について	2 0 4
○日程第 6	議案第 5 5 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	2 0 5
○日程第 7	議案第 5 6 号	滝川市議会会議規則の一部を改正する規則	2 1 9
○日程第 8	選任第 2 号	常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	2 1 9
○日程第 9	選任第 3 号	議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	2 2 0
○日程第 1 0	報告第 1 号	監査報告について	
	報告第 2 号	例月現金出納検査報告について	2 2 0
○日程第 1 1	意見書案第 1 号	公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める要望意見書	
	意見書案第 2 号	雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める要望意見書	
	意見書案第 3 号	「緑の社会」への構造改革を求める要望意見書	
	意見書案第 4 号	肝炎対策のための基本法の制定を求める要望意見書	2 2 3
○議事延長宣告			2 2 4
○動議の提出			2 2 4
○日程の追加について			2 2 5
○追加第 1	決議案第 1 号	北海道の自衛隊体制維持を求める要望決議	2 2 5
○動議の提出			2 2 8
○日程の追加について			2 2 8

○追加第 2 決議案第 2 号 季節労働者対策の強化を求める要望決議	2 2 8
○日程第 1 2 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	2 3 1
○市長あいさつ	2 3 2
○閉会宣告	2 3 2

平成21年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成21年 3月 3日（火）

午前10時03分 開会

午後 1時49分 散会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成21年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算

議案第 4号 平成21年度滝川市老人保健特別会計予算

議案第 5号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 6号 平成21年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 7号 平成21年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 8号 平成21年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 9号 平成21年度滝川市病院事業会計予算

議案第17号 滝川市安全・安心地域づくり条例

議案第18号 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例

議案第19号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第21号 滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例

議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第27号 滝川市美術自然史館条例等の一部を改正する条例

議案第28号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

議案第29号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）

- 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）
 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）
 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）
 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

○出席議員（17名）

1番	渡辺精郎君	2番	窪之内美知代君
4番	清水雅人君	5番	関藤龍也君
6番	本間保昭君	7番	山口清悦君
8番	中田翼君	9番	大谷久美子君
10番	荒木文一君	11番	堀重雄君
12番	三上裕久君	13番	堀田建司君
14番	田村勇君	15番	山腰修司君
16番	井上正雄君	17番	水口典一君
18番	山木昇君		

○欠席議員（1名）

3番 酒井隆裕君

○説明員

市長	田村弘君	副市長	末松静夫君
教育長	小田真人君	教育委員会委員長	若松重義君
理事	飯沼清孝君	総務部長	高橋賢司君
市民生活部長	西村孝君	保健福祉部長	狩野道彦君
保健福祉部参事	佐々木邦義君	経済部長	多田幸秀君
建設部長	岡部豊君	教育部長	高橋一昭君
教育部指導参事	早瀬公平君	監査事務局長	中本隆之君
病院事務部長	東照明君	病院事務部参事	居林俊男君
総務課長	伊藤克之君	企画課長	舘敏弘君
財政課長	吉井裕視君	行政経営課長	五十嵐千夏雄君

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	次長	田湯宏昌君
書記	山本信子君	書記	寺嶋悟君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成21年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、17名であります。

欠席の申し出は、酒井議員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田村議員、山腰議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定をいたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日から3月23日までの21日間、平成21年第1回滝川市議会定例会が招集され、平成21年度各会計の予算案及び関連議案、平成20年度の大型補正予算案等についてご審議をいただくわけでありますけれども、とりわけ地域の産業経済が極めて厳しい状況を迎えておりますだけに、適正、迅速な行政執行が求められております。十分議を経て原案にご賛同いただきますよう冒頭お願いを申し上げます。

行政報告について発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成20年12月3日から平成21年2月の24日までの行政報告につきましてお手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、以下4点について口頭でご報告を申し上げます。

まず、1点目は、監査委員の退任及び選任についてでございます。滝川市の代表監査委員でありました八幡吉宣氏におかれましては、昨年入院をされまして、退院後自宅にて療養を行ってきたところでございますけれども、体調が不安定なために平成20年12月31日付で監査委員の職を辞したいと申し出がございまして、事情やむを得ないと判断し、平成21年1月6日付をもちまして承認をしたところでございます。八幡氏におかれましては、平成11年5月に監査委員に就任以来9年8カ月の長きにわたりまして、税理士としての経験と高い識見を持って財務、経営にわたる監査を情熱を持って、しかも寧日を有さないほど誠実に務めていただきました。加えて多くの社会貢献活動にも努められて、得がたい人物でありました。ここに退任されるに当たりまして、改めて議員各位とともに深くお礼を申し上げたいというふうに思います。なお、後任につきましては、本議会会期中に選任の提案をさせていただき予定で準備を進めております。

2点目は、生活保護費国庫負担金返還に伴う財源措置についてであります。生活保護費国庫負担金返還に伴う財源措置については、基本的な考え方といたしまして新滝川市活力再生プランにおける財源不足額として整理をして、市長、副市長ほか一般職員の給与縮減措置などによりましてその財源を確保していきたいというふうに考えているところでございます。新しい滝川市活力再生プランにおける人件費改革につきましては、これまで単年度における財政収支不足額3億5,000万円のうち1億5,200万円を人件費改革に求めることとしておりましたが、このたびの生活保護費国庫負担金の返還に伴い、20年度末時点において新たに財政調整基金で1億7,914万5,000円の不足が生じますことから、この活力再生プランにおける人件費改革については単年度当たり1億5,200万円に不足する財政調整基金の単年度当たりの平均額5,972万円を加えた単年度当たりおおむね2億1,172万円を人件費改革とすることで現在内部において計画の修正を進めているところであり、あわせて市職員労働組合にも具体的な提案について先月26日に行ったところでございます。

返還を求められております国庫負担金1億7,914万5,000円、全体の4分の3でございますが、一時的に財政調整基金を取り崩して国庫に返還を行う考えであります。この財政調整基金への積み戻す財源については平成21年度以降見込まれます市長及び副市長の給料の削減額などのほか、なお不足する額については先ほど申し上げたとおりでございますが、一般職員への協力をお願いし、財源を確保していきたいというふうに考えているところでございます。なお、残りの市費負担分と基金の利息相当額を含めた6,150万6,000円への対応でございますけれども、以下申し上げます財源をもって対応したいというふうに考えているところでございます。1点目は、有限会社高寿福祉興産ほか預貯金の仮差し押さえ分を財源として見込んでいるところであります。2点目は、市長、副市長の給与減額分及び関係職員の処分による給与減額分として平成20年度までに減額を行った分を充当するというところであります。3つ目は、関係OB、職員ほか市民の皆様などからのご厚意による寄附金などを見込んでいるところでございます。以上の財源について対応

したいというふうに考えております。なお、市職員労働組合との協議などが調い次第、関係条例の改正案及び補正予算案について今議会で追加提案させていただきたいというふうに考えているところでございます。

3点目は、生活保護費詐欺事件にかかわる裁判についてでございます。生活保護費の詐欺事件に関しましては、片倉ひとみ受刑者が札幌地方裁判所の判決を量刑不服として札幌高等裁判所に控訴いたしましたけれども、昨年12月2日に控訴棄却となり、最高裁判所へ上告しなかったことから、同高等裁判所における刑が確定をいたしました。片倉ひとみ受刑者については、懲役8年でございます。一方、詐欺及び法人税法違反事件で起訴されておりました元高寿福祉興産の板倉信博、小向敏彦の両受刑者は、本年1月9日に札幌地方裁判所において判決が言い渡されましたが、両受刑者ともに札幌高等裁判所へ控訴しなかったことから、同地方裁判所における刑が確定をいたしました。板倉信博受刑者は懲役4年6カ月、罰金500万円、小向敏彦受刑者、懲役2年、有限会社高寿福祉興産、罰金400万円であります。また、現在損害賠償請求に係る民事訴訟が係争中ではありますが、改めて司直の賢明なる裁断が下されることを信じてやまない次第でございます。

4点目は、農業改良普及センターの統合についてでございます。普及センターの組織機構等の見直しの経過でございますけれども、平成13年に北海道における普及事業の見直しが行われて、普及センターは中心センター、基幹センター、地域センターの3段階に区分されることになりまして、新十津川町の空知西部地区農業改良普及センターは基幹センターとして、滝川市江部乙町の空知東部地区農業改良普及センターは地域センターとして位置づけられました。その後、平成18年に北海道における普及事業見直しの基本方向が策定され、基幹的センターであった空知西部地区農業改良普及センターが中空知支所になり、地域センターであった空知東部地区農業改良普及センターは中空知支所に統合されることになりましたが、場所的な関係などから中空知支所滝川分室として残ってきたという経緯がございます。

今回の統合につきましては、昨年の10月に北海道から滝川市、赤平市、芦別市の関係3市及びJAたきかわなどに平成21年度から中空知支所と滝川分室を新十津川町花月のJAピンネ管農センター内に統合したいとの提案があったところでございます。この提案を受けまして、農業関係機関、団体、生産者の組合に対しまして説明及び意見交換会を実施してきたところでございます。この意見等を踏まえて、昨年の11月に関係3市及びJAたきかわの連名で現状の体制維持を基本とする統合提案に対する要望書を北海道に対して提出したところでございます。その後関係3市、JAたきかわ及び農業関係機関、団体、生産組合等と協議をし、空知支庁とも詰めてまいりましたが、反対のための反対ではなくて、この統合することによる農家への影響を最小限に軽減する、あるいはそれに加えて統合による優位性を生かす方向で検討も進めてまいりました。最終的には地域の要望等が配慮されたことから統合に同意することとし、2月の24日に空知支庁、滝川市、赤平市、芦別市の関係3市及びJAたきかわにより統合に関する確認書を取り交わしたところでございます。食料生産拠点として本地域の農業の高い評価を得る状況の中で、普及事業に支障がない万全の体制で臨みたいというふうに考えているところであります。

なお、小学校女子児童自殺事件にかかわる損害賠償請求訴訟に当たりましては、改めて亡くなら

れた子供さんのご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に哀悼の意を表します。この件につきましては、教育委員会に委任をしているところでございますので、後ほど教育長からご報告を申し上げます。

以上をもって行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 それでは、私のほうからお手元に配付をしております教育行政報告のほかに2点ご報告をさせていただきます。

1点目につきましては、今ほど市長のほうから申しあげました小学校女子児童自殺事件にかかわります損害賠償請求訴訟についてでございます。報告に当たりまして、改めまして私のほうからも亡くなられました児童のご冥福とご遺族に深い哀悼の意を表したいというふうに思います。

本訴訟は、平成18年1月6日に亡くなられました女子児童の母親から昨年12月19日に提訴がありまして、第1回の口頭弁論が去る2月27日、札幌地方裁判所で行われたところであります。公判では、原告及び訴訟代理人からの意見陳述がございました。本市としましては、平成18年12月5日に作成をいたしました調査報告書に記載をしておりますとおり、当該児童が学校でのいじめを苦にして自殺を図ったことは既に認めているところでございます。今後の審理においては、いじめの予見性と事件後における遺族への調査報告義務などの点について法的な整理を進めたいというふうに考えております。なお、次回公判は、5月8日の日に予定をしております。

次に、2点目ですが、平成20年度の空知管内教育実践表彰の荣誉に滝川市立西小学校と滝川西高等学校の2校が選ばれ、2月26日、授賞式がありましたので、報告をいたします。西小学校については、文部科学省の栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携による食育推進事業の指定を受け、生産者などと連携をした菜種油の採取体験や調理体験等への取り組みとその成果を全道に発信したことが高く評価されたものであります。滝川西高等学校については、短期留学生の海外派遣を通して国際理解教育を積極的に推進するとともに、スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール研究事業に取り組み、英語の指導方法や自己表現能力の向上を図る事業実践などが高く評価されたものであります。両校とも今回の受賞を励みにして、さらに学校の特色の生かした質の高い教育活動を進めてまいりますので、市民の皆様のご支援をお願い申し上げまして、教育行政報告といたします。

○議 長 以上をもちまして行政報告を終わります。

- ◎日程第5 平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針
- 議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計予算
 - 議案第 2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第 3号 平成21年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算
 - 議案第 4号 平成21年度滝川市老人保健特別会計予算
 - 議案第 5号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計予算
 - 議案第 6号 平成21年度滝川市介護保険特別会計予算

- 議案第 7号 平成21年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 8号 平成21年度滝川市下水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成21年度滝川市病院事業会計予算
- 議案第17号 滝川市安全・安心地域づくり条例
- 議案第18号 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例
- 議案第19号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
- 議案第21号 滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例
- 議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 滝川市美術自然史館条例等の一部を改正する条例
- 議案第28号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）
- 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）
- 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）
- 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）
- 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）
- 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

○議長 日程第5、平成21年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から第9号までの各会計予算、議案第17号から第19号まで、第21号、第24号から第29号まで、第31号から第36号まで、第38号の予算関連議案、以上26件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第1号から第9号までの各会計予算につきましては、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査を行うこととなりますので、本日は市政執行方針等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

平成21年度市政執行方針並びに予算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 平成21年第1回滝川市議会定例会の開催に当たりまして、平成21年度の市政の基本方針と施策の概要、予算の大綱など市政執行についての考え方を申し上げます。

市長説明する。(記載省略)

○議長 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教育長 平成21年滝川市議会第1回定例会に当たり、平成21年度の滝川市教育行政の執行方針を申し上げ、広く関係各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

教育長説明する。(記載省略)

○議長 ここで休憩に入りたいと思います。再開は午後1時ちょうどいたします。休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長 午前に引き続き会議を再開いたします。

議案第17号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 議案第17号 滝川市安全・安心地域づくり条例につきましてご説明させていただきます。

前文と第3章から成る条例でございますが、近年の社会環境の変化は市民生活の多様化、地域社会の一体感や連帯意識の薄まり、規範意識の低下などを招いており、住宅街における侵入窃盗や自転車の盗難、不審者の出没、そして消費者被害などが身近なところで発生し、市民の不安な思いは広がってきているところでございます。このような認識のもと、今こそ市と家庭、地域活動団体、職場及び関係行政機関がそれぞれの役割を自覚し、連携し、協働し合い、地域の安全は地域で守る、人と人のつながりを大切にともに支え合うという意識をさらに強く持ち、市民一人一人がみずから守る、みずから防ぐという意識を高め、行動することにより市民等が安全に安心して暮らし、滞在することができる地域社会となることを目的に条例を制定したいとするものであります。

条例の基本的な考えでございますが、取り締まることを目的とするのではなく、基本理念や取り組みの基本事項を定めたもの、安全、安心の範囲は防犯、交通事故防止及び消費者被害防止、市の責務や市民等の責務を明らかにするとともに、役割分担による協働のもとに安全で安心な地域づくりを推進、みずから守る、みずから防ぐという意識を持ち、子供から高齢者まで無理なく継続し、行政も企業も地域も一緒に取り組んでいこうとするものです。

第1章、総則、第1条で目的を、第2条で定義を定めているところでございます。

次のページをお開きください。第3条、基本理念でございますが、安全で安心な地域づくりは市と市民等の適切な役割分担による協働のもとに、地域の安全は地域で守るという意識と人と人のつながりを大切にともに支え合うという意識で推進、安全で安心な地域づくりは犯罪、交通事故及び消費者被害の実態を把握し、これを考慮しながら効果的に推進、安全で安心な地域づくりは高齢者、

障がいのある者及び児童生徒等に配慮して推進、安全で安心な地域づくりは本市を訪れる者が安全で安心して滞在できるよう配慮して推進、安全で安心な地域づくりは関係行政機関との連携及び協力のもとに推進されなければならないと定めたところでございます。

第4条で市の責務、第5条で市民の責務、第6条、事業者等の責務を定めたところでございます。

次のページ、第2章、推進体制の整備等、第7条で広報及び啓発を、第8条で安全教育等の推進、第9条で防犯対策の推進、第10条で交通安全対策の推進、第11条、消費者被害防止対策の推進、第12条で犯罪被害者等への支援、第13条でネットワーク会議でございます。

次のページをお開きください。第3章、雑則、第14条、施行細目でございます。

附則で、この条例は、平成21年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第18号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第18号 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例についてご説明をさせていただきます。

2年連続で起きた全国的な事件の背景といたしまして、滝川市が抱える課題、問題点を洗い出し、解決策を講ずるため、昨年5月、市民の皆様にご信頼される市役所づくり推進プランを策定し、その推進に努めているところでございます。今回のような事件を再び繰り返さないよう、また市政に対する市民のご信頼を回復するため、市民の皆様にご信頼される市役所づくり推進プランに位置づけたコンプライアンスの推進及び不当要求等対応システムの検証確立の2つの目標を達成すべく、職員の公正な職務執行の確保に組織全体で取り組むことを滝川市の基本方針としてこの条例で定めたいとするものでございます。

この条例は、5章21条から成り、以下内容についてご説明をさせていただきます。1ページ目でございます。第1章、総則でございますが、第1条につきましてはこの条例の目的を明らかにしたものでありまして、条例の解釈及び運用の指針を示すものであります。

第2条につきましては、本条例で用いる用語の意義を6項目にわたり明らかにしたものであります。

2ページ目、次のページでございますけれども、第3条につきましては職員が透明性の高い公正な職務を執行するためのよりどころとなる倫理原則や職務執行の基本原則を責務として定めたものであります。

第4条、2ページの下でございますけれども、につきましては、公正な職務の執行を確保するために、管理監督者が担うべきみずからの資質向上等と部下職員への助言、指導や良好な職場風土の形成、維持について責務として定めたものでございます。

3ページ目、上段のほうでございますけれども、第5条につきましては任命権者がその権限の範囲内における法令等の遵守及び倫理の保持のために行わなければならない責務について定めたものでございます。

第6条につきましては、市民に対し公平、公正な職務な執行への理解と協力を求めるとともに、職員に対する不当要求行為の禁止について定めたものでございます。

続きまして、第2章、特定要求行為でございますが、第7条につきましては特定要求行為があったと認めるときに公正な職務の執行を確保するため、組織としてとるべき対応について定めたものでございます。

第8条につきましては、特定要求行為に対する記録制度に基づく報告があった場合における対策会議が行う調査及び審査について定めたものでございます。

3ページ下のほう、第9条につきましては、対策会議が特定要求行為について審査を行った結果、不当要求行為に該当するかどうかについて判断できないときにおける審査会への確認の要求について定めたものでございます。

続きまして、4ページ、第10条につきましては、対策会議、または審査会における審査の結果に関する市長への報告及び管理監督者への指示等について定めたものでございます。

第11条につきましては、不当要求行為に対して市長がとるべき措置について定めたものでございます。

第12条につきましては、特定要求行為の報告、不当要求行為に係る確認の依頼及び不当要求行為に対する必要な措置の内容についての審査会への定期的な報告及び意見聴取の制度について定めたものでございます。

続きまして、第3章、公益目的通報でございます。第13条につきましては、職員等が審査会に対して公益目的通報を行うことができることを示すとともに、公益目的通報がその結果によっては被通報者の権利に大きく影響を及ぼすものであることから、制度の乱用を防ぐため、実名による誠実な通報を行うことを定めたものでございます。

第14条につきましては、公益目的通報を理由としていかなる不利益取り扱いも受けないことを保障するとともに、通報者が特定される情報を公開しないことを定めたものでございます。

第15条につきましては、審査会の公益通報に係る具体的任務として、職員から公益目的通報を受けたときの調査及びその結果の市長等への報告などについて定めたものでございます。

5ページ目の上段のほうでございますけれども、第16条につきましては審査会から公益目的通報に係る報告及び不利益取り扱いに係る是正の報告を受けた市長等がとるべき措置について定めたものでございます。

次に、第4章、公正な職務の執行の確保のための体制でございますが、第17条につきましては職員等の公正な職務の執行に係る実効性を確保するため、その公正職務執行体制の確立のかなめとなる滝川市公正職務審査会の設置及び所掌事務並びにその委員の構成、身分、守秘義務等について定めたものでございます。

6ページ目上段でございます。第18条につきましては、職員の公正な職務の執行の確保について組織的な推進を図るため、庁内におけるその公正職務執行体制の確立のかなめとなる滝川市公正職務対策会議の設置等について定めたものでございます。

最後に、第5章、補則であります。第19条につきましては、市長等、対策会議、または審査会が行う調査への職員等、受託者、指定管理者及び出資団体等の協力義務並びにその調査に係る守秘義務について定めたものでございます。

第20条につきましては、この条例に基づく公正職務執行確保制度の透明性の向上を図るため、この条例の運用状況を市民に公表することを定めたものでございます。

第21条につきましては、条例施行に関する細目について市の機関において定める委任規定でございます。

続きまして、附則第1項につきましては、この条例の施行日を平成21年4月1日としたいとするものであります。ただし、第4章及び附則第2項につきましては、この条例の施行の日前の規則に定める日から施行したいとするものでございます。

附則第2項につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、別表9の項を滝川市公正職務審査会委員、日額1万1000円に改正したいとするものであります。

以上で議案第18号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第19号及び第21号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第19号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

保健福祉部が所管いたします公の施設のうち、議案に記載しておりますとおり、一の坂保育所から滝川新生園までの13施設につきましては、平成18年10月に策定をいたしました滝川市指定管理者制度適用方針におきまして社会福祉法人滝川市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化による良質で機動的かつ効率的な経営への移行を図るため、当面同事業団が公募によらず指定管理者制度により引き続き管理を行うことが適当であるとしてきたところであり、また並行いたしまして同事業団への事業移管、施設譲渡を目指し、協議を進めてきているところでございますが、いままし協議に時間を要しますことから、本年4月1日以降も指定管理者制度を適用することとし、その指定に当たりましては滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に定められた3年の指定期間を1年とするため、特例条例を制定したいとするものでございます。

なお、附則で、施行期日は交付の日から施行したいとするものでございます。

引き続きまして、議案第21号 滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例についてご説明申し上げます。

この条例の制定の趣旨でございますが、前文にもありますとおり、今日子供を取り巻く環境は少子高齢化や核家族化の進行、親の就労形態の変化、近所づき合いの希薄化、児童虐待の増加など、これまでになく複雑化し、解決すべき課題を抱えております。私には子供が一人前に育つまで見守る責任があり、共通認識のもとに地域社会全体で子育て、子育て環境づくりに取り組み、滝川市の未来を担う子供たちが夢と希望を持ち、健やかに育つことができるよう、まちづくりの基本となる条例を制定したいとするものでございます。

本条例案の構成は5章立てであります。その概要についてご説明申し上げますので、1ページをお開き願います。第1章、総則の第1条では目的を規定しております。

第2条では、本条例における用語の定義を規定しておりますが、子供の定義につきましては18歳未満としています。なぜ適用年齢が18歳未満なのかというご意見もありましたが、その背景に

は児童福祉法、児童の虐待等の防止に関する法律、そして子どもの権利条約がその対象年齢を18歳未満としていることから、それらに合わせることにいたしました。なお、北海道青少年保護育成条例も対象者の上限を18歳未満としているところでございます。

第3条では、この条例の3つの基本理念を定めてございます。第1条の中で規定している基本理念を定めというのがこの条文になるところであります。

第4条では大人の責任、第5条では子供の責任について規定しております。

第2章では、地域社会の役割を規定しており、第6条は家庭の役割、第7条は地域の役割、第8条は学校等の役割、第9条は企業の役割、第10条では市の役割をそれぞれ定め、本条例制定のねらいであります子育て、子育て環境の充実のために地域社会全体が担うべき役割を規定してございます。

第3章では、子育て、子育て環境づくりのための基本的な施策等を規定しており、第11条では子供の居場所づくりについて定め、居場所が子供の育ちの場、人間関係をつくる場になるためには市及び関係の皆様が一体となって居場所づくりに努めることを規定しております。

第12条では、子供の参画の促進等について、子供の社会参加の機会を拡充するとともに、子供の意見がまちづくりに反映されるよう努めることを規定しております。

第13条では虐待及びいじめへの対応を、第14条では相談体制等の充実を、第15条では子育て家庭への支援を規定し、市が関係機関等と連携し、事案の未然防止や早期発見、相談体制等積極的な対応を図ることを定めております。

第4章では、子育て、子育て環境づくりのための施策の推進について規定しており、第16条では第3章の基本的な施策と具体的に進めていくための計画策定、見直しの手続について明らかにしています。

第17条では、計画に基づいて行った施策について評価を行い、その内容について公表するとともに、市民の皆様から意見を求める旨規定し、第18条で計画の策定や見直し、評価の際に市民会議を組織できる旨を規定してございます。

第5章、雑則の第19条においては施行細目を規定しているところであります。

なお、附則で、本条例案は、平成21年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、議案第19号及び第21号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第24号の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

改正の要旨でございますけれども、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、平成20年12月5日に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が公布され、平成21年6月4日の施行となっております。また、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び戸籍法の一部を改正する法律が平成20年5月1日に施行されたことに伴い、行政窓口での本人確認が厳格化されております。本人確認書類としての写真つき住民基本台帳カードの重要性が増しております。この条例は、これらの趣旨にかんがみ、長期優

良住宅建築等計画の認定の申請に関する手数料を徴することとともに、運転免許証を自主返納した高齢者及び写真つきの公的身分証明書を保有していない市民に対する住民基本台帳カードの交付に係る手数料を徴収しないこととするため、滝川市手数料条例を改正したいとするものであります。

参考資料でご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思います。手数料の不還付でございますけれども、第3条第2項でございますけれども、これまでは項のみで構成されていた条文を第1号とし、今回新たに第2号を加えたものであります。内容といたしましては、確認申請と同時に構造計算適合判定を要する建物の建築確認申請については前号と同様に還付できることと定めております。

次に、第5条第1項第7号につきましては、運転免許証を自主返納した高齢者に対する住民基本台帳カード交付手数料の減免について定めてございます。

次に、2ページでございますけれども、お聞きください。条例附則第2項でございますけれども、これは写真つき公的身分証明書を保有していない者に対する住民基本台帳カード交付手数料減免について定めてございます。

次に、別表についてご説明を申し上げたいと思います。お聞きいただきたいと思います。今回13の2の規定が追加されました。ここでは、昨年12月の5日に交付された長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく審査の事務手数料を新たに定めております。長期優良住宅の建築、維持保全をしようとする者が建築、維持保全に関する計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとされております。同項第1号においては、認定の申し出があった棟ではなく戸数に対しての手数料が定められております。アの場合でございますけれども、1戸では5万7,000円、以下イ、ウ、エのような手数料となります。また、括弧書きの金額についてでございますけれども、これは民間評価機関での一部審査があった場合の金額を示しております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。同項第2号において長期優良住宅の認定申請にあわせて建築確認申請の申し出があった場合で複雑な構造計算を要する建築物については、構造計算適合判定に準ずる判定をすることと定めてございます。構造計算適合判定に係る手数料については、13の5第3号の規定による金額としております。

次に、備考第4項では、認定審査について行政庁以外での民間による住宅性能評価機関の技術審査について定めてございます。

第5項においては、13の2の項第1号において棟当たりの認定手数料を算出する計算をしたときの端数処理について定めてございます。

第6項については、認定申請にあわせて建築確認申請と同時に申請があった場合13の項第1号の建築確認申請の審査に係る手数料をあわせて取ることを定めてございます。

附則でございますけれども、条例の施行日につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律は6月4日を施行日とし、第5条第1項及び附則の改正規定、これは住基の関係でございますけれども、同年5月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第24号の説明を終わらせていただきます。

○議長 長 議案第25号、第26号及び第27号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第25号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例第2条において市立高等学校教員の定数について規定してございますが、滝川西高等学校におきましては高等学校教育の充実を目指し、平成19年度から英語教育に関する文部科学省指定研究事業でありますスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールの指定を受け、少人数指導等の実践研究を行ってきたところでございます。今後さらに少人数指導を発展させることにより英語教育の充実を図ることを目的といたしまして、教員1名を増員するため定数を改正したいとするものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表をごらん願います。第2条の表、教諭の項中55人を56人に、計の項中61人を62人へとそれぞれ改めたいとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成21年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第25号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号 滝川市立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、高等学校において交付する各種証明書について事務手数料を徴収するため改正したいとするものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表をごらん願います。第1条につきましては、文言の整理でございます。

第1条の2につきましては、条の追加であります。内容は徴収する使用料、手数料を規定してございます。また、第2項ただし書きにつきましては、在校生に係る証明書交付手数料は徴収しない旨規定してございます。

第2条第1項につきましては、文言の整理でございます。

第2項につきましては、項の追加であります。内容は交付手数料の1通の額と証明書の種類を規定してございます。

別表につきましては、項がふえたことに伴う改正であります。

次に、附則でございますが、この条例は、平成21年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第26号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号 滝川市美術自然史館条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例は、現在滝川市美術自然史館、滝川市こども科学館、滝川市郷土館及び経済部が所管しております滝川市航空動態博物館において中空知広域市町村圏に居住する小学生の入館料を無料としておりましたが、適正な受益者負担と収支改善の観点から、無料の規定を削除したいとするもので

ございます。ただし、教育委員会規則におきまして学習のために利用するときにつきましては、申請に基づき免除することを予定しているところでございます。次に、滝川市美術自然史館においては、使用料の設定は企画展示室のみのため、市民への利用促進と収支改善を図ることを目的とし、ロビーの使用料金設定を行い、積極的に活用を図るため改正したいとしますものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明を申し上げます。第1条関係、滝川市美術自然史館条例の一部改正でございます。滝川市美術自然史館条例の第5条第2項及び第9条第2項にロビーの規定を追加し、第6条は文言整理でございます。

別表第1の1、入館料の表、備考の中空知広域市町村圏組合の構成市町に居住する小学生を含まないと規定しております第1項を削除いたしまして、第2項を第1項に繰り上げ、別表第1の2、共通入館料の表の備考第1項も同様に広域圏居住の小学生に係る規定を削除、第2項、第3項をそれぞれ第1項、第2項に繰り上げ、別表第1の3、年間入館料の表の備考第1項も同様に広域圏居住の小学生に係る規定を削除、第2項を第1項に繰り上げ、別表第2はロビー使用料の設定を追加いたしまして、備考の第2項において入場料の規定を追加、第2項を第3項に繰り下げしたいとするものであります。

次に、第2条関係、滝川市こども科学館条例の一部改正でございます。別表の1、こども科学館入館料の中空知広域市町村圏組合の構成市町に居住する小学生を含まないと規定しております備考を削除したいとするものでございます。

次に、第3条関係、滝川市郷土館条例の一部改正でございます。別表第1の1、郷土館入館料の備考も同様に広域圏居住の小学生に係る規定を削除したいとするものでございます。

次に、第4条関係、滝川市航空科学センター条例の一部改正でございます。別表第1の備考第1項も同様に広域圏居住の小学生に係る規定を削除、第2項を第1項に繰り上げたいとするものでございます。

次に、附則でございます。この条例は、平成21年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第28号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第28号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

子供と家庭を応援する日本重点戦略等を踏まえ、平成20年12月3日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、21年4月1日から施行されることとされました。この法改正によりまして、地域における子育て支援サービスの充実や困難な状況にある子供や家庭に対する支援の強化、地方公共団体及び事業主の取り組みの強化等の措置が講じられたところでございます。この条例は、当該法改正により新たに創設されました小規模住居型児童養育事業を行う者に委託される者を市が実施する乳幼児等医療、重度心身障害者医療及びひとり親家庭等医療の対象者から除外するため、滝川市民福祉条例の一部を改正したいとするものであります。新たに創設される小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている者につきましては、現行制度における里親に委託されている者

と同様、児童福祉法の規定に基づき医療費がすべて北海道より支給されることとなることから、乳幼児等医療、重度心身障害者医療及びひとり親家庭等医療の支給対象から除外したいとするものであります。

新旧対照表によりご説明いたしますので、参考資料をごらんください。第4条第2項第2号、第41条第2項第2号及び第48条第2項第2号中、措置によりの次に小規模住居型児童養育事業を行う者若しくはを加えるものでございます。

附則で、施行期日を平成21年4月1日からとし、経過措置でこの条例による改正後の滝川市民福祉条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る乳幼児等医療、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る支給についてはなお従前の例によるものとするものでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。

○議長 議案第29号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号及び第36号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第29号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨は、3年に1度介護保険事業計画を策定して介護保険料も見直しを行う中、平成21年度から23年度までの保険料率につきましては滝川市保健医療福祉推進市民会議の答申を踏まえ、増額改定をせず現行と同額としたいとするものであります。かかる中平成20年10月に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布され、平成21年4月1日からの施行となり、この政令改正によりまして平成18年度から講じられてきた税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を踏まえ、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業におきまして保険者の判断により第1号被保険者の保険料負担段階第4段階の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の方に対しまして負担軽減ができることとなりました。本市におきましてもこれを踏まえ新たな保険料段階を設定し、附則にこの保険料率を規定したいとするものでございます。また、介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、平成20年5月に介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律が公布されまして、平成21年5月1日から施行されることとなりました。この法改正による介護保険法の条項の移動に伴い必要となる条文中の文言整理を行うため、滝川市介護保険条例の一部を改正したいとするものでございます。

条例案の概要としましては、第1点は今申し上げました平成21年度から23年度までの各年度における保険料率の設定、これにつきましては前期の平成18年から20年度までの保険料率と同額に設定をし、改定をしないところですが、保険料の第4段階に属する方のうち、先ほど申し上げました公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方につきましては平成21年度から23年度までの新たな保険料段階を設定し、その保険料率を3万9,860円としたいとするものでございます。第2点目は、地域支援事業に関する条項において引用しております介護保険法の条項が繰り下がることに伴う所要の条文中の文言整理を行いたいとするものでございます。

新旧対照表でご説明を申し上げます。1ページをごらんいただきたいと思います。第4条の2、第4条の2の2及び第4条の3につきましては、介護保険法の条項繰り下がりに伴う所要の条文整理であります。

下段、第5条は、3年に1度の保険料率の見直しに伴う対象年度の改正の部分でございます。

次のページ、附則第11項におきまして第1号被保険者の保険料負担段階第4段階の一定の低所得の方に対する負担軽減を規定しまして、平成21年度から平成23年度までの保険料率を第5条の規定にかかわらず3万9,860円としたいとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、附則第1項におきまして保険料率の設定に関しましては平成21年4月1日からとし、介護保険法の条項繰り下がりに伴う文言整理に関しましては平成21年5月1日からとしたいとするものであります。

第2項は、経過措置について規定しておるものでございます。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

先ほど議案第19号でご説明申し上げましたとおり、現在滝川市社会福祉事業団が指定管理者となっております13施設につきましては、同事業団への事業移管、施設譲渡に向けて協議を進めており、当面現行の委託先であります同事業団が公募によらず指定管理者制度により引き続き管理を行うことが適当であるとし、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者として指定したいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、一の坂保育所、江部乙保育所、花月保育所であります。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、深村完市氏でございます。指定期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間でございます。

次に、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について、これは老人ホームでございますが、これも議案第31号と同様でございますが、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市養護老人ホーム緑寿園、滝川市特別養護老人ホーム緑寿園及び滝川市軽費老人ホーム緑寿園でございます。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、深村完市氏でございます。指定管理期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間でございます。

次に、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について、これはデイサービスセンターでございますが、これも同様に地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市西町デイサービスセンター、滝川市デイサービスセンターすずかけ及び滝川市見晴デイサービスセンターでございます。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、深村完市氏であります。指定期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間でございます。

次に、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について、これは老人保健施設でございます

が、これも同様に地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市老人保健施設ナイスケアすずかけであります。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、深村完市氏でございます。指定期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間でございます。

次に、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について、これは滝川市三世代交流センターでございますが、これも同様地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市三世代交流センターであります。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、深村完市氏でございます。指定期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間でございます。

続きまして、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について、これは障がい者施設でございます。これも同様に地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川更生園及び新生園でございます。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、深村完市氏でございます。指定期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間でございます。

以上、議案第29号及び議案第31号から議案第36号までの説明とさせていただきます。

○議長 議案第38号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第38号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定を行うものであります。

管理を行わせる公の施設につきましては、滝川ふれ愛の里並びに池の前水上公園のうち池の前水上公園パークゴルフ場であります。指定管理者となるべき団体の名称、代表者等の氏名につきましては、株式会社滝川グリーンズ、代表者につきましては専務取締役、岩田伸次。指定期間につきましては、平成21年4月1日から24年3月31日までの3年間であります。

指定管理者の代表者が専務取締役となっているのは、株式会社滝川グリーンズの代表取締役は滝川市長であることから、双方代理の禁止によるものであります。また、指定管理の期間につきましては、平成18年から通常の3年を1年特例として3カ年間実施してまいりましたが、通常の指定管理期間の3年間としたいとするものであります。理由としましては、指定管理を受ける株式会社滝川グリーンズは滝川ふれ愛の里の設置目的である都市と農村の交流等の促進を図るため設立した会社であることやこれまでの蓄積した営業ノウハウを最大限に発揮できることなどが主な理由であります。

以上、議案第38号の説明とさせていただきます。

○議長 以上をもちまして平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から第9号まで、第17号から第19号まで、第21号、第24号から第29号まで、第

31号から第36号まで、第38号の説明を終了いたします。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時49分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成21年第1回滝川市議会定例会（第2日目）

平成21年 3月 4日（水）

午前10時00分 開議

午後 2時42分 散会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 議案第10号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 3 議案第11号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第12号 平成20年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第13号 平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第14号 平成20年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第23号 滝川市基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第15号 平成20年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第16号 平成20年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第20号 滝川市企業立地促進等のための固定資産税の免除に関する条例
- 日程第10 議案第22号 滝川市統計調査条例及び滝川市個人情報保護条例の一部を改正する
条例
- 日程第11 議案第30号 滝川市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（丸加高原健康の郷）
- 日程第13 議案第39号 公平委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第41号 市道路線の認定及び廃止について

○出席議員（17名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
4番	清水 雅人 君	5番	関 藤 龍也 君
6番	本間 保昭 君	7番	山口 清悦 君
8番	中田 翼 君	9番	大谷 久美子 君
10番	荒木 文一 君	11番	堀 重雄 君
12番	三上 裕久 君	13番	堀田 建司 君
14番	田村 勇 君	15番	山腰 修司 君
16番	井上 正雄 君	17番	水口 典一 君
18番	山木 昇 君		

○欠席議員（1名）

3番 酒井隆裕君

○説明員

市 長	田村弘君	副 市 長	末松静夫君
教 育 長	小田真人君	教育委員会委員長	若松重義君
理 事	飯沼清孝君	総 務 部 長	高橋賢司君
市民生活部長	西村孝君	保健福祉部長	狩野道彦君
保健福祉部参事	佐々木邦義君	経 済 部 長	多田幸秀君
建設部長	岡部豊君	教 育 部 長	高橋一昭君
教育部指導参事	早瀬公平君	監 査 事 務 局 長	中本隆之君
病院事務部長	東照明君	病院事務部参事	居林俊男君
総務課長	伊藤克之君	企 画 課 長	館敏弘君
財政課長	吉井裕視君	行政経営課長	五十嵐千夏雄君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	中嶋康雄君	次	長	田湯宏昌君
書 記	山本信子君	書	記	寺嶋悟君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。
欠席の申し出は、酒井議員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、井上議員、山腰議員を指名いたします。

◎日程第2 議案第10号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第7号）

- 議 長 日程第2、議案第10号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

- 副市長 おはようございます。議案第10号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算関連に伴う事業費の補正、扶助費や他会計繰出金など年度末を控え各経費の確定見込みによる過不足の調整並びに普通交付税、国庫支出金、道支出金、市債などの歳入の確定などに伴う補正が主な内容となっています。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ14億9,244万1,000円を増額し、予算の総額を212億4,805万9,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございます。20年度予算を21年度に繰り越して使用できる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございます。地方債の追加及び変更は、第3表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

7ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。今回補正予算を計上いたしました経費のうち平成21年度に繰り越して使用する経費は、次の3事業に係る経費でございます。まず、地域活性化・生活対策臨時交付金事業費の1億9,040万1,000円でございます。国の第2次補正予算に基づく地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、喫緊の最重要課題である地域経済、特に地場企業への支援策として公共工事の早期発注、事業の前倒しによる補正予算を計上し、地元企業への積極的支援と雇用創出の促進を図ったところであります。このうち工期等の関係により一部繰越明許とするものであります。次に、定額給付金給付事業7億1,443万5,000円及び子育て応援特別手当給付事業2,162万2,000円でございます。国の第2次補正予算に

基づく定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当給付事業については、早期給付に努め、市民の生活支援、地域活性化を促進したいとするものでありますが、国の補正予算関連法案議決後からの事業着手となることから事業完了が21年度となる見込みであり、全額繰越明許とするものであります。

第3表、地方債補正でございます。追加といたしまして借換債5億8,800万円です。変更といたしまして、経営体育成基盤整備事業債780万円を減じて390万円、道路新設改良事業債620万円を減じて1億4,460万円、臨時財政対策債14万2,000円を減じて3億8,847万3,000円にそれぞれ限度額を変更するものでございます。追加となります借換債につきましては、平成7年度に民間資金により利率3.8パーセントで借り入れた市債残高1億174万円及び平成8年度に民間資金により利率3.39パーセントで借り入れた市債残高4億8,650万4,000円について、より低利に借換えを実施することにより将来負担の低減を図りたいとするものでございます。限度額の変更につきましては、経営体育成基盤整備事業債及び道路新設改良事業債については事業費の確定による減額、臨時財政対策債については発行可能額の確定による減額でございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、20ページ、21ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額59万1,000円の増額につきましては、財産貸付収入、基金利息の実行見込みにより財政調整基金ほか各基金積立金を補正したいとするものでございます。

2款1項7目市民生活推進費、補正額180万円の増額につきましては、市民生活の向上推進に要する経費の補正でございます。街路灯維持費補助金につきましては、現在各町内会では街路灯電気料の従量制から定額制への移行と電気料節減に努めていただいております、その効果もあらわれているところでございますが、電気料金の改正及び原油価格の高騰に伴う燃料調整額の値上がりなどを主な要因として補助金予算額に不足が見込まれることから、不足分を増額補正したいとするものでございます。

2款1項9目交通安全対策費、補正額1,000円の減額につきましては、基金利息の実行見込みにより交通安全対策事業整備等基金積立金を補正したいとするものでございます。

2款1項10目地域活性化・生活対策事業費、補正額9億5,824万1,000円の増額につきましては、定額給付金給付事業に要する経費7億1,443万5,000円の増額、地域活性化・生活対策臨時交付金事業に要する経費2億4,380万6,000円の増額の補正でございます。定額給付金給付事業につきましては、国の第2次補正予算に基づく事業であり、現在の景気後退下での市民への生活支援と広く市民に交付することにより地域経済の活性化を目的として実施するものでございます。基準日である2月1日現在の滝川市民全員に対して早期給付に努め、滝川市内の経済の活性化を図りたいとするものでありますが、国の補正予算関連法案議決後からの事業着手となることから全額繰越明許とするものでございます。地域活性化・生活対策臨時交付金事業につきましては、国の第2次補正予算に基づき交付が見込まれる地域活性化・生活対策臨時交付金、安全・安心な学校づくり交付金、住宅・建築物耐震改修補助金を活用し、国の地方再生戦略、生活対策に

呼応する事業を実施したいとするものであります。事業内訳については、説明欄のとおりでございますが、喫緊の課題である経済状況への対応として速効性のある公共工事等を計上したほか、江部乙小学校、明苑中学校、西高等学校の耐震補強工事等の実施及び全小学校へのAEDの設置による安全、安心な教育環境づくり、公営住宅における安全を確保するための火災報知器の設置、地域活性化を一時的なものせず、将来を見据えた上で滝川市における集約型都市構造の確立を図るための都市マス策定事業などを計上したほか、4,658万5,000円については一たん基金に積み立て、平成21年度予算においてその基金を充当して今回の補正予算と連続する滝川市における第2期の地域活性化・生活対策事業として経済対策に速効性のある公共工事のほか地場産業支援、地域公共交通や市民の安全、安心のための各種事業を予算計上し、平成21年度事業として実施するものであります。今回の補正予算と21年度当初予算に加え、さらなる雇用創出に係る補正予算も今後早期に予定するところであり、現下の経済状況、生活不安に対し早期の対応と継続的、連続的な対応を行うことにより、より効果的な対策としたいとするものであります。

次のページをお開き願います。3款1項1目社会福祉費、補正額1,232万6,000円の増額につきましては、社会福祉事業振興基金積立金の補正でございます。寄附金及び基金利息を積み立てるほか、高原基金を活用して整備しておりますそらぶちの森整備事業につきまして、20年度事業であります森の観察小屋新築工事に執行残246万3,000円が生じたことから、21年度のそらぶちの森づくり事業に活用するため、一たん基金に積み立てたいとするものでございます。

3款1項2目障害者福祉費、補正額373万4,000円の増額につきましては、障害者自立支援給付に要する経費655万8,000円の増額、特別障害者手当等に要する経費282万4,000円の減額の補正でございます。障害者自立支援給付に要する経費につきましては、サービス単価のアップ及び各施設が就労を支援する新体系サービスへ移行したことに伴う訓練等給付サービス利用者の増に伴う訓練等給付費扶助1,031万8,000円の増と申請件数の減及び給付補装具の平均単価の減に伴う補装具扶助376万円の減による補正でございます。特別障害者手当等に要する経費につきましては、特別障害者手当、障害児福祉手当について対象者が当初の見込み数に至らないことから減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。3款1項4目生きがいと健康づくり推進費、補正額399万円の増額につきましては、地域福祉活動推進支援事業に要する経費の補正でございます。長年にわたり社会福祉活動のために役立ててほしいとして寄せられたお二人の市民の方のご寄附についてその趣旨、意向、経過を重んじ、その浄財をより効果的に地域福祉活動に活用するために、社会福祉協議会が地域の福祉活動の促進を目的として展開している地域福祉活動推進支援事業の実施に使わせていただくこととし、今回補助金として補正し、社会福祉協議会の基金に積み立てをするものでございます。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額1,133万1,000円の増額につきましては、児童手当に要する経費305万6,000円の減額、児童扶養手当に要する経費723万5,000円の減額、子育て応援特別手当給付に要する経費2,162万2,000円の増額の補正でございます。

児童手当につきましては、転出等を原因とした対象児童数の減及び転入、出生等による新規認定児童数が過去5年間の平均を約30人下回ったことなどから、支給対象児童数が当初見込み数と比較して減少する見込みとなったことにより減額補正したいとするものでございます。児童扶養手当につきましては、20年4月からの制度改正の影響による支給額の減額及び制度変更や経済状況に起因する就業者の増加による支給額の減などにより減額補正したいとするものでございます。子育て応援特別手当交付金については、国の第2次補正予算に基づく事業であり、現在の経済状況の中、特に負担が重くなる多子世帯の生活支援を行うものであり、滝川市における対象者数は570人が見込まれます。事務費を含め、当事業の実施に必要な額について補正したいとするものでございます。その趣旨から早期交付に努めますが、国の補正予算関連法案の議決後からの事業着手となることから、全額繰越明許とするものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額965万2,000円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正でございます。指定管理をしております3保育所について、花月保育所では入所児童数の減により指定管理代行負担金が減となりますが、一の坂保育所、江部乙保育所においては保育単価の高いゼロ歳児の増加が顕著であり、これに伴う指定管理代行負担金を増額したいとするものであります。また、広域入所負担金につきましては、近隣市町の保育所へのいわゆる広域入所利用者が増となることから、増額補正を行いたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。4款1項5目環境衛生費、補正額8,000円の減額につきましては、基金利息の実行見込みに墓地管理基金積立金を補正したいとするものでございます。

4款1項6目他会計繰出金、補正額4,850万3,000円の減額につきましては、特別会計の補正に伴う一般会計負担分の整理及び地方交付税等の確定に伴う整理でございます。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、病院事業会計に対する繰出金について補正したいとするものでございます。

4款2項1目じん芥処理費、補正額1,893万2,000円の減額及び4款2項2目し尿処理費、補正額266万円の減額につきましては、ごみ処理施設及び衛生センターに係る中空知衛生施設組合負担金について前年度繰越金の精査等により減額するものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額138万円の増額につきましては、基金利息、寄附金の実行見込みにより農業振興基金積立金を補正したいとするものでございます。

6款1項4目農地費、補正額449万4,000円の減額につきましては、土地改良に要する経費の補正でございます。道営事業であります道営経営体育成基盤整備事業に係る滝川市の負担金額の確定により減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。6款2項1目林業振興費、補正額246万3,000円の減額につきましては、そらぶちの森づくり事業に要する経費の補正でございます。そらぶちの森づくり事業に要する経費につきましては、20年度事業である森の観察小屋整備事業の事業費が確定し、246万3,000円の執行残が出ましたことからこれを減額するとともに、財源として充当しております高原基金について残額を社会福祉事業振興基金に積み立てし、21年度のそらぶちの森づくり事業に活用したいとするものであります。なお、社会福祉事業振興基金への積み立てについて

は、3款1項1目社会福祉費にて補正計上しております。

7款1項1目商工業振興費、補正額1,000円の減額につきましては、基金利息の実行見込みにより商業振興基金積立金を補正したいとするものでございます。

8款2項2目道路新設改良費、補正額269万2,000円の減額につきましては、道路の新設改良事業費の確定に伴う減額補正でございます。

8款4項1目都市計画費、補正額748万7,000円の減額につきましては、都市計画に要する経費の補正でございます。都市マス全体構想策定検討業務については、20年度の事業実施には至らなかったことから、その事業費について全額を減額したいとするものでございます。また、地域活性化・生活対策臨時交付金事業については、地域活性化のためのカンフル剤として速効性のある事業を多く実施することとしていますが、加えてこれを一時的な活性化にとどまらせないため、将来を見据え、滝川市における集約型都市構造の確立を図るため、この都市マス策定事業について地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して実施することとし、2款1項10目の地域活性化・生活対策臨時交付金事業において新たに予算計上し、全額繰越明許とするものでございます。

8款5項1目住宅管理費、補正額633万2,000円の減額につきましては、公営住宅における安心と安全を確保するために市営住宅への火災報知器の設置について地域活性化・生活対策臨時交付金事業として実施します。このことにより、予算計上科目の振りかえに伴う公営住宅事業特別会計繰出金の補正でございます。

次のページをお開き願います。10款1項3目教育振興費、補正額592万5,000円の減額につきましては、その他教育振興に要する経費184万1,000円の減額、学校支援地域本部事業に要する経費408万4,000円の減額の補正でございます。その他教育振興に要する経費につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金について申請者数、対象者数の減の見込みにより183万円の減額が見込まれることによる補正及び基金利息の実行見込みにより育英事業基金積立金、発明工夫奨励基金積立金を補正したいとするものでございます。学校支援地域本部事業に要する経費につきましては、8月の事業開始を計画して予算計上したところでありましたが、事業開始時期の変更により不用額408万4,000円が生じる見込みであることから、減額補正したいとするものでございます。

10款3項小学校費、1目学校管理費、補正額20万円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございまして、ご寄附をいただいた寄附者の意向に沿って東小学校の備品を整備するものでございます。

次のページをお開き願います。10款7項1目社会教育費、補正額34万5,000円の増額につきましては、寄附金及び基金利息の実行見込みにより青少年健全育成基金積立金、芸術文化振興基金積立金、生涯学習振興基金積立金について補正したいとするものでございます。

10款7項6目図書館費、補正額10万円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございまして、ご寄附をいただいた寄附者の意向に沿って青少年健全育成のための図書の整備を行うものでございます。

10款8項1目体育振興費、補正額1,000円の減額につきましては、基金利息の実行見込み

により体育振興基金積立金について補正したいとするものでございます。

11款1項公債費、1目元金、補正額5億8,825万円の増額につきましては、公債費改革として滝川市の行財政を考える市民会議及び新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会において説明させていただいております民間資金の低利での借換えを実施するため借換債を発行するとともに、現在の借入残高を繰上償還するため公債費を増額補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で14億9,244万1,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

10款1項1目地方特例交付金2,087万8,000円の増額については、地方特例交付金の交付額の決定に伴う補正でございます。

10款3項1目地方税等減収補てん臨時交付金、補正額415万1,000円につきましては、ご説明申し上げますが、地方税等減収補てん臨時交付金は地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が平成20年4月1日に交付されたことにより生じた自動車取得税及び地方道路税の収入の減少に伴う地方公共団体の平成20年度の減収を補填するために交付されるものでありまして、その交付額の決定により補正予算計上するものでございます。内訳としまして、自動車取得税減収補てん臨時交付金295万4,000円、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金119万7,000円で、合計で415万1,000円が交付決定額となっております。

11款1項1目地方交付税8,305万1,000円の増額につきましては、普通交付税の交付額の決定に伴う補正でございます。

15款1項1目民生費負担金439万9,000円の減、15款1項2目衛生費負担金57万3,000円の増につきましては、歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。15款2項4目地方道路整備臨時交付金200万円の増につきましては、交付金の交付率の変更に伴う増額補正でございます。

15款2項6目総務費交付金、1節地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、補正額1,883万8,000円につきましてご説明申し上げます。地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金につきましては、国の第1次補正予算に基づき交付が見込まれるものであり、交付額の決定により補正したいとするものでございます。なお、交付対象事業は、国の安心実現のための緊急総合対策に呼応する事業であり、滝川市においては冬場の生活者の不安解消に係る福祉灯油事業、福祉除雪事業等について対象事業としております。

15款2項6目総務費交付金、2節地域活性化・生活対策臨時交付金、補正額1億5,953万4,000円、15款2項6目総務費交付金、4節安全・安心な学校づくり交付金、補正額5,691万3,000円、15款2項7目総務費補助金、3節住宅・建築物耐震改修補助金、補正額1,687万8,000円については、歳出関連でございますが、国の2次補正予算に基づいて実施する地域活性化・生活対策臨時交付金事業に係る歳入であります。

16款1項1目民生費負担金319万9,000円の増、16款1項2目衛生費負担金1,199万1,000円の増については、歳出関連であります。

16款2項1目民生費補助金2,162万2,000円の増、16款2項8目総務費補助金、補

正額7億1,443万5,000円の増については、歳出関連でございますが、国の第2次補正予算に基づく子育て応援特別手当給付事業及び定額給付金給付事業に係る歳入であります。

次のページをお開き願います。16款3項5目教育費委託金408万4,000円の減、17款1項3目基金運用収入5万9,000円の減、18款1項1目一般寄附金429万6,000円の増、18款1項4目衛生費寄附金21万9,000円の増、次のページをお開き願います。18款1項5目農林業費寄附金140万円の増、18款1項7目教育費寄附金570万9,000円の増は、歳出関連でございます。

19款2項1目基金繰入金1億9,601万円の減のうち財政調整基金繰入金4,000万円の減、土地開発基金繰入金1億200万円の減、減債基金繰入金3,500万円の減、施設整備政策基金繰入金2,300万円の減につきましては、補正により減額となった一般財源について基金繰入金の減額により調整したいとするものでございます。社会福祉事業振興基金繰入金399万円の増につきましては、歳出関連でございますが、お二人の市民の方から長年にわたり寄せられた寄附について社会福祉事業振興基金に積み立てをしておりましたことから、その総額を繰り入れし、社会福祉協議会に対する補助金として歳出し、社会福祉協議会において基金に積んでいただくものでございます。

20款1項1目繰越金558万6,000円の減は、補正財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款4項2目後期高齢者医療広域連合受託事業収入11万4,000円の増、21款5項3目雑入292万円の増につきましては、歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。22款1項3目農林業債780万円の減、22款1項4目土木債620万円の減は、事業費の確定による市債の確定見込みによるものでございます。

22款1項6目臨時財政対策債14万2,000円の減は、市債発行可能額の確定によるものでございます。

22款1項7目借換債5億8,800万円の増は、借換債の発行に伴うものでございます。

以上、歳入合計で14億9,244万1,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいま副市長からございました補正予算の質疑をしたいと思いますが、まず繰越明許費、7ページと20ページ、21ページにかかわると思うのですが、まずはその中でも地域活性化・生活対策臨時交付金の事業ですか、1億9,040万円、この提案は大変詳しいのでございますが、21ページにきれいな提案がございました。ところが、もう一つのほうの次の定額給付金の給付事業7億1,443万5,000円ですか、これのほうの提案のほうは金額は出ております。それから、収入も先ほど道のほうから何か回ってくるというようなことでの提案がございました。そこまではわかるのですが、それ以上、その事業としか書いていない。したがって、政府の言う金額で一体滝川市として間に合うかどうかというようなこのあたりを1点目でございます。

2点目なのですが、給付の事務の人件費、職員、この前各部長が全部トップになって、その名簿等は出ましたが、一体毎日毎日その専任の職員はどれほどでこの作業をやっているのか、小さく2点目の1点目。その2点目ですが、システムの費用等この7億円の中から出されるものか、それともまた総務費の別なものかわかりませんが、そういうシステムの費用のほう、これがどのようになっているか、この件についてお願いしたいと思います。

そのようなことで3点目でございますが、これらにかかわる市民に対しての啓宣というのですか、お知らせ、こういうものの具体的なことを、もうきょうかあすか国会のほうで決まるそうでございますから、どのように市民にお知らせするのか、以上3点お願いしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいまのご質疑に対する答弁を申し上げます。

まず、21ページの定額給付金の関係でございます。事業が7億1,443万5,000円と、総額のみということでございますが、内訳といたしましてこのうち直接給付に係る給付金が6億8,268万4,000円でございます。そのほかは、事務費ということで職員の超過勤務手当、さらに臨時職員の賃金、共済費、またご質疑のありましたシステム改修費を含めて事務費が3,175万1,000円計上し、合計の今の額となるということでございます。

それで、専任職員の体制でございますけれども、1月下旬に13課による会合を発足いたしまして、その後数回事務等の対応を協議しておりましたけれども、先週7部長による実施本部体制、それと専任職員7名体制による発令もあわせて行っております。そういう専任体制で万全を期していきたいと考えております。

また、システムの費用関係、改修費用でございますけれども、今の事務費の額の範囲内で315万円を計上しております。これについては、予算議決をいただいた後、速やかに発注をしたいと考えております。

それと、最後のご質疑でございますけれども、市民に対する広報でございますけれども、広報4月号、3月の下旬に発刊になりますけれども、その中で市民へのお知らせということで考えてございますし、また適宜中間でさらに2回ほど、都合3回ほど広報等を予定しております。

以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 それでは、21ページの地域活性化・生活対策臨時交付金事業に要する経費ということで2点ほど質疑をさせていただきます。

まず、この地域活性化・生活対策臨時交付金事業というのは、地域の経済を立て直すというか、その起爆剤とするということを緊急に行うものであるというふうに理解をしています。その場合、まず確認させていただきたいのは、幾つか23ページにわたって項目が載っておりますけれども、この中で市内業者に発注できないと思われるものはどれなのかということがまず1点。

それから、若干このやり方はちょっと残念だなというふうにどうしても思わざるを得ない部分なのですけれども、都市マスと、それから公営住宅に関して減額補正を同時に行っていて、こちらに振りかえているように見えるということについては、やっぱりどうしてもちょっと残念だなと思わ

ざるを得ないのですけれども、その辺に対する考え方、このまず2点についてお願いいたします。

○議 長 答弁、総務部長。

○総務部長 ただいまのご質疑でございますけれども、1点目、市内発注できないものはあるのかということでございますけれども、現時点では市内発注が可能だと考えております、すべて。

それと、2点目の都市マス、住宅の関係でございますけれども、今回の交付金の関係でございますけれども、国から具体的な交付金の見込み通知というのが12月の下旬でございます。ちょうど21年度の予算編成の真ただ中ということで、その間新年度予算編成、さらにまたこの交付金の関係ということで、一体的な予算編成と、補正予算も含めた一体的な編成というふうになったわけでございます。その中で、例えば都市マスあるいは公住の関係でございますけれども、国からの交付金の要綱が例えば地方再生戦略、さらにまた生活対策ということで、それぞれ交付要件に見合う事業をやはり国の要綱等に基づく事業というものを選定するという作業が同時に必要になったということでございます。その中で、都市マスでございますけれども、地域再生戦略の中の都市機能の集約、さらにまたネットワークということで、集約型都市構造への転換等の推進と。さらにまた、公営住宅については既存ストックの活用、安全安心事業ということで、事業がそれぞれこの要綱に合致をするということで考えておまして、関係部局との調整の中で事業選定を行ったということでございますので、ご理解方お願いしたいと思います。

(何事か言う声あり)

○議 長 まだありますか。総務部長。

○総務部長 先ほどすべて地元業者というふうに答弁申し上げましたけれども、一部専門的な知識を要する例えば都市マスの関係等、一部にそういうものがございます。訂正をさせていただきます。

○議 長 本間議員。

○本間議員 ご答弁としては十分なものではない感じがするのですが、ただ歳入を見ますと地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては1億5,900万円であるということで、多分すべてがそれに当たるということではないと思いますので、要するにこうしたものに関連する経費が多分全体像としてはこのように振り分けられているというふうに理解したいのですが、ただこういうふうに表現するときにやっぱり期待するのは完全に今までの事業からプラスアルファのものをどうしても期待いたします。新たな経済対策ということ、プラスアルファの、完全にすべてがプラスアルファになるような経済対策、またそれからできれば、できればというか、すべてということにはならないかもしれないけれども、やはり市内にお金が回るために使っていただきたいというふうなことを望むわけで、そういうふうになるものだろうなというふうに思っているのだけれども、このようにすべてを網羅して支出の説明をされたときにそうでないものが混在しているということについては本来の目的とは違うのかなというふうな感じがして仕方ありませんが、そうしたことに對するちょっと考え方をもう一度確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。賛成したいので。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質疑でございますけれども、この事業については市内にどうお金を回し

ていくかという考え方はこの予算編成の中でも相当配慮したつもりでございます。それで、21ページに出ている事業に要する経費総額2億4,300万円、このうち7ページの繰越明許1億9,000万円。この交付金自体は1億5,900万円でございますので、事業費をやはり他の交付金も含めて事業規模を2億4,300万円まで拡大をして、ただいまの交付要綱に資する事業、さらにまた市内の経済状況を最大限考慮して計上したということで、本来の国の2次補正の目的を十分達成できるだけの事業ボリュームを編成したというふうに考えております。

(何事か言う声あり)

○議長　もうちょっと詳しくさっきの市内の関係出ますか。総務部長。

○総務部長　21ページの事業の一覧の中で市内発注が難しいと思われるものでございますけれども、上から都市マスの全体構想、また都市計画道路見直し検討業務、また一番下のAEDの関係、この3点、現時点ではこの3点だと考えております。

○議長　長　三上議員。

○三上議員　それでは、大きく2点質疑させていただきます。

国の第2次補正予算がきょうのお昼ぐらいには関連法案が通るのではないだろうかと言われております。今回の一般会計の補正予算第7号は、その国の第2次補正予算がほとんど盛り込まれているのかなと思っております。その中でも定額給付金事業についてまず1点目は伺いたいと思います。これ昨年の12月4日で定額給付金については質問させていただいておりますけれども、まず1つは家計への緊急支援だと。そして、2つ目は、地域の景気を浮揚させるものだというので、市長もそのような認識で答弁されております。そこで、この6億8,000万円、事務経費入れて3,100万円プラスすると7億円のお金がこの滝川に落ちるわけなのですが、私は相当効果を期待しております。そういったことで、この支給開始時期、支給開始時期と一連の事務作業の流れ、これをちょっと明確にさせていただきたいなと思います。

2つ目なのですが、この給付事業に係るいわゆる残業だとか、あるいは新たに雇用、雇い入れるだとか、そういったこと考えられていると思うのですが、ここに係る雇用の創出はどの程度あるのかということも2つ目として聞きたいと思います。

それと、3つ目なのですが、この定額給付金、地元の消費拡大につなげようという、いわゆる給付時期にあわせてプレミアムつき商品券を発行するという自治体がふえておりますけれども、一部には市商連中心に発行するというふうには聞いておりますけれども、本市としてはどのようなかわりを持ってきているのかを伺いたいと思います。

それと、大きな2点目、地域活性化・生活対策臨時交付金事業に関することなのですが、これもやはり緊急性あるいは生活対策というところが重要なのかなというふうに先ほど副市長もお話しされておりましたけれども、その中のどうしてもやはり、本間議員も質疑されておりましたけれども、都市マスタープランの策定に係る委託業務、この部分が本当に緊急性のあるものなのか。もちろん中期的には必要だということもわかりますし、先ほどもちょっとありましたけれども、減額してこれに振り向けたと、その部分をもう一度ちょっとお話ししていただければと思います。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、最初のご質疑でございますけれども、定額給付金の一連の事務の流れ、さらにまた支給開始時期ということでございます。一連の事務は、本日予算の議決をいただきましたら、まず今の住民情報システムの改修作業ということで、早急に住民情報システムの改修作業にかかるということでございます。その改正のシステムのプログラムができ上がるのは、おおむね3月の中旬ごろと考えてございます。その後滝川市の打ち出し様式等をその間検討いたしまして、今月の下旬に申請書の打ち出しをしたいと考えております。申請書の打ち出しが出ましたら、申請者への発送の準備ということで封入等を下旬から上旬にかけて行うということでございます。さらに、来月の上旬には郵便局のほうへ発送のための封筒を搬入をして、郵便局ではおおむね全世帯ということになりますので、1週間程度配達にかかるということ聞いております。おおむね4月の上旬ぐらいで配達完了になるのではないかと。それから、同時に郵送、返送が来ます。さらにまた、本人直接窓口に見えられるという方の受け付け作業が同時進行で入るということでございます。そういう受け付けをしたものについて今度は口座振り込みという手続が入りますが、例えば郵便貯金銀行、ゆうちょ銀行ですとそのデータ提供については10営業日前までということですので、受け付けを完了、交付決定をしたものについて例えばゆうちょ銀行でありますと4月の中旬にフロッピーでのデータ提供という手続を踏まえていきますと、4月の下旬の第1回目の支払いということになるかと思っております。

それと、雇用の関係でございますけれども、先ほど7名体制、専任職員体制ということでございますけれども、そのほか臨時職員ということで雇用に9名予定しております。9名につきましては、業務の状況等によって順次縮小していくということで、最大9名ということでございます。

私のほうからは以上です。

○議 長 経済部長。

○経済部長 私のほうからは、プレミアムつき商品券の関係についてお答えをしたいと思います。

滝川市商店街振興組合連合会と市内の商店会の幾つかが事業主体となりましてプレミアムつき商品券を販売する予定でございます。今のところ3月中ぐらいから販売をしたいということで予定をしております、あす11時から市役所の6階で記者発表をする予定であります。具体的な項目につきましては、商店街の意向からそのときに大々的に市内にPRしたいというふうに考えておりました、詳細についてはそのときに発表させていただきたいというふうに思っております。今回の給付金来る前の3月中から4月にかけてというのは、どちらかというと需要期になるものですから、それにあわせて前倒しした形でのプレミアム商品券について販売をしたいということで頑張っております。

以上であります。

○議 長 副市長。

○副市長 都市マスの関係でお話がありましたけれども、まず1点は都市マス今回20年度のやつ減額をしているのは、都市マス全体がやはり土地利用の見直しというのが必要だということで、特に農振農用地含めて4月時点でかなり今まで見直していなかった部分の守るべき農地含めて、保

全する農地、それから遊休農地を含めてどうしていくのかと、これがやっぱり近々としての課題があるということの中で、全体21年度にかけて見直していこうというのが1個の流れであります。都市マスは22年度を目途として精査していく予定でありますけれども、そうした流れの中で今回の都市マスについては集約型都市構造への転換ということの中の判断をしております、この背景の中にはやはり国が定めた地方再生戦略と生活対策ということの背景があります。その中で、やはり一部、一部というか、緊急に必要な経済ともう一つは持続可能な内需型の事業創出することを含めて中期的なものも考えるべきだという視点もあります。そういう視点の中で都市マスが今回繰越明許として活用したいと、そういう流れの中でつくっていると。

一方、減額したのは、そういう全体的な土地利用、用途地域を含めて、これまでバイパス沿線を除外してほしいとかさまざま出てきています。そういう形の中で、今の例えば中心市街地活性化の中で我々としては準工地域を大型店抑制するために1万平米という規制をかけておりますけれども、そういう中心市街地の活性化を含めた用途地域の見直しを含めながらの農振農用地のあり方なども含めて4月以降にやはり精査する必要があるだろうと、そういう観点で21年度に送り込んだのがまず一つの理由であります、減額した。次に、これが今の2次補正の中で次のところとしての中期的な展望に立って都市構造を見直すという視点の中で今回の2次補正にのっていけるということでそれに盛り込んだということでございます。それぞれ今回は実施計画を出して、地方公共団体が地域活性化等に資する事業として地方再生戦略、または生活対策に対応した事業を挙げてほしいという、そういう認定の中で行われているということで、走りながらの予算協議、編成等の国との調整でしたけれども、そういう形の中で中期的な展望の中での都市マスを挙げたということでご理解いただきたいと思えます。

○議長 三上議員。

○三上議員 定額給付金の支給開始時期が4月下旬になると。実は、これ総務省の行政第20号という総務事務次官から指示というか、申し入れというか、通達というか、そういうのが来ていると思うのですが、これ1月の28日。事業の趣旨をご理解いただき、事業の効果を十分に発揮するために年度内の給付開始を目指し、早急に必要な補正予算を編成し、準備を進められますようお願いいたしますと。これは来ていますよね。それで、確かに年度末大変な事務作業がふえるということでも理解しております。ただ、そういった中で30万以上の都市で、30万以上です、の都市で年度内実施すると表明しているところもあるのです。例えば東京都足立区、中野区、神戸市、福岡県の久留米市、こういったところは30万以上にもかかわらず、事務作業がふえるにもかかわらず、何とか待っている庶民のために一日も早く支給したいという思いでやっているところもあるわけです。そして、昨年4定で私もこの定額給付金について早く準備してほしい、そしてその経済波及効果もすごい、生活されている皆さんも今物価高で大変だ、そういったことは十分理解しておりますという答弁もいただいていますし、その時点で早くスタートすればよかったのです。そうしたら、一日も早く届けることができたのです。なぜそれができないのかということをもっと伺いたい。

それと、都市マスタープランの関係、確かに言われていることわかります。いわゆる地域活性化・生活対策臨時交付金というのは、今考えている計画プラスアルファなのです、さっきも言いました

けれども。真水の部分で使うべきだと思うのです。だから、堂々と今までどおり予算組んでいたわけですから、それを使えばよかったです。プラスアルファでこの生活対策の交付金というのは使うべきではないのかと思います。緊急性ということを考えると、今学校は修繕すらできないような状況にある。そちらのほうに振り向けるほうが緊急性があるのでないかと思いますので、ぜひもう一度その部分についてご答弁いただきたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 1点目の定額給付金の関係でございます。1月下旬の通知、私どもも総務省からの通知は承知をしておりますけれども、これ言いわけにしかならないですけれども、総務省からのその通知がその後断続的というのですか、これで固まったという形ではなくて結構断続的に通知が来ているという実態もございます。それで、私どもとしては、その辺も含めて慎重に対応したということでございます。結果として総務省の取りまとめでいきますと、3月年度内の支給が約2割程度ということでございますけれども、私どもとしても三上議員さんから2月の中旬ですか、要請を受けて、もろもろ検討して、その要請を受けた段階で連休明けということも一部ちょっとお話した経過もございますけれども、その連休明けではなくて2週間ほど前倒しをして4月下旬というところまで作業として進めた中身でもあるということでご理解をいただきたいなと思っております。

○議長 副市長。

○副市長 都市マスの関係で、意見としては本当に重く受けとめますが、私どもとしても一過性でないものも含めながら、できる範囲のことはしたという認識でおりますので、この辺はご理解いただきたいと思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 大きく6点についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、ただいまお二人の方から質疑がございましたが、都市マスについては言語道断と言わざるを得ないのです。かつて緊急雇用交付金というのがありまして、これも当時どういうものに多く使われたかというソフト開発に使われて、地元の業者さんがほとんどとれないということがありました。これは、たしか3年ぐらいの継続事業だったので、繰り返し繰り返し地元企業を使わない事業を行ったのです。当時きちっと反省していれば、こういったことは起きないわけです。今回反省しなければまた繰り返すということになるわけで、今後この景気状況でいえば同じような補正予算がどんどん組まれると、国のほうでも。そういう中で、二度とこういうことはしないという考えがあるのかどうか。つまり地元発注できないような事業を組み込むということについて二度と行わないという考え方があるのかどうかについてお伺いいたします。

2点目は、契約の問題です。ただいま市内か市外かというお話はありました。もう一つは、どんな規模の企業に発注をするのかということですが、事前に所管にお聞きしたところすべて、1つだけ例外があるのかな、公共施設修繕料の中に空調設備のエレメントというのがあって、これだけは随契だと、金額が小さいので。ほかはすべて指名競争入札ということなのです。つまり指名競争入札ということは工事でいえば130万円以上、物品購入でいえば70万円以上という規模の大きいものということになるのです。この問題で、公営住宅につけられている金額でいうと633万2、

000円、これについては公営住宅につける火災警報器、これは普通その家庭の方が自分でつけられるようなものなのです。ほとんどが自分で、ほとんどとは言いませんが、多くの方が自分でつける。つまり屋内電気工事で市の指名業者になっているような何々電設だとかというところでも、いわゆるまの電気屋さんで十分おつりがくるぐらいの任せれる仕事なのです。この633万円を10個に分ければ、恐らく物品購入ということになる……ちょっとわからない、工事になるのか、そういうことで指名業者に入っていない電気屋さんを入れるようにすべきだというふうに思いますが、お考えを伺います。

契約の3点目は、失業要件というものを入れるのかということなのです。つまりいろんな建築工事、設備工事、電気工事が行われますが、かなりの季節労働者が雇用される、あるいは失業中の労働者が雇用される、できる事業だというふうに思うのです。しかし、それぞれの会社では通年雇用の方も抱えていると。ワークシェアリングの考え方でいえば、今失業している方にこういう仕事が回るということがいわゆる公共事業の投資効率が地域経済に与える投資効率が高いと言われているわけですから、失業者を雇うという要件をすべてとは言いませんけれども、一定程度そういう要件をつけるということについてのお考えを伺いたいと思います。

次は、事務経費の中で、先ほどいわゆる職員費に当たる職員7人の分、この職員費については3,175万1,000円の中に入っていないと思うのです。職員費でいうと、2カ月ですから1カ月50万円ぐらいで計算するのでしょうか。1,500万円とかいうようなことになるというふうには思われますが、幾らぐらいになるのかお伺いいたします。

次は、定額給付金事業についてお伺いいたします。国で既にこれについては要綱が出され、代理申請ができるということです。代理申請ができるということになると、代理になる方がいろんな苦労されることになるのですが、私は民生委員さんや町内会長さんが代理申請できるという条文があるのですが、これについて民生委員さんや町内会長さんには極力手を煩わせないと、直接職員が行くと。来てもらうというのをやめて、そういう連絡があったら職員が民生委員さんや町内会長さんのお宅に訪問すると、そして申請書を受け取ったりというふうにするべきではないのかと。特に町内会長さんは全く無報酬ですので、町内会長さんの代理申請はできるだけ避けるとかいう配慮も必要だというふうに思いますが、お伺いをいたします。

最後ですが、差し押さえの問題です。年金はおろか児童手当まで差し押さえが行われる滝川市です。今回の定額給付金、また子育て応援特別手当給付、これについて差し押さえをしないような配慮をとるのか、それともばらばらに振り込まれるわけだから差し押さえを防ぐことはできないという立場に立つのか、どういう姿勢で臨まれるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 まず、契約の関係でございます。企業の発注規模等の関係でございますけれども、いろいろ報道では例えば発注は今回の補正絡めて1社1件だとか、そういう制限を設ける自治体もあるやに聞いていますけれども、私ども公共事業としてやはり発注する以上は一定のルールのもとに公正、公平、透明ということで、従来からも受注機会の確保を図りながら、適正な執行というもの

に心がけてきたところでありますけれども、今回の補正についても基本的には同様な考え方で進めていきたいと考えているところでございます。したがって、失業要件とかそういうことについて、今回の交付金を活用した公共事業についてその要件を特別加味するという基本的な考えはございませんが、ただ今回公共事業かなり盛り込んでいるというのも事実でございます。そういう中で、市内のいろんな業種にできるだけ波及効果が及ぶように計上したつもりでもございますし、またその結果、新年度の予算発表のときにもお話ししておりますけれども、実人員で490名程度の雇用確保が図られるというふうに考えております。

職員費の関係でございますけれども、定額給付金の絡みの職員費でございますけれども、職員の超過勤務手当については交付金の事務費対象ということで今回計上させていただいております。本俸分については対象外ということでございます。本俸分についても積算、今7名体制、あるいはまた各部長職の本部員体制ということで発令してございますけれども、それぞれ職員の給与等全部把握しておりません。現時点ではちょっと詳細計算しておりませんので、ご了解をお願いしたいと思います。

それと、代理申請の関係でございます。代理申請の関係、最近になっていろいろ代理申請の關係の質疑なんかも出てきております。今のご質疑の中で、民生委員、町内会長、さらに親類その他平素から世帯主本人の身の回りの世話をしている者について当該者による代理申請、受給が適当であると市町村長が特に認める場合は代理が可能だということでございます。それで、これについては、具体的なただいまのご質疑の内容もございますが、どういう形をとるのが一番いいのかを含めて今後検討したいと考えております。

それと、今回の定額給付金に絡めて差し押さえの関係でございます。それで、これも国の基本的な考え方が示されておまして、今回の給付金の考え方、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処すると。さらにまた、家計への緊急支援ということを第一の趣旨としているということでありまして、差し押さえそのものについてはその趣旨には合致しないという見解でありますので、基本としてはそういう対応を図りたいと、考え方を踏まえた対応を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 副市長。

○副市長 都市マスの関連で二度とこういうことをしないと約束できるか否かということですが、現実を直視するというのが当然考え方としてあります。私どもとしては、ですから一過性、それから持続性、そういうのもやっぱり配慮しなければいけないし、両方の視点を持って進めなければならない。ただ、現実で対応できるものについては現実でどれだけ対応できるかということは、やっぱり現実も直視しなければならないという考え方。自治体経営もそうだと思うのですけれども、部分経営か、全体経営かというのを絶えず両面の中で考えているという思考はやっぱり持たなければいけないのではないかなと思っています。

ただ、4月時点で今臨時会等をこれから調整しなければいけないのですけれども、例の3カ年の事業について特に人件費に対する補助率が高い3カ年の事業がまた4月の段階で追加、先ほど私も

申し上げましたけれども、掲げていくようなことで考えております。それは、6カ月未満の臨時的雇用、それから常用雇用に結びつけるものという両面の事業があるわけですが、それらを精査する中で4月時点でまた取りまとめれば4月に上程をしたいという考え方であります。ただ、現実を含めて人件費に伴うこと、それから十分に市が雇用によって、制度もかなり創設されておりますので、両面含めて生産によって誘発される雇用、それからセーフティーネット、それから緊急的な雇用対策というような3つの両面でやっぱり考えていく必要があるのではないかと考えています。

○議長 清水議員。

○清水議員 都市マスについては、約束できないという答弁だったのですよね。これが約束できないということは、今回は2億4,000万円強の中の1,300万円強と。だから、何となくこれぐらいなら仕方ないのかと思える人は思えますよ。だけれども、考え方が問題なのです。この事業は地元で100パーセントとるのだという気持ちでやらないと、次来たときにこれが今回5パーセントだけれども、3割組みましたといっても、考え方としては市内要件というのは重視はするけれども、それにとらわれませんという答弁ですから、やはり繰り返すことになるのです。ですから、こういう緊急雇用の要件や中期的なものを持つとはいっても、各市町村に分配されるわけですから各市町村の中で使わないと、都市マスの部分はこれ札幌に行ったみたいなことになりかねないわけです。そういう点で、今のお考えであれば今後いろんな給付金が来ても今回のような質疑が繰り返されることになってしまいます。そういう点で、ここはもう1かゼロかという考え方。それは、どうしても市で発注できないものがある工事の中に含まれているというのは別です。しかし、その事業すべてが市でできないようなものをこういう事業に入れるべきでないということで考え方が統一できないのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

それと、公営住宅の火災警報器を私例に出して質疑しましたが、高橋部長は従来どおりの契約方法で臨むと明確に答弁されました。しかし、今回のようないわゆる恐慌のような経済で、地方自治体を預かる幹部がそういった姿勢でいいのかと。とにかくこのお金で失業者を救うのだという、そういう気持ちがあれば失業者要件だとか、あるいはそういう専門性のほとんどないものについては細かく分けるとか、そういったことはできるはずなのです。だから、今後そういったことを検討していく考えについてお伺いをしたいと思います。

○議長 副市長。

○副市長 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、1かゼロかという議論でございますけれども、できるだけ現実を直視して、今回の国の施策の流れを受けて現実を直視するというようなその方向性というのは考え方としてはあるだろうと。しかし、これが1対ゼロということは0.9対0.1かもしれない、そういう考え方は現実論として議論あるけれども、片方にすべてが寄っていくという考え方で100・ゼロの考え方ではないということで再度ご答弁申し上げたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 2点目の関係でございます。先ほどご答弁申し上げましたように、今回の2次補正絡みの交付金の活用でございますけれども、極力多業種と申しますか、多方面への経済波及を考えて

公共事業を事業量として確保した中身でございます。それで、失業対策については、これは年度内における直接雇用も含めて対応したつもりでもございますし、また今後2次補正における各都道府県に配分された基金事業の活用というものも視野に入れて対応したいと考えてもおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 ほかございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 では、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。三上議員。

○三上議員 私は、公明党を代表し、平成20年度滝川市一般会計補正予算(第7号)を賛成の立場で討論いたします。

定額給付金、子育て応援特別手当、地域活性化・生活対策臨時交付金事業を含む本予算は、景気低迷にあえぐ市民に春を呼び込む事業であることを期待しております。2度にわたる事件により、滝川市民は長い冬を耐え忍んでまいりました。しかし、冬は必ず春となります。今こそ最大限の努力を払い、これらの事業を心待ちにしている庶民に一日も早くこたえることこそが必要であります。そのことこそが信頼回復への第一歩であると考えます。

よって、公明党は、春を呼ぶ補正予算第7号に賛成し、討論といたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第10号 平成20年度滝川市一般会計補正予算(第7号)を可とする立場で討論を行います。

まず、定額給付金について述べます。この給付金については、税金をばらまくのではなく、福祉や雇用対策などに有効に使ってほしいというのが国民の声ではないでしょうか。報道機関の世論調査では、定額給付金を評価しないが73パーセント、毎日新聞の2月23日付、また読売新聞の10日付では74.7パーセントなど、圧倒的多数の国民が反対しました。麻生首相が受け取らないとか受け取るとか発言をころころ変えるなど、政府自民党の説明が二転三転したことがさらに国民の不信をあおりました。世論調査で定額給付金を生活費に使う、貯蓄するが合わせて6割以上、これは読売新聞の2月10日付です。相次ぐ庶民増税や社会保障改悪などで生活崩壊の危機に陥っている国民に2兆円を1回ばらまいても、政府与党が宣伝する消費の拡大、生活対策には全くつながりません。また、昨年麻生首相が定額給付金を含めた経済対策を発表したときに同時に打ち出したのが2011年度までに消費税増税を決めるという方針です。給付金としてばらまかれた分の何十倍もの税金を大增税で取り戻そうというものです。ばらまき一瞬、増税一生が定額給付金の本質です。しかし、これをもって反対する態度はとりません。地域活性化・生活対策臨時交付金については、ばらまき型ではなく、多くの利点を持っています。1点目は、これによって当市は教育施設の改善のほか具体的な改善が図られること。2点目は、これによってメーカーや卸売業者も含めるとお金が3巡も4巡もして、地域にお金が循環すること。3点目は、ひいては市の増収にもつながること。また、金額は定額給付金の34パーセントでしかありませんが、その効果は定額給付金の効果を上回るというふうに考えるものです。

以下4点の意見を付して討論とします。1点目、失業者の雇用要件などをつけてワークシェアリングを行うこと。発注に関しては、指名業者以外の企業も参加できるような金額に分けて発注をできる限り行うこと。3点目は、定額給付金については絶対に差し押さえとにならないようきめ細かく配慮を行うこと。4点目は、今後ふるさと再生、雇用創出給付金が最終日に補正予算で上程される予定であります、滝川市以外に全額その発注がいくような発注形式は絶対にとらないこと。

以上、意見を付して討論いたします。

○議 長 ほか討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第3 議案第11号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議 長 日程第3、議案第11号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第11号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

このたびの補正は、保険給付費、療養給付費、高額療養費等でございますが、の減少及び特定健康診査等事務費の減、老人保健拠出金の額の確定等によるものでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,209万円を減額し、補正後歳入歳出それぞれ54億1,780万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正款項区分、当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

歳出よりご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、当初予算より減額が見込まれることから1億3,645万8,000円、2項1目一般被保険者高額療養費、これも同じく当初予算より減額が見込まれることから4,204万8,000円をそれぞれ減額したいとするものでございます。

5款1項1目老人保健医療費拠出金、金額の確定によりまして689万2,000円を減額、8款1項1目特定健康診査等事業費、健診費用負担の見込み減及び特定保健指導対象者の見込み減等によりまして445万6,000円を減額したいとするものでございます。

次のページをお開きください。10款1項3目償還金でございますが、科目を新設いたしまして

平成19年度の療養給付費負担金の精算の結果、超過交付となっていることから1,758万9,000円を増額、12款1項1目国民健康保険準備基金積立金、こちらも科目を新設いたしまして基金運用収入の見込額17万5,000円を増額し、国民健康保険準備基金に積み立てするものでございます。

歳出合計、補正額1億7,209万円を減額し、補正後54億1,780万4,000円としたいとするものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。2款1項1目療養給付費等負担金、歳出で減額が見込まれます保険給付費、老人保健拠出金の療養給付費分7,923万8,000円の減、老人保健医療費拠出金分149万8,000円の減額、合わせまして8,073万6,000円を減額したいとするものでございます。

3款1項1目療養給付費等交付金、前年度精算の結果、追加交付となりますことから5,279万4,000円を増額、4款1項1目前期高齢者交付金、概算交付金の確定によりまして8,778万8,000円を減額、6款1項1目高額医療費共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金、交付見込額の減に伴いまして1目で1,643万4,000円の減額、2目におきましては622万9,000円の減額をしたいとするものでございます。

次のページをお開きください。7款1項1目一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、保険税の減額分でございますが、1,279万1,000円、保険者支援分としまして114万6,000円、合わせまして1,393万7,000円、これが交付額の確定を見ましたことから増額、財政安定化支援事業繰入金、こちらも交付額の確定によりまして4,780万9,000円の減額となりますことから、増減いたしまして一般会計繰入金3,387万2,000円を減額したいとするものでございます。

10款1項1目基金運用収入、先ほど歳出でも申し上げましたが、国民健康保険準備基金の運用収入が見込まれますことから17万5,000円を増額したいとするものでございます。

歳入合計、補正額1億7,209万円の減額をしたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第4 議案第12号 平成20年度滝川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議 長 日程第4、議案第12号 平成20年度滝川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第12号 平成20年度滝川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

平成20年度滝川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、債務負担行為の追加でございます。第1表のとおり定めたいとするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表でございます。債務負担行為の補正でございます。事項といたしまして公共下水道整備事業費で、期間は平成20年度から21年度までとし、限度額は2,000万円でございます。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第5 議案第13号 平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)

○議 長 日程第5、議案第13号 平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第13号 平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）は、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費を第1表のとおり定めたいとするものでございます。

次のページをお開きください。第1表、繰越明許費でございます。款は住宅事業費、項は住宅管理費、事業名は公営住宅火災報知器設置事業で、金額が633万2,000円でございます。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第6 議案第14号 平成20年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第23号 滝川市基金条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第6、議案第14号 平成20年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第23号 滝川市基金条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第14号 平成20年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定におきまして介護サービス等給付費の減少及び制度改正に伴うシステムの改修等によるものでございます。保険勘定につきましては、執行見込みにおきまして介護給付費に差額が見込まれる場合毎年補正をしているところでございます。

それでは、議案に基づきご説明申し上げます。1ページをお開き願います。第1条第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,438万5,000円を減額し、予算

の総額を歳入歳出それぞれ27億1,768万4,000円とするものでございます。

第2項で、同勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の同勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

補正の内容につきまして事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費に158万6,000円を増額したいとするものでありますが、これは平成21年4月1日付介護報酬の改定に伴うシステム改修費であります。

1款2項1目賦課徴収費に266万円の増額につきましては、人事異動に伴う人件費分の増額分でございます。

2款1項1目居宅介護サービス等給付費の7,000万円、同3目施設介護サービス等給付費の4,000万円、同7目地域密着型介護サービス等給付費の1,000万円、合わせて1億2,000万円の減額につきましては、有料老人ホーム等の居宅介護サービス給付費、介護療養型医療施設等の施設介護サービス給付費、グループホーム等の地域密着型介護サービス給付費、それぞれ利用者数が当初の見込みほど伸びなかったことによる減額でございます。

続きまして、次のページ、6款1項2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金に2,136万9,000円の増額につきましては、平成21年度に介護報酬改定が行われることに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため国から交付されます交付金を基金に積み立てることによるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款1項1目介護給付費負担金で1,900万円の減額ですが、これは介護給付費の減に伴うものでございます。

2款2項1目調整交付金で600万円の減額ですが、これも介護給付費の減によるものでございます。

同4目事業費補助金に78万5,000円の増額ですが、これはシステム改修に伴うものでございます。

同5目介護従事者処遇改善臨時特例交付金に2,136万9,000円の増額ですが、これは介護報酬の改定に伴う介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付によるものでございます。

3款1項1目介護保険給付費負担金で2,000万円の減額ですが、これは介護給付費の減に伴うものでございます。

4款1項1目介護給付費交付金で3,720万円の減額ですが、これも介護給付費の減に伴うものでございます。

次のページ、6款1項1目一般会計繰入金で1,153万9,000円の減額ですが、これは1節の介護給付費繰入金で介護給付費の減に伴う1,500万円の減額ですが、4節職員給与費等繰入金では人件費増による266万円の増額、5節総務管理事務費繰入金ではシステム改修による80万1,000円の増額となり、差し引き1,153万9,000円の減額となるものでございます。

6款2項1目介護給付費準備基金繰入金で2,280万円の減額ですが、これは介護給付費の減

に伴うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ9,438万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億1,768万4,000円としたいとするものでございます。

以上を申し上げます、議案第14号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 滝川市基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨は、介護保険事業におきます介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度介護報酬改定が行われることに伴いまして介護保険料の急激な上昇を抑制し、被保険者の負担軽減を図ることを目的として国が交付します介護従事者処遇改善臨時特例交付金を適正に管理運営する新たな基金を設置するため改正したいとするものでございます。

条例案の概要としましては、第1点は今申し上げました新たな基金の設置規定の追加でございます。第2点は、基金の処分についてでありまして、臨時特例基金は予算の定めるところ、または議会の議決を得た場合は介護報酬の改定に伴う保険料の増加額を軽減するための経費及び保険料軽減に係る広報啓発など当該軽減の円滑な実施のための準備経費に充当できる旨の規定の追加でございます。第3点目は、基金の失効についてでありまして、この条例は平成24年3月31日限りで執行する旨を附則に追加するものでございます。

次ページの参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。条例第2条中第30号を追加し、臨時特例基金の規定を設けるものでございます。

次に、第7条中第10項を第11項とし、新たに第10項として臨時特例基金の処分について規定を設けるものでございます。

次に、附則に第4項を追加し、基金の失効について規定するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上を申し上げ、議案第23号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号及び第23号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号及び第23号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第7 議案第15号 平成20年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長 日程第7、議案第15号 平成20年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第15号 平成20年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

このたびの補正は、後期高齢者医療制度の見直しに伴う広報費用及びシステム改修費の増額、広域連合事務費負担金、保険基盤安定負担金の確定等によるものでございます。

歳入歳出予算総額にそれぞれ217万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億8,310万7,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

歳出よりご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。1款1項1目一般管理費でございますが、1つ目としまして広報関係費38万9,000円の増額でございます。これにつきましては、保険料の仮徴収及び納入方法、特徴から口振選択可となった内容でございますが、それともう一点、8.5割軽減該当者等の保険料徴収再開の国及び広域連合の指示に基づくダイレクトメールの送付、市広報掲載に要する経費の増額でございます。なお、広域連合より円滑運営臨時特例交付金としまして全額交付予定でございます。2つ目としまして、システム改修関係でございますが、327万円を増額。均等割の9割軽減、所得割の50パーセント軽減の新設、それと非被用者保険の被扶養者であった者の保険料負担軽減の延長、納付方法変更申し出に伴う特徴から口振への切りかえ対応、8.5割軽減該当者の保険料徴収再開等、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減及び平成20年度の激変緩和措置の1年間の延長等に係るシステム改修に要する経費の増額でございます。なお、増額327万円相当は、国の国庫支出金より円滑運営事業費補助金として全額交付予定であります。

2項1目徴収費でございます。205万円の減額でございますが、当初予算で計上しておりました保険料の徴収を行うため嘱託職員の雇用に係る経費についてでございますが、平成20年8月1日付で正規職員1名が配置されたため不用となることから減額したいとするものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、広域連合の平成20年度市町村事務費負担金の額の確定に伴いまして236万5,000円の減額、保険基盤安定負担金の確定に伴いまして281万4,000円を増額いたしまして、増減差し引きを納付金としまして44万9,000円を増額したいとするものでございます。

次のページをお開きください。3款1項1目保健衛生及び疾病予防費、健康診査に要する経費で通信運搬費の不足が見込まれますことから増額したいとするものです。

歳出合計、補正額217万2,000円を増額したいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。2款1項1目一般会計繰入金、1節事務費繰入金236万5,000円の減額ですが、広域連合事務費負担金の減に伴うものでございます。2節保険基盤安定繰入金281万4,000円の増額ですが、負担金の増額に伴うものでございます。3節職員給与費等繰入金205万円の減額でございますが、嘱託職員雇用に係る減が見込まれますことから減額です。4節保健事業費繰入金ですが、保健事業に係る事務費の増を見込みまして11万4,000円、増減差し引き一般会計繰入金で148万7,000円を減額したいとするものでございます。

4款1項1目後期高齢者医療特別対策交付金、歳出でご説明いたしましたが、広報関係費の財源としまして広域連合より38万9,000円、5款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金327万円ですが、これはシステム改修費用の財源としまして国からの交付されるものでございます。

歳入補正額217万2,000円を増額したいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は可決されました。

このあたりで休憩にしたいと思います。再開は午後1時ちょうどです。休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議 長 では、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第16号 平成20年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)

○議長 日程第8、議案第16号 平成20年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第16号 平成20年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、病院の改築事業について国の補助金予定額に合わせた事業費を実際の工事進捗状況に合わせた事業費へ変更するもの、またインフルエンザ対策整備事業にかかわるもの及び補償金免除の繰上償還と借換債発行のためのものでございます。

第2条、業務の予定量の補正でございますが、（4）、主要な建設改良事業について病院改築事業で7億5,629万9,000円減額し、2億8,823万4,000円に、医療器械等整備で448万7,000円増額し、3億7,239万7,000円にしたいとすることでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入の部では第1款病院事業収益で22万8,000円増額し、60億3,997万4,000円に、第2項医業外収益で22万8,000円増額し、4億4,621万6,000円に、支出の部では第1款病院事業費用で22万8,000円増額し、60億3,691万8,000円に、第1項医業費用で22万8,000円増額し、57億9,971万3,000円にしたいとすることでございます。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条中2億7,180万8,000円とありますのは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額でございますけれども、これを2億8,069万5,000円に、2億7,116万1,000円とありますのは過年度分損益勘定留保資金でございますが、これを2億8,004万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたしたいとすることでございます。

収入の部では、第1款資本的収入で2億927万2,000円減額し、11億8,447万円に、第1項企業債1億8,370万円減額し、11億3,670万円に、第2項補助金2,557万2,000円減額し、4,776万9,000円に、支出の部では第1款資本的支出2億38万5,000円減額し、14億6,516万5,000円に、第1項建設改良費7億5,181万2,000円減額し、6億6,063万1,000円に、第2項企業債償還金では5億5,142万7,000円増額し、8億453万4,000円にしたいとすることでございます。

次のページをお開きいただきます。第5条、継続費の補正であります。年割り額につきましてこの表に記載のとおり変更したいとすることでございます。

第6条、企業債の補正でございます。まず、変更といたしまして病院改築事業で7億3,490万円減額し、2億1,760万円にしたいとすることでございます。次に、追加といたしまして、借換債で限度額5億5,120万円を追加をし、起債の方法、利率及び償還の方法について記載のとおりとしたいとすることでございます。

第3ページには実施計画が記載されておりますし、次のページ、第4ページには資金計画が記載されてございます。これについては、お目通しをいただきたいと思っております。

第5ページ、補正後の継続費に関する調書でございます。年割り額につきまして20年度で減額

した分を21年度に増額したいとするものでございます。

次、6ページ、7ページにつきましては、予定貸借対照表が記載されています。お目通しをいただきたいと思っております。

8ページをお開きください。収益的収入及び支出の明細書でございます。まず、収入でございますけれども、1款2項2目補助金でございます。22万8,000円増額でございますけれども、新型インフルエンザ設備の整備事業費補助金としてでございます。

支出のほうでは、1款1項2目材料費22万8,000円の増額でございますけれども、診療用消耗品といたしまして个人防护具の購入費でございます。

次、資本的収入及び支出の明細書でございます。収入でございますけれども、1款1項1目企業債1億8,370万円の減額でございますけれども、内訳といたしましては病院の改築事業債でございます7億3,490万円の減額、借換債の発行で5億5,120万円の増額でございます。

2項1目補助金2,557万2,000円の減額でございますけれども、内訳といたしましては暮らし・にぎわい再生事業補助金で84万6,000円の減額、住宅・建築物耐震改修等事業補助金で2,688万6,000円の減額、新型インフルエンザ設備整備事業費補助金で216万円の増額でございます。

支出のほうでございますけれども、1款1項1目改築費7億5,629万9,000円の減額でございますけれども、委託料で109万円の減額、これは病院の改築工事の管理業務の委託料でございます。工事請負費7億5,520万9,000円の減額、病院の改築工事でございます。

同じく2目の設備費でございますけれども、448万7,000円の増額でございますけれども、医療器械の購入費でございます、人工呼吸器の購入費用でございます。

2項1目企業債償還金でございますけれども、5億5,142万7,000円の増額でございますけれども、7パーセント以上の起債についての補償金免除の繰上償還ということに係るものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいまの病院事業会計の補正予算に質疑をしたいと思っております。

まず、先ほどの1ページでございますが、第2条の(4)のところの病院改築事業の補正につきましては国の補助金と、それから工事の進捗状況との関係と、こういう説明はわかりましたが、この7億5,629万円程度を減額するというこの工事と補助金とのその関係をもう少し詳しくご説明をいただきたいと思っております。

○議長 長 病院部長。

○病院事務部長 国の補助金につきましては、20年度の補助金ということで、19年度から国のほうと協議を進めてまいりまして、国の予算枠というのがございますので、その中でその時点で想定する工事費ということで、そういうことで国としては予算を確保していただけたということでございますので、それ見合った工事費は予算上確保してほしいという国の指導でございました。

したがって、昨年補正予算を組ませていただいて、そこで工事費を計上した段階で既にその20年度分としては消化をし切れないことはわかっておりましたが、補助金がまずあるので、それに合わせてほしいと。当然国のほうもその部分工事完了しないことはわかっていますので、それは予算の繰り越しで対応するという指導でございました。ただ、その後いろいろと協議また重ねていく中で、補助の部分について別なほうで消化できるということが出てまいりましたので、滝川市の場合については実際の工事費に合った補正、そしてまた補助金額については補正をして構わないという指導でございましたので、そういう対応をさせていただいたということでございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。

それで、それによりましてこの補正の7億5,000万円程度が現在の工事の進行状態、それに影響があるのかないのか、この点だけもう一回お願いします。

○議 長 病院部長。

○病院事務部長 先ほども申しあげましたように実際の工事費に合わせた形に訂正してございますので、影響はございません。

○議 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決をいたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は可決されました。

◎日程第9 議案第20号 滝川市企業立地促進等のための固定資産税の免除に関する条例

○議 長 日程第9、議案第20号 滝川市企業立地促進等のための固定資産税の免除に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第20号 滝川市企業立地促進等のための固定資産税の免除に関する条例についてご説明を申し上げます。

本条例の制定趣旨であります。地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自立的発展の基盤強化を図ることを目的とした企業立地の促進等による地域にお

ける産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法が平成19年6月11日に施行されました。この法律に基づき、本市を含む空知管内10市11町ほか関係団体で組織された道央空知地域産業活性化協議会が基本計画を策定し、平成20年9月2日に国の同意を得たところでもあります。この計画に基づいて実施する事業については一定の支援を受けられることとなり、その一つとして今回固定資産税の課税免除に関し必要事項を定めるため条例を制定したいとするものであります。国の支援として、企業立地に伴い固定資産税を免除した自治体に対し、減収分の75パーセントが普通交付税で補填されます。

条例の概要についてですが、第1条でこの条例の趣旨を規定し、第2条で課税免除される要件等として国の同意日から5年以内に施設を設置した事業者に対して当該家屋、構築物、土地に係る3年度分の課税免除をするものであります。ただし、土地については、家屋や構築物の建設に着手する1年以内を取得したものに限りです。

第3条は、課税免除の申請時期及び内容等についてであります。

第4条は、課税免除の要件を欠くこととなったとき虚偽の申請その他不正行為があったときの課税免除の取り消しについてであります。

第5条は滝川市行政手続条例の適用除外について、第6条は規則への委任について規定をしております。

なお、附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。井上議員。

○井上議員 この第20号の企業立地推進法、前段でお話があったとおり19年6月11日、甘利経産大臣のときに出たのだけれども、それで我々新政会で栃木に視察に行ったのだけれども、日光市に、そのときに、今の話なら空知地域協議会という漠たる非常に大きな地域の話なのだけれども、その日光市で具体的に市が取り組んでいるのだ。ということは、市の商工会議所、それから大学、銀行、そこでいわゆるコンパクトな市の関係者で協議会をつくっているわけ。私は、そういう余り広くしてしまうとどこが主体になるのかわからないような感じになってしまうのではないかと思うのだけれども、この法律に基づいてもう少し滝川市の関係のそういう協議会だとかそういう形の方向に進めれるのかどうか、その点1点質疑をしておきます。

それから、もう一つ、これに関して、私もかねてから主張しているのですけれども、畜産試験場の跡地だとかそういうものを総合的に取り扱えるような企業立地のこの法律に基づいて跡地の有効利用なんかのそういうところまで進めれるのかどうか、2点。

○議長 長 答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 井上議員からのご質疑なのですけれども、道内においてはこの基本計画の集積につきましては幾つかのブロックに分かれてございます。先ほどご説明を申し上げました道央空知地域につきましては、平成20年9月2日に同意を得ておりますし、札幌につきましては小樽、石狩地域とブロックを組んでございます。あわせて道央中央地域、札幌、小樽、室蘭、苫小牧、江別、千歳

といった形で道内における幾つかのブロックによってこの集積地域という形で定めてございます。そういった広域的な取り組みをすることによって、地域性をより発揮していくということもできるのかなというふうに思っております。そういった中での取り組みの中で、今回こういう条例を制定させていただいたという流れになってございます。

○議 長 副市長。

○副 市 長 この方針は、道のエリア設定ということの方針の中で空知ということが決められて、その中で導入すべき業種等を北海道内でエリアを含めてそれぞれ基本計画が打ち出されたという、それにのっかっての制度の改正ではあるのですが、ただ誘致を進める上でコンパクトな形で、自治体でという方向については、私どもも今回立地を促進するために従来の産業振興協議会だとか農畜産物のブランド化推進協議会とか産業誘致推進協議会を統合して、4月から経済界と一体となって産業活性化協議会を設立していくことで今進めております。そうした中で、経済界もリンクしながら誘致行動を含めて自治体としては取り組んでいくと、こういう基本の方針を持っていることは、滝川市としては持っているということで会議所等とも協議を重ねているところでもあります。

それから、畜試の跡地の関係についての話ですけれども、これは道の土地でありますから、市としてこれから提案するに当たっても当然道の業種含めてこのエリアの中で活性化に結びつくような提案をしていくこととなりますが、当然経済界等も含めながら、この制度を活用しつつ取りまとめしていくような提案等していくことになると思います。当然企業が導入すればこの制度については活用していくという方針であります。

○議 長 井上議員。

○井上議員 それで、この協議会組織をいわゆる漠とした空知全体ではなくて、滝川としてのコンパクトなそういうものの協議会をつくっていった場合にこういう法律の適用にまたなるのかどうかということを改めてちょっともう一回答弁して。

○議 長 副市長。

○副 市 長 当然適用になりますし、その方向でも考えております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決をいたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は可決されました。

◎日程第10 議案第22号 滝川市統計調査条例及び滝川市個人情報保護条例の一部を
改正する条例

○議長 日程第10、議案第22号 滝川市統計調査条例及び滝川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第22号 滝川市統計調査条例及び滝川市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

国や道が実施する公的統計の体系的、計画的整備の推進、統計データの有効利用の促進、統計調査対象者の秘密保護の強化に関する措置等を内容として現行統計法が全部改正され、また統計報告調整法が廃止されました。これに伴いまして、本条例は当該法改正による法の構成や規定内容、罰則の内容を踏まえ、滝川市統計調査条例と個人情報の適用除外に係る他制度との調整から滝川市個人情報保護条例を改正したいとするものであります。

参考資料により説明をさせていただきますので、新旧対照表をお開き願います。まず最初に、第1条関係でございます。滝川市統計調査条例の一部改正でございますが、第1条の改正は新統計法の規定による文言の整理であります。

第2条の改正は、文言の整理であります。

第3条第1項は、新統計法の規定によりこれまでの申告、答申の義務が報告義務に改正されたことによる文言の整理、第2項及び第3項は新統計法の規定により旧条例第3条第3項を第3条第2項と、旧条例第3条第2項を第3条第3項とするものであります。

第4条の改正は、調査対象の減少により調査区を設ける必要がない場合も想定されますことから、調査区を設けての1文を削除するものであります。

2ページをお開きください。第5条第1項及び第2項の改正は、新統計法の規定による文言の整理であります。また、第3項については、第1項の規定が裁判官の命令による犯罪捜査ではなく、調査のみについての規定であることを示すものとして新たに規定を追加するものであります。

第6条については、新たに調査と誤認させる調査の禁止の条項を加えるもので、新統計法の規定により統計調査と誤認させる調査、いわゆるかたり調査の禁止について規定するものであります。

第7条の改正は、新統計法の規定により調査の公表方法にインターネットの利用を明記するものであります。

第8条の改正は、新統計法の構成に合わせ旧条例第6条の2を第8条として規定するものであります。

3ページ目でございます。第9条及び第10条の改正につきましては、新統計法の規定に合わせ旧条例第6条を第9条、調査票情報の利用制限、第10条、守秘義務に分けてそれぞれ規定するものであります。

第11条の改正は、旧条例第8条を第11条にするものであります。

第12条の改正は、旧条例第10条を第12条とするものであります。

第13条から第16条の改正は、新統計法の規定に合わせ罰則について規定したものであります。
第13条第1項第1号は、第6条の規定によるかたり調査の禁止の違反、同項第2号は第10条の規定による守秘義務の違反についてそれぞれ罰則を規定するものであります。

4ページ目でございます。第14条につきましては、第10条に規定する守秘義務違反には該当しない違法な情報の提供に対する罰則を規定するものであります。

第15条第1号は、第3条に規定する報告義務を負う者による報告行為を妨害した第三者に対する罰則を、第2号は統計調査の正確性を担保するため調査結果をゆがめる行為を行った者に対する罰則を規定するものであります。

第16条第1号は、第3条に規定する報告の拒否などの報告義務違反、第2号は第5条第1項に規定する立入検査等への拒否などの違反に対してそれぞれ罰則を規定するものであります。

以上が滝川市統計調査条例の一部改正であります。

続きまして、第2条関係、滝川市個人情報保護条例の一部改正についてご説明いたします。

第25条は、他の制度により個人情報の取り扱いが定められている情報について個人情報保護条例の適用を除外する規定であります。第1項第1号の改正は新統計法の規定による文言の整理であり、第2号の改正は同法に相当する規定が新統計法により都道府県、または指定都市に限定されていることから削除するものであり、第3号及び第4号の改正は統計報告調整法及び北海道統計調査条例の廃止に伴い削除するものであります。

附則第1項の施行期日につきましては、新統計法の施行に合わせ平成21年4月1日から施行したいとするものであります。

また、附則第2項でございますが、経過措置を規定したいとするものであります。

以上で議案第22号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は可決されました。

◎日程第11 議案第30号 滝川市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

○議長 日程第11、議案第30号 滝川市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第30号 滝川市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨につきましては、介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、平成20年5月に介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成21年5月1日から施行されることとなりました。この条例は、当該法改正による介護保険法への規定追加による条項の移動に伴い必要となる条文中の文言整理を行うため、滝川市地域包括支援センター条例の一部を改正したいとするものであります。

条例案の概要としましては、地域包括支援センターの設置及び事業に関する条項において引用している介護保険法の条項が繰り下がることに伴う所要の条文中の文言整理であります。

次のページの参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますが、第1条及び第3条ともに条項の繰り下がりに伴う改正でございます。

なお、附則におきまして、この条例は、平成21年5月1日から施行したいとさせていただきます。

以上を申し上げ、議案第30号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は可決されました。

◎日程第12 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（丸加高原健康の郷）

○議長 日程第12、議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（丸加高原健康の郷）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第37号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定を行うものであります。

管理を行わせる公の施設につきましては、滝川市丸加高原健康の郷であります。指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名ですが、株式会社山一工業、所在地につきましては深川市3条7番36号、代表者の氏名につきましては代表取締役、山腋一範であります。指定期間につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間であります。

参考資料をごらんいただきたいと思います。指定管理候補者の選定経過であります。1としまして、募集及び選定の経過であります。指定の取り消しの申し出が平成20年12月25日にあったところであります。これは、ベルックス・グリーンハウス、平成19年から指定管理しているところの取り消しでございます。指定取り消しの決定につきましては1月22日でございます。指定管理者の次点者と協議できる規定を用いまして申請受け付け期間を定め、1月23日から30日まで期間を定めたところであります。その後、選定職員会議を3回開催し、決定をしたところであります。

選定の理由であります。記載のとおり、総合点数方式により評価した結果得点が基準を満たすとともに、採決において選定可とされたためであります。

選定された団体が主に評価された点につきましても記載のとおりであります。山一工業は滝川に営業所があることから、現地と一体的な営業及び連携した営業が可能となること、あるいは丸加高原を市民への社会貢献の場にしたいと地域貢献への熱意があったこと、あるいは環境改善センターなど2施設の指定管理を行っていること、あるいは環境改善センターとの連携、相乗効果が期待できること、さらには過去に丸加高原の夜間業務の受託経験があり、施設の内容を熟知していることとあります。

また、指定取り消し申し出前までの経過としまして、2月23日の経済建設常任委員会でも報告させていただきましたが、平成19年度から指定管理を受託した現指定管理者は、応募に際し提出した事業計画、収支計画において初年度は100万円の赤字を見込み、2年次以降に黒字に転換させるなど長期的な展望に立った計画を立てていました。しかし、燃料費を初め諸物価高騰の影響などもあり、施設の利用数が落ち込んだことにより平成19年度の営業における赤字額は見込みを大きく上回ったものであります。さらに、20年度においても不景気などによる旅行者数の減少などにより、初年度と同様の赤字が見込まれる状況となったところであります。平成19年度より収支の改善に向けて特に収入の増加に向けた協議を市と重ねてきましたが、直面する赤字の解消に向けてはやむを得ず支出の削減が最優先課題とされる中で業績の回復を見込むことが困難であるとの判断から撤退の申し出があり、指定を取り消すことにしたものであります。

以上、議案第37号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 8点についてお伺いいたします。

まず、1点目は、初年度及び2年度目の赤字額についてお伺いをいたします。その際、支出総額に対して収入が幾らでそういう赤字が出たという数字でお伺いをいたします。

2点目は、その赤字の原因については諸物価高騰ということが言われましたが、そういうこと例えば食材費あるいは水光熱費といったことが考えられるわけですが、支出でどの程度、また利用者が思ったより少なかったということであるといふとどれぐらいの見込みに対してどの程度であったかという形でお伺いをいたします。

3点目は、年度途中もいろいろな報告を受けているわけですね、管理業務、収入実績、また管理の収支と。これは、年に4回毎月出るものもあれば、四半期ごとに出されるものもあるというふうにするのですが、こういった状況がいつごろから相談の対象になっていたのかという、いつごろから計画と違うなということが市として把握をしていたのかについて伺います。

4点目は、途中で投げ出すということですから、契約破棄ということですから、1カ月前に言えば違約金とかとらないというような条例になっているのか、あるいは要綱、規則等になっているのか、その点についてお伺いをいたします。

5点目は、この会社が現在どんな状況になっているのかと。時期的にいうと、これ世界同時不況の直後ですね。だから、例えば証券投資等が多い会社であれば、そういったことで続けられなくなる、経営そのものがおかしくなって縮小、合併、あるいは民事再生法とか、そういうような状況になっていないのかという確認です。

6点目は、そういうことを経て今回新たな選定をされたわけですが、選定の(1)、飲食部門のノウハウがないこと及び宿泊施設などの営業に関する実績がないことが課題であるかと。私は、これを見て愕然といたしました、この会社は……ちょっと後ろで答弁しないでください。この会社は、2年前には次点だったと。こういうことが公表されていないので、初めてこの点出てきたわけですが、こういった施設で飲食や宿泊の実績がないということであれば素人ですね。本当に受託業者として適切なのか、かなりリスクがあるのでないのかなというふうには思いますが、これによるリスクについてどんなふうを考えているかお伺いします。

さらに、次点者と協議できるということは条例に書いているのか、その確認とともに、要綱や規則、何に書いてあるのか。契約書に書いてある……契約書には書いていないですね。時期的にも、あるいは競争相手が2年前はこの2社で競争したのか、次々点者がいたのかよくわかりませんが、再公募について検討をしたのかどうか。

最後、8点目ですが、結局1,500万円とたしか常任委員会では説明があったのですが、人員、サービス内容、その他業務内容にこれまでの指定管理のときと変化が、差があるのかどうか。当然支出を減らそうと思えば人を減らしたり、何か人件費を減らしたりということどうしても必要になるというふうには思うのです。一生懸命努力してそれができなかったものができるということがなか

なか理解できないのですが、そういったものの差が前後で生じないのかと。

以上、8点についてお伺いいたします。

○議長 長 まず、できるものからやってください。経済部長。

○経済部長 まず、1点目のご質疑につきまして、平成19年度におけるベルックス・グリーンハウスの収入の合計につきましては7,021万2,000円でございます。支出につきましては8,564万円ということで、差し引き1,500万円程度の赤字ということが見込まれたところであり、赤字の原因につきましては、先ほどお話をさせていただいた面あるかというふうに思っておりますが、諸物価による高騰などの影響、あるいは利用者数が落ち込んだこと等が考えられるところであり、

指定管理者との協議の状況でございます。平成18年の12月11日に丸加高原健康の郷の指定管理について議決をいただいたところであり、19年の4月にベルックス・グリーンハウスグループに指定管理を開始し、半期の状況等について報告を9月に受けたところであり、それと、あわせて運営提案書について受理を行ってございます。例えばゴルフパックですとか日帰り入浴利用回数券などの提案を受け、条例の改正に向けて協議を重ねてきたところであり、20年の2月4日に新年度の契約に向けての協議を開始し、20年の3月には丸加高原健康の郷条例の一部改正を議決をいただいて、利用料金を減額したプランが可能となるような形をとったところであり、20年の5月には19年の収支、20年度の事業計画、収支予算について協議を行ってきたところであり、この段階で19年度の赤字決算というふうになったことが明確になった、その前段でもそうですけれども、この段階で赤字決算というのが明確になったということであり、新年度の予算方針、あわせて協議を行ってきたところであり、先ほどもご説明しましたが、20年の7月には諸物価高騰により管理代行の増額などについての提案も受けましたし、その後具体的な詳細な数字等についての協議も重ねてきたところであり、12月26日の指定の取り消しまでに至ったところであり、この間菜の花まつりですとかコスモスフェアですとか、丸加高原の魅力アップ等につきましては行政としても取り組んできているところであり、イベント開催、それに係る営業支援なども協議を重ねてきているところであり、

今現在ベルックス・グリーンハウスが会社の経営状況で民事再生を受けるなどの点については、ないというふうに思っております。そういった報告というか、連絡等も受けてございません。

それと、新たに指定管理者となる山一工業等につきましては、飲食ですとか営業ですとかそういった面課題となっているということは資料でご説明をさせていただいたところであり、取り組む意欲ですとか、あるいはアウトソーシングなどを今後の視野に入れながら、今現在は山一工業のほうでやっていますけれども、将来的なアウトソーシング等についても検討していくといったような提案もございましたし、さまざまな営業に関する提案も受けてきているところであり、あわせて地域貢献として地域を巻き込んだ形での取り組みについても提案を受けてございます。実際に山一工業さんは、江部乙のKAYAGINIまつりなどにも積極的に参加されて、そういう実績も積まれているといったことも評価の中に入っております。

あと、経費を節減していくということは山一工業のほうからも提案がございまして、本社との人員のやりくり、あるいは今現在受託を受けております改善センターとの連携ですとか、そういった中での人件費の削減ということも提案の中に入っております。

以上。

(何事か言う声あり)

○経済部長 それと、次点者の規定につきましては、当時の指定管理者募集要項で定めてございます。

○議 長 あと二つ三つありますが、ちょっとお待ちください。

答弁調整のため若干休憩いたします。そのまま待機ください。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時56分

○議 長 では、再開をいたします。

経済部長。

○経済部長 指定管理の取り消しに係る賠償の関係でございまして、丸加高原健康の郷の管理に係る協定書、これは滝川市とベルックス・グリーンハウスで結んだ協定書の第44条に規定をしております。指定を取り消したときにつきましては年度協定書に定める健康の郷の管理業務実施に係る負担金額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならないというふうに定めてございます。

それと、2年前の指定管理につきましては、ベルックス・グリーンハウスともう一社、ですから山一工業の2社ということであります。

それと、2年前に指定管理を行ったときには5年間の指定管理ということで行ってございます。そういった中で、2年間を経過した途中といったこともありまして、残りの3年間につきましては新たな次点者と協議をするというこの募集要項に基づきまして次点者と協議を行ってきたところがあります。

それと、ベルックスの収支状況であります。19年の収入の事業計画では7,100万円を見込んだところでありましたが、実績につきましては4,600万円、支出につきましては9,700万円の計画で実績は8,600万円弱という数字になってございます。なお、管理代行負担金につきましてはこの中に含んでございません。

それと、ベルックス・グリーンハウスと山一工業との指定管理における人員の差ですが、今までと同様の人員を確保していくことにあわせまして営業の努力ですとか、あるいは食の関係等につきましても強化を図ってまいりたいといった提案も受けてございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 まず、数字を確認したいのですけれども、今7,100万円に対して4,600万円

という収入ですね、言われましたが、管理代行負担金を含んでいないというふうに言われましたよね。そうすると、管理代行負担金は2,488万円だから、それだったら黒字になるのではないのかな。何か間違いありませんか。7,100万円、含んでいるでしょう。それをちょっと確認をします。

2点目は、飲食業や宿泊についての実績がないにもかかわらずこういった業務の契約対象になれるというのは、ほかのいろんな契約で考えると少しあり得ないことだなというふうに思うのです。例えば建設事業、工事でいえば、必ず経審点数というのがあり、こういう規模の当然実績がないようなところは入札には参加できませんよね。5年間で1億数千万円の契約をするのに実績がないという最大のところをクリアしないでほかのいろんなことをクリアしても、どんなにお祭りが上手だったりしても適格ではないというふうに思うのですが、その結果採点及び採決でクリアされたということ。それで、その採点方式についてお伺いしたいのですが、総合点だけで判断をするのか、それとも専門性の部分だとか地域協力の点だとか幾つかの小項目に分かれていて、小項目でも最低基準点数があって、小項目もクリアするし、総合もクリアするというような採点方式なのかどうかについてお伺いをします。

次は、2年次に至っては大体一緒ですね。4,600万円に二千……失礼しました。先ほど私の勘違いです。4,600万円に2,488万円足せばいいのだから、約7,100万円で、8,600万円だから、2年連続で1,500万円ぐらいの赤字が出たということですね。それで、今回新たに事業計画書というのの提出を受けて採点をしたというふうに思うのですが、その事業計画書の収支についてお伺いをします。

次点については募集要項に書いてあったというのですが、その条文すべて1条丸ごとちょっと読んでいただきたいなど。

それと、賠償金額については、100分の10というふうに書いていますけれども、これ1年度の100分の10というふうに書いているのか、これ5年契約ですね。そうすると、例えば残った3年間のとか、あるいは5年間のとか何かそういう期間を特定できるようなことは条文に書かれているのかどうか。また、契約が1年更新であれば1年でいいのかなとも思いますけれども、契約は何年契約、5年契約ですよ、恐らく。その100分の10の金額もあわせてお伺いをいたします。

以上です。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時16分

○議 長 では、会議を再開をいたします。

答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 計画と実績の数字でありますけれども、先ほどお話ししたように19年の計画の収入については7,100万円、支出については9,700万円、これについては管理代行負担金につ

いては含まれてございません。19年実績につきましては、収入が4,700万円、支出が8,600万円という形になってございます。これにも管理代行負担金は入ってございません。ですから、収入の4,600万円に管理代行負担金の2,300万円を足すというような形になるかというふうに思っております。

飲食、宿泊の実績のないという話でございしますが、丸加高原健康の郷につきましては飲食、宿泊が主たる施設であるというふうには認識をしておりますが、そのほかにも管理業務ですとか警備ですとかそれ以外の業務もございします。それ以外の業務につきましては、山一工業については実績があるということでございします。それと、過去に軽食喫茶ですけれども、そういった経験もあるというふうに伺っております。

それと、次点者の関係での要綱ですけれども、指定管理者の募集要項16その他の(3)で、全文を読み上げたいと思います。滝川市議会の議決を経るまで間に指定管理者の候補者がこの要綱に定める事項に違反したとき、もしくは協議が成立しないとき、滝川市議会が指定に係る議案を否決したとき、または指定管理者の指定を取り消したとき、指定管理者の候補者の選考において次点候補となった団体を指定管理者の候補者として協議を行う場合がありますということでありまして、このことについて協議を重ねて、次点者を候補者としたということでありまして。

それと、選考委員会の審査の関係であります。審査点の総合計が満点の合計点の100分の60に達する場合、各委員が意見を表明し、選考職員会議全体で論議した後、全委員による多数決によって最終決定をしております。今回の満点につきましては1,050点で、100分の60については630点というのが標準点というふうになってございます。

それと、選考の中身等につきましては、事業計画の内容が利用対象者の平等な利用が図られるものであること、あるいは利用対象者のサービスの向上が図られるものであること、あるいは施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること等についてそれぞれ項目立てをして、評価点数を定めてございます。

それと、賠償の義務等につきましては、先ほど協定書の第44条というふうに申し上げさせていただきましてけれども、この第44条で年度協定書に定める丸加高原健康の郷の管理業務の実施に係る負担金ということで、単年度の100分の10に相当する額が賠償金の額ということになります。

以上です。

(「事業計画、山一の」と言う声あり)

○経済部長 21年度の山一工業による事業収支計画でありますけれども、収入合計につきましては6,950万円、支出につきましては同じく6,950万円、四千何がしかの黒字という計画を上げております。

(何事か言う声あり)

○経済部長 今の収入の6,950万円の中に負担金は含んでおります。

(何事か言う声あり)

○経済部長 含んでおります。黒字は先ほど申し上げましたように4,000円何がしの黒字、4,

000円、円です。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、最大の疑問というか、やはり専門性がないところに1年間約2,400万円の契約を行って、何の問題もないというようなご答弁をされたと思うのです。少なくとも宿泊定員が50名ぐらいですか、今いろんな伝染病、あるいは食中毒で、昔と違って多くなっている、多くなっているという言い方ではない、複雑、種類もふえてきているという、そういう中でそういうことについての専門性は少なくとも軽食喫茶をやっていたぐらいではとてもではないけれども、こなしでいける、あるいは責任持って宿泊する方の安全を守れるという、これ飲食に関してです。それは、警備会社ですから、そちらの面での安全という点では保証はできるでしょうけれども、そういった選定方法でいいのかということについては、非常に疑問に思うのです。変わらず専門性については実績は軽食喫茶程度でよいと、宿泊については実績は要らないということで、今後も他の分野も含めて指定管理制度というのはそういう基準でやっていくのだということなのか。これは、私は経済部長ではなく、総務部長とか副市長とかに指定管理者制度そのものの問題として伺いをしたいと思います。

2点目は、少なくとも8,600万円から6,950万円、1,650万円の経費節減がどうやったら行われるのかと。こういう事業計画書が出されて、先ほど本社人員との連携をとるとかといったって、1,650万円の連携を人員、全部合わせたって10人ぐらいしかいないところですから、それ5人、5人なんか連携とらないと思うのです。だから、ちょっと疑念があるのは、人員が変わらないと先ほどおっしゃいましたよね、人員は。経費節減についてどの種目で幾ら、どの種目で幾らというふうに計画を出されたのか。それで、これならできるというふうに考えて選定をされたのか、それとも多少の赤字は確保しているのだろうかというような思いで選定をされたのか、その経営の実現、現実性というか、その点について伺いをいたします。

以上です。

○議長 経済部長。

○経済部長 金額的に見まして、収入につきましては同程度を見込んでおります。山一と前のベルックスと同程度の金額を見ております。ただ、今の経済状況を考えますと、攻めの営業というものももちろん必要であるというふうな判断もしてございます。そういった面では、山一工業のほうからは各種自主事業、小中高校生を対象としたアウトドア事業ですとか、あそこの丸加高原の景観を最大限に利用できるような親子の体験事業ですとか、そういったさまざまな事業展開を図りながら、営業面でのプラスについても展開をしてみたいというふうに提案を受けたところでありますし、経費の削減としましては人件費の見直し、総体では変わらない人数でということなのですが、先ほども申し上げましたけれども、本社との連携を図るですとか勤務シフトの見直し、あるいは水道光熱費等につきましては節約の方法等も考慮し、あるいは従業員の意識づけなども行いながら節約目標等を設定し、実施をしてみたいといったことを受けて選定職員会議の評定となったところであります。

以上であります。

○議 長 総務部長

○総務部長 指定管理者の候補者審査選定基準の今後の考え方ということでございますけれども、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例というものがございまして、そこでもろもろ提案に当たっての内容を示す内容を記載しているところであります。それで、今回の施設は、営業ですとか、あるいは宿泊等を伴う施設ということもございまして、その条例に基づく手続を定めている中身では事業計画の内容が利用対象者の平等な利用が図られること及びサービスの向上が図られるものであること、これが1点です。2点目がその事業計画の内容が施設の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるもの。3点目は、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力あるいは人的能力を有していると。4点目に、前3号に掲げるもののほか当該施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであることという規定がございます。それで、今回は現指定管理者の指定の取り消しという経過もありますことから、この項目の中で例えば集客の見込みが適切であること、あるいはまた適切な運営が見込まれる、集客の変動リスクにも対応できる、責任ある適切なスタッフを現場に配置できる、あるいは連絡調整会議の適切な運用に対応できるなど、そういう項目も追加をして提案をしてもらっているという状況でございまして、この選定基準はその指定管理する施設の特特殊性に応じて柔軟と申しますか、に対応したいというのは今後の考え方であり、現在もそのように取り扱っているところでございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して議案第37号 公の施設の指定管理者の指定についてを否とする立場で討論を行います。

ただいま行った質疑の中で、まず1点目、公募を行ったことは問題だと考えます。募集要項では、契約当初のことを想定していると思われる文章であり、契約後2年を経て有効な条項ではないというふうにも考えます。

2点目は、飲食及び宿泊について実績がない業者が宿泊者の安全を守れる、市としては任せられるという業者ではないと、なり得ないというふうにも考えます。この点については、他の指定管理も含めた全体の条例の見直しについて、見直しというよりはそれについての考え方の改善を求めます。

3点目は、事業計画について大幅な赤字であるにもかかわらず、妥当な事業計画とは思われません。その点からも今回の選定は妥当なものというふうには考えられません。

今回行うべき方法は、12月に指定取り消しの申し出があった後公募を行い、それで4月1日からのスタートが無理だと考えられるのであれば指定管理を1年間取りやめ、市の直営として運営をして、次年度へ十分な準備をして再公募という道も考えられたはずです。

いずれにしても、そのような十分な選定経過でなかったこの議案については反対であることを表明して、反対討論といたします。

○議 長 ほか討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第37号は可決されました。

◎日程第13 議案第39号 公平委員会委員の選任について

○議 長 日程第13、議案第39号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました公平委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げますが、滝川市ほか5組合公平委員会委員であります成本治郎氏が平成21年3月31日で任期満了となるわけでございます。成本治郎氏は、これ1期4年でございます、辞意の意向がございますので、それを尊重いたしまして、後任として山根英治氏を選任をいたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

なお、同氏の略歴書は、参考資料としてお手元に配付をさせていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

よろしく同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第14 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 日程第14、議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明をいたします。

滝川市固定資産評価審査委員会委員、水戸部尚夫氏が平成21年5月11日で任期満了となりますために、後任として引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めます。なお、委員任期は3年でございます。

水戸部氏の略歴書につきましては、お手元に印刷配付をいたしてございますので、お目通しを賜り、同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第15 議案第41号 市道路線の認定及び廃止について

○議長 日程第15、議案第41号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第41号、市道の認定及び廃止につきましてご説明を申し上げます。

今回市道の認定及び廃止する路線につきましては、それぞれ1路線でございます。参考資料とあわせてごらんいただきたいと思います。整理番号84は、起点、国道451号石狩川橋の基礎部で、扇町石狩川河川敷地から終点、西滝川北海道の森、西滝川石狩川河川敷地を廃止し、新たに起点、市道西1丁目通り線交差部、泉町石狩川河川敷地から終点、西滝川北海道の森、西滝川石狩川河川敷地として認定したいとするものであります。

以上をもちまして議案第41号の説明を終わらせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。
(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第41号を採決いたします。
本案を可決することに異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第41号は可決されました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りをいたします。
議事の都合により、3月5日から3月9日までの5日間を休会いたしたいと思えます。これに異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、3月5日から3月9日までの5日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午後 2時42分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成21年第1回滝川市議会定例会（第8日目）

平成21年 3月10日（火）

午前10時01分 開議

午後 4時05分 延会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○出席議員（17名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
4番	清水 雅人 君	5番	関藤 龍也 君
6番	本間 保昭 君	7番	山口 清悦 君
8番	中田 翼 君	9番	大谷 久美子 君
10番	荒木 文一 君	11番	堀 重雄 君
12番	三上 裕久 君	13番	堀田 建司 君
14番	田村 勇 君	15番	山腰 修司 君
16番	井上 正雄 君	17番	水口 典一 君
18番	山木 昇 君		

○欠席議員（1名）

3番 酒井 隆裕 君

○説明員

市 長	田村 弘 君	副 市 長	末松 静夫 君
教 育 長	小田 真人 君	教育委員会委員長	若松 重義 君
理 事	飯沼 清孝 君	総務部長	高橋 賢司 君
市民生活部長	西村 孝 君	保健福祉部長	狩野 道彦 君
保健福祉部参事	佐々木 邦義 君	経 済 部 長	多田 幸秀 君
建設部長	岡部 豊 君	教 育 部 長	高橋 一昭 君
監査事務局長	中本 隆之 君	病院事務部長	東 照 明 君
病院事務部参事	居林 俊男 君	総務課長	伊藤 克之 君
企画課長	舘 敏弘 君	財政課長	吉井 裕視 君
行政経営課長	五十嵐 千夏雄 君		

○本会議事務従事者

事務局 長 中嶋 康雄 君
書 記 山本 信子 君

次 書

長 田 湯 宏 昌 君
記 寺 嶋 悟 君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。
欠席の申し出は、酒井議員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、田村議員、山腰議員を指名いたします。

◎日程第2 平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

- 議 長 日程第2、これより平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従っていただきます。なお、質問は45分以内の持ち時間制により演壇において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守するようにお願いをいたします。

では、本間議員の発言を許します。本間議員。

- 本間議員 皆さん、おはようございます。新政会を代表して、市政執行方針等に対する代表質問を行います。改選から2年が経過しようとしています。さまざまな取り組みやいろんなことがありました。その中で、通院移送費詐欺事件という過去に類を見ない不祥事が起きてしまいました。このことは、先人の積み重ねた誇るべき滝川の名に傷をつけ、市民の活力をも奪うものでありました。また、減退を続ける地域経済は、企業の業績や市民の生活に多大な影響を与えてまいりました。そして、さらに昨年からの未曾有の不況により、このままでは未来に希望を持たない地域社会になってしまうでしょう。しかし、このままで終わるわけにはいきません。今がどん底だとするならば、あとははい上がるだけ。今こそ滝川市民の真の力を示すときであります。この第1回定例会を滝川再生の転換点にする強い意志を持ってこの質問をいたします。強い意志のある答弁をよろしく願います。

◎1、市政執行方針 市長の基本姿勢

- 1、2年間の成果と課題について
- 2、最重要課題について
- 3、政策推進のスピードについて
- 4、政策推進における組織的課題について

まず、市政執行方針の中の市長の基本姿勢について。2年間の成果と課題についてお尋ねをいたします。2期目の折り返しに立った市政執行における主な成果と顕在化した課題、在任期間内の

公約実現への取り組みの留意点と意気込みについてお伺いいたします。

次に、最重要課題についてでございます。雇用対策と景気対策は、喫緊の課題でございます。政府からも多くの対策が打ち出されておりますが、やはり対症療法の感は否めません。長期的なビジョンは地域が描くものであり、また滝川が目指すべきは地域の将来展望に向けたものであるべきというふうに思っております。雇用対策と景気対策を最重要課題と位置づけられておりますが、具体的な対策を1つ挙げるとしたら何か、お伺いいたします。

次に、政策推進のスピードについてであります。市政執行方針を打ち出しても、また重要な課題があった場合においても、内部的な打ち合わせを重ねるだけで、なかなか実行に移せずに、例えば年度末が迫ってしまうなどということもありますし、また検討期間として平気で1年間を設けてしまうというようなことなどがあります。時間と労力と税を費やしながらなかなか実現に至らないことは、市役所の悪い体質だと思っております。地域の現状をかんがみると、体質の改善は急務だというふうに思います。そうした中で、政策の立案と実現には大胆な決断と迅速な執行が必要だと思っておりますが、市長のお考えと現状についてお伺いいたします。

次に、政策推進における組織的課題についてでございます。今後効果的と思われる新たな施策については、やはり効果的な組み合わせから生まれると思っております。まして、それがすべてと言っても過言ではないと思っております。あらゆる施策、あらゆる要素の組み合わせからの発想を具現化するためには、組織連携の素地というものが重要だと思っております。また、今後都市間競争でぬきんでいくためには、いち早く取り組むべき課題でないかというふうに思っております。組織横断的な政策が多くなっている中で、組織が機能せず、執行の弊害になるケースがあると思っておりますが、その現状認識と解決策についてお伺いいたします。今の2点については、以前にも一般質問などで行ったことがあります。現状の状況も踏まえてお答えをいただけたらというふうに思っております。

◎2、経済再生プラン

- 1、地産地消のふるさとづくりと農・商・工・消費者連携について
- 2、農畜産物の販路拡大について
- 3、優良農地の保全と担い手対策について
- 4、中心市街地活性化基本計画について

次に、経済再生プランでございます。滝川の経済再生に取り組む上で、今後の機軸となるものは農業だというふうに思っております。しかし、これまで行ってきたものと同じような手法では新たな経済活動、新たな成果を上げるには至らないということは言うまでもないことだというふうに思っております。そうした中で、地産地消、農・商・工連携は、地域再生に不可欠なキーワードだと思っております。しかしながら、言葉だけがひとり歩きしているという感もあり、また言葉を唱えたり題材として話し合っていて満足しているというようなことも起きかねないわけでありまして、そうした中では何も具体的な効果的な施策は生まれてこないというふうに思っております。たとえ小さなことでも具体的に組み込んで、それを完結させることの積み重ねというものが将来の成果につながるこ

とだと思います。そこで、農業者、商工業者、消費者の連携について、具体的にどのような手法で行うのか、また市役所内の担当セクションの設置についてお伺いいたします。次に、農・商・工連携にかかわる国の支援施策というものは、幾つかの省庁が横断的にあると思います。今回受けることができた農水省のモデル事業、大変結構なことだというふうに思います。ただし、実はまだまだいろんな種類のものがあるというふうに認識しておりますが、その中で視野に入れている支援施策があるか否か、お伺いします。また、ある場合は、具体名をお知らせいただきたいと思います。次に、関連いたしましてバイ・滝川運動についてでございます。バイ・滝川運動について、川上から川下までのストーリーを1つ例として挙げるとしたら、どのようなものかお伺いをいたします。

次に、農畜産物の販路拡大についてであります。あらゆる滝川産の農畜産物がございますけれども、ここでは1つ、米に絞ってお聞きしたいと思っております。例えば主要作物である米を道内、また首都圏などに販路拡大する有効な手段としてどのようなことが考えられるかお伺いいたします。

次に、優良農地の保全と担い手対策についてであります。食料自給率の向上と食の安全確保、このことは日本の国にとって大きな課題でありますし、国民の関心事でもございます。また、この地域の経済の再生のために、優良な農地の保全は重要な課題だと言えます。現在担い手が大変不足していることと、それから将来的に高齢化が進むという現状を踏まえた上でどのような将来像が理想とされるものなのか、そうした将来像についてお伺いをいたします。

次に、中心市街地活性化基本計画についてであります。いろいろな議論の中から、大変苦しんだ上に認定を受けた現計画であります。現在その計画についてはさまざま粛々ととり行われている状況にありますが、この推進で小幅ではありますけれども、一定の成果は上がるものというふうに思っております。しかしながら、当然これがすべてではありませんし、計画策定段階でもそういうふうには思っておりませんでした。最重要と思われる課題でありながらも、実は5年間で完結しなければならないという認定要件がございましたので、計画策定の段階で盛り込むことができなかった中心市街地の大型空き店舗や大型商業施設について、その有効活用や抜本的対策に取り組む意思についてお伺いいたします。

◎3、暮らし向上プラン

- 1、(仮称)滝川子どもプランについて
- 2、滝川駅跨線橋エレベーター設置について
- 3、国道12号及び国道38号の4車線化について
- 4、市立病院の医師及び看護師の確保について

次に、暮らし向上プランでございます。(仮称)滝川子どもプランについてでございます。子どもプラン策定に当たりまして、21年度まで行われておりました次世代育成支援行動計画について、その成果とそこから見えてきた課題についてお伺いいたします。

次に、滝川駅跨線橋エレベーター設置についてでございます。2度にわたる署名運動で多くの市民要望が寄せられました。また、私どもも市民とともにJR北海道に署名を持っていったりとか、市長にもまたお願いしたりとか、そういうことを前期から行ってまいりましたけれども、あらゆる

問題もありまして、いまだに実施に至らない懸案の一つであります。今回市政執行方針に載せられたことは、大きな前進だと思っております。実現への決意をお伺いいたします。

次に、国道12号及び国道38号の4車線化について。江部乙と滝川市内と、それから東滝川と滝川市内という部分を一体化していくというか、交通の流れをスムーズにしていくというか、そうした意味、またさまざまな意味があると思えますけれども、大変長期的な懸案であると思えます。要請の取り組みの実態と見えている課題、そして実現への手ごたえについてお伺いいたします。

次に、市立病院の医師及び看護師の確保についてでございます。市民全体での大変な議論の末に着工に至った市立病院でございます。高齢化が進む今後において、信頼度の高い診療体制の確保は市民の願いであり、最大の関心事でもございます。現在の医師及び看護師の充足率と現状の課題、そして今後の対策についてお伺いいたします。

◎4、観光・文化・定住促進プラン

1、観光協会と市観光部門について

2、丸加高原周辺のイベントと市街地との連携について

次に、観光・文化・定住促進プラン。観光協会と市観光部門について。これは単純に事業活動の一体化の具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

次に、丸加高原周辺のイベントと市街地との連携についてでございます。菜の花まつり、昨年のときに丸加高原付近で大変な渋滞であったとか、写真撮影している人がたくさんいるとか、実際に見に行ったら物すごく人がたくさんいらっしやっただと。私どもどうしても街なかにいるものですから、何か街なかは人がいない感じがします。話に聞くと、お土産は砂川でお菓子を買っていく人もいるという話を聞いておまして、菜の花まつりなど集客力のあるイベントが郊外で行われる際に、市街地に立ち寄る仕掛けというもの十分なものになっていないのではないかと思います。その際に、地場の食材や料理、またお菓子などを効果的に紹介して市内に誘導してくるだとか、そういう取り組みをあらゆる執行部門が一体となって行うべきだというふうに思えますけれども、具体的な方策をお考えであれば、お伺いいたします。

◎5、行財政改革プラン

1、行政パートナー制度について

次に、行財政改革プラン。行政パートナー制度についてでございます。昨日の特別委員会でも報告がありましたので、若干重なってしまう部分もありますけれども、行政パートナー制度について4つのモデル業務が提示されたわけですが、行政パートナー制度という言葉がもしかしたら悪いのかもしれませんが。結構失敗した事案とかいろいろありますので、そうなのかもしれませんし、また行政パートナー制度の仕組みづくりをとにかくしなければならぬということが意識され過ぎたためか、私が思っているものちょっと着眼点が違っているように思います。何をしなければならぬかという、コスト対策もそうですし、また市民との協働によるさらに効果的な市政執行ということが大事なポイントだというふうに思います。その中で、人件費が過剰な施設への制度導入

に取り組むというのは大事な視点だというふうに思いますが、お考えをお伺いいたします。

◎6、教育行政執行方針 義務教育の充実

1、学校関係者評価について

2、学校の適正配置について

次に、教育行政執行方針でございます。義務教育の充実について。新聞報道がされてしまいました。中学生の残念な事件がまた起きてしまいました。悲しい教訓のもとに、二度と繰り返さないことを誓った滝川市であったはずであります。大変遺憾な出来事であります。心の教育の推進も、いじめ問題指導マニュアルも、カウンセリング研修も、これは当然いろいろ考えてやっていこうとするものであります。しかしながら、教育現場の教職員の熱意がなければ、効果などあるはずがありません。若い命を奪ってしまうことにつながりかねない事象が自分の学校にも存在するかもしれないという危機感は、あるのだろうか。本当に子供たち一人一人に目を向けているのだろうか。例えば自分の保身を見ていないだろうか、例えば組織のことが優先になっていないだろうか、いま一度問いただしていただきたいと思えます。

そうした中で、通告にはその件についてはありませんので、学校関係者評価についてに移りますけれども、この評価を行うにしても、もう形骸化した施策を続けることは全く意味をなさないし、もうやめるべきだと思います。その中で、評価を行う体制についてお伺いいたします。評価を行うということは、評価を行う人というのが必要ですし、それを組織化するのか、ちょっとわかりませんが、学校評価員などによる体制であった場合には機能に問題があると自分は思うわけですが、学校評議員制度の廃止を含めた見直しを行うべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、学校の適正配置についてでございます。先日総務文教常任委員会に、事務局としての考え方が示されました。この考え方の内容とタイムスケジュールは、私が思うに市長の任期中に結論を出す意思がないと判断できるものであります。この2年の任期中に何らかの方針を打ち出し、それはただのこれから考えるというスケジュールではなく、どうするべきであるというものを打ち出すべきであると思っておりますが、そのような先送りの姿勢は教育の充実と、それから全体を意味する意味で滝川の地域再生に反するものだと思いますけれども、お考えをお伺いいたします。また、その際に地域住民との合意形成が非常に重要と考えられますが、お考えをお伺いいたします。

◎7、図書館の充実

1、ボランティアの組織化について

次に、図書館の充実であります。ボランティアの組織化についてでございます。こうした社会教育施設を行う場合に市民の協力というものは、あらゆる底辺を広げる意味でも利用を促進する意味でも大変必要なことだと思います。そうした意味で、民間活力のシステム化ということを標榜されておりますが、大変望ましい取り組みだと思います。ただし、それは同時に、先ほど行政パートナーのときにも申し上げましたけれども、コストダウンと、それからそれをいかに活力につなげていくかという、そういう考え方が必要だというふうに思えます。さらに進めて、正職員を最小限にす

る取り組みにも着手すべきではないか、お考えをお伺いいたします。

◎ 8、博物館の充実

1、博物館クラブについて

最後に、博物館の充実についてであります。博物館クラブについてでございます。これは、図書館の質問と同義でございます。施設の活性化を支える民間組織の設置は、望ましい取り組みだと思います。さらに進めて、正職員を最小限にする取り組みにも着手すべきでないか、お考えをお伺いします。

以上でございますけれども、もう一度申し上げますけれども、強い意志のある答弁を期待しております。よろしくお願ひいたします。

○議 長 本間議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。新政会を代表しての本間議員の広範なご質問に以下順次ご答弁を申し上げますが、内容によっては所管からお答え申し上げます事項もございますので、あらかじめご了解をいただきたいというふうに思います。

強い意志を持って答弁せよという強い意志の質問がございました。常にそういうことを心がけて行政執行に当たっておりますことを冒頭申し上げておきたいというふうに思います。

2年間の成果と課題についてということでございますが、ご質問にありましたように予期せざる出来事が発生をして滝川市のイメージを損なったということは、新たな大きな課題になったことであります。それがゆえに、2年間かくあるべし、こうしたいというようなことが少しスピードダウンしたということは否めない事実であります。残る2年間、大きな問題を解決して、この課題に向かって積極果敢に明るく前向きに進めていきたいというふうに思っております。ただ、私は、この4年間にこういうことをしたいという約束は、ご質問にもありましたマニフェストに大きなことは書かせていただいております。この40項目にわたる48の約束、これをしっかり実行するということが私が市民にお約束をした中身でありますから、これをしっかり実行するというふうに改めて決意をしているところでございますが、達成率の評価というのはいろいろあるというふうに思いますが、48の約束のうち2年間で達成した約束は32項目、達成しつつある約束もあるし、現在進めている約束もありますし、これから取りかかろうという約束もあります。しかし、達成度そのものは、そういう状況であるというふうに思います。見通しが立っているものも含めると、現在で81パーセントであります。あと2年間で市民の皆さんとともに必ず解決させたいというふうに思っています。この約束は、かつての約束、公約とかなり趣旨の違うものだというふうに思います。かつては、どちらかといいますと、どういう施設整備をやっていきますということが公約の柱だったように思います。私の約束のほとんどは、仕組みづくりであります。この仕組みは、滝川市の将来に向かってこういう仕組みをつくっていかなくてはいけないというふうに思って、市民の皆さん方に提案をさせていただいたものであります。そういう意味では、なかなかこの仕組みづくり、ソフトづくりというのは難しい面があります。しかも、建物等であれば、できたと、100パーセントできたということが目で見てわかる。そうではない運営の中身ということも問われているわけであ

ります。そういう意味では、でき上がったからといって、それでは100パーセント達成したのかということ、そういうものでもない。こういうことについて、しっかり認識を持ちながらやっていかなくてはならないというふうに思っております。

顕在化した課題というご質問がございました。1つは、先ほど申し上げました予期せざる出来事に対する適切な対応……

(何事か言う声あり)

○市長 ということがあるのではないかと。しっかり聞いてください。

2点目は、やはり産業、経済の低迷というのは必ずしも現在の状況になるということが想定できなかったというふうに思います。これを重視した予算ということを今議会に提案をさせていただいておりますけれども、この産業、経済の振興というのは国あるいは都道府県等の広域自治体の役割が極めて大きいというふうにも思います。私どもでできることは、しっかりそういう政策も取り入れながら取り組んでいくと、迅速に取り組んでいくという姿勢はもちろん必要でありますけれども、そういう国、道の政策を迅速に取り込みながらやっていくと、できることから直ちに手を染めると、そういう姿勢で臨みたいというふうに思いますが、国、広域自治体において資金も投入する。100年に1度の状況でありますから、100年に1度の対策を打ってもら、そういうこともまた極めて重要なことだというふうに思っております。

次に、最重要課題ということについてであります。今回の市政執行方針に当たって、雇用対策と景気対策を最重要課題というふうに位置づけをさせていただきました。このために1つ挙げるとしたら何かというご質問がございましたが、1つ挙げたら、これはどうするのだ。雇用、景気対策というのは、バランスよい政策の実行が重要だというふうに思っております。今回の補正予算も含んで、新年度予算においては、建設業及び建設関連産業、その振興による波及効果、そのことが一番雇用対策にも滝川の産業構造を考えるとつながっていくのではないかと、そういうことを1点目に重視をしたということがあります。2点目は、ことしは地産地消のふるさとづくりということを提案をさせていただいておりますが、これは何かというと、農業や商工業、サービス業、こういう連携を強化していく、農・商・工・消費者連携をしっかりとしていく。急がば回れの精神でやっていくということがあるわけでありまして。そういう精神で手を打っていくという、その土俵をちゃんとつくっていくということが将来ともに必要なことであるというふうに思いますので、その手を新年度予算の中で打つ、そういう提案をさせていただいているわけでありまして。あるいは、後ほどの質問にも関連をいたしますけれども、賑わい再生ロード事業、中心市街地活性化基本計画もちゃんと達成していくと、そういうことも含めて、雇用、景気対策にも大いに関連するものだというふうに思っているところであります。そういう中で、一つでも新製品開発、農業者、加工業者、商業者含めて総力でやっていくことによって可能性を見つけ出していきたいというふうに思います。

政策推進のスピードということですが、私は本間議員の質問の趣旨に沿って努力してきたつもりであります。具体的に実現に至らないというご質問がございましたし、市役所の悪い体質だという極めて厳しい言葉での指弾がありました。ぜひとも具体的にご指摘していただきたいというふうに思います。私は、本間議員のご指摘の部分もあるなと思いつつ、そういうことのないよう

な最善の努力を進めてきたつもりであります。ただ、ご了承いただきたいというふうに思います。行政は、法手続が必要である、あるいは財源確保をしなければそれを進めることができない。そのためには、やっぱり時間がかかるということも否めない事実であります。したがって、例えば中心市街地にしても、市民活動を助長するにしても、一々補正予算を組んで、一つ一つの事業について議会の理解を得て、そしてやらなければいけないということではいけないのではないかと。したがって、ある意味ではこういう目標のためにということで基金を設けて、一々議会の議決を経なくとも市民の委員会にお任せをして、そこで意思決定されればその事業が実行できるようにと、少しずつ努力をしてきたつもりであります。そういう意味では、確かに企業的な発想でいえば、住宅を建てる、足りない。そうすれば、資金さえあれば50戸だろうが60戸だろうが一気にやります。そういうスピード感は制度の上でないというのはぜひご理解をいただきたいというふうに思います。そういうスピード感が求められている時代であるのだということもまた念頭にしながら、制度の改革、現法制度における最大のスピードある事業の実施ということは、引き続き努力をしてまいりたいというふうに思います。と同時に、民間活力を活用して公的支援を早くしてくれというものについては、そういう公的支援が適切だというふうに判断されるものについては早く決定、支援をしたいということも一方考えております。できるだけ立案と住民合意と意思決定と実行までのサイクルを短くする工夫をしていきたいというふうに思っております。

政策推進における組織的課題と、組織横断的な政策が多くなっている。ご指摘のとおりであります。縦割り行政、縦割り行政と言いますけれども、だんだん縦割りだけでやっていけない政策がほとんどになってまいりました。そういう意味では、組織横断的に解決をしなくてはならないということも非常に多くなってきております。そういう意味では、従来と流れが変わってきているというふうに思います。これはささやかなことですが、そういうことを私自身はずっと、だから部とか課の垣根を低くして、そして連携、協調の中に早く結論を出すということを望んできた。それもまた指導してきたというふうに思っておりますけれども、ささやかなことですが、例えばこういう改革をすることを決定いたしました。もう既に決定したから、間もなく進むのですけれども、これで何が変わるのか、根本の意識が変わらなくてはいけないというふうに思うのですが、行政は文書主義ですから、従来の伺い書形式を決定書形式にしました。何々してよろしいか伺いますということで、みんながたくさん判こついで、副市長、市長のところへ上がってくると、こういうやり方をやめました。決定書形式ということにいたしました。これを決定する権限は、だれが持っているのか、課長が持っているのか、部長が持っているのか、どこの部長、どこの課長が持っているのか、あるいは副市長が持っているのか、市長が持っているのか。決定権者はだれであるのか、これをまず決める。そして、この決定権者が関係セクションと協力をして、何回も会議開くと、延々と開くということではなくて、決定できる者が集まってきて、議論をして決定をすると、決定をしたら必要に応じて上司に対して報告をすると、かくかくしかじかのとおりに決定したので、報告をすると、こういう方式に変えることに決定いたしました。間もなくスタートしていきます。これは、事務の処理方法を変えたから一気に何か改善するというものではありません。しかし、決定者はだれであるのか、迅速に決定する関係者はだれであるのか、そこで詰めて迅速に決定していくと。こう

いうことを通じてスピードを速くすると、同時に決定権者、責任を明らかにすると、同時に垣根を低くする。こういうつもりでやっておりますけれども、これをしっかり運用していくことによっていろんな方法があるというふうに思いますけれども、ご質問の点についても達成する一つの方法だというふうに思っているところであります。

地産地消のふるさとづくりについてでございます。具体的にどう進めるのかということでございますけれども、JAたきかわ、商工会議所、市等の関係機関でいろいろ組織たくさんありましたけれども、それを統合しながら、今のところ仮称ですけれども、滝川産業活性化協議会という中で、農産物のブランド化でありますとか、あるいは企業の立地でありますとか既存産業支援のほかに、地産地消のふるさとづくりというものも一つの部門を設けて進めていきたいというふうに思っております。ご質問にもありましたように農林水産省の指定を受けて、全道8カ所手挙げましたけれども、その4カ所に当選をしたと。私も農林水産省に行ってきましたけれども、なかなかいいプランだから、市長、しっかりやってくれという反応もございましたし、これはしっかりやらなくてははいけないというふうに思っております。ただ、いろんな制度がないわけではありませんから、多様な制度を活用しながら進めていきたいというふうに思います。地産地消の単独のセクションというのをつくるつもりはありません。ただ、先ほど申し上げました産業連携という意味で少し幅広く担当するということについては、少し考える必要があるかなというふうに思っております。それは、先ほど申し上げました滝川産業活性化協議会ということでこれから濃密にやっていきますから、そういうことも念頭に置きながらの部門というのを考える必要があるかなというふうに思っています。

それから、地産地消のふるさとづくり、農・商・工・消費者連携について、活用しようと思えば制度は山ほどあるのです。農・商・工連携で何かいい補助金ありませんか、交付金ありませんか、これを言っても、何をやりたいですかということになるわけです。したがって、私は、先ほど申し上げたような組織含めてよく議論して、何をやるのかということで、それに適切な補助制度、国、北海道あるいは民間の基金、公的な基金、そういうふうなものを含めて活用できる制度は山ほどあると、いかにやることに合ったそういう資金を導入するか、そういうアンテナを張りめぐらせて、アンテナを高くして、適切な補助金を導入するノウハウというのを我々は引き続き高めていかなかったらならないと。まず、出発点は何をやるのかというのが出発点であり、そして2番目はそれを実現するための財源対策のノウハウを我々自身がいかに高めていくのかとそれを営業して歩くのかと。補助金確保と、あるいは地産地消を実現していくための営業活動と、これは私は補助金をもらってくるのと営業活動というのは同じノウハウだというふうに思っております、これはまたしっかりやりたいというふうに思います。

バイ・滝川運動と川上から川下へ、どういうご趣旨で1つ例を挙げよというふうにご質問いただいたのかよくわかりませんが、本間議員は自分の念头の中にさまざまおありになるのではないかとこのように思います。私は、これまでも申し上げてまいりましたように、単に地産地消ということだけではないと、地産地工、地商地消だと、地域の産物をそのまま販売するという手もあるでしょう、農産品であれば生鮮食品のままいち早く販売していくということが一番高く売れるということがあるかもしれません。あるいは、加工することによってその価値を高めていくということがある

かもしれません。あるいは、生鮮食品を加工するという必要があるかもしれません。そういうものを地元の能力によってそれを加工品にしていく、これが地工だというふうに私は思っていますが、そういうさまざまな能力が地元がたくさんあるわけであります。問題は、労働力と、それから販売力、特にロットの問題です。一生懸命つくっているけれども、数が限られていて、大手販売ルートに乗せられないと、とにかく生産、加工できないと、こういうものもあるわけであります。こういうものをどうするのかというのも1つ必要なことであります。地元で商業者の力をかりて販売していくと、これは生鮮食料品のこともあるでありましょうし、加工品のこともあるでありましょうし、商業者は消費者と一番密接なわけでありますから、消費者情報をしっかりと提案をしていただいて、加工する、あるいは農業者に情報を提供していく。そして、消費者の皆さん方は、地元を愛する、地元産品を愛するという気持ちで、まずは地元産品をご活用いただく。地元の消費者に愛されない産品がどんどん全国的にメジャーな商品となって販売されていくということは、恐らくないだろうというふうに思います。まずは、地元の消費者の皆さんに愛されて、市外へと販路拡大を図っていくと、そういう流れがやっぱり必要なのではないかとこのように思っております。ぜひとも企業経営者としてのご提案もお願いを申し上げたいというふうに思います。

地元のお米、こんなにおいしいお米だということがなかなか理解されないということがあったりして、農協といろいろ相談をしていたら、地元産のお米を香典返しとして活用したらどうだというアイデアが出てきて、そしてホクレンの協力を取りつけて、随分今お米のPRとしては役立っています。滝川産の米こんなにうまいのかと、これが地元の消費に少なからず影響を与えている。私も、こういう土俵を一つでも二つでも多くつくって、いい産品の市民理解度を高めていくという運動が必要だというふうに思います。今回の予算の中でも、米飯給食の割合を3.5回から4.5回というふうにふやしました。つまり2週間でお米の給食は9回です。10回ある給食の中で、2週間で10回の給食ありますけれども、9回は米飯給食という提案をさせていただいております。パンとかめんとかが悪いわけではありません。ですけれども、なぜ米飯給食かということ、やっぱり米どころであるということはあるかもしれませんが、滝川の学校給食の栄養士さんは非常に工夫しています。工夫していますけれども、お米の給食とパンの給食とは副食のメニューがかなり違うのです。滝川の栄養士さんは、そういう意味では非常にバランスを考えて、野菜、魚ということも重視して副食を考えてくれていますけれども、明らかに違う。私は、お米の給食と野菜、魚を中心とする副食、そして卵だとか肉だとか、そういうものも必要に応じてとっていくという食習慣、こういうものが必要なのではないかと。これもある意味では川上から川下へ、具体的な一つの提案としてこれを政策で提案しているところであります。いろんな提案を、滝川の産物いろいろありますから、こういう仕組みを一つでも多くつくり上げていくということが重要なことだと思います。

販路拡大でございます。米ということでの販路拡大の提案がありました。大手を含めていろいろやっています。難しいのは何かということ、滝川産が余って売れ残っていることではないということなのです。ただ、今滝川産米が、あるいは北海道産米がその品質に応じた価格になっているかということ、必ずしもそうではないのではないかと。非常にいい品質であるということ、相当高まってきて、一部新潟産コシヒカリに匹敵をするという価格で取引をされていくという銘柄もないわけで

はないです。だんだん高くなって高まってきていますけれども、総じて言えば高い品質に応じた価格になっているのかどうか、ここら辺が問題だというふうに思います。したがって、そういう意味では、今イオンでありますとか大丸でありますとかに対する販売促進活動を進めております。あるいは、帯広や北見、こういうところの大手スーパーに行って、農協とかに行っていて、うちの職員も含めて直接消費者への販売促進活動をやっている。特に帯広なんかでは好評です。あるいは、東京銀座で、大変な地元の皆さん方のネットワークで実現したわけでもありますけれども、滝川単独の物産展が開催されて、滝川産のななつぼしのPRを行った。これも極めて評判がいい。そういう意味では、大手スーパー、百貨店、こういう販売促進活動は非常に有効な手段であるというふうなことで、今後とも継続的に実施していきたいというふうに思っています。一方、余るどころが全然足りないというお米もあります。例えばとんぼの会のつくる減農薬米、これは首都圏とか道内の生活クラブ生協で販売していますが、販売店の要望が多くて、なかなか生産が追いつかないということもあるわけでありまして。したがって、こういう生産もできるだけ皆さん方と協力しながら生産量もふやしていくと、総合政策が必要だというふうに思っておりますが、ぜひともこれも力を入れていきたい施策の一つであります。

優良農地の保全と担い手対策であります。優良農地の保全は、極めて重要な対策だというふうに思っております。高齢化が進行していきます。したがって、そういう中で中核的な認定農業者、後継者のいる農業者を主体として農地の利用集積を着実に進めていかななくてはいけないというふうに思います。そのためにも、優良な農地の保全が必要だというふうに思います。一方、そういう意味では、農地の集約化は進んでいる状況があります。農地の集約化というのは一層進めていく必要があるというふうに思いますが、一方優良農地を保全していくということを基本としながら、都市的な土地利用が必要だということも場合によってはあるわけです。これは、今都市計画マスタープランを策定中でありますから、優良農地は保全しつつ、都市的な土地利用が必要だという場合は、最小限でそれを実現をしていくという調整が必要であるというふうに思います。かつてのように計画的に極めて大規模な農地を除外して都市的な土地利用に活用していくという状況は、なかなか現在の状況の中では難しい課題だなというふうには思っております。大規模にです。

中心市街地活性化基本計画についてでございます。滝川の中心市街地活性化基本計画は、極めて全道的にも数少ない、ある意味では珍しい計画です。それは何かというと、ソフト事業を中心とした中心市街地活性化基本計画だからであります。これは、ある意味では反省に立っております。再開発事業を中心とする計画をかつては立てました。そして、その再開発地区に有限会社を設置をして、そしてその実行をしていくという枠組みまでつくって、具体的なプランをつくり上げましたけれども、しかしこのプランはテナントがなくて実行に至りませんでした。そういうことを背景として、ハード主体の中心市街地活性化基本計画ではなくてソフトから出発の中心市街地活性化基本計画ということを国に要請をして、こんな要請をするまちはほかにありません。そういう意味では、なかなか難関でありましたけれども、国もこのことを認めていただいて、地域計画の認定をいただいたということがあります。したがって、この計画にあることをしっかりやっていくということがまず第一であります。ただ、ご質問にありましたように、民間主導によって再開発事業という

のは、これは将来性があるならば行政として積極的に支援をしていかななくてはいけないというふうに思っています。そこで課題となるのは、民間主導としてどんなプロジェクトが上がってくるのか、そのプロジェクトの実行が税をつぎ込むことに足る将来性と可能性と実現性を持っているのかどうか、ここら辺は、税金をつぎ込むことになるわけですからしっかりチェックをしながら、そういうものについては積極的に応援をしたい。あわせて、中心市街地活性化基本計画の改定も、そういう場合には迅速にやらなくてはいけないというふうに思っております。

滝川子どもプランについてでございます。21年までの滝川市次世代育成支援行動計画、その成果と課題ということでございますけれども、次世代育成支援行動計画、滝川市長はPRが下手だ、下手だといつも言われるのですけれども、そういう意味ではPR下手なのですけれども、21年度までの計画のほとんどは達成しています。したがって、あと後期の計画をしっかり立てて、今回の条例の中にもこどもの未来づくり条例を提案をしておりますので、これに位置づけされている（仮称）滝川子どもプラン、これをちゃんと立てて、課題解決に進んでいきたいというふうに思っております。前期計画でいろんなこと、何十項目もあって、それをやっているのですけれども、主なものを代表的なものだけ取り上げてみますと、子育ての中核施設の子どもセンターの開設、学童クラブの通年実施、つどいの広場事業の実施、一時保育の拡充、乳幼児健診受診率の向上、いろいろやってまいりましたけれども、これからの計画の大きな課題というのは地域社会全体で子育て、子育て環境づくりを進めていくというのがこれからの大きな課題だというふうに思います。21年度予算の中にも計上しておりますファミリーサポート事業に代表されるような地域における子育て応援体制のあり方、放課後児童と地域住民が参加、交流できる子供の居場所づくり、あるいは学校ふれあいサロン事業などによる家庭教育との連携、学校の環境整備活動、あるいは子供の見守りや児童虐待防止対策、こういういわば地域社会全体による子育て、子育て環境づくりが新たな（仮称）滝川子どもプランの中核になるというふうに思っております。

滝川駅跨線橋エレベーターの設置についてでございます。滝川市バリアフリー基本計画の策定にこの21年度に取り組んでいきたいというふうに思っております。この構想をつくらなかったらだめなのです。ただ、なかなか要件というのか、駅にエレベーター設置するというのは難しい条件あるのです。1つは、1日当たりの駅利用者数が5,000人以上であると、今何人かといったら3,340人、条件に当たらない。2つ目は何か、高齢者、障がい者の利用人数が基準に達すること、基準に達していない。3つ目、エレベーターが必要だというふうに優先的に対応する必要がある滝川駅かどうか。問題は、1、2は条件合致しませんから、優先的に対応する必要があるかどうかということが最大の採択要件になっています。これをあの手この手で訴えたいというふうに思っております。事業主体はJRなものですから、JRに向けて、この採択要件に合うように構想をつくって、積極的に働きかけて、早く実現するように努力をしたいというふうに思っておりますが、仮にJRが取り組むことになっても、国から3分の1、JRが3分の1、滝川市は3分の1の負担をしなくてはいけない財源対策もあると。しかし、やっぱり滝川駅にエレベーターは必要だというふうに思います。これは、早く実現する努力をしたいと思います。

国道12号及び38号の4車線化ということでございますが、最近までめどが立ってございました、

特に国道12号線。これが不透明になりました。不透明になった理由は何かという、道路特定財源の一般財源化です。このことによって、国直轄事業とか、そういう中で使えるお金が制約されてきた。したがって、国道12号線については、いよいよあの江部乙地区に取りかかれるというふうに1年前は思っていましたけれども、途端に不透明になった。不透明になったからあきらめるわけではなくて、市民の皆さん方に見れば、一般財源化、いいではないかと言う方々もいましたけれども、現実には江部乙の4車線拡幅が不透明になってくるという、こういう影響が出てきているわけです。ですから、この道路特定財源はしっかり確保して、必要な事業はちゃんとやってもらうということにならなくてはいけないというふうに思いますが、国道12号線は国も認めている。札幌と旭川間というのはちゃんとしなくてはいけないというふうに国も認めているわけでありますから、私どもとしても冬になったら高速道路が閉鎖される回数が極めて多い、そういう国道でもありますから、ですからそういうことも訴える。あるいは、事故の危険性も極めて高い区間であるということも訴える。引き続きさらに強く訴えて早期実現を目指したいというふうに思っておりますが、地域との勉強会だとか、一生懸命これまでも積み重ねてきておりますから、地元の熱意も十分伝わっている。引き続き頑張りたいというふうに思います。私は、早く国道12号線のめどをつけて、このめどがついたら直ちに国道38号線を押し込みたいというふうに思っております。なお、12号線も38号線も両方、これまで開発予算要望などを通じて、あわせて運動は行ってきたということは付言しておきたいというふうに思います。

市立病院の医師及び看護師の充足の状況ということでありますけれども、医師、どこでも足りなくてどうにもなりません。なぜこんなことになったのかということにある意味では憤りを持っておりますけれども、しかしここで頑張らなくては話にならないということでありますが、3医育大学に対してさまざまな要請を行ってまいりましたけれども、幸いなことに21年度は現在の医師数の確保はできました。したがって、引き続き22年度以降も本当に力を入れて全力でやらなくてはならないというふうに思いますのと同時に、最近では医局の教授の命令で動くわけではありませぬので、お医者さんに選ばれる病院ということにならなくてはなりませんから、お医者さんに選ばれる病院というのを、せつかく改築するわけでありますから、こういうことを含めてさらに力を入れていきたいというふうに思います。さらに、道外の医大への訪問、人材サイトへの募集登録、今道外の医大訪問というのは率直に言って院長に任せ切りです。これは私も反省して、院長とよく連携とりながら道外の大学への直接訪問要請もやらなければいかぬなというふうに思っておりますのと同時に、市民の皆さん方の中でこういうネットワークあるぞということであれば、ぜひこれも提供していただきたいというふうに思っております。医師の確保。あるいは、滝川市民の場合に幸いなことにほかのまちであるようなコンビニ受診で困ったという状況はありません。ありませんけれども、しかしもう少し救急車の利用なんかも、さまざま電話で相談する仕組みというものもあるわけです。こういう状況だけでも、どうですかと、どうしたらいいかということ電話で相談するという全道的な仕組みもありますから、こういう仕組みのPRなんかも含めて、できるだけ夜間診療の救急というのが本当に救急だけになるということもまた医師の過労を防止する方法の一つでもあるというふうに思いますから、そういうことも含めて、市民の皆さん方の知恵だとか協力をいただくような何

らかの組織化が必要だというふうに思っています。今市立病院でボランティアの方2人が活躍していただいています。こういうボランティアの皆さん方も、市立病院でご活躍いただくということが市立病院のよさのPRにもつながっていき、いろんな意味でいい効果を及ぼすのではないかと、こんなことも含めて、市民の皆さん方とのつながりをどうするかという組織化を少し考えていきたいというふうに思っております。

医師の必要数は、達成されております。ただ、定数がどうなのかということと実質的にそれでは大丈夫なのかというのは、違う問題です。実際は、やっぱり医師はもう少し多くいなくては困るというふうに思っています。ただ、定数の上では、20年実績ですね、1月から12月までの実績でいえば、必要数は34.36人です。常勤換算した医師数は、37.9人なのです。つまり定数は達成しています。ただ、実質は足りない。ここら辺のことを達成していかなくてはいけないというふうに思いますのと、看護師については今看護基準10対1を達成、満たしております。しかし、この看護師についても、さらに充足が必要だというふうに思います。毎年看護師がおやめになる数というのは、一定程度ではないのです。多い年もあり、少ない年もあります。ことしの3月の場合、看護師16名の退職者がございます。今充足できているのは、10名です。したがって、年度中の募集含めて、これからも募集に努力したいというふうに思っております。

観光協会と市観光部門の一体化についてでありますけれども、私は市と観光協会の役割をある程度明らかにする必要があるというふうに思っています。今直ちにそれができるかどうかは、別の問題です。ただ、将来に向かって観光事業の市の政策立案と事業予算の確保というのは、やはり行政の仕事、基本の仕事だろうというふうに思います。これは、市がしっかりやる。観光事業を適切に観光産業の皆さん方とか市民の皆さん方と一緒にやっていくというのは、やはり観光協会と観光産業事業者の役割だろうというふうに思います。しかし、そこに至るには、やっぱり行政的な支援が過渡的に必要だというふうに思います。そういう意味で、観光協会と市観光部門の一部一体化ということを申し上げているわけでありまして。行く行くそういう行政と観光事業者及び組織との役割分担を明確にしていくということの中の前提として、観光協会と今行っている事業の一体化を進めていくために一緒にやると。観光事業自体は知恵、発想と営業が極めて重要だというふうに思いますから、その部分をしっかりやっていくために提案をしていることでもあります。

丸加高原のイベントと市街地の連携ということについてでありますけれども、これはなかなか難しい。ぜひともある部分具体的な事業で実現していきませんか。これは、例えばこういうことがあるのです。郊外型大型店に土曜、日曜、祝日、たくさんお客さん来ているのではないかと、何でもこれを中心市街地に呼び込めないのだということと何か似ているのです。丸加高原にたくさん来ているのではないかと。あるいは、夏になったら空知の中で一番集まっているというのは、例えば近間では砂川の道立こどもの国とか、あそこに結構行く。こういうことをなぜ市長、引き込めないのかというご意見も多数あります。せっかく集まっているわけでありまして、集まっている皆さん方がまちの中に足を運んでくださる仕組みって一体何なのかと、こういうことを具体的に考えて、そのPR、そして行動、一緒にやっていきませんか。総論的にこれは話し合ってもだめなので、具体の事業で実行していくと。私もそのことは思っておりますから、進めていこうではありませんか。ただ、

例えば菓子工業組合の皆さん方がふわふわということをテーマにして、今回の冬まつりなんか出品していただきました。50個限定だったのですけれども、あっという間にすぐ売れてしまいました。だから、お菓子屋さんも非常にいいものをつくっているのです。そういうことを含めて、私どももPR対策が足りませんし、そういうPRを含めて、お菓子屋さんに寄ってほしいと、いいものがある。それは、例えば菓子工業組合を含めて一緒にやると、こういうことが必要なことだろうというふうに思います。

行政パートナー制度についてでございますけれども、21年度に当たっては、市民活動情報コーナー、滝川地方消費者センター、印刷センター、森のかがく活動センター、4つの業務モデルで実施することにいたしました。22年度に向けては、さらに対象業務の拡大を進めていきたいというふうに思っております。鳴り物入りでやった割には、矮小化した形で、なかなか進まぬのではないかとということがご質問の背景におありになるのではないかとこのように思いますけれども、これは取り組んでみるとなかなか難しいところがあります。鳴り物入りでやった志木市も、なかなか悩んでいるようです。しかし、これはあきらめることなく、直ちにすきっ腹に飯食うようなわけにいきませんけれども、着実に進めていきたいというふうに思っています。私は、ご質問のありましたように庁舎内にすべて集めることが適切かどうかというふうには思います。ただ、図書館とか美術自然史館とか、こういう社会教育施設、私は企画立案とその実現のめどを立てるとするのは市職員の仕事だというふうに思います。しかし、一方、そうなった事業を執行していく、あるいは維持管理的な業務を行う、これは正規職員ではなくて、そのノウハウを持っている人たちはほかにいるというふうに思っています。ですから、こういう目標に向かって、委託という方法もあるでしょう、それから行政パートナー制度という方法もあるでしょう、あるいはボランティアという制度もあるでしょう。いずれにしても、市役所及び関連施設に働いている人は市職員だけだということではだめだということが基本にありますから、そういうことで着実に実行していきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、本間議員さんのご質問に教育委員会としてお答えをさせていただきます。

初めに、議員さんもおっしゃられました今回発生をしました中学生の飛びおり事件に関しまして、けがをした生徒さんの一日も早い回復をお祈りしたいというふうに思います。また、今回の事件が平成17年9月9日の事件を受け、滝川市が、あるいは教育委員会が取り組んできましたさまざまないじめ防止のための事業がどういうふうに生かされてきたのかということについて、非常に重い課題を突きつけられたというふうに認識をしているところでございます。今回の事件の発生した原因、前回の事件の教訓、課題がきちっと生かされて、それがまたさらに市内の小中学校、すべての学校現場に届いていたのかどうなのか、議員さんのおっしゃられた危機感を持っていたのか、一人一人に目を向けていたのかということについて改めて教育委員会としても検証していきたいというふうに思いますし、さらにその対策を今回の事件をもとに進めていきたいというふうに思っております。

そういう意味では、ご質問のあります学校評価の関係につきましても、委員会だけがその学校の取り組みを判断をするということではなく、あるいは学校そのものが自己満足に終わらないというために、この制度を21年度から導入をしたいというふうに思っております。ご質問のありました学校評議員制度との関係でございますが、これまで何度か関藤議員、窪之内議員からもご質問がありました。制度が非常にわかりづらい、あるいは名称が似ているというようなこともございまして、これらの制度につきましては今回の新しい学校評価制度の実施に当たりまして当然検討していく課題だというふうに思っておりますし、議員さんのおっしゃられるように廃止も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

それから次に、学校の適正配置についてでございます。学校は、それぞれの歴史とともに地域社会と深い結びつきを持って、地域の拠点の一つとして歩んでまいりました。そういったこれまでの学校の経緯を踏まえながら、今後の都市計画などのまちづくりの将来展望などを考慮して、慎重に判断をしていくものだというふうに思っております。教育委員会としましては、未来を開く滝川っ子の育成を図るということを目指し、3つの観点を持って適正配置に取り組みたいというふうに思っております。1つは、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をはぐくむ学校。2つ目に、個性に応じた多様な学習内容や学習形態を可能にする学校。3つ目として、豊かで多様な学習活動が展開できる安全、安心な学校。この3つでございます。全市民の責務として、滝川市の子供たちをどう育てていくのかということが求められているというふうに思います。決して課題を先送りをするというのではなく、市民全体がすべての子供たちの教育についての責任を持つという観点で進めていきたいというふうに思っております。とはいいまして、適正配置を行うに当たっては地域住民の合意形成というのが当然大事なことであるというふうに思っております。保護者はもちろんのこと、地域住民を対象にした説明会、懇談会等を開催をしながら計画の成案を見たいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

続きまして、図書館及び博物館の充実ということでございます。先ほど市長が行政パートナー制度のところで申し上げましたので、私のほうからも同様のご答弁とさせていただきますが、若干現状も含めてお答えをさせていただきます。図書館の関係につきましては、図書館ボランティアの育成ということで、現在32名のボランティアさんが登録をしております。まだ図書館職員の依頼に基づいて、どちらかといいますと裏方的なことをお願いをしておりますので、今後主体的な、あるいは協働の中で図書館業務の中にかかわりをしていけるボランティア組織をさらにつくっていききたいというふうに思っておりますし、図書館移転に向けた中でその図書館の運営のあり方についても協議をしていきたいというふうに思っております。

また、博物館の関係につきましては、21年度から博物館クラブについて教育行政執行方針の中でご提起をさせていただいております。多くの市民が年間を通じて継続的に事業参加をするということで博物館を活性化させたいという思いで組織をするものでございます。博物館の中には、美術部門の中では美術講座ですとかワークショップ、自然史部門では化石教室、こども科学館ではサイエンスカフェなど魅力ある事業を実施をしたいというふうに思っておりますし、より理解を深めるために専門コースも設けて、それぞれの部門で特化したテーマの学習を行うことで将来的に博物館活

動を支援していただける人材を育てていきたいというふうに思っております。博物館クラブの活動は、毎年事業の検証を行いながら内容の充実を図って、職員との協働、連携を深めながら、23年度を目標に空知川の化石を自主的に調査、収集ができる化石調査隊の組織化を具体的に考えておりますし、タキカワカイギュウ等について展示の解説ができる、仮称ですが、化石の語り部というようなものを育成するなど、一般コースから専門コースへの運営というようなものも意識的に図っていききたいというふうに思っております。ただ、博物館の活動については、その資料の研究というのが基盤になってきますから、資料に精通した専門的知識を有する学芸員の配置というのは今後当然必要となってまいります。これが職員であるべきなのか、あるいは行政パートナー、ボランティア等の別の組織で、制度で活用していけるものなのかについて今後も博物館クラブにかかわる市民の方ともご協議をしながら、これらの博物館全体の運営管理に関する仕組みづくりについても検討していききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 答弁が終わりました。

再質問ございますか。本間議員。

○本間議員 それでは、数点でございますけれども、再質問をさせていただきます。

まず、経済再生プランの地産地消のふるさとづくりと農・商・工・消費者連携についての部分でございます。これを重要施策としていて、重点的、積極的に取り組んでいくということで、何とか成果を上げていきたいという場合、例えば大きな組織、JA、会議所、市、その大きな部分での組織の動きというのも確かにどうしても必要なものだというふうに思いますが、細かな動きとかいろんな市民の動き、それはボランティアばかりではなくて、あらゆる経済活動なども注視しながらそうしたものを取り入れていく必要もあったり、例えば先ほどから申し上げている市役所内の各部との調整だとか、いろいろなことがあるわけでありまして。ずっと市政執行方針を読んでいると、このことが多分一番重点施策なのだというふうにどうしても思ってしまうし、私も同感であります。その推進には賛同いたします。ただし、いろいろなことをかんがみると、市役所内の担当セクションを設置しないということで、果たしてそれは推進になるのでしょうかというふうに思うわけでありまして。どうしても、先ほどから市長のご答弁を聞いていると、いろんな要素が入り過ぎていて、現状3階にも経済部にポジションありますけれども、入り過ぎていて、そのことに集中し切れていないというか、そういうことになってしまうので、今回農・商・工・消費者連携と地産地消についてはこのことに絞り込んだセクション設置、できれば例えば地産地消のふるさとづくり室とか、そのぐらいの勢いでいったほうがいいのかというふうにどうしても思いますが、その辺についてどうして置かないのか、何で置かないほうがいいのかと思っていられるのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、2点目については、ご答弁の中で優良農地の保全と担い手対策についての部分でちょっとわからない。都市的な土地利用は必要であるが、最小限に行うということはどういうことなのか、ちょっとわかりませんでしたので、もうちょっとご説明いただければと思います。

それから、中心市街地活性化基本計画についてのところで、本当にお聞きしたい部分の答弁が民

間主導の再開発は支援しますと、状況を見ながら支援しますというご答弁だけだったような感じがするのですが、それ以外はする気がないという意味なのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

それと、市立病院の医師及び看護師の確保についてでございます。定数34.36人と、うち37.9人という医師数だということでありますけれども、滝川市立病院として実際に必要だと思っている数というふうに言われましたけれども、それは具体的にどのくらいいたら信頼の高い診療体制と言えるのか、滝川市立病院の特色を出せるのかということについて、その実際の思っている数をお聞かせいただきたいと思います、人数を。

それから、学校の適正配置についてございまして、るるご答弁をいただきましたけれども、くだりのところの地域住民との合意形成については特にご答弁をいただいたような感じがいたします。なのですが、一番聞きたいのは、市長の任期中に結論を出す意思がないと私も思ったし、それを見た多くの議員さんも思ったようでございます。それについてどうなのかということについてご答弁をいただいていないというふうに思いますので、以上でございますけれども、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 農・商・工連携でございますが、先ほど申し上げたのは地産地消だけの専管セッションをつくらないと、ただ産業連携というのは力を入れてやっていくので、この担当セッションについては検討する必要があるというふうにご答弁を申し上げました。もう少し積極的に言うならば、それは考えたいということです。産業連携という立場での専管セッションは考えたいということです。

優良農地の関係です。都市が都市としてバランスよく発展していくためには都市的な土地利用と農業的な土地利用、この両方がうまくいく、そういうことを考えなくてはいけないというふうに思います。それでは何を考えているのだというと、都市マスタープランの中で議論していることに関連していくわけでありますが、私は今バイパス沿いのサービスの土地利用というのはやっぱり容認しなくてはいけないと、そうでなければバイパスとしての機能というのが必ずしも十分に生きてこないというふうに思います。ただ、これも先ほど申し上げましたように大規模に除外すると、そのことによって農業的土地利用を阻害するということがあってはいけないというふうにも思いますし、あるいは具体的に農地を改廃するのかどうかということは別問題ですけども、今回の都市マスタープランの中では小ぢんまりとしたまちをつくっていく、コンパクトシティという発想を持っています。小ぢんまりとしたものをどこを小ぢんまりとするのかというと、3つの拠点で小ぢんまりとすると。滝川地区、江部乙地区、東滝川地区、これを都市マスタープランの中ではコンパクトタウンという表現にしていますけれども、3つで小ぢんまりとしたできるだけ行政コストのかからない。都市外部に蚕食する、蚕食というか、カエデ、桑の葉っぱをどんどん食っていく、いわばスプロールでありますけれども、こうしないということが必要だというふうに思っていますが、そのためには最小限農地の整理をするということも必要かもしれません。私は、最小限優良農地は確保しつつ、最小限農地の都市的土地利用も必要だと。具体的にそれではどこがどうなるのかというの

は、これからの都市マスタープラン、それから21年度は農業の土地利用対策室もつくって、これは農業の土地利用の計画の見直しやっていきますから、そういう中で具体的に提案をしていきたいというふうに思っております。

3点目の再質問ですけれども、私は大規模な開発が求められていく再開発の事業について民間主導ということを重視したいと。今ソフト事業を中心として熟度を高めて、そしてそのことによってハードな中心市街地づくりということに結びつけていきたいということが今回の計画の柱でありますから、そういう条件がいち早く整ってほしいと、そのために民間活力をかりたいというふうに思っておりますけれども、熟度の高まり状況によって、公共主導の面もあるということであれば、それは可能性を突き詰めなくてはいけないと。ただ、今公共主導による再開発事業のプランニングをするという状況にはないということをご理解いただきたい。条件を整えば、事業主体を含めて計画変更もあり得ることだというふうに思っております。

医師の充足状況ということですが、どこで何人足りないというのは具体的に申し上げれば、状況調査すれば出てくるであります。ただ、今一番大変なのは内科です。内科の医師を何とか確保したいと。あわせて、産婦人科です。これは、早く医師、1人ではだめですから、最低2人ですから、確保して、滝川でお産できるような状況を整えたいものだなと。砂川市との連携の中で今やっていますけれども、いずれにしても一番今求められているのは内科の医師の確保と。市民に信頼される病院づくり、市民に不便をかけない病院づくりという意味では、これからもさらにその辺は詰めていきたいというふうに思いますけれども、それが喫緊の課題であります。

○議長 教育長。

○教育長 適正配置の考え方ということでございます。本間議員さんおっしゃるとおりスピード感を求められているというのは、これは委員会としては、少子化というのは避けられないスピードで来ております。それらの課題に、先ほど申し上げましたけれども、極力市内にいる子供たちが平等な教育が受けられるようにするというのは、これは委員会の責務だというふうに思っております。市長の任期云々ということではなくて、委員会としては子供たちに良好な学習環境を提供できるかということで、早く適正化配置計画を策定をしたいというふうに思っております。ただ、中心市街地活性化基本計画もそうでございますけれども、地域の住民の方、市民の皆さん方の合意というのは計画を実行していく上では当然必要なことだというふうに思っておりますので、場合によっては計画変更もあり得るということもありますが、その中できちっと地域の住民の方に説明をして、ご理解をいただいた中で進めていきたいというふうに思っております。

○議長 長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

審議の都合上……

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 どうぞ。

○清水議員 今回の明苑中学校の痛ましい事件について、本間議員は通告にない中で触れられたと。私も触れること自体は自然な気持ちだというふうに思うのです。ただ、通告にないという点でいえば、これから続く質問者も同じ状況なのです。それで、前段そういう形で気持ちで触れたら、また

教育長がお答えすると。それで、先週の金曜日の議運で、この問題について教育長が教育行政報告を行うべきでないのかというような提案を私させていただいたら、あすの総務文教常任委員会で教育長ができるだけ出席される中で行うという方向が出たわけですから、ちょっと整理をしていただきたい。皆さんやはり触れたいという、教育行政執行方針に対する質問の前段として触れたいという気持ちが本間議員と同様にあるわけです。

(「触れたくはない、触れなければならない」と言う声あり)

○清水議員　そういうことになるので、そこをちょっと整理をして、山木議員以降の質問者について整理をしていただきたい。

(「議長、ちょっといいでしょうか、もしよければ」と言う声あり)

○議長　はい、どうぞ。

○本間議員　今の清水議員のことにつきましてですけれども、私の質問の中にはこれにつながるものとして、学校関係者評価についてつながるものでありまして、ただこのことを申し上げたときに、通告はないので、基本的にこのことに直接お答えしていただかなくてもいいという意味合いを込めて申し上げたわけで、これは義務教育の充実というほうに入る前置きの言葉でありまして、このことに触れないことはできないだろうという思いから伺いましたので、触れたいという思いではございませんし、これは何ら根本に問題ないのではない……

(「それはわかっているの」と言う声あり)

○本間議員　以上です。

(何事か言う声あり)

○議長　長　私語やめてください。

清水議員から議事進行が出ましたが、これにつきましては昨日の議運で確認したとおりでございまして、たまたま本間議員は今お話したことでありますけれども、この問題、事項につきましては、きょうの終了後の総務文教常任委員会で取り扱うということについては昨日確認……

(「あした」と言う声あり)

○議長　長　ごめんなさい。

(「きょうです」と言う声あり)

○議長　長　きょうの総務文教常任委員会で行いますので、以後の質問者におきましてはその点をご留意いただいてご質問ください。

ちょっと時間早いのでありますが、審議の都合上休憩に入ります。再開は1時ちょうどです。休憩します。

休憩　午前11時47分

再開　午後　1時00分

○議長　長　では、会議を再開いたします。

山木議員の発言を許します。山木議員。

○山木議員 議長のお許しをいただきましたので、市民クラブを代表いたしましてご質問をいたしたいと存じます。今回は、経済再生プラン、ここに重点を置きまして、午前中ご質問されました本間議員との重複になることと思っておりますけれども、角度を変えてご質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

◎1、市長の基本姿勢

1、滝川再生について

まず、1番目といたしましては、市長の基本姿勢でございます。①といたしましては滝川再生についてであります。市長就任以来2期目半ばを迎えた中で全国に大きな波紋が広がる事件が相次いで起きました。首長として問題解決等に大変なご苦勞を重ねてこられ、また内外の批判を受けながらも全力を傾注されていることは支持者、さらには市職員の皆さん方に対しまして敬意を申し上げる次第であります。私たちも、当然と思っておりますが、それぞれの立場で反省を踏まえながら、この難局を乗り越えていかなければなりません。たとえ予測ができなかった事件とはいえ、責任あるわけでございます。私は、その責任の重さをしっかりと受けとめられて、今後の市政の名誉挽回へご努力を求めるものでございます。また、この事件によって悪いイメージが先行いたしましたが、我が市には有能な潜在的な能力がたくさんございます。例えば食、文化、人材等々、全国、全道においてもトップクラスのものが多分でございます。今こそ新しい滝川の再生に向けて発信しなければなりません。市長のお考えをお伺いいたします。

◎2、経済再生プラン

- 1、企業誘致・新産業創出について
- 2、認定農業者の制度充実について
- 3、新規就農者Uターン後継者の住居対策について
- 4、農・商・工連携について
- 5、道営土地改良事業（パワーアップ事業含む）と地域経済効果について
- 6、農業振興会議の活用について
- 7、若手女性農業者への支援について
- 8、農業雇用・斡旋組織立ち上げの必要性について
- 9、農地の集積化について
- 10、農業法人化による地域雇用について
- 11、普及センター統合と今後の指導体制について

続きましてであります。2の経済再生プランでございます。①といたしましては、企業誘致や新産業の創出についてでございます。今日企業誘致は、いずれのところでも地方自治体の願っているものであります。滝川市では19年度、ホクレン種豚センターが誘致され、滝川産SPF豚のブランド化に向けて努力をいたしております。また、本市では公共施設の統廃合などにより跡地の利用が課題となっております。そこで、高等技術専門学院、東部普及センター、畜産試験場、街な

かの空き店舗などがあるわけではありますが、ここに滝川市及び中空知広域圏における青年海外協力隊技術補完研修施設の誘致を図ってはどうかと思うのであります。長年国際交流協会は独立法人国際協力機構、JICAなどに高く評価されており、平成16年には全国の国際協力モデル都市4カ所の一つでありますマルチアクターにも選ばれ、これはさまざまな職種の違う人たちがいろんな分野で活躍するまちということでの選定、評価でございます。また、平成17年には総務大臣地域づくり表彰と社会貢献賞を受賞しておりますことから、独立法人国際協力機構、JICAが世界の開発途上国支援のために我が国の若者を派遣する事業、青年海外協力隊の派遣前研修として行われている技術補完研修実施地の誘致を積極的に進めるべきと考えます。また、昨今地球環境の悪化、大幅な気象変動が顕著であり、さまざまな自然災害が我が国でも起こっていることから、災害救助犬が脚光を浴びております。しかし、災害救助犬の訓練地はまだ国内では十分に整備されていないと聞いておりますことから、その訓練地として畜産試験場を考えてみてはどうかと思うのであります。また、この誘致は、そらぶちキッズキャンプの開設にも好影響を与えるものと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、2であります。認定農業者の制度の充実であります。認定農業者は、国が定めて市長が認定する制度であります。認定農業者制度が発足してから15年目となり、主に営農資金の融資資金借り入れなど、無利子資金等、主に融資を目的とした制度として認識されてスタートしたものでございました。経営改善計画5カ年を立て、その目標値、およそ600万円に向かっていく、年齢は65歳を上限とするようになっておりましたが、担い手として経営改善計画に向けて努力を重ねてきましたが、平成14年ごろから米価の下落等による所得の大幅ダウンにより、目標所得は到底達成しなくなり、目標値の変更など、修正しながら行っておるのが現状であります。現在は目標所得を見直し、400万円、年齢基準なしの無制限として、すべてが担い手となりますが、なぜその方向へ向かわざるを得なかったかといいますと、農業者として現時点では国からの要件をクリアするにはここに向かっていかななくてはならない、そういった状況にあるからであります。補助事業を受けるには、すべて条件をクリアしていないと担い手支援を受けられない、現時点の支援事業には乗っかっていかれないという状況でございます。これでは国は小さな農家には補助金を出さないとやっていることと同じであります。本市において認定農業者は、18年度がピークで255人、現在、20年度でありますけれども、昨年237人、ご訂正いただきたいと思っております。237人。今後の見通しとしては、伸びることはなく、下方傾向が続くものと考えられます。原因は幾つかあるわけではありますが、一つの大きな原因としては今日の農業者の半数を65歳以上が占めている現状もでございます。今後足腰の強い農業環境を目指すためには、今後の経営計画を見直し、経営目標に重点を置く制度へ持っていくことが真の制度ではないかと思うが、お伺いをいたします。

3といたしましては、新規就農者Uターン後継者の住居対策であります。滝川で農業を始めたい、そういった希望者は少数ではありますが、少しずつ育ってきております。新規就農者の受け入れを行っていますが、道内の窓口である北海道担い手育成センターでも新規就農者の受け入れほか、市町村への紹介も行っております。一日に訪れる方も結構いるとお伺いいたしました。今日まで行っていることだろうと思っておりますが、情報交換などをさらに行ってはどうか。また、Uターンし

てきた後継者が親元では3世帯は無理、団地に住みたいが、あきがなかなかない。やむなく他町の団地に入ったということもございました。帰ってきたいけれども、なかなか帰ってこられない、そんなような状況もございました。長期的に見れば、多少リスクはかかっても確保すべきではないでしょうか。道職員の空き住宅も出てきておりますことから、有効活用を図るべきではないかと考えますが、お伺いいたします。

4番であります、先ほど午前中本間議員のご質問にもございました。多少かぶるかと思いますが、私は少しすそを広げて、突っ込んで、現状を踏まえてご質問させていただきたいと存じます。今日農・商・工連携が行われております。地場製品の安心、安全で顔の見える農産物の提供は、文字どおり各イベントでは定番となっているのが現状でございます。また、新たに滝川市産業活性化協議会と幅の広い組織が立ち上がったこともあり、さらに今年3月に入っては地産地消のふるさとづくりが農水省のモデル事業になったことは大きな弾みとなることだと思います。今こそ潜在的な力を発揮しなければなりません、今現在ひそかに若い方が淡々と計画を練っていることもございます。今何かここでやろうとか、もっと街なかの有志と農業者たちと異業種交流を深めながら何か行動を起こそうではないかと、そしてアイデアを出し合い、地域に元気を取り戻そうと、そういった意気込みで滝川の農産物を消費者の皆さんにもっと身近にと、大いにPRしながらまちと農村を結びたい、まさにそのパイプができつつあると思うのであります。午前中本間議員からも随分ありましたけれども、本間議員を中心とする若者が今集まって、中心市街地の若者と農村地域の若者が手を組んで何かプロジェクトを起こそうという動きがあるように聞いておりますし、実際に動いていることだというふうに思っております。これから非常に期待できる場所だと思っております。

また、環境と健康に優しい、そういった取り組みが必要であろうかと思えます。北海道には雪というものがございます。この雪を上手に活用している市町村もあるわけでありましてけれども、大きなこともいいのですけれども、小さなことからこれを進めていくということも大事でないかなというふうに思っております。小ロットの雪貯蔵など、秋の農産物の雪を冷却材に利用した貯蔵、保存を可能にしたところ、始めたところもございます。また、春にかけて新鮮な野菜をこのことによって消費者の皆様へ提供できるのではないかと思います。今までは地場産のものがスーパーに並ぶことが余りなかったようでありましてけれども、このようなことから現場で地道にやっていくことも必要であろうか思うのであります。

農・商・工連携を図り、生産から加工、販売とあわせて農業が必要とする機械の開発も含め、消費者の皆さんへと流れることによって安全で安心、さらに安価で顔の見える農産物をお届けすることができるのではないと思うのであります。農・商・工連携、これは本来の役割、方向性は、お互いにかかわった人たちがビジネスにならなければならないと思うのであります。お互いの立場でアイデアを出していくことが必要であり、異業種交流を深める中でアイデアが生まれてくるものと思います。今までの農業は、収穫物をそのまま出荷し、ただ全国に発送していた。そうではなくて、ここに商工の人たちにかかわってもらい、付加価値をつける。そして、発信する。大切だと思います。しかし、現場と現場を結ぶことが必要であります。そこで、1つに、地産地消とは地元で生産された産物を地元で消費していくこと、この取り組みづくりが必要であります、当たり前のことで

ありますが。2として、地商地消とは生産現場と消費者ニーズに合った農産物を、また食材を提供していくことが大切であります。この連携を構築していかなければならないと思うのであります。まさにそれが今の時点であろうかと思えます。これらが合致して初めて、農・商・工・消費者連携と言えるのだと思えます。また、行政としてのかかわりも重要であります。地域活性化への大きな試金石となると思うが、お考えをお伺いいたします。

次に、5番であります。道営土地改良事業（パワーアップ事業含む）と地域経済効果についてでございます。20年度より測量工事が始まり、20年度予算2億1,500万円、21年度より一部本工事が着工となり、滝川東地区4億円、滝川西地区5億6,700万円、調査経費込み総合計、およそ12億円となるわけでございます。計画では、2地区で25年度までで46億1,000万円となり、計画ではこれから滝川西、東、江部乙北、南、平成29年度までに10年間トータルで予算計画ではおおよそ120億円の事業費となります。すべての農家が受注するわけではございませんが、農家負担、公共性部分の市負担も当然出てきますが、これは農林予算の公共部門であり、この事業費は国を含め55パーセント、道32.5、地元12.5となり、当然農業者みずから手を挙げていかなければなりません。幾ら安い事業費でも、賃貸が相当多く、地域をまとめるにも難しい側面もあるのも事実であります。経費をかけても、生産性の向上を図るには最後の手段と考えます。この事業が最後まで達成されることによって、地域経済効果は徐々にありますが、あらわれてくるのではないかと思います。地域農業が元気になれば経済効果に与える影響は大きいと考えるが、お伺いをいたします。

6番であります。農業振興会議の活用についてでございます。きめ細かい連携と技術支援を行うことで立ち上げた農業振興会議であります。農業振興会議の設立1年目であり、今の段階では方向性をつかむことは難しいと思われませんが、部会ごとへのきめ細かなサポートを行っていく必要があると思われるが、今後21年度に向けてどのような考え方で進めていくのか、お伺いをいたします。

7番目であります。若手女性農業者への支援についてでございます。今日まで後継者対策は進められてきました。ヤングパートナーについては余り取り上げられていなかったのでありますけれども、今最も求められるのは若手後継者のパートナー支援であろうかと思えます。普及センター主催で勉強会が開かれておりますが、大事なことであります。子供たちにも手がかからなくなり、やっと経営にも参加できる環境になったと、仕事もまだ十分わからない。しかし、同じ立場の人たちはどのようなことをしているのだろう、非常に不安であろうかと思えます。そのような環境の中、仲間たちと一緒に進む農業の初歩的学習は、大変自信をつけるものと思われるのであります。また、経営参加できる喜びも大きいと思うのであります。今後においては、多くの女性が参加できるようなサポート、関係機関と連携を図り、積極的な支援が必要と考えますが、お伺いをいたします。

続きまして、8番であります。農業雇用・斡旋組織立ち上げの必要性についてであります。過去にも一度申し上げたことがあろうかと思えますけれども、近年規模拡大に伴う水稲、花、野菜の複合経営が増加しております中で、特に農業後継者を抱える農家のほとんどが家族経営であります。

滝川市においては、平均面積等が少なく、ここ5年で賃貸、農地売買が進み、平均約6.4から7ヘクタール以上となってきております。一方では30ヘクタール前後の耕作者もふえてきておりますが、面的な部分は消化できたといいたしましても、大規模ハウス園芸の労働力にはおのずから限界があるのであります。組織的な雇用の確保がなければ、幾ら規模拡大したとしても労働力の配分で無理があると思うのであります。また、今後ますます高齢化が進み、農家戸数が減少すると、1経営体当たりの面積はおのずと拡大しなければならず、いやが上にも労働力不足が顕著に表面化してくると思われるのであります。担い手の集中、法人化にせよ、労働力の確保は振興作物を奨励するためにも重要な問題と考えます。実態の調査をする必要があると思いますが、お伺いをいたします。

農地の集積化についてでございます。農業委員会による売買あるいは賃貸が進んでおりますが、いずれにしても農地集積が必要と考えられると思うのであります。道営の圃場整備の際でもなかなか進まなかったのも事実であります。賃貸は特に相対が通例であります。農業委員会のかかわりが私は必要と考えます。全市的に見ても、出作、入り作が相当あります。生産性の高いところ、低いところの土地条件の違いなど、その差をどのように補うかが課題であり、ハードルが高いがゆえに手がつけられなかったのも確かに事実であります。今日まで農産物価は下落傾向の中で、いかにコスト削減を図るか、これをクリアしなければ、経営は当然成り立たないのであります。生産資材でのコスト低減は可能でも、飛び地の時間的な大きなロス是非常に解決が難しいと言われておりますが、お考えをお聞かせいただきたいと思うのであります。

10番であります。農業法人化による地域雇用についてであります。市農業関係団体も法人化を推進してきております。また、農業関係団体が営農生産法人、個人生産法人の推進に向けて講習会などを開催し、推進を行ってまいりました。強要するものではございませんが、多くの担い手の皆さんは法人化でメリットが見えてこないと感じているという意見を多く聞かされます。組織のリーダーあるいは時のリーダーを関係機関によってサポートすることが必要ではないでしょうか。また、メリットを伸ばし、デメリットを解決していく、このような方策を講じなければならないと思うのであります。1つに、メリットは税対策ではなくさまざまな優遇施策があると思うのであります。将来は高齢化がますます進み、担い手への農地の集積が進み、規模拡大が急速に伸び、組織化が進むと思われるのであります。高齢化した農村では到底雇用の拡大は見込まれず、家族労働ではおのずから限界があります。まち周辺からの雇用が必要と考えます。法人化による地域雇用の拡大が図れると思われるのですが、お考えをお伺いいたします。

11番であります。普及センターの統合と今後の指導体制についてでございます。平成20年の9月に空知改良普及センター中空知支所への統合の通達があり、4月1日より新十津川花月の旧JA店舗での業務開始ということでありました。今後の普及事業のあり方については道農政部で検討中であるとお聞きしますが、地域が求める普及事業のあり方、役割をどのように果たしていくか、その連携をどのように行うか、考え方をお伺いいたします。

◎3、行財政改革プラン

1、新滝川市活力再生プランについて

続きましては、行財政改革プランでございます。1 といましては、新滝川市活力再生プランについてでございます。新滝川市活力再生プランは、現行タッグ計画を踏まえた上での新たなる3カ年計画として示されていますが、地方自治体の多くは国からの交付税や税収に大きく依存しているのが実態となっております。特に景気動向に大きく左右される税収予想は困難をきわめ、その歳入計画においては進捗に影響を与えてしまうことを認識するところでもあります。仮に歳入に大きなマイナス要因が生じたならば、歳出削減で補わなければなりません、その場合には市民生活に大きな影響を与えない範囲での実施予定事業の凍結や柔軟な見直しが不可欠と考えます。このことを踏まえ、新タッグ計画の達成見込み、そこに向けた決意をお伺いしたいと思うのであります。

◎4、教育行政

1、小中学校の適正配置について

2、滝川工業高等学校土木科の間口減について

続きまして、教育行政であります。学校の適正配置についてでございますが、1 から5を一括でご質問をいたしたいというふうに思います。現タッグ計画の中では、適正配置計画に向けた取り組みを平成18年度までに進め、平成21年からの着工を目指し、平成19年度には適正配置計画を策定し、平成25年度をめどに達成するとしているが、大幅におくれている状況でございます。滝川市立小中学校のあり方に関する懇談会を実施し、未来を担う子供たちのためによりよい教育環境の実現を目指し、平成19年11月に滝川市小中学校適正配置基本計画として定めております。この基本計画では、学校は集団を通して児童生徒が切磋琢磨して学び合う場であり、運動会、学芸会、学校祭などの学校行事やクラブや部活動など、一定規模の中で学び、活動していくことが必要であり、多様な考え方を持つ子供たちが出会い、協調性や社会性をはぐくみながら望ましい人間関係を築くことができる一定規模の学校を実現することが必要であるとなっております。さらには、小学校では1学年2学級以上、6年間で数回のクラスがえが必要、また指導体制の視点からも多種多様な教育活動に対応できる教員数の確保が必要で、12学級から18学級、中学校では小学校における学校規模の考え方に加え、生徒一人一人の興味、関心に応じた学習活動や部活動に展開できる環境が必要、また教員一人一人の専門性を生かすことができるようにするために最低1学年2学級が必要、学級規模は6学級から18学級が望ましい。適正配置については、子供たちの将来のために教育環境を整備するためには小規模校の解消を図り、一定規模の学校を実現することが必要とのことから、原則として学校規模の基準を下回る判断でできる場合は通学区域の変更や統廃合について検討する。その場合地域住民の理解が得られるように努めるとしておりますが、先ほど本間議員からの適正配置に関する質問において、計画策定の時期、保護者、地域住民への説明、理解の重要性につきましてご答弁がありました。その配置計画の中に通学区域の変更や小中一貫校の導入が盛り込まれる可能性があるのかどうか、お考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、滝川工業高等学校土木科の間口減についてでございます。最後に、滝川工業高等学校土木科間口削減2点お尋ねをいたします。平成19年9月に公立高等学校配置計画として、滝川市内の再編について職業学科の再編を含めた検討が必要との見解が提示され、平成20年6月には

滝川工業高等学校の土木科を平成23年度に間口削減する計画案が公表されました。本市といたしましては、平成20年5月に高等学校のあり方に関する検討市民会議において地域の物づくりを基盤とした人材育成にとって空知北学区唯一の工業科の役割は大きいと現行体制維持を表明し、7月には滝川工業高等学校の活性化を支援する会を設立し、種々の運動を展開し、8月には滝川市、教育委員会、議会、支援する会による要請行動をし、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長に対し、市長を初め、現行体制維持を強く要望してきたところであります。背景には、平成23年度からの間口削減がさらに1学年2学級の学校の統廃合の検討要因になることから、回避すべく、この段階では工業高校校長以下学校の協力も得ながら、入学者の増員以外に存続の道はないとの認識のもとに運動を展開したところと存じますが、結果として平成21年度に土木科入学希望者は期待に遠く及ばない8名と厳正に受けとめなければならない、そういった状況でございます。この現状において、市政執行方針では活性化を支援する会と連携し、入学者数を確保する取り組み、教育行政執行方針においても同様の趣旨の取り組みが記載されています。そこで、1点目として、滝川工業高等学校の活性化を支援する会と具体的にどのような連携を検討されているのかお伺いをいたします。

続いて、2であります。入学者数、入りの確保が急務であるならば、就職先、出口の確保も同様に大きな課題と言わざるを得ません。現在滝川市内の経済情勢は、相次ぐ倒産など、申し上げるまでもなく大変厳しい状況で、有効求人倍率も低迷しております。国の緊急の景気対策として地域活性化・生活対策臨時交付金1億6,000万円が本市に交付され、景気浮揚、雇用創出が待たれるところであります。平成21年度中には、さらにふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創設事業交付金が交付される予定であります。やはり入学者数の確保は、物づくりを基盤とした技術の習得があっても、出口部分、すなわち就職先の確保もなくては入学者の増員には結びつかないものと考えます。そこで、生徒から選ばれる土木科となるため、国の緊急雇用対策などを活用した雇用の拡大が課題と考えるが、見解をお伺いいたします。

以上であります。

○議長 山木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 山木議員の市民クラブを代表してのご質問に以下順次ご答弁を申し上げますが、内容によっては所管からの答弁ということもございますので、あらかじめご理解を賜りたいと存じます。

滝川再生についてのご質問でございます。ご質問にございましたように、このたびの生活保護費詐欺事件は、市民の皆様にご怒り、落胆あるいはご心配をおかけをいたしました。改めておわびを申し上げ、市役所の信頼回復に全力を尽くしたいと思っております。そのためには、1点目、職員の気持ちの中にこの事件を風化させないということが重要だというふうに思います。しかし、一方で、卑屈にならずに、明るく行動的な職員像を望みたいというふうに思いますし、私も率先してそう行動したいというふうに思っております。2つ目は、こういう難局を乗り越えるために何をしなくてはいけないのかということで提案がございました。滝川の特質、有能な潜在能力、これを生かすべきだと、全くそのとおりだというふうに思います。ただ、この潜在能力を生かすのは、すべて人の活躍が勝負だというふうに思っております。そういう意味では、ただいまご質問のありました食であり

ますとか文化でありますとか人材、こういう特質を総力を挙げて生かし切ることが必要だというふうに思います。今回の予算提案も含めて、バイ・滝川運動でありますとか、街なか賑わいづくり応援団でありますとか、あるいは学校ふれあいサロンでありますとか、着々と進んでおりますらぶちキッズキャンプの支援でありますとか、新年度から名称が変わります國學院大学北海道短期大学との連携とPR対策、あるいは文化事業の協調でありますとか、滝川の特質を生かしたかなめとなる多くの運動があるわけであります。これを担っていただく皆さん方の活躍ということを最大限進めていくことがこの難局を乗り越えていく重要な考え方だというふうに思います。3つ目は、やはり滝川は優しい、温かい心のあるまちだ、あるいは力を合わせた市民力を結集したまちだということが重要だというふうに思っております。熱い心を持つ市民が多いと、そういうまちづくりもまた目指す必要があるというふうに思っております。

企業誘致・新産業創出についてでございますが、農業関係機関、それから地権者の皆さん方のご協力をいただいて、本当に久しぶりにホクレン種豚センターが、企業誘致といえば企業誘致が実現いたしました。そしてまた、滝川産のSPF豚、現実に種豚が出荷される。そして、滝川で育った実際の豚が市場に出てくるという状況を迎えているのはうれしいことであります。ぜひとも滝川産SPF豚のブランド化ということに努力をしていきたいというふうに思っておりますが、ご質問のございました高等技術専門学院あるいは空き店舗を利用した青年海外協力隊技術補完研修施設の誘致という具体的な提案であります。ご質問にもございましたように、国際協力機構は滝川の社団法人国際交流協会の活動を極めて高く評価をしていて、積極的に応援をしてくださっている数少ない国内の交流協会の一つであります。そういう意味では、滝川国際交流協会初め、滝川市やこの地域の皆さん方がぜひこうしたいという高い理想と希望と熱意を持って、単に技術補完研修施設ということにとどまらない、そういう研修施設の誘致というのを行っていけば、今直ちにとということにはなりませんけれども、将来大いに可能性があるものだというふうに思います。青年海外協力隊の研修施設というのは、北海道にはない、国内には2カ所というふうに聞いておりますけれども、特に農業を中心とする補完研修を行うという可能性はないわけではないというふうな感触も一部得ておりますから、広大な施設を利用する施設では当面ないのだろうというふうに思いますけれども、この実現可能性について少し検討を進めていきたいというふうに思っております。既に国際交流協会会長は行動を開始しているということもお伺いしておりますので、協力しながら、少し熟度を高める、そういうことを行政としても支援をしていきたいというふうに思っております。

JICEの理事長さんから、青年海外協力隊に滝川市役所の職員出してくれと、あるいは滝川市民の青年を出してほしいと、こういう具体的な要請もあるわけです。したがって、これもさまざまな方法でPRしようというふうに思っています。国際化を図っていきたいという滝川市の基本の大きな方針もありますし、あるいは現実にマラウイクラブという市民の組織ができて、自主的な活動を行っているという団体も国際交流協会との連携の中で出てきているわけでありますから、そういう意味での市民の認識は高いというふうに思っています。したがって、こういう施設を誘致するというのは、単に誘致活動だけではないと、いかにその地域に住んでいる皆さん方が高い意識を持ってこの施設を誘致しようとしているのかということが問われていくということも思っておりますの

で、こういう面でも力を入れる必要があるのではないかというふうにも思います。

認定農業者の制度充実ということでございますが、農業については、指導農業者として深い知識と高い経験を有する山木議員のご質問でございますので、私としてこれからご答弁を申し上げます、そういう中身が十分満足をする中身になるのかどうかわかりません。しかし、こういう方針で臨んでいるということと、引き続き臨みたいということについてお答えを申し上げたいと存じます。

ご質問のありましたように、認定農業者制度というのは長い歴史の中で変化をしてきたというふうに思います。19年度産からは品目横断的な経営所得安定対策ということが取り組まれて、認定農業者あるいは集落営農組織など担い手として明確に位置づけられた農業者だけが支援対象となると。その担い手ということについていえば、認定農業者制度はその基本となっているものであります。そのことは、ご質問の中でもございました。一方で、昔お米は1俵1万8,000円だったのです。今1万2,000円から1万3,000円。評価が高まっているとはいえ、この価格が上がっていくというのは評価の高まりとともに遅々たるものであります。そういう中で、一方で農業をやり続けてくださいということをお願いをし、その制度を運用していくというのはなかなか大変なことであります。しかし幸いなことに認定農業者として認定を受けようと、そのために農業経営改善計画をしっかりとしたものをつくって認定を受けようという農業者が数多くいらっしゃるということは、素晴らしいことだというふうに思います。認定農業者の皆さん方が担い手として一層チャレンジしていただく、そのために農業経営改善計画が単に国の支援を受けるということではなくて、本来の目的である農業者みずからが経営の改善に取り組む、そういう目的に沿って運営していけるように、関係機関と行政も一体となってこれは考えていかななくてはならないことだというふうに思いますのと同時に、そういう意味では認定後のフォローアップが必要だと、いずれにしても実効性のある経営改善目標の設定が必要だというふうに思っております。

一方、認定農業者にならない皆さん方に対してはどうするのかというのは、これは極めて大きな問題だというふうに思います。特に滝川の場合には、経営耕地面積が少ないと、あるいは兼業農家の割合が極めて高いということと関連するわけでございますが、こういう皆さん方が農業を引き続きできると、そうするためには集落営農を含めて施設園芸ということにも積極果敢にチャレンジをしていただく、その助長制度もしっかりしなくてはいけないというふうにも思っているところであります。私は、私見で申し上げるならば、農業については国際標準である農業者への直接払いということをしていくのが国の目指していただく方向性ではないかというふうに思っています。それは、しかし大規模な農業者だけではなくて、滝川のような小規模の農業者に対する対策もどうするのかということも含めてやっていく必要があるのではないかと。これは、農林水産省が今転作制度についての抜本的見直しを図っていくということでもありますから、滝川の農業のような特質を持つ、そういうところについての対策がしっかりと進められていくように、関係機関にもこういう機会に当たって意見をしっかりと申し上げることが必要だと思います。

新規就農者Uターン後継者の居住対策ということでもあります。Uターンしたけれども、あきがなく隣のマチの団地に入った農業者がいたと。ある意味ではがっかりもいたしましたけれども、隣のまちに住んでもらえたということはいいいことかなというふうにも思ったりいたしますが、後継者

としてはひところは1年間に3人とか4人とかということもありました。最近は5人とか6人とか、多い年は8人、農業後継者が戻ってくるという状況もありますから、これはすばらしいことだなどというふうに思いますが、新規就農者ということだけをとらえてみますと、必ずしもうまくいっているというふうには言えません。少し滝川は力が入っていないのではないのかと、そのことが隣のまちの団地に入ることにつながるのではないかというご指摘でございますけれども、そういうご指摘は甘んじて受けたいというふうに思います。甘んじて受けるということを引き続き今後とも続けていくことのないようにしたいというふうに思っております。新規就農者というのは、ぜひとも新規就農者の方には関心を持って滝川に来ていただかなくてはいけないということと同時に、花・野菜技術センターでありますとか研修の場は用意されていますけれども、実質的には今回、昨年来トマトの生産の新規就農の方が実際に農業を始めていただきましたけれども、農業者の指導者、自分の子供以上にしっかり新規就農者の方々に教えていくと、こういうのはすごいなというふうに思います。こういう実際の農家の指導体制というのも大きな課題にもなっていくと、したがって私は目標値としては何とか1年に1人ぐらいの新規就農者の方が安定的に入っていただくということを目指して、その住宅確保も含めて少し力を入れていきたいものだというふうに思いますので、引き続き山木議員におかれましてもご支援をお願いを申し上げたいというふうに思います。

と同時に、直接関連しませんけれども、滝川市の建設業がなぜこれほど発展したかというのは、地理的な優位性もあるであります。しかし、私は、後ほどのご質問にも関連いたします高等技術専門学院と中空知地域職業訓練センター、その前身であるさまざまな職業訓練を企業の皆さん方がやってきたということが背景にあるわけであります。どういうことかと申しますと、大体左官屋さんにしても、あるいはさまざまな建設業の職種の技能、これは企業たくさんありますから、商売がたきです。自分のところの技能を惜しげもなく他社の職人さんに教えていくと、こういうことが滝川市の建設産業を支えていく技能者の育成と産業の進展に極めて大きな役割を果たした。私は、農業もまたそういう意識を持っている農業者が極めて多い。これは、大いに可能性があるというふうに考えているところであります。

農・商・工連携につきましては、異業種交流、雪の活用という具体的な提案がございました。逆に販売するプロである商業者からの販売ルートの確保情報、こういうものがうまく結びついていけば滝川の農畜産物の販路もまた拡大していけるだろうというふうに思っております。わけあり農産物でなかったら安く買いたたかれると、その他大勢の中に入ってしまうということがありますから、雪の活用ということもまた重要なわけあり農産物のテーマになっていくというふうに思います。山木議員さんもまたチャレンジしていらっしゃるということでもございますけれども、雪の冷熱を活用して、そして農産物の価値を高めていく、例えば甘みが高まるとか、あるいは安い時期ではなくて高い時期に出していけるとか、その販売ルートを商業者が確保して、農業者に対して、こういうものであれば販売できるのだけれども、どうだと、チャレンジしてみないかと、こういう情報がいくとか、ぜひともそういう土俵をしっかりとつくりたいと。そして、それについては行政としても関係機関等含めて、研究機関も、それから農協等の組織も含めてしっかりと迅速に応援していくことにしたいというふうに思います。

道営土地改良事業についてでございます。米づくり農家の農業の土地基盤をしっかりとしていくことは、極めて重要なことだというふうに思います。そういう意味では、道営土地改良事業による基盤整備は農業者がチャレンジしていただかなかつたらなりませんし、北海道の道営事業が中心でありますから、道営事業に取り組んでいただけるように強く要望もしていかなくてはいけないというふうに思います。幸い新年度予算では2地区で着工しますし、あるいは2地区でこの事業に取り組んでいく準備をするということになっております。あと2地区での取り組み、合計すると先ほどご質問のありました6地区での取り組みが期待されているわけでありましてけれども、こういうことについては事業としてまとまるものは積極的に応援していきたいと、これが滝川の農業を確実にしていくために重要なことだというふうに思っております。同時に、農家負担も結構ありますから、できるだけ農家負担が少ないということも考えていかなくてはいけない。そのためには、北海道で行っておりますパワーアップ事業、これについても年限ありますので、存続を要求していきたいというふうに思っています。ぜひとも議員を初め、農業団体の強い要望が不可欠だというふうに思いますので、同時に力を入れてやっていきたいものだというふうに思います。

農業振興会議の活用についてでございますが、昨年8月に農業・農村振興ビジョンの推進を図るための機関として新たに設置をされたものでございます。担い手、女性農業者、若手農業者の3つの部会を置いて、それぞれテーマを持って会議が進められております。いろいろなご意見がございます。21年度はいろいろ出された意見を整理をして、担い手の育成確保、法人化など、一番重要だというものの的を絞って、どうしていくのかということ論議をして、これからの行動に反映していきたいというふうに思います。地に足のついた地道な活動が重要だというふうに思いますし、主役であります農業者をしっかりと事務局としてサポートしていくための事務局的角色はちゃんとすると、そういうふうに思っております。

若手女性農業者への支援ということでございますが、若手農業後継者のパートナー対策とその応援。市が直接やっているわけではありませんけれども、普及センターの事業として中空知の若手女性農業者を対象とした事業が始められています。全体で22名という参加がありましたけれども、滝川市は4名と少ない。力入っていないのでないかということもあるかもしれません。こういう数字の実態なんか踏まえて、行政としても力を入れて若手女性農業者を対象として参加するような働きかけもしていきたいというふうに思っております。農業振興基金運用委員会でJA女性部の活動支援、あるいは女性農業者を対象としたアグリビジネス研究会、毎年実施しているところでございますが、若手の女性農業者の参加が少ないというのは出られないのだろうというふうに思うのです。なかなか忙しくて出られない。男性よりも女性というのは忙し過ぎる。ここら辺だれがどういうふうにサポートするのかということがきっと重要なのだろうと思うのです。ここら辺の問題解決はどうしたらいいのか、少し相談させてもらいたいというふうに思っております。

農業雇用・斡旋組織立ち上げの必要性ということでございますが、平成19年度、花卉、トマトの生産組合を対象に労働力に関する聞き取り調査を実施いたしました。労働力は、確かに施設園芸をおやりになっている方は特に足りないのです。足りないのですけれども、価格も低迷している状況の中では、外部雇用を拡大して賃金を払ったら成り立たないということもあって、なかなか雇

用に結びつかない。雇用に結びつかないということは生産を拡大できないということですから、なかなか難しいことがあるわけであります。19年度にやった調査で、20年度はやっていませんから、21年度は、どんな形がいいのかわかりませんが、もう一度調査をやってみたいというふうに思っています。その結果、19年度でそういう問題が出てきている、そういうのを打開する道があるのかどうか、それほど巨大な調査はできませんけれども、的を絞った調査をやってみたい。さらに、一方では、これは農業者の皆さん方が一番わかっていることですが、労働力の配分を最適化した、そういう作付計画のあり方、こういうものについて相談があれば、どんどん持ち込んでいただいて、私どもとしてそんな知識持っているわけではありませんから、普及センターあるいは研究機関等、もっと専門知識を持っている皆さん方と相談をしてみたいということもやってみようというふうに思っていますから、そういう面ではいろいろ相談体制もより充実していきたいというふうに思います。

農地の集団化についてであります。農業委員会の担当でありますけれども、農地の利用集積については農業委員会に市長として事務委任しているということがございますから、私からお答えをさせていただきますけれども、平成19年度で売買27件、20年度も現段階で21件、したがって滝川市規模の農業では結構農地の権利移転等が活発に行われているという状況だというふうに思います。賃貸借という意味では、ここ数年200件前後で推移をしていて、担い手の利用集積という意味では案外着実に進んでいるのではないかとこのように思います。しかし、ご指摘のように、経営規模の拡大を図る中で発生していく飛び地対策というのは、やはり大きな課題です。大きな課題ですが、生産条件の違いだとか、そういうことがあってなかなか飛び地対策が進んでいかないということがあるのが現実であります。通常は、交換分合というのが一番技法的には通常とられる技法です。しかし、これは地域の2分の1以上の同意が得られなかったらできないということになりますし、集団化率だとか農地の移動率も水準を超えるという条件がありますから、この条件クリアするのがなかなか難しいと。だから、交換分合ということが一般的な手法でございますが、なかなかとりづらいということもあるのが飛び地対策を具体的に進められない理由ということもあります。そこで、まず何からするのかということですが、今農地情報の共有化に取り組むつもりであります。21年度におきまして、水土里ネット、それから19年度から進めておりますけれども、農地に関する地図情報化の事業、こういうことについて少し滝川市とJAと土地改良区と共済組合、農地にかかわる団体と協調して農地情報の共有化に取り組んでまいります。地図情報の活用によってどうやったら有効に土地の流動化が進めていかれるのかということについて少し情報を把握して、農業委員会と協議をして、どう進めていくのかということを決めていきたいというふうに思っております。また、今回大規模な土地基盤整備事業をやりますから、こういう事業をやるときにもぜひともうまくこれを生かしてほしいなというふうに思います。

農業生産法人化による地域雇用ということでございますが、法人化の支援窓口は平成17年に設置をして、支援してまいりました。窓口を設置しただけではお客さんは来ないから、出かけていって相談に応じるようにということで、出前講座も開きましたし、そういう中に専門の講師を招いて法人化の研修会というのもやってまいりましたし、あるいは税理士だとか司法書士を招いて手続的

な勉強をするということもやってまいりました。その成果もあって、2つの農業生産法人が設立されたというふうに思いますけれども、なかなか大きく広がっていかないということもあります。これは、地道にやらなかったらならないというふうに思いますが、法人化されると無担保融資枠が広がるというふうなメリットもある一方、一方では新しく法人市民税などの税金が課税されるということもあるわけで、ここら辺のメリット、デメリットというものが認識をされて、メリットをできるだけ高めていくと、そういう道について知恵を寄せ合うのがこれからの相談の場面でも必要だというふうに思っております。強要はできませんけれども、ぜひとも助長する形で集落営農を含めて進めていきたいというふうに思っております。そういう中で地域雇用というものも一部吸収できれば、望ましいことだというふうに思います。

普及センターの統合についてでありますけれども、平成13年における北海道の計画あるいは平成18年の提案、そういう経緯を踏まえて、滝川の分室の統合という提案がなされました。私としては、どうしていくべきかということをお農業団体含めて農業者の皆さん方と随分熱心に議論をさせていただいたところでありますが、先月、2月の24日に関係3市とJAたきかわと空知支庁長との間で確認書を取り交わさせていただきました。今行われている普及事業に影響を与えない。むしろ統合することによって、充実するのだという高い評価が得られるようにしてほしいということが基礎であります。そのことについて合意が得られたために、同協定書を取り交わしたという中身であります。具体的に申し上げますと、地域第2係、芦別、赤平担当、地域第3係、滝川担当、それぞれ4人の普及員の活動体制であります。滝川は4人定員ですけれども、今1人欠けて3人体制です。これを4人体制に戻すべしと、これについての了解が得られました。同時に、芦別、赤平担当の地域第2係は、4名体制を維持すること、確保すること、これについての了解も同時に得られました。距離が遠くなる、そのために旅費がかかる、車が必要だ、こういう遠くなることによる補完対策をきっちりとするべしと、これについての了解も得られました。JAたきかわ営農センター内に、特に繁忙期、普及センターの職員2名を相談窓口にするように、これは繁忙期でありますから、繁忙期以外はそういうことになりませんが、普及センター職員2名が滝川を拠点として相談窓口、ずっと座っているわけではありません。仕事をしながら相談にも応じるという体制も約束していただきました。芦別市において普及センター職員による定期的な相談日を設けることも約束していただきました。あるいは、地域係の体制強化が進むわけですから、それぞれの地域の地域農業振興計画を具体化していくために、その支援を単に地域係という者を主体としつつも、組織が大きくなるわけですから、中空知支所内の人材等を積極的に活用して、例えばリンゴのプロだとか、米は米のプロ、麦は麦のプロ、花は花のプロ、それぞれのプロの立場で、大きくなった組織を有効に活用して積極的支援を行うべし、これもわかりましたということでもあります。あるいは、広域営農センター構想というのを持っておりますけれども、新しい広域的な営農技術指導体制を構築するに当たっては積極的に応援することと、わかりましたということでもあります。あるいは職員は、滝川に住んでいる皆さん方はここから移ることのないようにしてほしい、これも了解していただきました。いずれにしても、統合によって普及活動の質、量ともに以前より充実したと評価されるように万全を期すべし、そういう努力をするということでもありますから、私どもはそういうこ

とを背景として担保をとりつつ協定を取り交わした。このことについて後退したということのないように、しっかりチェックをし、要請をしていきたいというふうにも同時に思います。

新滝川市活力再生プランについてであります。決意を述べよということですが、今策定の最終段階を迎えているところであります。地方交付税の動向、地方交付税は全体の収入の34パーセントを占めるわけですから、あるいは市税の動向、市税は22.5パーセントです。そういう意味では、3割自治でなくて2割自治になっていく状況というの也有ります。あるいは、臨時財政対策債の動向、こういうものも見据えながら、財政の運営の基本である入るをはかりて出るを制すと、こういうことが行政の継続性からも重要なことだというふうにも思います。しかし、入るをはかるということをもっと積極的にやらなくてはいけないと。集まった者だけで発想するというのではなくて、積極的に入るをはかるという発想の中でやっていく必要があるというふうにも思います。1つは、そういうことを通じた確実な財政運営をやると、と同時にその収入をもってより適切なまちづくり、この両立をしっかり図っていくと、そのためには毎年ちゃんとチェックをして進行管理をしていく。必要なことがあれば、毎年計画のローリングをやってチェックをしていくと、そういうことが必要だというふうにも思っております。私はいつも思っています、現状を革新していくために何が必要かと。2つがあるというふうにも思っています。1つは、切れば血のほとぼしり出るような現実への深い関心と感受性が必要だと。2つ目は、未来を展望した豊かな問題意識と構想力だと。私は、滝川市職員はこの2つの意識と能力を大いに持っているというふうにも思いますから、私自身がそれを引き出す、そういう決意で新滝川市活力再生プランに臨みたいと思います。

以上を申し上げて、私の答弁といたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、山木議員のご質問にお答えいたします。

まず、小中学校の適正配置の関係でございます。午前中本間議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、滝川市の児童数の減少は、特に増加の要因というのは現在のところは見られず、平成37年度における児童生徒数の推計は現在の約4割減というようなことで推計をしておりますことから、将来的には校舎の改築等が必要な時期に児童生徒数の推移を見きわめて、全市的なバランスのとれた学校配置を考慮した上で進めていく必要があるというふうにも思っております。市民の方が今求められていますのは、教育の中身だというふうにも思っております。適正計画の計画期間は一応10年間を想定をしております、5年ごとに見直しをしたいというふうにも思っております。

議員さんのご質問にありました小中一貫校ということですが、私どものほうでは小中連携校と小中一貫校と2つございまして、小中連携校という形につきましては今空知校長会の統一した研究テーマとなっております、委員会としても滝川市における調査研究がそれぞれの中学校区の中で行われております。各校とも授業交流などを行いながら取り組みを進めているところでございますが、まだ研究の1年目ということで、さらに研究が必要というふうにも思っております。また、小中一貫校という場合において、これは完全に6年、3年という学年制を一緒にするというのが小中一貫校ということになりますが、望ましいのは施設一体型と申しまして、例えば職員室を共用しているとかといったようなこと、あるいは校長先生は1人ですけれども、教頭先生のポストが例えば3つあ

るとか、そういうような形でいくことが可能な施設になっておりますが、道内で施設一体型の一貫校というような事例がなく、施設整備の関係もあって慎重に検討したいというふうに思います。ただ、議員さんのほうからも、あるいは保護者の方も関心が高いことから、先ほどの小中連携を軸として、今後の児童生徒数も考慮しながら、計画策定の中で念頭に置く必要があるというふうに思っております。

また、通学区域の関係ですが、適正配置の中には通学区域の変更というのがありますし、もう一つの方法として統廃合ということもございます。いずれにしても、通学区域が広範となる場合においては、やはり通学時の子供たちの安全を第一に考える必要があるだろうということで、スクールバスの運行が必要になるというふうに思いますし、子供たちの体力的な負担の軽減を図る必要があるというふうに思っております。また、滝川市の中学校の通学区域は小学校区単位で設定をしておりますことから、地区によっては通学距離の遠い中学校に通うという状況が一部見られる地域がございますので、先ほど申しあげました通学時における負担や安全性を考慮すると、通学区域の弾力的な運用については、その部分については努めていきたいというふうに思っております。いずれにしても、先ほど申しあげましたように計画策定については早く行いたいというふうに思っておりますし、それを実施していく段階ではじっくりと市民の方との協議を重ねながら進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、滝川工業高校土木科の間口の関係でございます。昨年北海道教育委員会より示されました滝川工業高校土木科の間口減に関しまして、市議会によります要望意見書の提出等ご支援もいただきながら、滝川工業高等学校の活性化を支援する会を初めとする地域の皆様や中学校、工業高校とも連携をして、入学者増にさまざまな取り組みを行ってまいりました。署名活動等のもとより、パンフレットの作成、あるいは中学校における物づくり講演会の開催、また工業高校独自の取り組みとしましてもテクノボランティア活動あるいは駅前広場「く・る・る」でのイベントへの参画、また3月14日に予定をしております匠の技とふれあう日への参画等、精力的に取り組むをいただいているところでございます。しかしながら、現時点における平成21年度の入学者数は8名にとどまる厳しい結果となっております。市教委としては、こうした現実を重く受けとめながら、平成21年度においてもさらに支援する会を初めとする関係各位のご協力をお願いをしながら、市議会の皆様にも引き続きご支援をいただきたいというふうに思っております。具体的に平成21年度の取り組みとしましては、入学希望者20名を目標にPR活動あるいは講演会のもとより、中学校におきますキャリア教育への工業高校あるいは工業高校の同窓会さんとの連携、あるいは工業高校の新たな魅力づくりというようなものを柱に、特に工業高校においては不況下にあって100パーセントという高い就職率を示しているという独自の魅力を初め、現在では中心市街地活性化事業への参画、あるいはそらぷちキッズキャンプとの連携等、幅広い活動を予定をしているところでございます。そういう取り組みに対しまして、支援する会としても支援をしてまいりたいというふうに思っております。

また、生徒から選ばれる土木科となるための雇用の拡大が課題ということでございますが、先ほど申しあげましたとおり、滝川工業高校の3科におきます就職状況は、今年度の卒業生についても

12月の早い段階で内定が100パーセントというふうになっておりまして、就職に強い工業高校という特色があらわれているところがございます。緊急雇用対策ということでは、経済部におきまして各高校も含めてハローワーク、商工会議所、建設協会等の関係機関と緊急雇用対策会議の開催などの取り組みを行っており、今後も連携をしながら雇用の問題について検討していきたいというふうに思っております。市教委の推計では、空知管内におきます建設業の就業者のうち約4割の就業者が50歳以上と考えられ、近い将来にそうした方々の大量退職による技術継承の問題、あるいは会社そのものの存続というようなことも危惧されております。そのため、若年層への熟練技能等の継承という観点からも、国の助成制度のPRなど、工業高校と企業を結び取り組みについても検討してまいりたいというふうに思っております。また、これは、自治体においても同じことでありまして、団塊の世代の大量退職と財政状況の悪化による採用減という関係から、技術系職員の絶対数が不足する傾向が見られます。土木科は、工業高校の学科の中でも公務員の進路が特に多い学科であるということから、土木技術系職員の自治体採用の道についても模索をしてみたいというふうに思っておりますし、先ほど市長の答弁にもありました。JICEさんとの話の中で、もし海外青年協力隊に土木技術者が行けるというような道があるのであれば、積極的に進めたいというふうに思いますし、工業高校の存続へ向けた大きなPRにできるものではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 答弁が終わりました。

山木議員、再質問ありますか。山木議員。

○山木議員 それでは、再質問をさせていただきますが、2点させていただきますが、非常に詳しくご答弁いただきましたので余りないのでありますので、⑤の道営土地改良事業（パワーアップ事業）についてでありますけれども、土地基盤整備というのは非常に農業者も経費をかけて、国も相当経費をかけて、これで土地の生産性を高めると、要するに値を高める。投資したわけですから当然でありますけれども、そういった中でその効果を出していかなければならぬわけです。当然これは、これだけの事業をやるわけですから、効果はあらわれていきます。あらわれたときに、この土地の値というのも確かに上がっていくのです。この土地基盤整備というのは毎度毎度やるものではありませんし、昭和38年ごろに大々的に道営圃場整備が行われまして、今の姿があるわけです。あれから相当たっております。そういう中で、我々農業者は、整備された土地を将来につなぐ、これは本当に大事な財産として考えて大事に大事に土地の生産性を高めながら地域に貢献をしていくと、そういう意味では土地基盤整備事業は大きな財産となる事業であるというふうに認識をしておるわけであります。そんなことで、土地基盤整備を成功させて未来へつないでいくことは財産であるというふうに考えますが、市長からそのお考えを1点伺いをしておきたいと思っております。

それと、11番の普及センター統合と今後の指導体制でありますけれども、非常に詳しくお話しいただきまして、ご努力によってかなり、今まで以上ということでも聞いておりますが、今まで以上ということは今までだめだったのかということにもならぬわけではありませんが、そうではなくて、今まで削ってきた、削除されてきた部分が100としたら、80だったものを100に戻す

よということによって、より一層の体制を整えるのだということであると思うのです。しかし、そういう中で遠くなるわけでありますから、なかなか大変だということでありますけれども、それは農業者みずからもその辺の体制は十分に確保しながら体制を考えていかなければならぬわけでありますけれども、普及事業というのは当時は、もう60年近くたっておりますから、国と地方が一緒になって取り組んだ事業なのです。それがだんだんと改正というか、国が引いていったのです。それで、地方におっつけたような、地方というのは北海道なのですけれども、おっつけたような形になってきていて、だんだんと金も減り、人も減りということになってきたのでありますけれども、今回の合併は全く100に埋めるよという、そういう道のお話でありますから、心配はしていませんけれども、しかし多少はひっかかるなという感じもいたします。なぜといいますと、普及事業というのは現場と現場をつないでいかなければならないということであります。今の普及所と関係機関と農業者との現場と現場がきちっとなっていないければ、なかなかうまくいかない。今インターネットとか携帯電話ですぐやれますから、どこにいても便利は便利なのですけれども、果たしてそれで緊急な時点で対応できるかといったら、なかなかそうはいかないと思うのです。しかし、今回はより以上ということでありますから、120パーセントと私は思っておるのですけれども、そんな中でこの普及事業の後退は地域の農業に大きなダメージを与えるというふうに思っておりますので、その辺の普及事業は現場と現場があって成り立つところを強調させてもらって、市長のお考えを再度お聞かせいただければ非常にありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 山木議員の再質問にお答えを申し上げますが、土地基盤整備は土地という財産の価値を高めるものだ、そのとおりであります。したがって、私としても地域としてまとまったところは積極的に応援をしていく、そのことが滝川の農業を確実なものにしていくことにつながり、北海道としての農業生産拠点としての役割をしっかりと果たしていくことにもつながっていくというふうに思っておりますから、この点はしっかりやりたいというふうに思います。

普及センター、現場と現場をつなぐということが重要なのだと、おっしゃるとおりだというふうに思います。これはささやかでございますけれども、普及事業は道の仕事というのを少しでもいいから脱皮をしないでいけなければならないのではないかと。滝川市の農業を担当する職員も普及事業のささやかな一角を担うということが滝川市の農業の政策に関してもいい影響を与えていく、あるいは現場をつなぐという役割でもいい影響を与えるというふうに思って、今1名普及センターに滝川市職員を派遣して研修を行っておりますけれども、これがどんどんできるかという、なかなか難しいですけれども、ささやかに普及事業にかつての市町村行政の役割を復活させていきたいというふうに思っています。さっきは非常にいいことばかり言いましたけれども、未来永劫にどうなるのだということになると、またこれは不透明感あります。したがって、先ほどよく監視をして、要請していかなくてはならないということも同時に言っているのですけれども、ご質問にもありましたように都道府県に対して普及員に対する人件費の支援というのを国はどんどん縮小していつているのです。したがって、北海道も財政難ですから、全体の人件費削減という一端の中にあるわけです。一方、

普及員のなり手が無いということがあるのです。大学院卒業してきて、2年の実務経験があつて、それでなかったら普及員の資格取れないという、今どき医師と同じような条件です。こういう厳しい条件にチャレンジするという方は、相当な情熱を持った方でないと、通常のサラリーマン感覚で受けるとしたら、なかなかいらっしゃらないです。だから、私は今回の協定の中で、これは全道市長会含めて、道として新たな普及員の制度をつくったっていいではないかと、北海道が農業生産拠点だとしたら、やっぱり普及する人材を確保しなかったら、今までのように、ほとんどの自治体に普及センターあつたはずです、昔、それをだんだん、だんだん縮小して行って、統合して、なくしていくと、そういうことの延長線上にずっとあつては困ると。こういうことを我々として強く要求していかなくてはいけないと、こういうことも根っこでは要望しておりますけれども、これは滝川市長がわめいたってしょうがない話でありまして、ぜひともこれは農業者の皆さん含めて大きなうねりにしなくてはいけないと、そうでなかったら北海道の農業普及事業を守れないというふうに思っていますから、そういうことを含めて、ご質問のご趣旨は私も全く賛同でありますので、力を入れていきたいというふうに思います。

○議 長 以上をもちまして山木議員の質問を終了いたします。

この辺で少々休憩をとりたく存じます。再開は2時50分です。休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時52分

○議 長 では、再開をいたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議員 公明党の堀でございます。会派を代表して、平成21年度市政執行方針並びに教育行政執行方針に対して質問をいたします。答弁は、市民にわかりやすくお願いをいたします。

◎1、市長の基本姿勢

1、本年度市政執行に当たっての基本姿勢は

冬は必ず春となるとは、先哲の金言であります。今世界は、100年に1度という大変な経済危機の状況であります。滝川市、本市においても、企業の厳しい現実は同じでございます。また、本市においては生活保護詐欺事件など大変な問題も抱え、苦難の中にあるわけでございます。やみが深ければ深いほど、この試練の冬に負けない決意と情熱が大事であると思っております。そこで、市長の基本姿勢を伺います。前年度の総括を踏まえ、お答えください。

◎2、経済再生プラン

- 1、農業農村の持続的な発展について
- 2、企業等の誘致や新しい産業の創出の推進について
- 3、中小企業支援と労働環境の向上について

次に、経済再生について伺います。農業農村の持続的発展についてですが、先ほど山木議員が専門的な深い内容の質問、市長の答弁もあり、かなりダブりますけれども、私の視点は2点でございます。1点は、日本の自給率が主要国中最低の40パーセントと農水省の報告にありますように、非常に危機的な状態にあることが1点であります。もう一点は、滝川市の農業を考えた場合、何とか発展、持続していくように思うからでございます。そういう意味で質問をさせていただきます。担い手の育成を積極的に推進するとありますが、具体的にお示してください。あわせて、現状の従事者の平均年齢、全国は65歳らしいですけれども、本市は65歳以上の割合、また離農の傾向を伺います。3点目、もし将来的な傾向として離農による耕作地が減少するのであれば、その対策は大変必要だと考えます。青年の中で、滝川に住みたいが、仕事がないという理由で転出せざるを得ないのが実態であります。そこで、伺います。農業を仕事として希望する青年への支援体制、また企業の新規参入の必要性について市長の見解をお示してください。次に、国の施策の自給率50パーセントの中で、大豆、麦、飼料作物、米粉、飼料米などがありますが、この品目はほとんどが輸入に頼っている品目でございます。こういう品目に対しての本市の取り組みを伺います。

次に、企業等の誘致や新しい産業の創出を推進するについて伺います。農・商・工連携で成功した江別市の場合、小麦生産農家と製粉業者、製めん会社、大学、公設試験場が協力して地域ブランド、江別小麦めんとして、年間60万食、平成18年売り上げ約3億円まで伸びています。滝川市の雇用促進にも大事な農・商・工連携を市長に伺います。次に、農・商・工・消費者連携による地域ブランド推進を具体的にお示してください。

次に、経済産業省、環境省がタイアップし、日本版グリーン・ニューディール政策の一環として環境分野への戦略的な投資で景気回復や雇用創出につなげようと考えています。その一つに太陽光発電があるわけです。低炭素社会づくりのため、2020年度には現在の約10倍の約320万戸、30年には40倍の1,000万戸を目標に補助金制度の復活、余った家庭の買い上げ料金の倍増を打ち出しています。設置費用は約230万円と言われ、この制度のもとでは15年間で大体もとがとれる計画になっておるそうでございます。滝川でも10戸が設置され、北電に余った電気を買って上げてもらっております。本市として、雇用創出、新規企業参入などの面からも積極的に推進していくべきだと考えます。市長の見解を伺います。

次に、中小企業支援、労働環境の向上について伺います。国の第2次補正関連法案が今月4日に成立いたしました。この補正には、中小企業への資金繰り支援として緊急保証制度額が第1次補正の6兆円から20兆円に増額されています。一般保証とは別枠で信用保証協会が100パーセント保証し、限定はありますが、融資を円滑に行えるようにした制度です。そこで、年度末を迎えるに当たり、資金繰りに苦しむ企業さんの駆け込み的な相談や支援要請が行われることが考えられます。このことに対してどう取り組むのかを伺います。

◎3、暮らし向上プラン

- 1、子育て・子育て支援について
- 2、市立病院について

- 3、高齢化対策について
- 4、障がい者の社会参加について
- 5、地域で支える安全安心なまちづくりについて
- 6、住まい・環境づくりの推進について
- 7、ごみの減量化とリサイクルの推進について

次に、暮らし向上についてです。今日大変厳しい経済状況の中で、共働き世帯が急増しております。企業は、幼児を抱えている方の採用を控えるのが現状です。それは、幼児の急な発熱などで休みがちになることへの懸念があるからです。そういう意味からも、働く若いお母さんの支援として病後児保育事業を実施するための準備として、体調不良児対応型保育の取り組みは大変評価できる事業であります。そこで、病後児保育事業の早期実施を望むものでありますが、その時期について伺います。

次に、市立病院について伺います。市民は、新しい病院になり、環境がよくなることは大賛成であります。反面、他の自治体のように病院経営が赤字になり、市の財政に負担が発生するのではと心配しております。新しくなる市立病院の経営安定化には何が大事であるかを伺います。

次に、高齢化対策について伺います。元気で長生き、そのための予防支援も大変大事であります。しかし、年とともに肉体的な衰えはどうしようもありません。介護支援は今後さらに推進すべき重要課題でもあります。そこで、小規模多機能型の居宅介護施設について伺います。自分の家で24時間365日介護を受けられる、そういう仕組みと理解していますが、そのビジョンをお示してください。

次に、障がい者の社会参加について伺います。障がい者を受け入れる企業は、まだまだ少ないのが現状ではないでしょうか。そういう状況下で、市役所での雇用を積極的に進めていただけることは、障がい者の方たちにとって大変希望になるところだと思います。そこで、市役所の雇用状況と今後のプラン、また民間雇用への具体的な推進を伺います。

次に、地域で支える安全安心なまちづくりについて伺います。災害時には予想のできないハプニングが当然起こり得ることが想定されます。特に高齢者や障がい者に対しては、緊急事態のときほど身近な人たちの援助が欠かせないのであります。したがって、町内会の自主防災組織づくりは大変重要になってきます。しかし、個人情報保護法などで難しい面もあるかもしれません。そこで、災害時要支援、要援護者リストの活用普及の推進をお示してください。また、年々孤立死が増加している状況ですが、このことに対する対策を伺います。

次に、平成23年6月から義務化される住宅の火災警報器の設置について伺います。個人負担が伴うことでもありますが、何らかの補助支援があるのか、また周知方法についてお示しをください。次に、国土交通省は、公園の安全とともに地震災害時の避難場所になる防災公園の整備を進めることにしました。具体的には、平成21年度から2ヘクタール未満の小規模公園を防災拠点として整備する自治体への補助金制度を新設しました。平成21年度予算は30億円で、補助率は用地で3分の1、施設で2分の1です。本市においても必要な取り組みであると思いますが、市長の考えを伺います。

次に、住まい・環境づくりの推進について伺います。高齢者や障がい者に優しいまちづくりのための滝川バリアフリー構想のビジョンをお示してください。また、低炭素社会に向けた地球温暖化対策の切り札として期待される電気自動車が本年夏、日本で初めて量産、発売されます。価格は、国の助成制度を使って300万円程度で購入できるそうです。燃費は、ガソリン車の3分の1程度、深夜電力を利用すれば最大9分の1程度で大変格安になっております。市長の公用車への導入予定を伺います。

次に、ごみの減量化とリサイクルについて伺います。2011年7月24日に今放送されているアナログ放送が終了いたしまして、地上デジタル放送に完全移行されます。あと2年と4カ月になりました。電子情報技術産業協会の報告によりますと、見れないテレビが全国で1,428万台残ると予想されております。この数字は、現在の普及テレビ台数の約15%にもなります。この見られないテレビがほとんど廃棄されることになれば、大変な事態になると想像されます。そこで、地デジ導入による不法投棄の対策を伺います。

◎4、観光、文化、定住促進プラン

1、滝川市が目指す交流のまちについて

次に、観光・文化・定住促進について伺います。交流のまちを目指す市長にとって、本年の9月6日に開催されるねんりんピック北海道・札幌2009マラソン交流大会に対し、商店への経済対策も含めてどのようなイベントにしたいのかを伺います。

◎5、行財政改革プラン

1、効率の高い市役所について

次に、行財政改革について伺います。市長は、現在に至るまで一貫して行財政改革を唱え、実行されてきました。そして、その実績に対して市民は高く評価をしています。しかし、今回の生活保護詐欺事件では、本来被害者であるべき市が市民には、金額の多さ、長きにわたってだまされ続けてきたことに市長、副市長を初め私ども議員、そして市職員に不信感を抱かせてしまいました。この事件により、対応策として市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランを立ち上げ、今日に至っております。すばらしいプラン内容です。必ず遂行していただけるようお願いをいたします、市民が期待して見守っておりますので。そこで、効率の高い市役所づくりについて伺います。やる気と業績の深い関係という法政大学の調査報告で、モチベーションが高い企業は業績もよいという結論でした。そして、勤労意欲を高めるのに効果的だった要因は、何でも言える組織風土づくりが1番でした。逆に、業績が低下している要因は、経営者、上司への信頼をなくしたときとなっております。効率の高い少数精鋭の市役所をつくるには、職員の勤労意欲を高めることが大事であると思っておりますが、市長の見解を伺います。

次に、民間への職員の研修についてですが、現在民間企業は大変厳しい経営を強いられています。そうした厳しさを職員に感じてもらうことが大事であるとも考えます。また、職員の勤労意欲にもつながると思われれます。そこで、市長の見解をお示してください。

次に、行政委員の報酬について伺います。首長から独立した行政機関として、公正で中立を求められているのが行政委員です。その報酬については、地方自治法で勤務日数に応じて支給することになっているが、条例で特別の定めができるとの規定もあるわけです。そうした委員報酬をめぐる裁判で、勤務日数にかかわらず月額制で支給しているのは地方自治法に違反するとして、ことしの1月22日に大津地裁は滋賀県に支払いの差し止めを命じました。委員実態と報酬額に対する判決と理解しています。本市において行政委員の報酬見直しの必要はあるのかないのかを伺います。

◎6、教育再生プラン

1、義務教育の充実について

最後に、教育再生の義務教育の充実について伺います。私は、子供たちに本当に必要な教育は何なのかと考えるとき、学力一辺倒ではないと思うのです。学力を否定はいたしません、社会に出て一人で生きていける基本的常識と基礎的知識があればいいのではないと思うのです。最近の子供たちの遊び相手はゲーム機で、自分一人で楽しんでます。本当に心の成長が危ぶまれます。そういう意味からも、日本の伝統である囲碁、将棋は集中力を養う、自己評価による生きる力を養う、相手を敬うことから礼儀作法やマナーが身につく、また前頭前野による刺激を与えることから、我慢する感情のコントロールややってはいけない行動の抑制などの効果があり、学校での心の教育に大変役に立つことがわかってきました。そこで、本市の小中学校で囲碁、将棋をクラブ活動として取り組むことへの考えを伺います。

以上で終わります。

○議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 公明党を代表しての堀議員の代表質問に以下順次ご答弁をさせていただきますが、内容によりましては所管からの答弁もありますことをあらかじめご了承をお願い申し上げます。

本年度市政執行に当たっての基本姿勢ということでございますが、前年度の成果を踏まえて今年度の姿勢を問うということでもあります。行政運営の仕組みから申し上げますと、決算は3定と、このときに主要施策の成果というのを整理して、議会の議を経るというのがルールになっておりますけれども、それでは20年度の何の成果もなしに新年度予算組んだのかということにもなりますから、基本のこともだけ申し上げておきたいというふうに思います。幾つかありますが、1つは、マニフェスト40項目、約束は48項目であります、その熟度を評価をして、これの達成ということに配慮したと、そういう基本姿勢が1つ。2つ目は、行財政改革の点検に基づく新計画の策定を実行に移していくということが2つ目です。3つ目は、新たに浮上いたしました経済雇用対策、平成20年度の補正予算と平成21年度の予算で実質連結をしながら対策を講じていくというのが3つ目の方針です。4つ目は、3つの条例を提案をいたしております。子育て・子育て環境づくり条例、安全・安心地域づくり条例、公正な職務の執行に関する条例、これを20年度において市民参加によりまして立法すべき準備を進めてまいりました。この条例ということの可決を前提として具体的な手だてを打つという考え方であり、5つ目は、それぞれ個別事業におきましては、ステ

ップアップしていくもの、あるいは市民力、地域力を発揚するという視点をさらに重視するもの、継続事業については十分な点検を行うと、そういう視点で21年度予算につなげていくという大きな、細かく言えばたくさんありますけれども、重要なものを抽出すれば以上の考え方で整理をさせていただいて、21年度施策を提案をさせていただいているところであります。

農業農村の持続的な発展につきましてでございますけれども、食料自給率が低下をする、極めて問題だというふうに私も思います。特に、39パーセントに下がって、40パーセントに戻りましたけれども、100パーセント近くにないという先進国はほとんどないです。イタリアが少し低くて、60パーセント台。ですから、食料自給率、中でも穀物自給率が非常に低いです、20パーセント台ですから。20パーセント台というのは、アフリカの食料が不足している最貧国並みです。こういう状況の中で食料の安全保障が守られるのかというのは、極めて重要な視点だというふうに思います。しかし、なかなか高まらないというのもまたこれ事実であります。食料は、お金があれば買えるのだという常識を多くの日本人がお持ちのようであります。ただ、現実的にお金があっても買えなくなりました。中国がマグロをばっと買ったら、日本はマグロが買えなくなった。こういう状況というのは、これからどんどん起きていくのだろうと。そういう意味での食料安全保障というのは、極めて重要だというふうに思います。そこでのご質問でございますが、それを担保するための担い手の育成はどうするのかということでもあります。今の制度の中で担い手を育成していくというのは極めて重要な政策ですから、これはさきの山木議員の質問にもお答え申し上げましたように、できるだけ制度に乗っかっていくということを基本的に力を入れていかななくてはいけないのと同時に、滝川は小規模な農業者が多い、さらに兼業農業者も多かったという実態もありますから、こういう皆さん方が農業をやっていただく、そういうためのあり方というのは重要だというふうに思います。集落営農でありますとか、あるいは土地利用型ではない施設園芸、そのためのさっきの労働力確保とか、滝川の場合は十勝とは全く違うやり方での担い手の育成策というのもしっかりやっていかななくてはいけないというふうに思います。そのためには、さまざまな基金も利用した事業もしっかりやっていかななくてはいけないというふうに思います。基金事業と申しますけれども、農業機関でありますとか、あるいは個人的な農業の振興のためにお金使ってほしいという篤志の寄附があったり、あるいは行政もこれに積み増しさせていただいて農業振興基金というのをつくっていただきますから、こういう中でも後継者育成、担い手の育成ということも含みながら事業を推進していくという必要があるというふうに思います。

農業農村の持続的な発展ということでの農業者の割合と離農の傾向については、所管からご答弁を申し上げます。

青年の支援体制、企業の新規参入の促進ということでございますが、新規就農は相談窓口設けながら一生懸命やっております。しかし、先ほどのご答弁にもお答えしましたように、どんどんというわけにはいかない。着実にこつこつとやっていかななくてはいけないというふうに思いますし、就農の意欲を持つ皆さん方に対しては、研修でありますとか、就農認定の手续などの支援も行っています。こういう面も積極的にやらなくてはいけないというふうに思いますし、各種の助成金、資金貸し付け、こういうものについてどういう道があるのかということも積極的に情報提供したり手伝

っていくというふうにしたいというふうに思っています。ただ、農業者が新規に参入していくと、新規就農が行われていくというのは、相当リスクを抱えます。商業者であるとか工業者の皆さん方が自分の新しい会社を起こすのと同じ発想です。そういう意味では、極めて資金もかかる、経営力も必要だ。しかし、少数ではありますけれども、チャレンジする青年の皆さん方も多いわけであり、これを積極的に応援をしていかなくてはならないというふうに思いますのと同時に、そういうさまざまなリスクマネジメントをちゃんと応援していくという体制づくりが必要だというふうに思います。具体的にということになると、今申し上げたことになるわけですが、私は行く行く、例えば商業とか工業で産業ふ卵機構というかな、日本語で言ったら非常にわかりにくくなりますけれども、英語でいうインキュベーター、こういう産業を興して、それを支援していく、そこには農業なら農業の技術者の方も応援する、金融機関も融資という立場で応援するし、あるいは税理士とか会計士であるとか、企業経営の立場からもアドバイスできる。個別対応がだんだん難しくなっていくときに、こういう総合対応をしていくという機構づくりというのも求められる時期が来るだろうと、むしろそういうことが求められていくような状況をつくり上げていきたいというふうにも思います。いずれにいたしましても、今までのように第三セクター方式で、民間でなかなか進まないから行政が第三セクター立ち上げてやるのだと、こういう方式は、ことごとくとは言いませんけれども、なかなか難しいので、そういうやり方はなかなかできぬなど、支援していくということをより積極的にやると、そういう立場で施策の充実を求めていく必要があるというふうに感じております。

大豆、麦、飼料作物、米粉、飼料米と、現在大豆だとか麦だとか、米粉は一部米粉を利用したお菓子の製作なんかが行われていますけれども、例えば米粉のシフォンケーキで驚きました。今も使ってくださいていると思うのですけれども、米粉でお菓子はなかなかできないというのが通常の常識でした。したがって、新しい機械を導入して、米粉でお菓子ができるようなものにしようではないかということで進んできて、パンなんかも結構うまくいっているのですけれども、江部乙のグループの皆さん方は、今もそうなのかどうか、江部乙の製粉工場で製粉したやつを使っているのです。既存のものとは何も、新しい機械でないというのです。なぜそういうことができたのかというと、通常だとできないので、どうやってそれをつくっていくのかというのに非常に苦労したと、こういう情熱を燃やす皆さん方もいるわけです。これは、これまで大豆、麦なんかはつくっていませんから、これは作物として振興しなくてはならない。特に大豆は十勝が一番いいというふうに皆さん思っているのです。ところが、滝川産の大豆が一番いいのです。空知は、極めて大豆に向いている土地柄だそうであります。高品質、ある意味では農地でも欲しいという大豆農家の皆さん方もいらっしゃる。ただ、十勝のようにどっさりできませんから、そういう面では、極めて高品質だけれども、量がたくさんとれないという問題点もありますけれども、農業者の努力をサポートしたいというふうに思います。ただ、ご質問の意図の中におありになるのは、今農林水産省が推進している水田等有効活用促進対策、これで526億円を農林水産省はつけたのです。滝川は該当するののかと思って、質問があったので、調べました。該当ほとんどないのです。どんなものが対象かという、例えば水張り面積、水張りのみの水田、畑も何もつくっていない、そういうところにこういう

ものを植えたら補助金上げますという制度なのです。滝川は、幸いなことにこんなのはほとんどなくて、農業者の皆さんは一生懸命作物つくっている。そういう意味では、ある意味ではこういう補助金が受けられないことは残念でありますけれども、農業者としては頑張ってくれている、そういう状況にあります。したがって、頑張っている状況を一層サポートしたいというふうに思います。

地域ブランド、ハルユタカのブランド化という事例もございました。21年度予算の中では、滝川市産業活性化協議会においてブランド化事業に取り組むということをしております。どう進めるのかというのは、これは販売のプロであられた堀議員さんのお知恵、力をかりたいなというふうに思います。売り手の意向だけではブランド化というのは進みませんから、売り手の立場でどういうふうに情報を提供できるのかということも極めて重要なことだというふうに思います。それと、やっぱり目標を定めなかつたらいかぬというふうに思います。新沼産コシヒカリを目指すのか、魚沼産コシヒカリを目指すのか、あるいは青森県の青森ニンニクを目指すのか、いや、青森の中の田子町のニンニクを目指すのか、田子ニンニクを目指すのか、何か目標を絞らなかつたらだめなのだろうというふうに思うのです。夕張メロンというふうに、滝川何々をつくのがブランド名としては私は最高だと思います。したがって、夕張メロンという地域ブランド名がついた何かないかなというふうにも思います。これは実際の話かどうかわかりませんが、夕張メロンというのが東京で果物屋さんの中で話題になった時期が何十年か前にあったそうであります。そうしたら、業界の集まりの中で、最近夕張メロン、夕張メロンというふうに買いに来るけれども、夕張メロンって何なのだと果物さんの業界の集まりの中で話が出たと。そうしたら、農協を初め、東京を中心に夕張メロンはないか、夕張メロンはないか、情報をばらまいて回った人がいると。そして、片方では、本当に高品質の品質管理された夕張メロンを出していくと。営業が行われた。いい品物ができた。あとは、それを流通に乗せるだけ。本当がどうかわかりませんが、だけれども、それぐらいのたくましさが必要だと、的を絞ったたくましさが必要だと。何とかいい知恵出してやっていきたいものだというふうに思います。特に滝川は一定の人口もありますから、贈答品だとか記念品だとか、中元、お歳暮だとか、こういうもので地域の皆さん方に使ってもらったら、計算しておりませんが、数億円の市場規模は一気に出るはずなのです。そういう意味では、販売していくということも極めて重要な要素だと、それを視点に置いた対策がいいものがあるだけに重要だと。力を入れていきます。

太陽光発電の取り組みであります。かつて日本は、世界一の太陽光発電の国でございました。いつの間にかドイツに抜かれました。その間に国の補助制度が廃止されました。先ほどご質問のございましたように、国は改めて制度をつくったということでもありますし、世界一の太陽光発電の国に改めてしたいというエネルギーを持って国も力を入れていくようであります。しかし、日本の制度ももう少し充実してほしいものだと思います。ドイツは全量買い上げますし、日本は余剰電力を買い上げる。余剰電力を買い上げるのは高く買い上げますから、さっきの話のように。高く買い上げたのは、電力料金に上乗せすると言っているのです。これは、どうも世界一達成できないのではないかと。もう少し国は、世界一達成するのなら、ドイツと同等か、それを超える制度をつくる必要があるというふうに思っておりますが、さてそれでは滝川はどうなのかということになると、少し

条件の検討をしてみなくてはならないというふうに思います。日照どうなのかと、北見が北海道では極めて条件いいらしいですけれども、それでは滝川はどうなのか。一方、北電で実証実験が行われました。この実証実験の結果どうだったのかというのは、私どもとして情報をまだ仕入れていません。これも北電のご協力をいただきながら、ちょっと情報を仕入れたいものだ。そういうことを踏まえて、滝川における太陽光電池への取り組みをどう進めていくかという戦略考えたいというふうに思っています。国も雇用創出ということで、太陽光発電の仕組みをどんどん家庭で取り入れていくということになれば、それをつける技術者が必要だと、そのための技術者養成もしようと、それで雇用開発に結びついていくと、そういうことも考えているようですから、このことも含めながら滝川における条件の整備をしたいというふうに思います。

資金繰りに苦しむ企業に対しての支援でございますが、昨年第3回定例市議会で原油価格高騰緊急対策資金の制度を創設して、経営安定対策も行ってきたところでございますけれども、一方今極めて関心を持っていただいているのは中小企業緊急保証制度、3月4日の段階で89件、去年は40件でしたから、倍以上です。こういう保証制度について、私どもとしてもしっかりPRをさせていただいて、ご利用いただくということを進める、さらに充実するべきだというふうに思っています。商工労働課に緊急中小企業相談窓口も設けておりますし、あるいは関係機関も力を入れていらっしゃると思いますので、情報を共有しながら迅速な資金繰りへの対応を進めていきたいというふうに思っております。

病後児保育についてでございます。病後児保育はやりたいというふうに思っておりますが、ご質問にありました体調不良児対応型保育というところから取り組んでいきたい。年度当初からの補助事業ということに至らなかったために、年度途中で補助事業の可能性ということについて一応年央、年度中央、9月とか10月とか、それぐらいの状況で判断しながら体調不良児対応型保育はやると、やりたいというふうに思っております。これを踏まえて、22年度以降におけるできるだけ早い時期での病後児保育の取り組みをしていきたいというふうに思います。ただ、病後児保育というふうになりますと、専用保育室必要だ、安静室等も必要だという新たなスペースが必要ですし、あるいは病状悪化等の緊急時対応ということもありますので、これは実施する前提で課題解決を検討していきたいということを思っております。

市立病院の経営安定化に何が重要かということですが、4点挙げられるというふうに思います。1点は、医師、看護師、医療技術員などの人員確保であります。2点目は、安心、安全な医療の提供などによって、市民に信頼して選んでいただける病院となるということであります。入院してくれとは申し上げませんが、入院された患者さんは一様に滝川市立病院すばらしいというのです。一部イメージが悪いぞと怒られる部分もあるのですけれども、実際行っていただくと、大変対応がいいのです。こういうPRも、市長PR下手ですから、一生懸命皆さん方の力もかりながらPRしたいと思います。とにかく市民に信頼されて、選ばれなくてはならない。3点目は、診療所、病院、施設との連携強化をしなくてはならない。医療制度がさまざま大きく変わっていきます。そういう中での病院、診療所との連携、いわゆる病診連携とか病病連携とか言われるものでございますが、あるいは福祉施設等との連携強化。4点目は、職員の経営参画意欲の向上と院内の十

分な連携を行うと。それぞれ重要な項目として、この達成に努力をしたいというふうに思っておりますが、中でも一番重要なのは何かと、お医者さんがいなくては始まりませんので、医師確保は特に力を入れて進めていきたいというふうに思います。

小規模多機能型の居宅介護施設についてであります。そのビジョンを示せということでございますが、少し聞きなれない小規模多機能型居宅介護サービスというのはどういうサービスかということでございますが、デイサービスを中心として、ホームヘルプサービスとショートステイ、そういうものを組み合わせていく。365日、顔なじみの介護職員からサービスを受けられるというのが特色なわけでありまして。利用される方、家族の方々の多様な要望にこたえて、できる限り自宅に住み続けることができる、その応援を行うということを意図しているわけでございますが、問題もあります。そういうことを望む利用登録者の確保が難しいと。いいものだというのは、つくってみなくてはわからぬという面もあるというふうに思います。それから、もう一つは、軽度者の介護報酬単価が非常に低から、採算性に問題があるという制度上の問題もあります。ここら辺のことは、やはり国で少し力入れてもらわなかったらならないというふうに思います。平成21年度から3カ年の第4期目になります介護保険事業計画ができ上がりますけれども、この答申していただきました内容にも小規模多機能型居宅介護の施設整備ということが盛り込まれましたので、私としてもこのサービスは重要だというふうに思って、この答申を尊重したいというふうに思います。ただ、これは行政が直接手を下すということよりは、民間事業者による施設の早期整備促進ということにまずは力を入れていくというふうに思っております。

市役所の障がい者の雇用状況と今後のプラン、民間雇用の具体的な推進ということでございますが、これまでも法定雇用率を市役所は達成していたのです。民間は、なかなか厳しい状況にあります。したがって、何を考えたかということ、市役所は法定雇用率達成したからいいということではなくて、民間で現実にこういう仕事ができますということを、市役所の中でそういう仕事についていただいて、なれた皆さん方がさまざまな補助制度とかを利用しながら民間の企業で働いていただくと、そういう機会づくりをしようということがスタートであります。21年度は2年度目に向かうわけで、これを具体的にもう少し、それでは民間に移転するためにはどうしたらいいかという条件整備を少し力を入れてやっていきたいというふうに思います。そのために、福祉課、総務課、商工労働課、3課合同による就労支援チームを既に発足をしておりますけれども、関係各課協力の中に、さらにハローワーク、商工会議所、こういうところの関係機関の協力もいただきながら条件整備に努めていきたいというふうに思っておりますのと、そういう枠も若干ふやしたいというふうに思っております。

雇用状況は、所管からご答弁を申し上げます。

災害時要援護者リストの活用普及の推進ということでございますが、現在平成19年度で22町内会が災害時要援護者リストをご活用いただいている。20年度では14町内会、現在36町内会でご活用いただいております。さまざまな制約条件あります。制約条件はありますけれども、その制約条件がぜひともこういう場面に使いたいと、災害時に使っていただくということが条件で審議会の了解も得ながらやっていることでありますが、こういう面でもう少し活用を普及する必要があ

るのだという場面については、これまでもいろいろご意見ありますけれども、審議会に諮らなくてはいけないということもありますから、どういう場面で使うことがサポートを十分できることになるのかというのは、少し改めてまたご要望を聞いてみたいというふうにも思います。と同時に、まだ36町内会ですから、ぜひともそれぞれの町内会においては、災害時要援護者リストを提供したいというふうに思いますから、ぜひ取り組みをお願いを申し上げたいというふうに思います。同時に、先ほどお話のありました孤立死に対してどうこれが対応できるのか、なかなかこれは難しいことでもあります。ぜひともこれは地域の力をかりなくてはいけないなというふうに思います。できるだけ地域の皆さん方との接触を多くするような、そんな対策が必要なのではないかというふうに思います。行政としては、緊急通報システムの設置対象を拡充する。あるいは、ヤクルト配達の友愛訪問サービスという制度もあります。あるいは、配食サービスの制度もある。防火査察に協力をしていただけたところについては、そういう情報も把握できる。あるいは、介護保険事業所との連携というのも現実にあるわけでありまして、こういう制度以外に地域の皆さん方に接触していただくと、孤立化しないという対応でのご協力もいただきたいというふうに思いますし、それを超える何かがある場合には積極的に私どもに情報提供していただきたいと思います。一番問題な場合は何かというと、例えばケアを受けないで自分で頑張りたいという方とか、人に迷惑をかけたくないから自分で頑張るとか、こういう方が一番問題なのは問題なのです。こういう皆さん方にどういうふうに閉じこもりがちにならないような対策が必要かというのは、ぜひ地域の皆さん方のご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

火災報知器の設置義務化については、これまで町内会において消防職員だとか消防団員とかを派遣したり、協力をしていただいて火災報知器設置義務化のための講習会をやってまいりました。何回開いたかということ、21回です。まだ21回かと。ぜひ町内会なんかで声かけてほしいというふうに思います。広報でPRしているから、わかった。エフエムG's kyでも協力していただいておりますし、町内会の班回覧も回しています。こういうことだけではどうもやっぱりだめなのだろうというふうに思いますので、ぜひとも町内会にも積極的にご協力をいただくように、そうすればどんどん派遣しますので、お願いを申し上げていきたいというふうに思います。障がいを持つ方については助成制度も設けられていますから、これも障がい者の福祉関係団体を通じてもう少しPRをしていきたいというふうに思います。集中啓蒙期間を設けたいなど、集中啓蒙期間を設けて普及を図っていくと。のべつ幕なし頑張りますでは、なかなか難しい面もあるのかなど。それも一つの選択肢として少し頑張っていきたいというふうに思います。一方、町内会自体で一生懸命取り組んでいるところもあります。そして、取りつけまでやってもらうと。こういうところもありますし、消防団でも取りつけサポートに出向する消防団もあります。そういう協力もできますから、こんなことも含めて少しPRしたいなと思います。

小規模公園における防災拠点の整備ということでございますが、国が新しい補助制度をつくって、都市公園の中で安全安心対策緊急総合支援事業でご質問のような取り組みについても対応できるということになったようであります。ただ、滝川市はこの補助制度には乗っかっていきます。乗っかっていきますが、おもしろい公園づくりということでこの補助金を導入したいというふうに思っ

います。公共施設の耐震化、現実にはかなり大規模に避難施設というのは考えなくてはならないというふうに思いますから、その避難施設が震度何以上になったら危ないというものでは問題ありませんから、まずは避難施設で耐震度の弱いものの耐震化と、これをまず重点的に力を入れていくというふうに今のところは思っております。

バリアフリー構想のビジョンということですが、バリアフリー構想は先ほどの駅のエレベーターということも含めて構想をつくっていきますが、今何やっているかということ、大きく2つであります。この2つのことは、新たな計画の中にもしっかり盛り込んでいかななくてはならないというふうに、新しい事業についての取り組みの方向性を盛り込まなくてはならないと思いますが、今何をやっているかといいますと、まず公営住宅のバリアフリー化です。建てかえ団地、みずほでありますとか見晴でありますとか江陵団地、江陵団地は今最終的な工事をしておりますけれども、団地の棟全体をバリアフリー化していきます。したがって、スロープは段差がありませんし、玄関は上がりかまちがありません。中に入ると、敷居なんかはないわけです。要所に手すりだとか設置がされているわけでありまして。電気スイッチも大型ですし、将来介護が必要なトイレの広さなんかを確保していきます。洗面所なんかも車いす対応です。こういうふうに新しく建てかえる団地というのは、3団地については棟全体をバリアフリー化しています。それでは、古い団地はどんなになっているのだということですが、4から5階建ての既存の中層団地について、1階の住宅は段差解消、手すり設置等の改修工事を行って高齢者、障がい者向けとしているところでありまして、建物の耐震改修計画の中でバリアフリー化のための整備計画も盛り込んで、耐震化と一体となって既にやっている部分もありますけれども、これからやる部分については耐震化と一体となってやっていくつもりであります。道路、都市公園の新設の場合は、園路、歩道の横断勾配なんかは通常2パーセントです。これを1パーセントにしていく、公園の園路なんかもそういうことで整備をしていきますけれども、こういうことをしております。こういうことは、引き続きさらに充実して、施策として取り組んでいきたいというふうに思います。

電気自動車の導入予定、これから考えたいと思います。コストの問題とか、あるいはバッテリーの寿命とか、いろいろ検討すべきものがあるのだろうと。さまざまな問題がクリアされれば、積極果敢にチャレンジする課題であるというふうに思います。今後の動向を見たいというふうに思います。

◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○市長 地デジ導入によるテレビの不法投棄、今どんなテレビが捨てられているかということ、お店屋さんから直接買う、そういうのは余り捨てないのです。お店屋さんには処理を頼むと。どうなのかということ、14型くらいの小型のやつ、大型だと自分の車に積みませんから、自分の車に積める14型程度の小型のテレビがどんどん捨てられると。それから、お店から買わないで通販なんかでお買いになっているのが多いのではないかというふうに思います。のべつ幕なし監視するわけにはいきませんから、市民の皆さん方のモラルに訴えなくてはならないと、と同時にお店さんの協

力をいただきながら、捨てないでくださいと、回収してくださいということを一生懸命お願いをしなくてはならないのだというふうに思います。平成14年度にごみガイドブックというのを配りました。それから全戸配布していません。21年度では、このごみガイドブックを全戸配布をしたいというふうに思っています。いずれにしても、一生懸命働きかけていきたいというふうに思っています。それと、15型以下の小型テレビ、これは去年の11月から処理費用が1,000円値下がりしました。2,700円だったのが1,700円、振り込み手数料別ですけれども、となりましたので、小型テレビのお持ちの方は、値下がりしましたから、ぜひともこれを利用してほしいなというふうに思います。

(何事か言う声あり)

○市長 失礼しました。先ほどのようなごみガイドブックは、20年度の予算の中で整備をして、ここの広報の4月号と一緒に配布いたします。

ねんりんピックを効果的に活用すべきであると、そのとおりだというふうに思います。全国から600名集まる予定であります。これまでのコスモスマラソンの参加者を含めると、1,500人に及ぶというふうに想定をされておりまして、本市の魅力をアピールする絶好の機会だというふうに思いますので、商工会議所、観光協会、それからさらに農業団体にもご協力をいただきながら受け入れ態勢を整えて、滝川の産物もPRをさせていただき、ああ、いいねというふうな印象をお持ちになってお帰りいただく、温かく真心のこもったおもてなしの心で対応したいというふうに思いますし、そのために実行委員会事務局には専任職員を配置をして、万全な体制を整えたいというふうに思います。滝川市だけでなく、圏域市長からぜひとも出店をしたいけれども、できるのかという問い合わせまであります。こういうものについても中空知広域市町村圏組合との調整も必要でありますけれども、できるだけ願いが達成できて、盛り上げられるようにしたいというふうに思います。

職員のモチベーションを高めよということですが、ご質問にございました信頼される市役所づくりプランを着実に確実にやりたいというふうに思います。ご質問にありましたように、職員の能力を引き出すためにはモチベーションを高めなくてはならない。その具体的な手だてというのをしっかりやっていきたいというふうに思っております。

職員の民間での職員研修の取り組みは、今までやってまいりませんでした。ご質問にありました厳しい経営状況を実感する、あるいは即応性、スピードある企業経営が行われる、感受性豊かに行われていると、こういう状況は私どもも政策立案していく上でも職員の能力開発のためにも参考になるというふうに思っていますから、長期にはできないというふうに思います。短期の市内の企業研修というのを市内の企業の皆さん方にご協力をいただいて、これも大勢というわけにいきません。まず21年度において着手したいというふうに思っております。そういう意味では、ご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

行政委員の報酬見直しの必要性ということでもあります。滋賀県で争点となったのは3委員会、労働、収用、選管、それぞれの行政委員会であります。例えばといいますか、うちで関係するのは同じ行政委員会では選挙管理委員会であります。滋賀県では、委員長が月額22万6,000円、委

員20万2,000円、本市は何ぼになっているかという、委員長で月額4万500円、委員で3万3,000円、金額的には相当な開きあります。それと、平成16年、議員報酬が3パーセント議員提案で削減されましたけれども、それに伴って行政委員の報酬も3パーセント削減をしました。さらに、1日当たりということを決めていましたけれども、半日で済むものについては17年から半日単位とした日額についての報酬額の設定もしております。滋賀県の例とは違うかなというふうに思いますけれども、今滋賀県は控訴していますから、裁判の動向、全国的な動き、道内的な動き、それを見ながら、検討課題としては認識しておきたいというふうに思います。

私から以上答弁を申し上げます。

○議長 経済部長。

○経済部長 先ほどご質問のあった農業農村の持続的な発展に関して、現状の農業従事者の平均年齢、65歳以上の割合または離農の傾向についてというご質問でございますが、滝川市の販売農家従事者の平均年齢は58.9歳であります。65歳以上の割合につきましては、38.9パーセント、2005年の農林業センサスによるものでございます。また、離農の傾向につきましては、平成18年、19年度の実績で見ると、7割の方は高齢のため耕作ができない、あるいは2割の方は兼業農家の方が労働力不足などの理由により耕作できなくなった、残り1割の方が市外居住のため耕作できなかったことによるものであります。高齢化あるいは離農への対応につきましては、担い手対策、新規就農対策を進めるなど、昨年策定いたしました滝川市農業・農村振興ビジョンに基づき、生産者並びに関係機関ともども取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 市役所におきます障がい者の方々の雇用状況についてご答弁させていただきます。

21年、本年3月現在の雇用状況ということでお答えさせていただきますが、全体では12人です。身体障がい者の方が8人、知的障がい者の方が4人、また20年度新規採用といたしまして、今年度ですが、身体障がい者8人のうちの3人、知的障がい者4人のうちの3人を20年度に採用したところでございます。滝川市役所の雇用状況につきましては、他の自治体や関係機関からも高い評価をいただいているところでございます。

○議長 教育長。

○教育長 堀議員のご質問にお答えをいたします。

囲碁、将棋を小中学校のクラブ活動で取り組んではどうかということでございます。クラブ活動あるいは部活動の実施は、学校によりそれぞれさまざまですが、おおむね生徒の希望と指導者の確保により毎年決められております。私どものほうで各学校に問い合わせをしたところ、希望調査をして、そして指導者がいればやりたいというところは3校、第一小、第三小、江部乙小学校においてはそういう予定にしております。また、指導いただける方がいるということであれば、事前にその旨を学校のほうにお知らせをして、希望調査をするということも可能になりますので、ぜひご連絡いただきたいというふうに思います。また、日本の伝統文化につきましては、文化庁が主催をしております伝統文化こども教室というのがございます。これまで剣道、華道、茶道をこのこども教室で行っておりますが、21年度、今現在申請中ではございますが、堀議員さんが代表を務められ

ております日本棋院中空知支部、それから滝川市三曲会、この2団体がまた新年度から新たに申請をして、6団体による地域での伝統文化こども教室というのも開催をする予定になっておりますので、こちらのほうのPRも学校を通じて積極的にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。

堀議員、再質問ありますか。

○堀 議 員 ありません。

○議 長 では、以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめまして延会したいと思います、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会をいたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 4時05分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成21年第1回滝川市議会定例会（第9日目）

平成21年 3月11日（水）

午前10時01分 開議

午後 2時30分 散会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

日程第 3 平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する質問

日程第 4 議案第42号 予算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員（17名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
4番	清水 雅人 君	5番	関藤 龍也 君
6番	本間 保昭 君	7番	山口 清悦 君
8番	中田 翼 君	9番	大谷 久美子 君
10番	荒木 文一 君	11番	堀 重雄 君
12番	三上 裕久 君	13番	堀田 建司 君
14番	田村 勇 君	15番	山腰 修司 君
16番	井上 正雄 君	17番	水口 典一 君
18番	山木 昇 君		

○欠席議員（1名）

3番 酒井 隆裕 君

○説明員

市長	田村 弘 君	副市長	末松 静夫 君
教育長	小田 真人 君	教育委員会委員長	若松 重義 君
理事	飯沼 清孝 君	総務部長	高橋 賢司 君
市民生活部長	西村 孝 君	保健福祉部長	狩野 道彦 君
保健福祉部参事	佐々木 邦義 君	経済部長	多田 幸秀 君
建設部長	岡部 豊 君	教育部長	高橋 一昭 君
監査事務局長	中本 隆之 君	病院事務部長	東 照明 君
病院事務部参事	居林 俊男 君	総務課長	伊藤 克之 君

企 画 課 長 館 敏 弘 君
行 政 経 営 課 長 五 十 嵐 千 夏 雄 君

財 政 課 長 吉 井 裕 視 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 中 嶋 康 雄 君
書 記 山 本 信 子 君

次 長 田 湯 宏 昌 君
書 記 寺 嶋 悟 君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、15名であります。
欠席の申し出は、酒井議員であります。遅刻の申し出は、山腰議員、井上議員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、田村議員、山木議員を指名いたします。

◎日程第2 平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

- 議長 日程第2、昨日に引き続き、平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問を行います。
なお、この場合3名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位4番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守してください。なお、一昨日議運で確認したとおり、これまた遵守するようお願いをいたします。

では、清水議員の発言を許します。清水議員。

- 清水議員 おはようございます。滝川の活性化に向けて私も全力を挙げる決意をまず述べて、日本共産党を代表しての質問に入りたいと思います。

◎1、執行方針冒頭の生活保護費不正事件

- 1、「返還財源に税金は投入しない」「任意に」「自主的に」と言いながら、税金を財源にして世の中通ると考えているのか。
- 2、「疑わしきは罰せず」発言について
- 3、市長・副市長の責任は「故意」、福祉事務所長・参事・課長の責任は「重大な過失」ではないか。
- 4、秘書課で容疑者夫妻の相談を受けたことは特別待遇の象徴的出来事であり、説明が必要。

まず、第1点目、執行方針冒頭の生活保護費不正事件についてですが、「返還財源に税金は投入しない」「任意に」「自主的に」と言いながら、税金を財源にして世の中通ると考えているのかということについてお伺いをいたしたいと思います。市長は、市職員労働組合に対し、返還金への協力を求めています。その中で、まず具体的に何をどのように求めたのか、目的、金額、方法などについて伺います。2点目は、依頼額は約1億7,000万円と報じられていますが、市立病院職員も含め、何の責任もない職員の給与を平均約30万円もの削減をしようとする報道に怒りを感じます。市長は、これらの責任なき職員がどのような感情を抱いていると考えているのでしょうか。次

に、広報たきかわ1月号で返還への財源には税金は投入しません、また昨年4月の報告書で示した最終的には税を投入しない仕組みにより処理する考えに変わりありませんと市民に呼びかけました。一方、昨年12月、会計検査院の決定が明らかになった後の報告書では、事件発覚以降返還を求められた場合に市税を投入することは市民のみならず国民全体が到底納得しないような世論の情勢であり、市税を投入しないという方針を表明せざるを得ない状況でしたと述懐しています。しかも、4月の市民報告会で市長は、片倉やタクシー会社から取れる損害賠償以外について述べていると思われませんが、任意に返還を求めていく、市長はまず率先しなくてはいけないと述べ、任意を強調しました。また、やはり税金投入すると言ったってだれも納得しないわけですから、自主返納の道を探っていくと述べ、自主的を強調しました。また、市長、副市長を初め関係した職員の皆さん方も含めて、これは金額がどういうふうになるかによって中身は変わってまいりますけれども、その中から自主返還させていただく道を考えよう、その道がそれも税金だろうというふうに言われたら、確かにそうかもしれません。しかし、そのことまで納得していただけないとすると、これを補填する道はないということになりますと、ここでも自主返還を強調しました。ところが、前記のように実際には一般会計という税金そのものを財源にしようとしています。任意、自主は、市長や職員が一たん給与を受け取って、返還しなくてもいいという選択権があるときに成立するのです。これに対し、今進めている一般会計からの投入は各職員に選択権はなく、任意でも自主でもない。これらから、市民に虚偽説明をしたか、あるいは市長の考え方が変わったのか、どちらかでなければつじつまは合いません。改めて市税を投入しません、任意、自主との過去の説明と今進めている一般会計内での基金積み立てとの整合性について伺います。

大きな2点目ですが、「疑わしきは罰せず」発言について伺います。市長は、昨年4月第4回定例会で、監査委員報告書を受けた07年5月や警察から調書をとられた報告を受けた10月に、疑わしきは罰せずと考え、支給をとめなかったという趣旨の答弁を行いました。この答弁には、到底納得できません。市長という指揮監督権者がこのような姿勢では、指揮監督はできないのではないのでしょうか。この点で、昨日の本間議員、また山木議員、そして堀議員へのご答弁の中で、この事件が予期せぬ出来事というふうに表現をされました。初めての表現だと思います。最低でも支給した20カ月のうち半分の10カ月間は、市長は報告を受けていました。このことから、予期せぬとはどういう意味を示しているのか、具体的にお伺いをいたします。

次に、大きな3点目、市長・副市長の責任は「故意」、福祉事務所長・参事・課長の責任は「重大な過失」ではないか。昨年12月、会計検査院の決定が明らかになった後の報告書では、関係職員についての中で、職員個人の賠償責任については職員個人が賠償を求められる故意または重大な過失はないものと考えていますと記載しました。一例で伺います。運輸局認可運賃の時間制は30分当たり4,430円なので、8時間では7万880円、これに介護士3万円掛ける2人、総額6万円を加えても合計で13万880円で、25万円に対し11万9,120円も不明額となっています。これを概算で計算すると、2億3,880万円のうち約1億1,378万円にもなります。つまりこの巨額を運輸局認可運賃を上回って支払った可能性が高いこと、しかも運輸局運賃を当時から知っていたにもかかわらず、また25万円の内訳を聞いたが、回答がなく、トータルで判断し

たという答弁もあります。また、監査委員が運輸局からの情報入手の必要性を指摘しても、運輸局には聞きませんでした。この3点は、重大な過失に当たらないと言えるのでしょうか。根拠をお示しください。

2点目、市長、副市長の責任については、巨額にもかかわらず、市長がとめていれば福祉事務所も従ったことは間違いないと考えます。ところが、違法性はないと報告を受けた、裁判で訴えられれば負けるなどの報告で納得してしまったことは、必要な責任を果たさなかったという程度のもではありません。いわんや、疑わしきは罰せずと考えて支出をとめなかった、逮捕されると聞いて初めて事件性を感じたなどの事件後のご答弁を聞くと、何をとぼけているのかと言わざるを得ません。市長、副市長の場合は、過失ではなく故意に不正を見逃したというのが妥当と考えますが、市長のお考えを伺います。根拠を示して伺います。

次に、大きな4点目、秘書課で容疑者夫妻の相談を受けたことは特別待遇の象徴的出来事であり、解明が必要という点です。片倉容疑者夫婦が秘書課に来たことは、5回ぐらいあると刑事裁判で明らかにされています。これまでの議会答弁では、約4年間にわたって10回程度とも思えるような答弁もされています。介護タクシーで札幌に通院していることを秘書課長はいつ知ったか、また片倉の車いすを押してきた介護員の存在はいつから知っていたか、秘書課で容疑者夫妻の相談を受けたことは特別待遇の象徴的出来事であり、解明が必要と考えるが、いかがかお伺いをします。

◎2、経済再生プラン

- 1、「農業・農村の持続的発展を支える仕組み」について
- 2、「商店街に賑わいを取り戻し、街なかを元気に」について
- 3、中小企業支援と労働環境の向上について
- 4、滝川高等技術専門学院跡地について
- 5、小中学校以外の耐震補強計画について

次に、2点目、経済再生プランについてお伺いをいたします。まず、「農業・農村の持続的発展を支える仕組み」についてですが、地産地消、農業者、商工業者、消費者の連携や給食への米飯回数増、担い手育成などによる米づくり支援は、大事なことです。しかし、北海道の米作の将来は、余りにも厳しいと思います。主な理由は、まず農業者の5割以上が60歳を超えているのに後継者は数人、2点目は品質が向上しても下落し続ける米価、3点目は猛毒アフラトキシンが検出され、全量買い付け義務もないのにミニマムアクセス米を毎年77万トン輸入し続ける自民党、公明党政治、4点目は2005年の流通完全自由化で悪徳業者を許す結果になったこと、5点目に肥料、農機具、燃料の高騰、6点目は農地法が改正されれば一般企業も賃貸で参入すること、7点目は不人気で水田・畑作経営所得安定対策になったが、緑ゲタのように過去に生産実績がなければ交付金が出ないといった制度化で新規就農はますますハードルが高くなったなど、国の農業政策を大きく変えなければ滝川の米作農家は大半がやめ、新規就農はできず、耕作放棄がふえるという事態になるのではないか。この点で、昨日の山木議員や堀議員へのご答弁だったと思いますが、国際標準である直接払い制度にすべきというご答弁をされました。この点で伺いますが、現在の国内の品目横断

的経営安定対策は直接払いの要素を含んでいると思います。これでは、私は全く不十分なものであり、抜本的な改善が必要だというふうに考えますが、市長の言う国際標準なる直接払い制度について、滝川に当てはめると、あるいは日本に当てはめるとどういうふうに変えるということなのか、市長のお考えを伺います。

次に、大きな2点目ですが、「商店街に賑わいを取り戻し、街なかを元気に」するという点ですが、執行方針では中心市街地の活性化のために商業者や各団体の行う事業にできる限りの支援を行うことが述べられています。最終目標は地元商店街の売り上げ増ですが、その前に市民に知ってもらうべきことがあります。それは、1、地元商店街での買い物はアフターサービスと安心、人間同士のつき合いを得ることができるというよさ、2、地元商店街で買うことが地域の雇用と経営を元気にし、ひいては自分たちの利益につながることです。そうすれば、イベントには来るが、買い物は東町に行く市民が商店街に戻ってくると考えます。そこで、これまでの活性化事業の効果は数字や特徴としてどのようにあらわれているかについて伺います。どれぐらい上がったのか、また地元商店街の売り上げに上向きの兆しはあるのか、また上向いている店舗の特徴について伺います。参考として、滝川市商業の推移として2007年8月10日の常任委員会資料から引用しますが、いわゆるエリア、これは地元商店街のことですが、この売り上げは1994年が293億円、97年に231億円、そして03年には162億円、ついに05年には124億円へと何と12年間に169億円、57パーセントも減少しています。一方郊外大型店は、39億円から159億円へと120億円伸びています。また、市内全体としては、不況の中706億円から535億円と171億円の減少です。

次に、新たな都市づくりに向けた基本方針の原案では、これは都市計画マスタープランの素案についての中にあるものですが、人口減少しているにもかかわらず、にぎわう商店街のイラストなど、現実感がありません。計画書とはそういうものと考えているようでは、大間違いです。そういうことであれば、どうせ計画は実現しないと市民が本気にならない、なれない原因にもなり得ると考えます。市長は、これまでの商店街振興関係の計画がイラストどおりにならなかった理由についてどのように考えているのか。また、今回の原案のイラストは、実現確立が高い将来像を描いたものとするべきではないでしょうか。

次に、中小企業支援と労働環境の向上についてですが、執行方針では季節労働者や年収200万円以下のワーキングプアと言われる市民、今後ふえる派遣切りなどへの対策については具体的に触れられていません。市内の失業者、これは雇用保険より広いとらえでお伺いしますが、ワーキングプアはどの程度の人数に達しているか伺います。また、対策について伺います。

次に、滝川高等技術専門学院跡地についてです。執行方針では、早急に有効な活用案を検討し、北海道に提案しますと述べています。今後のスケジュールについて伺います。また、道が売却することが予想されますが、コンパクトシティに向け新たな住宅分譲には向けないよう北海道に意見すべきではないでしょうか。この点で、昨日の山木議員のJICA関係の施設へということについては、私も積極的に賛成する立場です。

5点目は、小中学校以外の耐震補強計画について伺います。学校の耐震化改修が本格化し、3年

間ではぼめどをつける考え方が出されています。一方、他の施設については、スケジュールがまとまった形では示されていません。基本的な考え方と目標年度、順番、また耐震補強できない施設はあるのかについて伺います。

◎3、暮らし向上プラン

- 1、「子育て・子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てられるまちにします」について
- 2、市立病院改革プランについて
- 3、市立病院の談合疑惑について
- 4、障がい者の雇用支援について
- 5、陸上自衛隊滝川駐屯地の定員の完全な充足や装備の近代化を積極的に要請すべきでない
- 6、都市計画マスタープランについて
- 7、扇町、滝の川地域に生鮮食料品店を復活させる目標と体制について
- 8、滝川駅跨線橋のエレベーター設置計画について
- 9、「快適な暮らしを支える交通環境の整備を推進します」について

次に、3件目、暮らし向上プランについて伺います。まず、「子育て・子育て支援を充実し、安心して子供を産み育てられるまちにします」について伺います。滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例に基づく（仮称）滝川こどもプランを策定するとしていますが、まず児童館から放課後子ども教室に移行する計画については、厚労省のホームページでは国、道、市、各3分の1の補助制度で、児童厚生員ではなく安全管理員、学習アドバイザーなどとして地域の大人を配置するとしていますが、専門性と経験ある児童厚生員より指導力を低下させるのはいかがなものでしょうか。また、具体的な検討は、一定期間どこかの児童館で模擬試行するなど、課題を明らかにするとともに子供や保護者とよく話し合う機会を設けるべきではないでしょうか。

次に、ファミリーサポート事業、放課後学童クラブの江部乙地区の実施、病後児保育、体調不良児対応型保育の整備、保健師による第1子家庭訪問の完全実施など、子育てへの支援の広がりや評価は評価できます。しかし、子育て家庭の一定数が経済的に困窮している実態への支援策が欠落しているのではないのでしょうか。まず、夫婦共稼ぎで年収300万円以下の世帯、また片方が失業中で200万円以下の世帯、またパートでも通勤に自家用車が必要で、働いても働いても困窮しているいわばワーキングプアファミリーとも言えるところの実態、世帯数や苦しさ、子供への影響などについてどのように把握しているのでしょうか。次に、保育料金にも失業や所得の激減などでの減免制度をつくる考え方について伺います。

大きな2番目は、市立病院改革プランについてです。2008年度決算見込みについて伺います。また、市立病院改革プラン実行に当たり、課題は何かについてお伺いをします。これは、きのうの堀議員等へのご答弁の中で医師の確保等4点挙げられておりました。ですから、これについては、私は4点の課題と財政問題の関係についてお伺いします。これらの課題を実現する上で、新たな財

政支援が一般会計から必要なものなのか、あるいは病院会計の中で独自にできるものなのかについてお伺いします。また、近くに24時間保育所の計画について、これは毎議会でお伺いしていますが、どのようになっているのでしょうか。これは、最近の報道で、新たな保育所については都市部で賃貸の場合も含めた補助制度も国において検討しているという報道もありました。今回本間議員への答弁で16人の退職看護師に対し10人の補充ということで、やはりどんどん減り続ける可能性も秘めています。今こそこの実現への計画づくりが必要ではないでしょうか。

次に、市立病院の談合疑惑についてお伺いをいたします。本年1月末、私が談合情報を入手し、市立病院参事、改築推進室長も兼務をしておりますが、に伝えましたが、参事は業者に確認しないが、上司に連絡するということでした。その後業者への確認は行ったか、また談合情報の対応に関する事務処理要領第13条3項に基づく手続をとったのか、とってれば、その結果はどうかについてお伺いをいたします。

4点目は、障がい者の雇用支援について伺います。滝川市は、臨時職員として身体障がい者3名、知的障がい者3名の枠を持っているというふうに私は把握をしております。雇用に努力していることについては、高く高く評価をしています。その中で、就労支援チームの概要と目標についてお伺いをします。また、高等養護学校生の受け入れの概要について伺います。この点については、前林市長が勇退される最後のご答弁の来年度から知的障がい者を雇用する枠を設けるということを受け、まず1名の知的障がい者枠を田村市長は設けられました。その後段階的にこれをふやし、知的障がい者と身体障がい者という枠で臨時職員を採用しております。これは、全国に高く評価される滝川のまさに売り物、ブランドとしてもできるものですから、それをさらに確実なものにしていく就労支援チーム、3課の合同によるものだということが堀議員への答弁でありましたが、この概要と目標についてお伺いをいたします。

大きな5点目は、陸上自衛隊滝川駐屯地の定員の完全な充足あるいは装備の近代化を積極的に要請するという方針を撤回すべきという立場でお伺いをします。それで、通告の駐屯地は削減すべきところの削減すべきを削除して、今私が述べたことに置きかえたいと思います。1点目、執行方針では、これ以上の削減を阻止し、滝川駐屯地の部隊運営、災害派遣や民生安定への協力、支援に影響を及ぼさぬよう定員の完全な充足や装備の近代化促進を積極的に要請しますと述べています。そこで、民生安定への協力、支援とは具体的に何なのか、2点目として滝川駐屯地の人数と縮小による経済的影響の程度について伺います。

2点目は、第二次世界大戦後にも百数十の武力紛争が起こっていますが、侵略が行われたケースは、軍事同盟がてことされた場合、民族内部の対立が口実とされた場合、領土問題が口実とされた場合がほとんどです。アメリカでさえ、大量破壊兵器の撲滅、テロ撲滅、内戦監視の多国籍軍以外の理由で武力行使はしていません。まして、ソ連の崩壊と東西冷戦時代が終わった今、在日米軍基地とそれを補完する自衛隊の大幅縮小は当然のことではないでしょうか。また、国、地方公務員が大幅削減されている今、自衛隊は消防、警察、公立病院など必要不可欠な公務員ではないと考えられ、定員の完全な充足や装備の近代化を積極的に要請すべきではないと考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、大きな6点目、都市計画マスタープランについてですが、パイパス沿いの農業振興地域を商業地区化する計画が含まれていることは大問題です。これ以上のガソリンスタンド、自動車修理工場の出店は過当競争を加速することは明らかではないでしょうか。また、商業地区化すれば、業種は当然多種多様になり、地元商店街へのさらなる影響を与えるのではないかと。この点で昨日の本間議員への答弁で優良農地の保全が必要だが、都市部の農地利用の変更は最小限で行う必要があると答弁をされ、明らかに農振を外すことを明示されました。この点で、これとの関係も含めてお伺いをいたします。都市計画マスタープランに必要な考え方の一つは、10年後、20年後、30年後の市民生活です。二酸化炭素削減や自動車削減、道路維持管理費削減は、どの程度具体化に考慮された計画になっているのかについて伺います。

次に、扇町、滝の川地域に生鮮食料品店を復活させる目標と体制についてですが、扇町、滝の川地域は市民団体が努力に努力を重ね、郊外大型店などの協力を得て買い物バス運行が実現しました。しかし、執行方針で、住みなれたまちで豊かに暮らし続けられる住まい、環境づくりを推進しますの部分やほかの部分では、スーパー撤退により住み続けられなくなっている現実には触れられていません。市長は、これらの地区の買い物についてどのような支援をしていくのでしょうか。

次に、滝川駅跨線橋のエレベーター設置計画について伺います。日本共産党は、国土交通省での要請行動で、市街地との人の流れ全体とした計画があれば乗降客数にはこだわらないとの答弁を得ました。つまりこれまでの5,000人以上という基準以下でも補助は可能だという答弁を得たのです。優先度が非常に高い施設計画と考えますので、今後のスケジュールや費用について伺います。昨日の本間議員へのご答弁では、実現に向けた明確な意思は明らかになりましたが、以上の質問をお伺いをいたします。

9点目は、「快適な暮らしを支える交通環境の整備を推進します」についてですが、滝川市地域公共交通活性化協議会が取り組む実証運行を積極的に支援しますとしています。2月に、同協議会は滝川市地域公共交通総合連携計画素案を発表し、意見募集を始めました。そこで、事業費総額、市商連、バス協会、ハイヤー協会など参加団体の負担について、住民懇談会の時期、回数、規模、買い物・通院用タクシー&バスチケット事業の運賃の通常運賃との比較案、中心市街地エリアの待合スペースなどを否定はしませんが、市内の利用者が多い停留所の待合スペースの検討が必要ではないでしょうか。また、スクールバスの生徒送迎サービス時の一般住民の乗車サービスについては、22年度からの導入を目指す本格実施に向けた具体策ですが、これによる通学時間増をどのように考えているのか伺います。

◎4、観光・文化・定住促進プラン

1、観光の充実について

次に、4件目、観光・文化・定住促進プランについて伺います。まず、観光の充実についてです。菜の花まつりの実行委員会は生産農家を中心になっていますが、繁忙期に加え、高齢化もあり、今までと違う実行委員会が求められています。ますます市の顔として大きな存在となってきたこのイベントについて、改善、改革の考えについてお伺いします。

◎5、行財政改革プラン

- 1、まちづくり懇談会の抜本的改善、新タッグ計画での市民意見聴取のあり方について
- 2、土地開発公社や振興公社の不採算資産の買い取りについて
- 3、法令遵守の税滞納者対策の実施を
- 4、社会福祉事業団への土地・建物譲渡について
- 5、指名停止基準の見直しを

5点目、行財政改革プラン、まちづくり懇談会の抜本的改善、新タッグ計画での市民意見聴取のあり方について伺います。執行方針では、施設の見直しや適正な受益者負担など、外なる改革を市民の皆様のご理解のもとで進めますとしています。近年のまちづくり懇談会は、年々住民の参加者が少なく、例えば全体で50名のうち40名は市職員で、住民10人のうち3人は主催者の町内会連合会役員3名という状況が珍しくありません。そこで、今年のまちづくり懇談会の出席者数及び住民と職員の内訳について伺います。2、他に広報掲載、パブリックコメント、団体や当事者グループとの懇談などありますが、まちづくり懇談をどの程度重視しているのでしょうか。3点目は、まちづくり懇談会の改善の考え方、主催が連合会でよいかなどについて伺います。

次に、土地開発公社や振興公社の不採算資産の買い取りについて伺います。執行方針では、勤労者住宅（旧独身寮）の解体など、市有財産の改革に取り組みますと述べています。新タッグ計画で実施される一つに市が8億1,600万円貸し付けしている滝川振興公社がありますが、2月23日、経済建設常任委員会に示された自立化案では、市が勤労者住宅のほか、ゴルフ場ツツジコース、第一パーキング、新町学生会館、アイガモセンター、アイガモ工場などを2億1,164万7,000円で購入することが記されています。また、土地開発公社からは既に6億9,300万円を買い戻し、来年度はさらに1億2,700万円を買い戻す。振興公社は行政の補完として、また土地開発公社は公共施設用地の先行取得という役割を担ってきました。そこで、1、両公社からのこれまでの買い取り総額及び今後の買い取り見込みについて、2、赤平市の対応と滝川市の対応の差についてどのように考え、市民への説明のあり方はどうあるべきか伺います。

次に、3点目、法令遵守の税滞納者対策の実施を。執行方針では、滞納者の早期資力調査など迅速な滞納処分を徹底しますと述べています。しかし、振り込み日の9時15分ごろの預貯金差し押さえは、年金、給与にとどまらず、児童手当、児童扶養手当に及ぶ行き過ぎが起きています。しかも、4人世帯で収入が200万円前後でも差し押さえられています。このやり方は、法令遵守していると言えるのか。また、その根拠法令はについて伺います。

大きな4点目、社会福祉事業団への土地・建物譲渡について伺います。この問題については、さきの新タッグ計画の特別委員会に3年間は検討だと、計画だというふうに述べられましたので、結論がわかりましたので、割愛をさせていただきます。

5点目は、指名停止基準の見直しです。昨年7月7日の指名停止は、他自治体と比較して著しく短いものでした。それは、地域経済に与える影響などを理由とした期間短縮であり、不公平である

疑いが高いと考えます。道も同じような趣旨の検討を行っているとは報道されています。これは、地域経済に与える影響で指名停止期間を短くすることなどの要綱を廃止するという検討を行っているという報道ですが、早期の対応を求めます。

◎6、教育行政執行方針

- 1、小学校女子児童自殺の民事訴訟問題への対応について
- 2、少人数学級の推進について
- 3、適正配置について
- 4、図書館移転計画について
- 5、パークゴルフへの支援について

6 件目、教育行政執行方針についてお伺いします。まず、この点については、幸いにも命をとりとめられた中で、この事件がなぜ起きたのかの原因追及について市議会議員として全力を尽くす決意を述べて、質問に入ってまいりたいと思います。まず、小学校女子児童自殺の民事訴訟問題への対応についてですが、当時の小学校には職員会議録、いじめに関する個別児童の指導資料など皆無に近い状態です。そこで、伺います。1、当時の校長、担任などへの懲戒処分理由は、どのようなものだったか。2、滝川市は自殺予見性について反論したが、いじめを受けているにもかかわらず、指導記録もなし、副担任、教頭、校長、保護者への報告、連絡、相談もなしでは予見性がなかったと言える根拠は担任の記憶しかないのではないかと。3、事件後の担任などへの聞き取り調査の内容はどのような形で保有しているのかについて伺います。

2、少人数学級の推進について。執行方針では、きめ細かな見守りと指導の充実を図るために小学校3学年を対象に実施している市独自の少人数学級実践研究事業を4学年まで拡大するとしています。大いに評価できる施策です。そこで伺います。1、田村市長の公約は、4年間で6学年まで拡大することです。6学年まで実施すれば、私の試算では9人程度と思いますが、所管のほうでは4人程度ということですか。いずれにしても、教員採用が必要になってまいります。その段階で、費用はどの程度を見込んでいるのか、また1人当たりの人件費をどの程度と見込んでいるのか伺います。2点目は、少人数学級はきめ細かい指導という点で有効であるとともに、教員の負担軽減にも有効と考えますが、教員の時間外労働時間、自宅への持ち帰り、部活動などでの休日出勤についてどのように把握しているのか伺います。

大きな3点目、適正配置です。児童数が少ないメリットは、少人数学級でのきめ細かい教育、教師の過重負担がないこと、自然や地域と一体になった教育など。一方デメリットは、複式化や中学校進学時のギャップ、スポーツやクラブ活動、建物、備品などの費用が児童生徒1人当たりで高くつくことなどなど、しかしスクールバス化による疲れや歩くことが減ることによる体力への影響も大きいのではないのでしょうか。さらには、まちづくりの点で小学校、中学校がないということは決定的なマイナスになります。教育委員会は、基本方針で学級数による統合基準を示し、この点で市民理解を得たかのような資料公表と発言を繰り返していますが、市民理解は得られていないと考えます。今後メリット、デメリットの比較、他市町村の実施検証調査結果を具体的な形で市民に示し

ながら、何カ所かで市民懇談会を開催して意見をよく聞き、市民理解を得るべきではないでしょうか。

2点目は、教育長は2月24日の総務文教常任委員会で、適正配置について都市計画マスタープランのコンパクトシティなどまちづくりとの整合性もつけると述べました。仮に地域から小学校、中学校がなくなれば、子育て世代がそこに住まなくなるのは当然のことと考えますが、教育長のお考えを伺います。また、まちづくりとの整合性について、いつ、どのような形で市民理解を得ていくのかについても伺います。

4番目、図書館移転計画についてです。図書館移転は、空きスペースが私の試算では3分の1程度になっている市役所の有効活用策として、高齢者を初め最も多くの市民が立ち寄れる点で、また経費と安定性の点で最良と考えます。そこで、1点目、重要施設の移転であり、移転先として市役所が最良かどうか、またどのような図書館がよいかなど、市民懇談会などで十分に意見を聞く必要があります。懇談会の箇所数と時期について伺います。2、基本構想、基本設計など、どのような図書館になるのかがわかる計画の策定期間はいつごろになるのでしょうか。3、図書購入費はどの程度をこの移転期に、初年度あるいは2年度の時期どの程度を考えているのかを伺います。

最後です。パークゴルフへの支援について。他のスポーツに比べて最もプレー人数が多いパークゴルフ施設整備については、抜本的な強化が必要です。医療費削減効果を考えると、補助事業の獲得に力を入れることや国保特会、後期高齢者医療特会、介護特会などの活用も検討できないのか伺います。

以上を代表質問といたします。

○議 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。日本共産党を代表しての清水議員のご質問に以下順次お答えを申し上げますが、内容によりましては所管からの答弁もございますので、あらかじめご理解を賜りたいと存じます。

生活保護費不正事件についてという通告の質問でございますけれども、返還金への補填の協力を求めた内容であります。これまでも申し上げてまいりましたが、一時的に財政調整基金を取り崩して返還金に充てたい。そうすれば財政調整基金に不足が生じますので、新滝川市活力再生プランの人件費改革として組織的な協力を求めたものでございます。金額は約1億5,400万円、その方法は給料3パーセントカットのこれまでの行財政改革に伴うのと同様の継続、さらに役職加算の凍結、期末手当の0.05月分の削減という内容で組合には提案をさせていただきました。さらに、組合に直接関係のないことではございますが、管理職手当の削減ということを含めて対応するという考え方でございます。組合に協力を求めたと、あるいは職員に求めていったということについては、ざんきの念にたえません。組合においては協力いただくことに合意をさせていただきましたけれども、感謝の気持ちでいっぱいであります。今議会において提案できるよう、最善の努力を尽くして準備を進めたいというふうに思っております。

次の税金を投入しない、あるいは任意、自主ということについてでございますけれども、私は直接的に税を投入しないという基本方針を堅持をして提案をしようというふうに考えております。そ

れが税だ、税でないという議論は、私はそう思って提案をするつもりでありますから、その提案をする形の適否について提案をさせていただいた段階で議論をしていただきたいというふうに思います。それと、言葉表現にはなりますけれども、今組合に提案をし、職員に理解を求めている形が任意かといえば完全に任意ではありません。しかし、強制かといえば、完全に強制ではないというふうに思います。完全な強制という形で提案できる中身のものではないというふうに思います。したがって、これも税を直接的に投入しないという考え方と同様、提案をさせていただく、その形の適否について十分ご議論いただきたいものだというふうに思います。基金につきましても、既に市民の皆様方から多くの寄附金が寄せられていることに感謝もし、申しわけなくも思います。基金も設置をして、市民の気持ちを含めて甘えるところは甘えさせていただきたいというふうにも思います。

疑わしきは罰せずということについてでありますけれども、当時の判断といたしまして、捜査段階で生活保護費の支給をとめるという判断には至らなかったという率直な考え方でございます。しかし、何もしなかったかという点、そうではありません。福祉事務所長に対して、顧問弁護士ともよく相談をし、取り進めてほしい、また警察の捜査には積極的に協力するという点を指示をいたしました。これも指揮監督権の行使の一つであるというふうに認識をいたしております。

市長、副市長の責任ということについては、昨年の決算審査特別委員会でも同様のご質問があつて、たしか市長総括の中でお答えを申し上げていたのではないかとこのように思います。今住民訴訟が行われて、裁判が進行中であります。私としては、職員個人の賠償責任が問われるべき故意または重大な過失には当たらないというふうに判断しておりますが、これは裁判において結論が出ていく。私どもは、どういう裁判の進行があるのか、それに適切に対応しなくてはいけない。今そのことについてコメントすべきではないというふうに思っております。

秘書課長はいつ知ったのかということでございますけれども、このことについては所管からご答弁を申し上げます。

農業、農村の維持発展を支える仕組みということについてでございますが、農業従業者、従事者の高齢化については、やっぱり憂慮すべき状況があるというふうに思います。したがって、昨日来お答えを申し上げてまいりました若い担い手の育成、確保ということに専心努力をしたい。関係機関含めて協調の中に進めていきたいというふうに思います。米の消費減退など全国的に米の価格が下落傾向にあります中で、北海道米は横ばいないしは微増傾向にあります。それは、おぼろげきでありますとかゆめぴりかといった極良食味米の開発ということも影響しているというふうに思います。こういう良食味米、高品位米の生産ということに大いに期待をしていきたいというふうに思います。事故米は、極めて遺憾なことだというふうに思います。ミニマムアクセス米、輸入機会の提供であつて義務ではありませんけれども、しかし国際信義ということに基づいて全量輸入ということになっているのだろうというふうに思いますけれども、しかしこういう事故米が流通するということは許されることではないというふうに思いますし、ミニマムアクセス米もこういう形でいいのかというふうに、私としてはなかなか理解できるものではないというふうに表明をしておきたいというふうに思います。WTO交渉につきましては、農業の多面的機能の維持、食料の安全保障

の確保といった国のこれまでの姿勢を堅持をして適切に対応するよう求めたいというふうに思います。食糧法改正で従前の計画流通制度が廃止をされて、米の販売業者は届け出制に移行ということになりました。モラルのない業者が実態としていらっしゃるということは、極めて残念なことであり、国の指導、監督の徹底を求めたいというふうに思います。生産資材の高騰については、国際的な状況が背景ではありますが、活用できる支援策は最大限活用して支援をしてみたいというふうに思います。今国会で農業生産法人以外の法人についても賃借による農業参入が可能というふうになる農地法関連法案が審議中であります。ただ、本市では、若手農業者への農地の利用集積ということを含めておきまして、当面積極的に企業参入を考えられる背景にはないということをご答弁を申し上げておきたいとします。水田・畑作経営所得安定対策のもとに過去の生産実績がない新規参入者についても担い手経営革新促進事業ということで別途支援が講じられてきたところあります。いずれにいたしましても、これまでの我が国の農業政策が十分であるというふうには言えないというふうに私は思っております。地方自治体の立場で生産者とともに、要求すべきは要求し、課題があれば、それは引き続き要請をし、できることには制度を活用して積極的に取り組むという考え方で望みたいとします。

商業、商店街のにぎわいということについてのご質問がございました。数字を挙げてのご質問でございましたが、中心市街地活性化基本計画に基づいて、少しずつではありますが、その成果は関係者の努力を含めて上がりつつあるのではないかとこのように思います。商店街拠点づくり事業の効果も、た・べるで5,500人弱、need itで8,000人弱のお客さんがご利用いただいているということがございますので、減少していく街なかへの誘客というのが現状維持、年間で90人しか増加していませんから現状維持ということだと思いますが、こういう状況にとどまっているというのは関係者の努力の成果というふうに思っております。それから、元気な店舗の特徴ということですが、これは清水議員もいろいろごらんいただいて評価なさっていただいた上でのご質問ではないかとこのように思いますが、1つだけ触れておきたいというふうに思いますのは、チャレンジショップの卒業生で新規参入をした店、このお店は独自の商品構成がなされていると、こういうタイプのお店が多いです。ここは、なかなか元気です。そういう意味では、何としてもさまざまな制度に乗ってチャレンジをしていくのだというふうに考えて、努力をいただいているお店と、あるいは固定客を持って、お得意さんをしっかり持っていらっしゃる店は強いなという印象を持っております。

イメージパースのご質問がございました。確かにこれまでハード事業が中心ですから、ハード事業が整った場合にこういうふうなイメージになりますと、それがハード事業が現実に実現しなかったわけですから、あのイメージの透視図は実現しなかったのではないかとこのように言われれば、それは事実であります。したがって、今回の中心市街地活性化基本計画は、昨日のご質問にお答えいたしましたように、まずソフトから出発しようということで計画の認定をいただいて、その努力をしているところであります。いろいろ絵がかいてありますけれども、あれは再開発事業的に中で立派な建物をどんと建てて、にぎわっていくイメージはないというふうに思います。しかし、中心市街地に人が集まってきていただける、そしてにぎわいを持つというイメージは伝えられている。そのことを

目指さなくてはならないというふうに思います。それと、確かにこういうイメージパスというのは重要であります、私が常日ごろ職員にお願いしているのは、構想、計画を立てるときにああいうイメージパス、図面が先に出てくるということはやめてほしいと、あくまでも計画の中身である。計画の中身が決まったときに、それをより理解を深めていただくために絵があると、そういう作業の進め方をしてほしいということをお願いを申し上げますけれども、そういう意味では計画は文字そのものだというのもまたご理解をいただきたいと思います。

中小企業支援と労働環境の向上ということについてであります、随分報道を中心としてワーキングプアという表現が出てまいります。ただ、ワーキングプアと言われる皆さん方が一体滝川市に何人いらっしゃるのか、全国でどれぐらいいらっしゃるのかというのは、日本には一説には500万から700万人いらっしゃるのではないかとという報道も一部ありますけれども、それではハローワーク滝川管内はどうかと、あるいは滝川はどうかということになりますと、実態として把握できる状況にはないと。したがって、ハローワーク滝川で把握できないものを滝川でなかなか把握しづらいというのが現状であります。ただ、ハローワーク滝川管内の1月の月間有効求職者数は2,952人の皆さん方が職がないということで届け出をされていらっしゃるし、この滝川管内で失業率というのは統計がございませんけれども、道内全般でいいますと1月末の完全失業率は4.3パーセントとなっておりますから、やはり職の問題は大きな問題であるというふうに認識をしないといけないというふうに思います。したがって、私としてもこの1月に市内の関係機関、職業安定所、商工会議所等10機関の皆さん方に、代表の皆さん方に集まっておきまして、緊急雇用対策会議を開いて、雇用実態の報告、今後の安定した雇用対策に向けて情報交換を行って、住宅相談、生活相談の支援策を講じていくということについて議論させていただきましたし、この緊急雇用対策会議は必要に応じてまたご協力をいただいて、情報交換と対策を練ろうではないかということで、関係機関の長の皆さん方にもご理解をいただきました。必要に応じて迅速に開催をし、対策を練っていきたいというふうに思います。市におきましては、雇い主の都合によりまして解雇された、あるいは倒産で離職を余儀なくされた、そういう方々を対象に臨時職員を6名緊急に雇用させていただきましたし、社員寮等の退去を余儀なくされた皆さん方に対しては市営住宅6戸の確保をしたところであります。市政執行方針にも盛り込みましたけれども、ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業の活用、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用した事業による雇用創出、延べ8,700人、実人員では490人と試算をしておりますけれども、こういうことも施策として打ってまいりました。さらなる雇用の創出を生み出す努力も引き続き必要だというふうに思います。国の施策といたしましては、離農者育成資金制度が拡充をされて雇用保険、失業給付の受給資格がない方も生活資金について支援を受けて、安心して職業訓練を受けることができる制度も制度拡充がなされました。こういうこともさまざまな機会を通じて周知を図ってまいりたいというふうに思います。

滝川高等技術専門学院の跡地利用についてでございますが、ご質問のありました新たな住宅分譲には向けないように道に意見すべきだ、意見を出すべきだと、これは私も賛成であります。その考え方も含めて、住居系の地区というか、住宅、宅地として分譲されていくという道、あるいは商業

地区として活用されていくと、そういう形のもの地元の市として受け入れられないという旨は北海道に伝えてありますのと同時に、本市としても跡地の活用案を検討中であるので、これを地元提案を重視してほしいということも同時にお願いを申し上げておまして、まずはどういう形での跡地利用、活用していくのかという案を早急に詰めていきたいというふうに思います。これは、市役所だけが何か案を検討するというだけではなくて、市内経済団体などとも検討会議の場を設置をして検討していくということを考えておまして、関係団体のご了解もいただいておりますから、平成21年度のこし秋までには利用計画を立てて、道に対して提案をしていくというふうにしたいというふうに思っております。

耐震補強についてでありますけれども、耐震化すべき公共施設は、29施設ございます。現在までに、避難施設を兼ねている学校あるいは救護施設であります市立病院、これを優先的に進めております。ほかの施設につきましては、それぞれの将来計画、財政計画を見きわめながら順次計画的に耐震化を実施していきたいというふうに思っておりますが、滝川市耐震促進計画というのを持っております。平成20年度から27年度の間、公共施設は耐震化完了する努力をして、計画的に進めていきたいというふうに思っているところであります。耐震診断の結果耐震補強が困難な施設はあるのかという、診断をした結果の中では、耐震補強すれば相当機能が低下してしまうという施設は図書館です。耐震壁を補強したり、あるいは新設するという事で、現実的に図書館機能が相当阻害されるという状況があります。それと、滝川市ということではございませんが一部事務組合、例えば消防本部です。あれも補強したらはしご車が入れないという状況がありますから、こういうことに対する対策もどうしていくのかということの検討を十分しなくてはならないというふうに思います。

子育て・子育て支援の関係でございますけれども、新しい活力再生プランで計画を策定中という中身でございます。このことは、まちづくり懇談会の中でもいろいろ市民の皆さん方にご議論いただいたところであります。現在11館あります児童館は、1小学校区1館に機能集約をして、その児童館におけるソフト面の充実を図っていききたい。さらに、ほかの4児童館については、児童館機能を停止するというのではなくて、地域における子供の居場所づくりの視点から、児童館母親クラブあるいは地区育成会、町内会、公民館運営委員会など地域の方々とよく話し合いを行って、お互いに知恵を出し合いながら、放課後子ども教室という中で運営していける、これは地域のご協力を得なくてはそれが実現しませんけれども、そういうのを検討していこうというふうに思っております。放課後子ども教室が導入できた場合に、ご質問にありますように安全管理員でありますとか学習アドバイザー等については、児童厚生員の経験者あるいは保育士、退職された先生などの人材の活用によって子供たちにしっかりとした指導ができる、さまざまな体験もできる、あるいは交流、学習活動機会の提供がなされていくということも想定をし、それに期待もしているところであります。

ワーキングプアファミリーというご質問がございました。実態の把握というのは、極めて難しい状況があります。まず、そこから出発をするということではなくて、実際の窓口において相談を受けさせていただく、その体制は整えておりますから、ぜひともさまざまな相談があれば相談に赴い

ていただく、そのときに必要な助言、支援に努力をさせていただくということを切り口にしていかなくてはいけないのではないかとこのように思います。保育料の減免措置ということでございますけれども、災害については減免措置があります。その他やむを得ない事情がある場合は、減免措置があります。ただ、その他やむを得ない事情がある場合というのはどういう場合なのかということは、明確にしておりません。したがって、こういう定めがこのままでいいのかどうかと、もう少し明確化する必要があるのかどうかということについては、検討していきたいというふうに思っております。決算見込みということでございますが、今、年度中でありますから、申し上げられる状況にはありません。申し上げられる状況になったときに、速やかにご説明を申し上げたいというふうに思います。

24時間保育所ということでございますけれども、これまでも議会でご答弁を申し上げてまいりましたけれども、保育所の運営には多額の病院負担が発生をするということもございまして、いろいろ意見も聞いてみましたが、本当にそれではご利用いただける方が何人いらっしゃるのかということもございまして。その費用対効果ということも見きわめながら、将来課題というふうに位置づけしているということを改めてご答弁を申し上げたいというふうに思います。病院の抱えている課題解決、4点申し上げましたけれども、そのことを実行するために一般会計の中で別の予算枠を設けて支援するというものではございません。市立病院の企業会計の中でご努力をしていただく事項であるというふうに思います。

談合疑惑ということでございますけれども、このことについてはどういう対応が行われたのかということは所管からご答弁を申し上げさせていただきます。

障がい者の雇用支援についてであります。就労支援チームは、昨日のご質問にお答えをさせていただいたとおりでございますが、その活動内容は多岐にわたっております。障がい者の状況の把握、配属先との情報交換、市役所での雇用期間中の相談、支援、業務マニュアルの作成、この業務マニュアルの作成ということを少し力を入れてやりたいというふうに思っております。それから、一緒に働く我々職員への啓発、研修、そういったことについて3課合同の中での協議を踏まえて、この活動内容をしっかり担保していきたいというふうに思います。今月末には、障がい者の理解に対する職員研修を専門家を招いて実施予定であります。どういう考え方でこういうことをやっているのかということは、これまでも申し上げましたけれども、市役所の雇用というのが最終目的ではございません。市役所においてさまざまな障がい者の皆さん方にその能力を生かしていただいて、新たな仕事ができるのだという仕事づくりをしていく、そのことによって一般就労に結びつけていきたいということが目的であります。そのことについても、平成21年度は2年目になるわけでありまして、少しそのことについての一般就労へつなげる仕組みづくりということについても検討を進めてまいりたいというふうに思います。高等養護学校の受け入れということにつきましては、毎年約2週間、2名の生徒の皆さんを職場実習で受け入れております。依頼があれば今後も継続してまいりたいというふうに思いますし、増員要請があればそれにもお答えを申し上げたいというふうに思います。

安心、安全なまちづくりに関して、陸上自衛隊滝川駐屯地に関するご質問がございました。民生

安定上、私は極めて重要な役割を果たしてきていただいたというふうに思っております。民生安定とは何かというふうに申し上げますと、各種イベント、除雪ボランティアなどの協力、支援というのがありますし、あるいはかつて市民スキー場の造成をやっていただいたのも自衛隊でありますし、陸上競技場の基盤整備もやっていただいたり、江陵中学校のグラウンド整備をやっていただいた。こういう活動というのは、民生安定への支援活動だというふうに思います。駐屯地主催の各種イベントに市民をご招待をしていただいて、いろんな行事が行われておりますし、災害救援、さらに最近行方不明者、タケノコとり含めて、山菜とり含めて行方不明者の捜索というのが結構あるのですが、そういう遭難者の捜索、救助ということにも大きな役割を果たしていただいております。あるいは、道路、公園、コミュニティ施設、河川の整備、除雪機械の整備、こういう施設整備も民生安定上の重要な事業として一生懸命応援をしていただきました。高い役割を果たしていただいているというふうに思います。しかし、自衛隊は、民生安定ということだけでなく国防というのが基本の仕事でありますから、このことについては極めて重要なことであるというふうに思います。最近ほとんど訓練で、駐屯地にいらっしやらないということが多く、そういうご苦労の中に民生安定へのご協力をいただいているということについても深甚なる敬意を表したいというふうに思います。

駐屯地の地域への影響に関するご質問でございますけれども、定員が700名です。実員の公表は、ありません。これは恐らく軍事秘密ということだろうというふうに思いますけれども、しかし想定するに、人件費、旅費、物件費を含むと莫大な金額になるのではないかとこのように思います。今北海道の自衛隊が南方重視、西方重視ということで北海道の自衛隊を削減しようではないか、とりわけ陸上自衛隊を削減をして海上自衛隊、航空自衛隊の強化というふうにも思われる、そういう報道も現実になされているわけでありまして。私は、西方重視も南方重視も、それは状況によって必要だというふうに思いますけれども、結果として北方軽視ということにつながっては、バランスのいい国防の体制ができないのではないかと、しかもそのことが許されるならば、北方軽視ということが許されるのであれば、北海道経済に及ぼす影響も極めて大きいと、したがってこれは党派を超えた要請が必要なのではないかとこのように思っております。現実には西方、南方重視という発表があって以降、党派を超えて自衛隊の誘致をしようという運動を起こしている自治体が極めて多いです。こういうことを考えるに、私は北海道においても党派を超えた自衛隊を守る運動が必要だというふうに思います。

バイパスの土地利用であります。昨日のご質問にもお答え申し上げましたように、バイパス沿道区間というのは近年のモータリゼーションの進展に伴いまして、通過交通などに対する対応をしないといけないというために整備されたものであります。バイパス部分に現在1万5,000台の交通があるわけでありまして。この通過交通に対するサービスというのは、都市的土地利用の中で最小限のものはやらなくては都市としての将来の発展性ということもあるのではないかと。したがって、昨日来ご答弁を申し上げますように農業的土地利用と都市的土地利用とのバランスを考えながら、必要かつ最小限の都市的土地利用との調整はやらなくてはならないというふうに思います。

環境、公共交通、都市経営コストなどについてのご質問でございますが、都市機能の集約化というのは滝川市街地、江部乙地域、東滝川地域、それぞれに合った都市機能の検討と集約化を図ってまいります。これは、都市経営コストを少なくしていくということが基本であります。そのことが環境あるいは公共交通に対する対応もやりやすくしていくということにつながっていくのではないかとこのように思います。したがって、交通体系についても都市計画道路の見直しということもやっておりますし、土地利用上郊外へ無計画な分散とならないような市街地の拡大抑制策も基本として持っていかななくてはならないというふうに思います。公共交通についても、過度な自動車交通への依存を抑制するという公共交通としてのあり方を見直していく必要があるのではないかと、総合的なことをマスタープランの中で都市計画として見直し、考えていきたいというふうに思います。

扇町、滝の川地域における生鮮食料品復活ということでございますが、大きな企業は採算のとれる地域に出店して、採算とれなくなったら撤退すると、こういうことでもいいのかなと、こういうことを許している法制度自体に制約が求められていくのではないかなというふうに思いますが、一方で中小企業はそこで頑張らなかつたらならないということがあるわけでありまして、頑張らなくてはいけないという、そういうことについて中小企業の皆さんが地域と一丸となった取り組みということがあれば、それは積極支援していかなくてはならないというふうに思います一方、大きな企業の皆さん方においては社会的責任を十分果たしていただく、そういう制度改革も必要なのではないかと思います。

エレベーターでございますけれども、事業の実施スケジュール、事業費ということについてはこれから詰めていく内容であります。構想策定の中で詰めていきたいというふうに思いますが、このバリアフリー基本構想は特に年限があるものではありません。しかし、一方では、中心市街地活性化基本計画を持っているわけでありまして、この計画期間であります平成25年3月、平成24年度中までには何らかのめどをつけたいというふうに思います。

滝川市地域公共交通総合連携計画ということについては、所管からご答弁をさせていただきますけれども、しかし今中央バスによる市内バス路線というのが維持されているというのは、採算がとれているのであれば別ですけれども、採算がとれていないのにもかかわらず維持していただいている中央バスのご努力には感謝を申し上げたいというふうに思いますのと同時に、このままでは本当にいつまで続くのかということも心配であります。したがって、できるだけ公共交通を利用していただくということを私どもも啓発していきたいというふうに思いますし、これから高齢化が進んでいく中で交通弱者と言われる皆さん方もふえていくわけでありまして、さまざまな方法で公共交通対策は考えていかなくてはならないということを基本に計画づくりをし、そのことは計画されたことは行政としても力を入れる、市民の皆さん方にもご協力いただくところをご協力いただくという姿勢で臨みたいというふうに思います。菜の花まつりは、農業者ほか関係者の皆さん方で努力をしていただいております。自主的にでき上がった数少ない立派なイベントの一つだというふうに思っております。大きくなってきて、なかなか難しくなってきたという状況は、さまざま聞いております。そういう意味では、私どももバックで一生懸命応援させていただいているつもりであります。ただ、生産者の方々が抜けていくということになると、このイベントの魅力は相当そがれていくと

いうふうに思っております。何とか生産者の皆さん方、やっぱり直接菜種とか農産物を伝えられるのは農業者でありますから、できるだけ農業者の皆さん方が参画をしていただき、そのことによって魅力を高めていく、そういうイベントの仕組みづくりということについては引き続き努力をさせていただきます。

まちづくり懇談会につきましては、所管からご答弁申し上げますけれども、昨年格段に少なくなったということではないのです。それから、まちづくり懇談会自体はずっと市が中心でやってまいりましたけれども、このことによって参加者が少なくなったという事実がありました。したがって町連協と共催で力を合わせてやりましょうということをお願いをして、いいのではないかとというご了解をいただいて、ずっとやっているわけでありまして。この方式は、やっぱり引き続き続けていきたいと、まちづくり懇談会は市だけでやるという形ではないこの形のほうがむしろ望ましいというふうに思っております。ただ、多くの皆さん方がお越しいただいてご意見をいただける機会、そういうのはどうしたらできあがっていくのかというのは引き続き考えてさせていただきたいというふうに思います。去年の場合11月ということで、ちょっと寒かったかなということもありますが、従来の12地区を7地区にしたことによって市民の皆さん方が相当少なくなったということはありませんので、これは学校に来ていただいたということも1つは効果としてよかったなというふうにも思っております。

土地開発公社あるいは振興公社のことをございしますが、土地開発公社と振興公社は分けて考えなくてはいけないと思います。土地開発公社は、法律に基づいて市が保証人になっている。借金を保証している、そういう債務保証している唯一の組織であります。そして、現タッグ計画によりますと、10年以内に解散しようということで、着実にその準備を進めているところであります。これまで買い戻した土地の総額は7億2,100万円程度、今後買い戻し予定額は3億1,500万円程度であります。この間貸付金につきましても、平成16年度末で21億4,000万円あったのが平成20年度末の想定では12億円、つまり9億円貸付金についても減少しております。できるだけ土地開発公社は予定どおり計画期間で計画的な解散をすると、そういうことを前提に健全化を進めていきたいというふうに思います。振興公社は、ちょっと赤平と違うというふうに思いますのは、赤平はやっていけないということで、この事業をやめるか売却をするかということで、市長さんにもお伺いしました。市民からの情報をいただいて、売却が成立したと、ありがたいというお話もございましたけれども、振興公社は経営改革を行って、この会社を存続しようと、その存続するあり方はどうしていったらいいかということを中心に改革を進めていくという計画であります。そういう意味では、ちょっと立場が違うということをご理解をいただきたいというふうに思います。時間がかかっても、健全化を目的に進めていきたいというふうに思います。これまでの買い取り総額は、平成13年に振興公社が経営改善計画をつくっておりますから、それ以降で申し上げますと、たきかわホールを含めて1億7,100万円、今後想定しておりますのは第一パーキングほか2億2,000万円程度を想定をいたしております。貸付金につきましても、平成14年度末は13億5,000万円でしたけれども、現在、20年度末で想定をしておりますのは8億2,000万円程度、この間5億2,800万円の貸付金の削減というものを行いました。着実に経営改革は進ん

でおりますが、さらにこれを進める計画であります。

法令遵守というご質問でございますが、地方税法及び国税徴収法に基づいて適正に滞納処分を執行いたしております。児童手当及び児童扶養手当につきましては、児童手当法及び児童扶養手当法で受給権の保護で差し押さえ禁止となっておりますので、手当そのものを差し押さえすることはできません。しかし、預貯金は、普通預金払い戻し請求権の差し押さえということになりまして、国税徴収法の差し押さえ禁止財産とはなっていないという状況がございます。ただ、差し押さえをやるというのは、最終的な対応であります。それまでも十分に納税相談をさせていただいて、たび重なる納税相談の結果、なかなかご協力をいただけないという皆さんについて最終的な手段として差し押さえをさせていただくということでございます。この点は、ご理解をいただきたいというふうに思います。

指名停止基準ということについては、所管からご答弁を申し上げます。

私からは以上を申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長 総務部長。

○総務部長 私のほうから数点答弁をさせていただきます。

まず最初に、生活保護費不正事件における前秘書課長についてのご質問でございますが、私のほうで聞き取りを行ったことを踏まえて答弁をさせていただきますが、札幌への通院を知った時期のご質問でございます。通院自体は担当課の職員から聞いた記憶があるとのことですが、時期は不明とのことであります。また、来庁されるときはほとんどが車いすで付き添いの人と一緒に来られていたようであります。一般的に申し上げますと、所管課で納得できないケースの場合など、いろいろな方が電話や来庁などにより秘書課に苦情や相談を持ちかける場合があります。さきの議会でも市長から答弁させていただいておりますが、所管課で対応が難しくなった問題が解決するよう所管課との調整を図ることも調整セクションの一つであります秘書室の役割であると考えているところでございます。したがって、ご質問にあったケースも特別待遇というようなものではなく、他の苦情や相談と同様の対応が当時の秘書課において行われていたものと考えているところでございます。

続きまして、地域公共交通総合連携計画の素案の関係でございます。この連携計画素案での取り組みの大きなテーマは、2つございます。1つは、市内バス路線の利用増などのバス交通の活性化でございまして、これにつきましては運行方法の改善や通院、通学、買い物などの利便性や満足度を高め、中心市街地活性化にもつなげる取り組みを進めていこうとするものであります。もう一つは、バスが通らない交通空白地帯対策でございます。タクシーなどの交通事業者と連携を図り、バス路線につなげたり、バスへの乗車が困難な交通弱者の足の確保に取り組んでいこうとするものであります。こういった事業は、連携計画に位置づけなければ、その後の事業実施での国の支援を得られないということもあり、具体的な実施方策はこれから検討というものも含まれておりますことをご承知願いたいと思いますし、また協議会ではこれら事業の検討のほか、具体的に取り組みを進めながら評価、検証し、より効果的に事業実施を進めていくという考え方を持っていることを前段申し上げておきたいと思っております。

具体的なご質問についてでございますけれども、①の関係であります。協議会にご参加いただいているメンバーが経費負担をそれぞれすると、その経費負担と同額の国からの補助金を合わせて、協議会として連携計画に位置づけられた取り組みを実施したいと考えており、市内循環バスの実証実験についてはバス会社に、買い物、通院用乗り合いタクシーなどタクシーの実証運行の取り組みについてはタクシー協会に経費負担していただくこととしております。市も事業の検証、評価経費に見合った額を協議会への補助金として当初予算に400万円を計上しております。現在詳細な事業積算をしているところでございますが、おおよそ総事業費で1,600万円、そのうち国庫補助金は800万円となる見込みでございます。

次に、②についてでございます。2月下旬に町連協理事会に事務局が伺って、地域懇談会の開催について協力をお願いしたところでございます。理事の皆さんは、路線バスに対するご意見を多くお持ちのようであり、また高齢者の中にはバスの利用方法がわからない人もいないかというお話もあったところでございます。今後進展する高齢化の中で、多くの市民に協力、理解いただき、バス路線を守っていくことが重要であることをバス事業者である中央バスにもご同席いただき、意見交換をしていきたいと考えております。時期や回数、規模は、現時点では決まっておきませんが、各連合町内会を通じてできるだけご希望に沿う形で開催をしていきたいと考えております。

③についてでございます。買い物・通院用タクシー&バスチケット事業でございますけれども、農村部など路線バス空白地帯の住民の方を自宅からバスが運行している幹線までタクシーで送り、幹線にあるバス停で路線バスに乗車をしていただくバス、タクシーの連携事業として位置づけたものでありますが、22年度からの実施としているところでございます。目的地によっては料金が変わることが見込まれ、その決済方法をどうするのかと、利用者、バス会社、タクシー会社のメリットの整理などの課題も踏まえて、21年度に協議会で具体的に検討していく考えでございます。

④についてであります。待合スペースの創出は、中心市街地エリアの遊休施設の活用という観点で、バスを待つ以外に休息や待ち合わせなど、憩い、くつろぐことが可能な場所として中心市街地活性化にもつながる取り組みとして位置づけたものでありますが、ご質問のバス停の待合所については協議会の中で現在のところ特に議論はしておりません。スペースや設置費用の負担、維持管理費等の課題もあり、今後行う地域懇談会でのご意見等もお伺いしながら、必要に応じて協議会で検討していきたいと考えております。

最後に、⑤でございます。スクールバスの児童生徒通学送迎時の一般住民の混乗サービスについては、22年度からの取り組みとして位置づけておりますが、スクールバス運行コース上の停留場所での乗降を想定しているところであります。質問でご指摘のありました一般住民の乗降時間がプラスされることによる通学時間増のほか、利用者の確認方法などの課題もあり、21年度に協議会で具体的に検討していきたいと考えております。

続きまして、指名停止基準の見直しの関係でございます。ご案内のとおり、滝川市の指名停止要領は国、公団等の主要公共発注者から成る協議会、中央公共工事契約制度運用連絡協議会、略称で中央公契連とありますが、全国の公共発注者の統一的な基準として策定をした指名停止モデルに準拠しているところであります。今回の北海道の指名停止要領の取り扱いの変更に基づいて、今後北

海道が加入しております北海道東北地方公契連の議論や中央公契連においても指名停止モデルの見直しの議論がされるものと予測されます。したがって、滝川市といたしましては、その議論の行方に注視しつつ、これまで同様指名停止要領に基づき、適切な運用に努めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まちづくり懇談会の昨年の出席者数及び住民、職員の内訳についてご報告申し上げます。

昨年は、市内の7小学校を会場に開催いたしまして、7会場合計で参加者総数329人、うち住民の方が197名、パーセントで申し上げますと60パーセントになります。職員の参加数ですが、延べで132名でございます。ちなみに、平成19年度、前々年度の参加者数ですが、12会場で開催いたしまして、合計で402名、住民の方が211名、割合でいいますと52パーセント、職員が191名となっているところでございます。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 市立病院の談合疑惑についてご答弁申し上げます。

1月27日、清水議員さんのほうからお話があったということで、その内容につきましてはすぐに報告を受けました。その内容は、業者が警察に談合を認める上申書を出したといううわさがあるというようなものでございました。私といたしましては、うわさというレベルでありまして具体性に欠けるということではありますけれども、一応念のため業者のほうにはその真偽について確認をするように指示をいたしました。その結果、そのような事実はないということを確認したという報告を受けたところであります。今回の内容につきましては、今言いましたようにうわさ等があるというだけで具体性もございませんし、信憑性に欠けるということから、事務処理要領に基づく手続は不要であるというふうに私は判断いたしまして、職員会議の開催について要請をいたしておりません。

○議長 長 教育長。

○教育長 それでは、私のほうから清水議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の小学校女子児童自殺事件にかかわります民事訴訟等への対応でございますが、前段、今回起きました中学校での事件につきまして各学校を指導、監督する立場にある委員会としまして非常に残念な思いでございますし、また指導が至らなかった部分については心からおわびをしたいというふうに思います。ご質問でございますが、本件に関しますまず1点目の懲戒処分の理由ということですが、当時の校長に対する懲戒処分は職務義務違反ということでございます。具体的には、いじめの可能性を意識した調査の観点や方法などについて所属職員に対する適切な指示を怠ったことなどが第一義的に原因究明に乗り出すべき校長、学校運営の責任者として原因究明にかかわる職責を十分に果たさなかったということでございます。また、教頭と担任についても、十分な職務、職責を果たしていなかったという点につきましては平成18年12月5日に作成をした調査報告書の中で明らかにしているとおりでございます。

次に、自殺の予見性についてのご質問でございますが、この件は訴訟の内容にかかわることですので、答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

また、3点目の事件後の担任などへの聞き取り内容の保有状況につきましては、学校が児童や担任などに行った聞き取り結果を文書でまとめるとともに、市教委としても同様のものを保管しております。また、市教委の事務局が担任など教職員と児童の保護者から聞き取った結果につきましても、同様に市教委のほうで保管しております。

次に、少人数学級の推進についてでございますが、少人数学級の実践研究事業は、小学校への個別指導の充実と基本的な生活習慣の育成など、きめ細かな見守りと指導を目的としまして、小学校の1、2年、それから中学校の1学年においては道の事業として、平成20年度、小学校の3年生については滝川市の独自の事業として実施をしているところでございます。21年度においては、現在実施しています事業の成果を生かすとともに、教育課程上の3年生、4年生の指導の継続性、連続性という観点からさらなる成果や研究が必要だということから、4年生に拡大をしたいとしているものでございます。お尋ねにありましたこの事業を6年生まで拡大した場合の教員の採用人数は、平成26年度までの推計でございますが、最大で4名というふうに想定しております。人件費などの所要経費は、1人当たり約440万円を見込んでおります。4名の場合は、約1,780万円ということになります。この事業を5年生、6年生へ拡充するか否かということでございますが、先ほど申しあげました3年生、4年生への連続性ということの検証も必要だというふうに思いますし、また中学校へつながるための専門教育の導入など、教科指導を充実させることで教育を高めることができないかなど、児童の発達段階に応じた指導方法を検討した上で判断をしていきたいというふうに思っております。5年生、6年生等の拡大については、市長のほうから教育委員会のほうにその判断をゆだねられていると解しております。

また、職員の時間外勤務等の調査ですが、これは滝川市で独自調査を行っておりませんが、平成20年度、今年度道教委のほうで全道の小中高、それから特別支援学校の中から抽出で72校の調査を行った結果が先般まとまりました。義務教育のほうの関連としましては、時間外勤務については小学校の教諭が1日平均1時間34分、中学校の教諭が1日平均2時間9分となっております。また、自宅への持ち帰りについては、小学校が1日平均37分、中学校が1日平均26分となっております。また、休日の残業については、持ち帰りを含みますが、小学校が1日平均1時間42分、中学校が1日平均3時間26分という調査結果が出てございます。

次に、適正配置の関係でございます。昨日からの答弁でもお答えをしておりますが、地域コミュニティの出発点は人が住み、集落が形成され、地域として栄えていく、そこに社会活動や経済活動等が発生をする。学校、消防、警察、駅、スーパー、郵便局、公民館、保育所などが備わって人とのつながりが盛んとなっていきます。学校は、それぞれの歴史とともに地域社会との結びつきを持ちながら、地域に育てられながら進んでまいりました。それは紛れもない事実でございますし、否定するものではありません。しかし、学校が適正規模を維持できなくなりつつあるときには、学校がその本来の役割である未来を担う子供たちに社会で生きるための力を育成することが困難になる

ような場合については、学校の本来の機能を維持をする、あるいは高めていく、教育環境を充実していくということで一定規模の学校づくりを進める必要があるというふうに思っております。さまざまなメリット、デメリット等もこれまでお示しをしておりますし、基本方針の中でもそれらのことについて触れられております。私どもとしましては、地域と十分な説明会を行い、地域との意見交換も含めながら適正配置の望ましいあり方についてご協議をしていきたいというふうに思っております。また、当然その中で都市計画のマスタープランのようなまちづくり計画との整合性も必要になってくるというふうに思っておりますので、そのことも含めて住民の方への説明会なりというのがなるのだろうなというふうに思っておりますので、やり方が教育委員会だけが主催の説明会になるのか、あるいはそういう部分の形も含めた説明会になるのかについては、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、図書館移転の関係でございますが、現在多くの市民に利用される図書館を目指して、街なか移転に取り組んでおります。移転先及び将来の図書館像につきましては、教育委員会として考え方を示させていただきましたが、新たな場所で新たな機能を持った新しい図書館つくるということから、多くの市民の方のご意見を伺うということが非常に重要なことだという認識をしておりますし、そのご意見を移転計画に反映をさせて、より利用しやすい、利用していただける図書館を目指したいというふうに思っております。このことから、子供さんや親、利用者など多くの意見を聞く場としてワークショップを7月までに4回程度開催をして意見、要望を多く取りまとめたいというふうに思いますし、また社会教育審議会におきましても、今月図書館の街なか移転に向けて魅力的な施設のあり方についての諮問を行い、8月には答申をいただきたいというような日程で進めたいというふうに思っております。また、前回実施をいたしましたアンケートからさらに一歩進んだ図書館サービスに係る市民アンケート調査も行い、それらの意見等もワークショップやアンケートの意見もさらに社会教育審議会に報告しながら全体の意見集約をしていきたいというふうに思っております。

次に、パークゴルフ場の関係でございますが、滝川市全体で考えますとパークゴルフ専用コースが数カ所あります。これまでも多くの議員さんからパークゴルフ場の整備の関係についてご意見等を伺っているところでございますが、今回の議員さんのご質問については、なかなか市が単独でやるのも難しいと、ついでには健康増進という視点から何らかの助成とかがないのかというようなご質問だというふうに思います。健康あるいは医療に係る補助については、活用メニューがあるのであれば他の関係所管と連携をして検討していきたいというふうに思っておりますが、現状国保会計におきましては現行でも限度額の範囲内で健康づくり課と連携をした温泉事業を実施をしておりますし、後期高齢者医療会計については75歳以上を対象にしたスポーツ大会の運営等を予定をしておるようです。また、介護特会では、65歳以上を対象とした介護予防事業の中でふれ愛の里での体操教室、あるいはゆったりセミナーなどを実施して、こちらのほうは既に21年度の事業として決定済みということでございます。さらに、どういう方法があるのかは、委員会としましては精神的に働きかけてまいりたいというふうに思っておりますが、現状として21年度すぐ使えるようなメニューについては残念ながら現状ではないということでございます。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。

清水議員、再質問ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、数点にわたりましてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目、1件、1項目の2ですが、どう考えても世の中通らないのです。恐らく、全国にアンケートをとります。人件費で返還財源にしたと、これ税金投入したと考えますかと聞いたら、100パーセント答えます。ですから、市長が今求められているのは、世の中通るような市民への説明なのです。市民が理解しないとみんな言っているのですから、ちゃんと説明できるようなやり方を求めたいと思います。あるいは、市長はこれで市民は理解するというふうにお考えなのでしょうか。

2点目は、疑わしきは罰せずの問題です。当時このように言われました、市長は。当時の判断で捜査段階であり、とめるに当たらずと、顧問弁護士と相談するなどという、これは実に異なることを聞くなど。これまで、6月は捜査段階でないのです、悩み相談ですよ。何かきっかけつかめないかと言っていたのが急に市長は、6月はもう捜査段階に入ってしまったのです。ですから、このように聞けば聞くだけどんどん答弁が変わってくると。そこで、お伺いします。なぜ捜査段階だというふうにご答弁されたのか。それで、私が聞いている情報の中で、06年の段階で警察の側から滝川市に片倉夫婦について高いタクシー代が支払われているのではないかという問い合わせが市にあったということですが、そのような事実があったことについて市長及び所管がどのように把握しているかお伺いをしたいと思います。

それと、私は3項目の1で、こんなに金額を細かく計算して、運輸局の指導認可運賃に沿っていないと、1億円以上。制度から外れているということで、どうなのだと聞いたら、全く答弁ないのです。まさに誠意がない、解明の意欲がないというふうに考えますが、市長のお考えを伺います。

次、都市マスです。どう市長が言われても、市内商店街への影響は多大なのです。ガソリンスタンド、もう既に郷商事含め3カ所、この三、四年につぶれているのです。これ以上のガソリンスタンドがどこに必要なのですか。つくらなければ、必要だったら旧12号線走ってくるのです。そのほうが喜ぶのではないですか。全くわかりません。しかし、これについては何を再質問するかというと、市長のお考えを具体化するのはどこで、いつ、どのようにされるのか、そこに市民意見はどのように反映されるのかと。通常、これ都市計画ですから、全部計画ができて、縦覧という形で市民の意見聞くのです。こんなもの全然だめです。縦覧に付す前々、前の前の段階で市民の意見を聞くお考えについてお伺いをします。

最後ですけれども、観光の充実です。13万円でこれ以上もうできませんよ、菜の花まつり。冬まつりについては、1日から数日間やるということに改善もされました。そういうことも含めた検討は、生産者ともっと多様な大きい実行委員会をつくって、お金もかけてやるということについて市長のお考えを伺います。

最後に、適正配置です。盤溪小学校のように小さい小学校に行きたいという市民たくさんいらっしゃいます。そういったこと含めて、適正配置、人数が減るからというデメリット、全然デメリッ

トでないと思っている学校たくさんありますから、盤溪小学校タイプのことを今後検討することについてお考えを伺って、代表質問を終わります。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 清水議員の再質問にご答弁を申し上げますが、返還とその補填の枠組みというのは、私は基本原則、これを大きくねじ曲げるものではない提案の形で提案をしようというふうに思っております。しかし、提案された形が適切なのか、不適切なのか、それはご提案をさせていただき議案の中身でよくご議論していただきたいというふうに思います。

疑わしきは罰せずということに関連してであります。私は警察からその問い合わせがあったということは聞いておりませんし、今所管からそういう問い合わせを受けたということはないという報告を受けております。私は、警察とは暴力団との関係、かつてはそうだったわけでありますから、当時は暴力団ではないということでありましたけれども、そういうことを含めて警察への協力はしてほしいということを申し上げている。捜査があれば捜査協力というのはしっかりやってほしいというふうに申し上げている。そういうことを申し上げただけであります。

それから、住民訴訟が行われている中で、裁判進んでいるのです。私は、そういう具体的な内容について、裁判が進んでいるわけでありますから、この場でいろんなことを表明するというのは適切な選択ではないというふうに思います。

菜の花まつり、関係者の皆さん方と協議をして、いい方向に進めていきたいというふうに思います。

(「都市マスは」と言う声あり)

○市 長 都市マスタープランは、何度も申し上げます。都市的土地利用と農業的土地利用の最適化を図らなければ都市の発展は望めないと、これを基本にやらなくてはいけないというふうに思います。都市マスタープランは、どういう手続の中でやっていくのかということについては、所管からご答弁申し上げます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 都市計画マスタープランの日程でございますけれども、先ほど清水議員さんが縦覧のときしか市民は知る機会がないというふうなお話でございましたけれども、そうではなくて、私どもは今の素案のまた素案という言い方をしているのですけれども、6月の広報に載せまして、そして広く市民からご意見をいただいて、そしてまた進めていきたいと、次のステップにいきたいということで考えております。

以上でございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 適正配置の関係でございますが、盤溪小学校、道内で唯一と言っていいぐらい成功している例は、小規模特認校として多分9割以上が市外といたしますか、当該の通学区域ではないところから通学している方だというふうに認識をしております。現状滝川市内の小学校の通学区域でいけば、もしそういうご希望があるのであれば、通学区域の弾力運用ということで十分対応ができるというふうに思っておりますし、少なくとも現状ではそういう形で小規模校に通学をしたいという

ご相談は私どものほうで受けておりませんので、そういうご希望が多いのであれば、ぜひ教育委員会に一度ご相談いただければというふうに思います。

○議長 では、以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問を終了いたします。

ここで休憩に入ります。再開は1時15分です。休憩します。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時15分

○議長 では、会議を再開いたします。

ここで教育長より追加答弁の申し出がございましたので、これを許します。教育長。

○教育長 先ほどの清水議員のご答弁の中で、通学区域の弾力運用の中で希望によります小規模校への通学が可能ととられるようなご答弁をいたしましたけれども、通学区域の弾力運用につきましては学校規模にかかわらず、市内の転居ですとか、あるいはいじめによる教育的配慮が必要という場合など、児童生徒や保護者に過重な負担となる理由がある場合に認められているものであるということについて補足、訂正させていただきます。

◎日程第3 平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する質問

○議長 日程第3、これより平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する質問を行います。

質問の時間は、再質問を含めて15分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いをいたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代でございます。持ち時間15分ということですので、前段抜きに質問に入らせていただきたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、行政の最高責任者として、市長が一番大切にしていること

まず、1点目、市長の基本姿勢です。行政の最高責任者として、市長が一番大切にしていることをお伺いいたします。市政執行方針の初めに市長は、残された2年間でマニフェストに掲げた滝川を元気にする40項目の政策提言の実現に職員とともに全力を尽くすと述べられています。それで、職員とともに全力を尽くすために、市長は職員との関係で何を一番大切にしていこうと考えているのかお伺いします。同時に、市民との関係では5つの基本戦略を全市民の協力のもとに力強く推進していくと述べられています。そのために市民に一番訴えたい市長のメッセージについてお伺いいたします。

◎2、経済財政プラン

- 1、地産地消のふるさとづくりについて
- 2、農業者の担い手の確保について

次、2件目、経済財政プランです。地産地消のふるさとづくり、1件目、農業者、商業者、消費者連携によるバイ・滝川運動の推進計画についてです。地元でとれた農畜産物を手軽に購入できることは、新鮮で安全、安心の食材を求めている消費者にとって魅力的なことです。しかし、それぞれの立場や得意分野の違い、あるいは生活スタイルの違いなど、言葉で言うほど3者の連携は簡単ではないと考えます。昨日の答弁では、農業者、商業者、消費者の連携はJAや会議所や市などで（仮称）滝川産業活性化協議会を発足させるということでした。その中に、地産地消については地産地消のふるさとづくり部門を設けて進めていくという説明がされましたが、農畜産物の加工、販売、消費につなげる方策など、もう少し具体的な構想について、この部門の構想についてお伺いしたいと思います。2番目、そうしたふるさとづくりの中で地産地消登録店制度について触れられています。これは、どこが主体となってどのような制度づくりを目指すのか、スケジュールを含めてお伺いいたします。

次に、農業者の担い手確保についてです。農業者の担い手確保対策については、昨日も答弁をいただいておりますので、簡潔に伺わせていただきます。今高齢化が進む中で、最も急がれている新規就農者をふやすための意識的な取り組みについてですが、農家として本当に自立していくためにはそれなりの資金と期間が必要です。例えば高齢だけれども、後継者のいない農家で、新規就農を目指す方がその農家で実践させていただき、自立のめどが立ったときに農地とともに機械を含めて賃借する、あるいは融資制度を活用して購入するといった方法もあるのではないのでしょうか。市長は、1年に何とか新規就農者を1人ずつふやしていきたいときのう決意を述べられていましたが、就農可能なあらゆる知恵を出していただきたいということをお願いしたい。同時に、経営が安定するまでの一定期間、他市町村でもやられているところがありますが、生活保障の仕組みづくりについても検討すべきときではないかと思いますが、この点についてもお伺いします。

◎3、教育再生プラン

- 1、「豊かな心」と「確かな学力」の育成について
- 2、学校適正配置計画について

次、教育再生プランです。1番目、「豊かな心」と「確かな学力」の育成、1つ目、少人数学級の拡充です。この問題についても何人かの議員が質問されています。私も、ことし3年生、新年度は4年生に拡充していることについては評価するものです。少人数学級の実現は、市長の公約でもあります。それで、先ほどの教育長の答弁を加味して考えますと、教育長は、連続性、ことしの4年生が5年生になっていく上での連続性という観点を大事にするのか、それとも発達段階に応じて中学校を展望した、そういった教育をしていくのかという点は市長から教育委員会に任されているというふうに先ほど答弁されたというふうに思っています。それで、市長としては、毎年1

年ずつふやしていく、そうした人的な予算も含めて確保していくという決意があるというふうを確認していいのかということと、教育長に対しては、そうした結論はどちらの方向に向かっていくのかということはいつまでにその方向を出すということに考えられているのか。その際5年生に連続しないという違った方法をとったときにも、教員を1人配置しての、そうした教育を考えていられるのかについてお伺いしたいと思います。

次に、小学校の英語学習の充実についてです。第1に、第三小学校における英語活動と国際理解活動推進事業の研究成果をお示してください。第2に、執行方針ではすべての小学校でこの研究成果を踏まえた英語活動を推進するとあります。2011年から5、6年生が週1回必須科目と位置づけられることを展望するとき、学校任せにすることなく、教育委員会として導入可能な基盤づくりが求められているのではないのでしょうか。新年度ではAETの配置及び各種研修会への参加を奨励するとなっていますが、新たなAETの増員も考えているのか、また本格導入を見据えた基盤強化についての考え方をお伺いいたします。

次、学校適正配置計画です。適正配置計画の策定期間についてです。学校耐震化は、平成27年度までに完了させる予定になっています。このことから考えて、耐震化が完了するまでの期間は現行の配置体制を維持するというのが教育委員会の考え方なのではないかと私は認識しました。もしそれであれば、適正配置計画の策定を急いで進める必要はないのではないのでしょうか。仮にこの10年間で4中学校を2校に、7小学校を5校に集約する、そのために全市的に学校通学区域の見直しも含めて行うといった配置計画であれば、身近な問題として保護者や地域の議論も真剣にならざるを得ません。しかし、そうした具体的なことが示されないままの適正配置計画を策定することになるとなかなか、将来のこととして現実の問題として受けとめられるのかというふうな疑問があります。まちづくりの行方、市長はコンパクトシティということは3つの拠点を考えているのだと、滝川、江部乙、東滝川、この3つの拠点でコンパクトシティづくりをしていこうとしていると、こういうことから考えると、この行方をもう少しばらく見た段階で適正配置計画の策定を進めてもいいのではないかとこのように考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

◎4、暮らし向上プラン

1、高齢者・障がい者にやさしいまちづくりについて

次、暮らし向上プランですが、高齢者・障がい者にやさしいまちづくりの中の滝川市バリアフリー基本構想策定と滝川駅のバリアフリーについては、積極的な姿勢をきのう、きょうの質問の中でご答弁がありましたし、平成25年3月までに何らかのめどをつけるとの答弁もありましたので、このことについては割愛させていただきます。

◎5、観光・文化・定住促進プラン

1、そらぷちキッズキャンプへの支援について

次に、5番目、観光・文化・定住促進プラン。キッズキャンプへの支援です。キッズキャンプの平成23年度本格開園へ向けた市の支援についてです。本格的な開園を迎え、より積極的な市の支

援が必要と私は考えます。市政執行方針では、専任の職員配置や関係職員による支援体制を挙げていますが、どのような任務を担う職員配置なのか、創る会との関係を含め、市が目指している今後の支援のあり方はどのようなものかお示してください。

◎6、行財政改革プラン

1、少数精鋭の市役所づくりについて

次、行財政改革プラン、少数精鋭の市役所づくりについてです。職員削減計画を1年早め、350人体制を平成22年度当初に実現するとの計画ですが、それまでの退職職員数の見込み、新規採用数の見込み、また年齢構成でバランスのとれた市役所350人体制とはどのようなものを目指そうとしているのかお伺いします。また、市役所組織のスリム化を進める上で、行政パートナーの役割が重要との位置づけをされています。新年度には、4つの業務についてモデル実施が図られますが、350人体制の発足までにどういった業務を行政パートナーに担わせることを考えているのか、お伺いいたします。

以上です。

○議 長 窪之内議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 窪之内議員の質問に以下順次ご答弁を申し上げますが、内容によっては所管からの答弁もございますので、あらかじめご了承くださいと思います。

行政の最高責任者として大切にしていることというご質問でございますが、行政の長は、2つの側面を持つというふうに思っております。1つは、市民の直接選挙を経て選ばれたたった一人の行政権の責任者という立場であります。もう一つは、行政の組織の長だという立場であります。行政執行の市民代表としての立場としては、市民の皆さん方の考え、意向というものをしっかり把握して行政需要を達成していくという行政執行の市民代表としての責任がありますし、行政組織の長としては職員の情熱を最大限に発揮して、その行政需要を達成していくという役割があるというふうに思っております。一番重要なことということでございますが、そういう2つの面から市民の皆さん方にも職員各位にもともに信頼感を持って全力を尽くして行政執行に当たるということを一番重視しなくてはいけないというふうに思います。市民に一番訴えたいことは何かということですが、今現段階においては市役所の組織として後ろ向きにならないで積極的にチャレンジをしていくことをお約束を申し上げたいというふうに思いますし、それに対するご協力、ご支援をお願いを申し上げたいというふうに思います。そういう意味では、市民の皆さんに信頼感を持っていただく行政執行に当たるということを改めて重視して職務執行に当たりたいというふうに思いますし、職員とともに、やはり上司、職員、信頼感を持って、垣根を低くして行政執行の任に当たりたいということを今一番考えているところであります。

地産地消のふるさとづくりということでございますが、言うはやすくして、なかなか難しいです。別に大げさに大上段にかぶるというわけではありませんけれども、今流通革命が進みつつあるというふうに思います。その一つの切り口が地産地消だと。私の子供のころは、ほとんど地産地消みたいなものだったです。しかし、地産地消とは言いませんでした。特に戦後流通革命が起きました。

その流通革命の原因は、都市の発展ということと私は関連していると思います。例えば東京にどんどん人が集まるようになってきた。当然戦後の食料難時代で食料を確保するという農業振興の役割は非常に大きかったのですけれども、都市がどんどん発展してくる。都市は農産物を生産しませんから、都市化する都市に農産物を提供する必要があると、そういう必要から農協法をつくって、農協がその役割を果たす。農業者にはどんどん生産をしてもらって、そして大都市に食料提供をしなくてはならないという、食料を集めて都市に提供するシステムをつくり上げたわけでありまして。そのことは、成功いたしました。一方では、昔々だった地産地消という商品ルートは極めて乏しくなったと。これが地産地消というのはある種の流通革命だと今申し上げた理由であります。そういう意味では、なかなか難しいです。北海道のおいしい農産物とか海産物とか、東京へ行かなかつたら本物が味わえないなんて話、ある意味ではばかな話であります。おいしいものはそこから返ってくるとか、極めてこれは流通革命に値すると。ただ、やらなくてはならないことは、小さなところからやらなくてはならないというふうに思います。

そういう面で考えますと、今ルートはどんなルートがあるかという、農協、ホクレンを中心とする系統ルートがあります。あるいは、直売所ルートがある。滝川市にもあります。卸売市場の卸売市場ルートがある。産地直売、滝川市の農業者もチャレンジしていただいておりますけれども、産直ルートがある。あるいは、特に今取り組もうとしている地域内ルートがあると、地域内ルートの中には手づくりルートもあるというふうに私は思っています。今私が提案をしている中身は、特に直売所ルート、産直ルート、手づくりルートを含む地域内ルート、これをもう少し力入れられなかなというふうに思っています。売るものは何か、いいものたくさんありますけれども、北海道と滝川ということ売り込まなくてはならない。私たちの強い思いを売らなくてはならない。同時に、物語をつくらないかぬなというふうに思います。こんなに苦勞して減農薬でつくったとか、かわいい孫のために食べさせたいとか。成功している一つに農家で私たちも食べている何々、これが結構売れるというのです。そこら辺、やっぱりストーリーだとか思いだとか、そういうものもこつこつと伝える具体的な方法を考えなくてはならないというふうに思っております。いつ、どこのだれに、何に使うためにどう売っていくのかと、こういうことをよく協議会の中で詰めていきたい。計画はことし補助金を受けてつくりますけれども、計画つくってから行動開始というつもりはありません。走りながら考えたいというふうに思います。

大事なことなので、もう少し説明いたしますけれども、農林水産省に補助事業の内定をいただきましたたたき台としての幾つかの柱があります。時間がないので、単に読み上げるだけにいたしますが、8つの柱です。環境と健康に優しい滝川型地産地消、これよく研究して実行していきます。地元の外食、中食、外食というのは外食産業ですね、そういうお店に対する地場産品の利用拡大を進めていきたい。季節ごとの市民収穫体験事業をやりたい。保育所、学校給食での地産地消による食育推進をさらに充実したい。地産地消拠点の設置の拡大の検討。季節ごとの地産地消フェアの開催。市民に対する地元農産物のPR事業の充実。地産地消認定制度の実施。これは、単なるたたき台です。これを実際に農業者の皆さん、加工してくださる皆さん、商業者の皆さん、消費者の皆さん、何から取り組むのか、どうやって取り組むのがいいのか、よく相談して地道にやっていきたい

というふうに思います。

地産地消登録制度ということでございますが、私は行政が認定するというよりは協議会の中で認定制度をつくっていただくと、協議会で認定すると、その協議会はどんな協議会かというのはこれからの検討課題ですけれども、そういうことのほうがよろしいのではないかなというふうに現段階では思っております。

担い手の確保ということでございますが、いろんな制度があるわけでありまして。市として農業設備の購入費などについては3年間で最高240万円の支援策を用意しておりますけれども、北海道担い手育成センターとしては支援制度も活用できるわけでありましてけれども、研修期間中の生活保障制度もあります。そういうこともありますので、現段階で市が新たに市独自に生活保障制度の仕組みというふうなことは考えておりません。ただ、このことが求められる状況になったときには、検討する必要があるというふうに思っております。それまでの間は、ただいま申し上げた施策を含めてさまざまな施策を総動員して、ご相談に応じ、支援を申し上げていきたいというふうに思います。ご質問で具体的な質問がございました。子供さんのいらっしやらない、そういう農家に対して農業者を紹介をして、その事業を引き継いでいくと。現実に道内でどういうところでやっているのか、ちょっと不勉強ですけども、道外では現実に取り組みされている例があります。しかし、なかなか課題も多いみたいですね。これは、成功しているところの事例調査して、少し勉強していきたいというふうに思っております。その結果、滝川における施策として農業経営継承事業、リレー方式とっておりますけれども、このリレー方式が適切であるというふうに判断される場合には制度の導入も検討したいというふうに思っています。まずは、勉強する必要があるというふうに思います。

キッズキャンプ支援でございます。21年度においては、法人の業務が増加してまいります。したがって、専任事務局員の一人として滝川市職員の支援をしたいと、今は行っておりませんので、支援をしたいというふうに考えております。この専任職員の役割は、法人における事業執行の総括、関係機関との調整、広報、啓発活動、そういった総務企画部門を担当する職員として支援をしたいというふうに思っております。一方、こういう法人支援と市役所の窓口というのは、別の職員で考えなくてはいけないというふうに思っておりますから、どういう職員を充てるのかということは別にいたしまして、これまで行政支援をしていて窓口をはっきりさせていた、それはそらぷちキッズキャンプ開設支援推進本部というのがありますから、ここの窓口は行政側の窓口としてしっかりしたいというふうに思います。一方、医療面でありますとか、ボランティアの支援面でありますとか、プレキャンプの運営に携わってきた職員もいるわけでありまして。法人からの求めに応じて、必要に応じてこれまでやってきた業務については、引き続き支援をしたいというふうに思います。いずれにいたしましても、平成23年度の全面的な開園を目指しているわけでありまして、ここに必要な人的支援、それから今年度の予算に計上いたしておりますけれども、そらぷちキッズキャンプ実現化のための補助金、両面で支援をしたいというふうに思います。

少数精鋭の市役所づくりについてでございますが、平成22年度当初には目標である350人体制ということを市政執行方針で明らかにさせていただきました。ただ、先ほどご質問もありましたけれども、特に20代、30代の職員が極めて少ない。したがって、社会人採用も検討視野に入れ

て、特に20代、30代の前半、こういう職員採用というのを22年度から考えていきたいというふうに思っております。急速に職員数が少なくなってきました。そういうことの影響もやっぱりあらわれております。職員の多忙感でありますとか、あるいは管理職もなかなか大変であります。そういう意味では、よく働いてくれているというふうに思いますけれども、業務改善ということにもさらに力を入れていかなくてはいけないと、効率的に執行できる業務態勢ということに取り組んでまいりたいというふうに思います。

それと、行政パートナー制度は、いわば4つのパターンというのは試行であります。具体的にこのまちで物すごく成功しているという例があれば、まねするのもいいと思うのですが、どうもそういうケーススタディーというものも多くはない。ほとんどないと言ったほうが適切かもしれません。したがって、4つのモデルをまず確実に実行する。そういう中で次の拡大を考えていきたいというふうに思いますけれども、マニュアルで運営できるような定型的な業務というのは、これは行政パートナー制度もしくは委託、そういう中で正規の職員が直接手を下すということにはならない方向が望ましいのではないかとこのように思っております。

私からは、以上ご答弁申し上げます。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、窪之内議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の少人数学級の関係でございますが、清水議員さんのご質問に対しましても、市長のマニフェスト、公約の判断、決して教育委員会がその公約をとということではなくて、市長のほうから公約に掲げたもの以上の教育効果があるのであれば、それは35人学級というものにこだわらず、教育委員会のほうでどういう方法があるのか考えてほしいというようなことがありましたので、そういうような表現をさせていただきました。3年、4年につきましては連続性ということなのですが、教育関係者の中のご意見では、小学校4年生の年齢の前後ぐらいに発達段階が大きくかわるというようなこともあって、小学校6年間すべてで学級担任性というものがどうなのだろうかと、とりわけ小学校の高学年における指導のあり方が合っていないのではないのかというような議論もあることから、さらに高学年に向けた教育の指導のあり方というものについて、35人学級に限定をせず、教育委員会としては考えてみる必要があるのだろうなというふうに思っております。ただ、もう4年生が次の5年生になるということになりますので、検討の時期としては遅くとも年内には結論を出したいというふうに思っています。

それと、それに伴って、どちらの方法を選択するかということについての体制という部分についても、同時に当然これは検討していかなければならない課題だというふうに思っております。ただ、少人数学級、35人学級ということになりますと、道教委の認可を得てきちっと教員の配置をするということになります。例えば教科担任制のような形ですと、現在理科支援員ですとか教育相談員ですとか、あるいは地域支援本部の中で学習ボランティアの方ですとか、さまざまな形での取り組みの仕方があるのかなというふうには思っておりますので、即どちらの方法にしても教員の採用に結びつくのかということについてはまだ判断できる段階ではないのかなというふうに思っております。

また、次に小学校の英語学習の充実ということでございます。まず、研究の成果ですけれども、本研究、第三小学校における研究については、子供たちに外国語を用いた実践的なコミュニケーション能力の素地をはぐくむ指導ということで、学校全体で取り組みを進めてきたところです。主な成果として4点挙げられております。まずは、外国語に対する興味、関心を高める教材を開発することができた。2点目は、具体的な活動内容、教材、AETとの連携のあり方などを示した年間指導計画を作成したと。3点目としまして、2年間の研修事業でしたので、これらに係る活動を実践記録として残すことができた。4点目として、この外国語活動に関しますアンケート調査を6年生を対象に実施したところ、9割の児童が英語が好きというふうに答えた。あるいは、7割の児童が外国の人から英語で話しかけられたときに英語や日本語で外国の方とコミュニケーションをとるというふうにみずから答えていると。非常に前向きなお答えがふえてきているということになっておりますので、着実にそういう成果は上がってきているというふうに思っておりますし、これらの実践研究を行う中で、学校だけではなくて、国際交流協会ですとか多くの市民の皆さん方の応援、バックアップもいただいているところでございます。体制ということなのですが、AETの増員については、現在のところ計画にはありませんが、この英語活動を実施するに当たりまして、次の3点について留意をしたいというふうに思っております。1点目は、まず学校長がきちっとリーダーシップを発揮をして、組織的に校内研修を進めていくということ。2点目として、生徒、児童の発達段階を踏まえた日常会話ですとか、ゲームですとかリズム活動等の具体的な活動を記した年間あるいは単元の指導計画を作成をする。3点目として、先ほど言いましたすべての事業にAETを配置することができませんので、ICT機器あるいは英語ノート等を効果的に活用したいというふうに思っております。教育委員会としても、これらのことを踏まえまして、道教委と連携しながら各学校への積極的な情報提供あるいは指導、助言等に努めていきたいというふうに思っておりますし、各学校の取り組みがなるべく早く指導要領の改訂に早期に対応できるような部分については支援をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、学校の適正配置計画ですが、学校の耐震といいますか、建物本体の関係については昭和56年の耐震診断、今の基準になっております新耐震基準以前に建築されたものが大半でありまして、既にご承知のとおり第2次診断の結果は全棟数の約70パーセントにおいて耐震性に問題があるということが判明をしておりますことから、当面23年度まで0.3未満の校舎を含む学校については改修をし、残りの部分については27年までに全校耐震化を終えたいということで進んでおります。しかし、耐震化を進める上で耐震補強の工事、あるいはそれに伴って改築をした学校が近い将来適正配置の対象になってしまうというようなことは、これは経費の関係から避けなければならないというふうに思っております。そういう意味では密接な関係はありますが、基本的には別のものだという難しい状態がございます。適正配置そのものは、学校の小規模化に係る課題を解決して、本来学校の持つべき役割である子供たちの教育環境をどう充実をしていくかというために必要だということですから、逆に言いますと耐震化が完了するまで先延ばしをすべき問題でもないのかなというふうに思っておりますことから、先ほど申し上げました賛否両論あるのはもちろんでございますが、保護者や住民の方々のさまざまなご意見を伺い、そして理解を得ながら進めたいと

いうふうに思っております。きのうも申し上げましたけれども、計画は早く、そして議論はじっくりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長 答弁が終わりました。

再質問ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、何点か再質問させていただきたいと思えます。

1点目の市長の基本姿勢のことなのですが、おっしゃっていること、例えばともに信頼感を持って職員とやっていく、ともに信頼感を持っていくためにどうすればいいかという、そのところを私は聞きたいと思っているのです。それは当然のことなので、そういう信頼感、例えば市民の協力を得て、後ろ向きにならずに積極的に、市民に協力してもらうために市長が何らかのメッセージを発するということが、心に響くものが私は必要なのかなと、そういう意味で聞いたので、改めてこの点をお伺いしたいと思えます。

次、地産地消なのですが、これからいろんなことが具体化されていくということなのですが、ふるさとづくり部門というのはどういった構成でつくろうとされているのか、協議会と部門と、その中に消費者実態のさっき言った産直をやっている人たちとか、そういうところがどういった形で盛り込まれて、どの段階でそういう人たちが一緒に協議を進めていけることになるのか、協議会があって、部門があって、また何かがあるのか、そういう組織的なことと進めていくことの仕組みがちょっとよくわからないので、改めて伺いたいと思えます。

次ですが、少人数学級のことなのですが、少人数学級と急激な発達に応じた教育を進めるというのは別問題だと私は思っています。だから、少人数学級をやりながら、それはそれでやらなければならない。急激な4年生からの発達と、そういうこともあって小中一貫校という連携というようなことで、本当に6・3・3制がいいのかという見直し議論もあるのですけれども、そういったことが必要なので、市長の公約である進めていく少人数学級というのは実現させていくということが必要だと思うのですが、改めてお伺いいたします。

それと、適正配置ですが、私は一生懸命教育委員の方たちが協議会や何かでずっと議論してきたことを知っているのです。でも、私は、少人数の学校のメリットもあるわけで、維持できるのだとしたらこのままの体制を一定維持する必要あると。ただ、近い将来にまちづくりの関係からそうでないのだということであれば、全市的に議論ができるような案を示さないと、うちの学校は関係ないのだというような案だとまずいと。そういう意味で、どうしても先送りすれということを迫っているわけではないのですけれども、提案するのであればそういう方向を求めておきたいと思えます。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 窪之内議員の再質問にお答えを申し上げます。

ともに信頼感が持てるようにということを申し上げました。それでは、信頼感を持てるためにはどうしたらいいか。なかなか厳しいご質問でございますが、私は市民参加、職員参加、両面が重要だというふうに思えます。そのためには、飛び込みたいというふうに思っております。

地産地消についてであります。協議会をつくると、その中に部門もつくるということをお話し申

し上げました。それでは、その具体的な中身についてどうなのかというご質問でございますが、これは市長が勝手に決めて提案するというのではなくて、よく議論したいと、そして皆さん方の議論の中で定めていきたいというふうに思っております。ただ、補助制度については補助制度の条件を満足しなくてはなりませんから、たくさんつくるというのはできるだけ避けて、補助制度の協議会もこの中で満足できるような仕組みにしていきたいなというふうに思っております。

○議 長 教育長。

○教 育 長 少人数学級の関係でございますが、教科担任制のような形と35人学級と別ではということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、その子供たちの段階が仮に5年生、6年生で35人学級やれば、それで足りるということではないのだというふうに思いますので、そういう意味では小中連携だとか、さまざまな形でどういう形がいいのかというのを、こだわらずと言ったら変ですけども、考えていくと、その中での選択肢が出てくるというふうに思っております。

また、適正配置の関係については、ご意見ということですが、なるべく全市民的な議論をしたいというふうに思っておりますし、住民説明会等はもちろん全校下で行うことにしております。

○議 長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 こんにちは、市民の声連合の渡辺精郎です。多数の傍聴の皆様、大変ご苦勞さまでございます。市政執行方針並びに教育行政方針に対する質問も多くあるわけでありましたが、時間が15分に制限されておりますので、緊急性のある次の諸課題について質問いたしたいと思っております。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、未だ中途半端な介護タクシー代詐欺事件の解明と市民への説明について
- 2、返還金問題について整合性を確認したい。
- 3、市立病院改築入札における「談合疑惑」に対する見解を質す。

まず、市長の基本姿勢。1点目は、未だ中途半端な介護タクシー代詐欺事件の解明と市民への説明についてでございます。市政執行方針では、改めて深くおわび申し上げますとともに、市役所の信頼回復と改革に全力を尽くす所存と述べております。この事件は、まだまださまざまな疑惑を残したままであります。市長としては、幕引きを図ったつもりでいると思いますが、住民訴訟にも発展しているとおり、市民には真相が知らされておりません。片倉夫婦の罪が確定し、タクシー会社側の裁判と住民訴訟の継続中ではありますが、市民に対する啓蒙、宣伝は市役所の論理の広報の内容になっていないでしょうか。広報1月号の国への返還金の記載などは、一方的ではありませんか。なぜ自主返還なのですか。12月の議会で問題になった用語を使用する神経は異常で、市民に対して責任逃れをしようとしているのではありませんか。このように市民の感覚とますます乖離していると感じます。市民への真相説明、裁判と真の謝罪等について見解を求めます。

2点目は、返還問題について整合性を確認したいのであります。1、国への返還は、第一義的には全額返還、財政調整基金からで異論はないと思っております。3月末のタイムリミットまでの具体的返還作業を説明していただきたいと思っております。2、国へ返還する財政調整基金の穴埋めは、新滝川活

力再生基金でと3月3日に行政報告をいたしました。この基金は、公的資金を投入しないで介護タクシー会社からの賠償金のほかはすべて給与削減や市民からの寄附金であることを確認をしていただきたいのであります。3、したがって、12月の4定で給与削減した市長の給与分と副市長の給与分は、現時点でどのような名目でどこに存在するのでしょうか。4、最も責任ある市長、副市長を含めて21人からの補填と退職した関係者の分の寄附金はどのようにしようとしているのでございましょうか。5、全職員からの給与削減で新滝川活力再生基金への投入は市長の公約違反であり、ましてや職務が全く異なる市立病院の看護師などからも給与削減を強行し、寄附をさせようとする態度は問題ではありませんか。職員の分は違法性はないのでありますが、撤回すべきで、個人の財布から自由寄附にすべきではないでしょうか。6、しかし、この新滝川活力再生基金への返還金の手法は条例で首長の給与を削減し、一たん市の一般会計に戻して、私の言う裏わぎを使い、新滝川活力再生基金から財政調整基金に投入されるという複雑返還方法を採用しているも、市長の分の補填策は公職選挙法に抵触する問題が残ると思われませんが、見解を求めます。7、こうした複雑問題は、次の新市長による解決が最善ではないでしょうか。これだけの重大問題を引き起こした田村市長は辞任して、市長選挙を行い、これらの問題は次の市長のほうが解決しやすいと思うわけであり、もちろん返還問題だけではなく、先ほど申し上げましたこの事件の真相や1年半も支給が続いたやみの部分は、秘書室での疑惑など田村市政では解決できない問題が多いのであります。市民から見ると、全国に悪名をとどろかせた事件と次々の裁判、商店街の景気低迷や産業の下降、地価の下落等々からも任期全うは望むべくもないのであります。市民には、田村市政はもはや死に体としか映りません。市長の滝川生まれの滝川育ちは、すべて裏目ではありませんか。ことしは、衆議院の解散による総選挙があります。その期を同じくして市長選挙が望ましいのであります。12月に続き、強く辞職勧告をしたいと思うのであります。結論的に申し上げます。基金への寄附金にこだわることのないフリー政策のリーダー市長を求めたいのであります。いかがでしょうか。

3点目は、市立病院改築入札における談合疑惑について、午前中の清水議員の質問とは観点が違いますので、見解を伺います。道内の月刊雑誌2月号に、またまたこの事件をにおわす具体的な記事が掲載されました。滝川市の関係者、そして何よりリアルなのは建設協会の会長の自殺の原因などが書かれており、市の職員のことまでも記述されております。まさかと思いますが、書かれているようなことが現実になったとき、不祥事の続く田村市政は完全崩壊となるのではないですか。市長としての現時点でのコメントを求めたいのであります。

◎2、教育行政

1、「いじめによる女子児童の自殺事件」の訴訟問題について

最後は、教育行政。「いじめによる女子児童の自殺事件」の訴訟問題について。次の文章は、小田教育長、当時は代理への平成19年の1定での私の質問通告であります。江部乙小学校のいじめによる女子児童の自殺事件の当該学校としての事件の真相、反省、見解、まとめが必要ではないか。この通告後に校長の懲戒処分が出たが、校長、教頭が人事異動してしまつては再び学校のやみとして葬り去られるおそれがある。児童に対する直接の責任は学校にある。その責任者のもとに、これ

らのまとめを残しておいてもらいたいと考えるが、いかがか、こういうものでございました。ところが、この質問に対して現小田教育長は、教育委員会ですらまとめをしているので、江部乙小学校としてのまとめは必要ないと答弁されました。私は、先日の裁判を傍聴しました。事件当初ほとんどマスコミにも登場しなかった母親が法廷に立ち、意見陳述に立ちました。事実を知ることがいじめに気がついてあげられなかった親としての償いであると言いました。そして、教育委員会からの説明がありませんでしたとか、同級生にも担任にも会わせてもらえませんでしたと陳述いたしました。今保護者からの訴訟になって訴えられていることは、なぜうちの子が自殺したのか学校、担任から聞かされていないと、こういう無念さからということでもあります。このときのこのような不誠実な対応は、前教育長や前指導主事、前教育部長の責任であると思います。そこで、先ほどの江部乙小学校として事件の真相、反省、見解、まとめが必要だと進言している元教員で当時は総務文教常任委員の私の忠告を拒否し、無視して放置してきたのは小田教育長、あなたの責任ではないですか。たびたび弔いに行って、保護者と親密にしていましたか。いずれにしましても、死亡されて満3年が経過して、滝川市の対応に不満があるというわけでもあります。私は、当時こうなるということを見越して、学校と保護者は心を開いて密接な距離で鎮魂の心を持って接しなさい、学校のまとめ、責任、誠意が必要であると忠告したつもりであります。冷たい役所としてのまとめと対応は、必然的にこのような最悪の告訴という事態を引き起こしてしまったわけでもあります。

小田教育長の責任ある答弁を求め、以上を私の質問といたします。

○議 長 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 渡辺議員の質問に以下ご答弁を申し上げます。

事件の解明に当たっては、内部検証、第三者検証委員会における検証、裁判の進展による解明、それぞれの段階における公表を着実にやってきたつもりであります。責任逃れをするつもりもありませんし、真相を隠すつもりもありません。公明正大に対応してきたというふうに思っております。これからもその姿勢は変わりません。そういう姿勢で臨みたいというふうに思います。

返還金問題について、返還に係る補正予算は条件を整えて今議会に提案をさせていただき予定しております。返還納付書はまだ届いておりませんが、いずれこの年度内には送付されるというふうに思います。補正予算が議決され次第、支払い手続を行って、今年度中に支払いたいというふうに思っております。基金の関係でございますが、今議会の冒頭にも行政報告をさせていただきましたけれども、財政調整基金の一時的な取り崩しと同基金への積み戻しについて、その考えを報告をさせていただきました。なお、平成20年度までに削減などした給与分と市民の皆様からのご厚志による寄附金については、新たに設置する基金に積み立てをする考えであります。削減した削減分のお金はどこにあるのかというご質問でございますが、これは、平成20年の第4回定例会において、市長及び副市長の給与月額を減らす条例を議決させていただきましたが、同時に減額の補正予算も議決させていただきました。この補正予算は繰越金で調整をさせていただいているところでございますので、今後基金へ積み立てをする場合に、その財源は繰越金ということになってまいります。関係職員の分の寄附金はどのようにということでございますが、一般職員につきましては処分の有無にかかわらず、返還に伴い、財政調整基金に不足が生じる額を含めて新滝川市活力再生プラ

ンの人件費改革として職員に協力を求めたものでございます。したがって、処分の有無による差異は考えておりません。また、関係退職職員に対しては、協力をお願いしているところでございまして、一定の理解をいただけるものというふうに思っているところであります。公約違反だと先ほどのご質問にございましたけれども、私は一般職員につきましては、返還に伴い財政調整基金に不足が生じますため、この不足の生じる額を含めて新滝川市活力再生プランの人件費改革として職員に協力をお願いを申し上げた。いわば組織的対応として協力を申し上げたというふうなところであります。このことについて、先ほど来ご答弁を申し上げます組合についてはご協力をいただくということに合意をしていただいたと、このことについては本当に深く感謝を申し上げたいというふうに思いますのと同時に、合意に至った職員組合の思いというものも深くかみしめなくてはいけないというふうに思います。と同時に、市全体として条件を整えて、この組織的な対応について先ほど申し上げました今議会中に追加提案をさせていただきたいというふうに思っております。この是非を議論していただきたいというふうに思います。市長の公職選挙法に抵触するのではないかと、私はしないと思って提案しております。新リーダー論については、ご意見として受けとめさせていただきます。

市立病院改築入札についてのご質問でございますけれども、入札につきましては職員会議でしっかりと議論していただいて、こういう形でやるのが適切であるという結果を市長に報告をしていただきました。提案をしていただきました。その提案に基づいて、市長がその方向で決定をしたと、判断をしたということでもあります。その過程の中に疑惑はありません。入札は、適正に執行されたというふうに信じております。仮に記事が事実だということが明らかになれば、必要な調査や法令、工事請負契約に基づいた措置を講じてまいります。これは、ぜひ渡辺議員にお願いしたいというふうに思いますが、報道の一側面がすべてであるかのごときということではなくて、ぜひとも客観性も含めてお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長 教育長。

○教育長 「いじめによる女子児童の自殺事件」の訴訟問題についてでございますが、平成18年12月5日の日に作成をいたしました調査報告書において自殺の原因となつたいじめの内容について明らかにしたものでございます。この報告書の中で、事件により判明した問題点として、学校においては教育相談の実施や生徒指導情報の共有化と記録化などが不十分であったこと、市教委においては調査の方針が不明確であり、いじめについての理解不足などがあったことを明らかにしてきたところでございます。この報告書の中で、学校における問題というものを明らかにしております。したがって、学校でつくる報告書と教育委員会がつくる報告書、内容が違うということはありません。市教委がまとめた報告書の中に記載をされている学校における問題点について記載がされておりますので、改めて学校でつくるという必要はないのではないかとご答弁をさせていただきました。また、これまでの問題点につきましては、学校における対応、そして教育委員会における対応等の施策の中で取り組みを進めてきたところでございます。過日本事件に係る損害賠償請求の裁判が開始されたところであり、事件後における学校や市

教委の対応については今後の審理の中で裁判所の判断が下されるものというふうに考えております。また、保護者や遺族に対して弔いの気持ちを持って密接な関係で対応していたかということがございます。調査報告書作成後でございますが、私初め教育委員会の職員が3回、それから前教育委員長さんを含めて教育委員さんが計4回、ご遺族の自宅にお伺いをしておりますし、ご遺族の方が教育委員会に見えられた回数は40回を超える回数で、ご遺族の方と教育委員会といろいろなお話をいただいております。その中で、今回裁判になりました担任あるいは保護者への面談ということの方法につきましてもさまざまなご協議をさせていただきました。残念ながらご遺族のご要望に沿える結果にならなかったということで、今回の訴訟という手続を踏まれたというふうに思っております。そういう意味では、十分にご遺族の意向に沿うことができなかったという部分についてはおわびをしたいというふうに思います。

○議長 答弁が終わりました。

渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、市長並びに教育長に、たくさんあるのでございますが、時間のほうがございませんので、3点ほどに絞りまして再質問をしたいと思います。

まず、1点目でございますが、介護タクシーの事件の市民に対する真相説明、これがまだまだ答弁が不十分であります。真相の説明という、こういう観点でいえば、北大病院のお医者さんへの対応もやみ、その他の札幌の病院との対応もやみのまま、それからなぜ1年半にわたって2億4,000万円近くが不正受給と、そして不正支給が続けられたのか、そんなの市民は全然わかりません。秘書室のやみ、元室長、若山氏が私の3回の喚問にも応じていないやみ。そして、監査委員も言及しなかった滝川の介護タクシーを利用しなかった理由のやみなどなど、市民に全然説明されておられません。再答弁をお願いします。

2点目、職員や市長の給与削減した分は寄附金そのものだという観点で再質問をしたいと思います。特に市長の分は、否定されても、あるいは選管がオーケーを出しても違法条例審査権は裁判所にあるわけでありまして。法の網をくぐって、私の言う裏わざを使って市長の給与分を公的からくり基金制度をつくって、つまりは寄附する行為は違法そのものではありませんか。潔く辞職して、私財を投入し、市職員の負担分を軽くすることが必要だと思っておりますが、この再答弁を求めます。

3点目は、教育長であります。答弁は聞きました。江部乙小としての対応あるいはまとめ、これを校長、教頭が転勤前に残しておいてもらいたいと言った私の助言は拒否したわけでありまして、しかし教育委員会のまとめと学校のまとめが同じだということを考えて教育行政をやっているから、またまた次々と事件が起きるわけでありまして。なぜかと申しますと、学校のまとめというのは私もやりました。職員会議の細かい記録、そして子供の動き、そんなものを教育委員会がまとめているわけがない、こういうことであります。したがって、私が先ほど言ったようなことで結果的には告訴になったわけでありまして、最後に聞きます。それでは、小田教育長、なぜこれで裁判になってしまったのですか。裁判にならないような手はずはなかったのか、ここをお聞きいたします。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長 答弁を求めます。市長。

○市 長 渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

真相究明の最善の努力をし、市民の皆さん方にもご報告を申し上げ、そしてご質問にもお答えを申し上げてまいりました。さらに、議会におけるご質問にも真摯に対応してきたというふうに思います。ご納得いただけるのかどうかというのは、きっと別問題だろうというふうに思います。私としては、真相究明のための究明も説明も真摯に行ってきたつもりであります。寄附金は、私は法律違反をするという条例を提案するつもりはありません。法律に違反しないという前提で条例提案をするつもりであります。

○議 長 教育長。

○教 育 長 なぜ裁判になったかということをございますが、先ほどもお答をしたとおり、遺族のご要望に沿いたいという思いで先ほど申し上げました回数含めて対応してまいりました。結果としてご遺族の望む方向にはならなかったもので、こういう形で裁判という方法をとらざるを得なかったのだらうなというふうに思っておりますので、至らなかった部分については先ほど同様おわびをしたいというふうに思います。

(何事か言う声あり)

○議 長 はい、どうぞ。

○市 長 2番目の質問の寄附金についてはと、ご質問の答えで寄附金という表現そのまま使いましたから、記録にこのまま残ったら誤解を招きますから、寄附金だというご質問についてはということで追加をさせていただきます。

○議 長 以上をもちまして渡辺議員の質問を終了いたします。

これをもちまして平成21年度市政執行方針並びに予算大綱、教育行政執行方針に対する質問を終了いたします。

◎日程第4 議案第42号 予算審査特別委員会の設置について

選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議 長 日程第4、議案第42号 予算審査特別委員会の設置について、選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに一括採決したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

(何事か言う声あり)

○議 長 傍聴の方、ちょっとお静かにお願いいたします。

異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第42号が可決されましたことにより、議案第1号から第9号までの各会計予算及び議案第17号から第19号まで、議案第21号、議案第24号から第29号まで、議案第31号から第36号まで、議案第38号の予算関連議案、以上26件につきましては、それぞれ予算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

予算審査特別委員会の開催等により、3月12日から3月22日までの11日間休会をいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月12日から3月22日までの11日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時30分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成21年第1回滝川市議会定例会（第21日目）

平成21年 3月23日（月）

午前10時00分 開 議

午後 4時26分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 議案第43号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第8号）
議案第44号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第1号）
議案第45号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第46号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）
議案第47号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第48号 平成21年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第49号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第50号 滝川市教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例
議案第51号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第53号 滝川市基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第54号 監査委員の選任について
- 日程第 6 議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第56号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 選任第 2号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 9 選任第 3号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第10 報告第 1号 監査報告について
報告第 2号 例月現金出納検査報告について
- 日程第11 意見書案第1号 公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める要望意見書
意見書案第2号 雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める要望意見書
意見書案第3号 「緑の社会」への構造改革を求める要望意見書
意見書案第4号 肝炎対策のための基本法の制定を求める要望意見書
- 追加日程第 1 決議案第1号 北海道の自衛隊体制維持を求める要望決議
- 追加日程第 2 決議案第2号 季節労働者対策の強化を求める要望決議
- 日程第12 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員 (17名)

1番	渡辺精郎君	2番	窪之内美知代君
4番	清水雅人君	5番	関藤龍也君
6番	本間保昭君	7番	山口清悦君
8番	中田翼君	9番	大谷久美子君
10番	荒木文一君	11番	堀重雄君
12番	三上裕久君	13番	堀田建司君
14番	田村勇君	15番	山腰修司君
16番	井上正雄君	17番	水口典一君
18番	山木昇君		

○欠席議員 (1名)

3番 酒井隆裕君

○説明員

市長	田村弘君	副市長	末松静夫君
教育長	小田真人君	教育委員会委員長	若松重義君
理事	飯沼清孝君	総務部長	高橋賢司君
市民生活部長	西村孝君	保健福祉部長	狩野道彦君
保健福祉部参事	佐々木邦義君	経済部長	多田幸秀君
建設部長	岡部豊君	教育部長	高橋一昭君
教育部指導参事	早瀬公平君	監査事務局長	中本隆之君
病院事務部長	東照明君	病院事務部参事	居林俊男君
総務課長	伊藤克之君	企画課長	舘敏弘君
財政課長	吉井裕視君	行政経営課長	五十嵐千夏雄君

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	次長	田湯宏昌君
書記	山本信子君	書記	寺嶋悟君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。
欠席の申し出は、酒井議員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、田村議員、山腰議員を指名いたします。

◎日程第2 第1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議 長 日程第2、第1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。
- 事務局次長 第1 予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査について。
事務局次長朗読する。（記載省略）
- 議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。山口委員長。
- 第1 予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。
- 第1 予算審査特別委員会に付託されました議案第1号及び予算関連議案13件につきましては、3月12日から18日までのうち5日間にわたり特別委員会を開催し、延べ84名の委員から345問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。
- 討論、採決の結果、議案第1号、第21号、第26号、第27号につきましては賛成多数、議案第17号から第19号まで、第24号、第25号、第28号、第31号、第35号、第36号、第38号の10件については全会一致により、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定しました。
- なお、討論の際に会派等から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。
- 最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚く御礼を申し上げ、補足説明といたします。
- 議 長 朗読及び補足説明が終わりました。
- これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たりましては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、質疑を省略し、直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決をされました。

次に、議案第21号について起立により採決をいたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について起立により採決をいたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号について起立により採決をいたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第27号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第17号から第19号まで、第24号、第25号、第28号、第31号、第35号、第36号、第38号の10件について一括採決をいたします。

本件をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から第19号まで、第24号、第25号、第28号、第31号、第35号、第36号、第38号の10件につきましては、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第3、第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査について。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。大谷委員長。

○第2予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経緯について若干補足説明をいたします。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第9号までの8件及び予算関連議案4件につきましては、3月12日から17日までのうち4日間にわたり特別委員会を開催し、会計ごとに詳細なる説明を受けた後、延べ49名の委員から97問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、討論、採決の結果、議案第9号の1件については賛成多数、議案第2号から第8号まで、第29号及び第32号から第34号までの11件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定したところであります。

なお、討論の際に各会派等から出されました会計ごとの討論要旨につきましては、後日全議員に印刷配付することになっておりますので、申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚くお礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

以上です。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たりましては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 皆様、おはようございます。市民の声連合の渡辺精郎です。私は、ただいま大谷第2予算審査特別委員長からの報告のありました平成21年度特別会計、企業会計等7件の予算案並びに関連する条例改正案を可とする立場で、市立病院事業会計予算を否とする立場で討論いたします。

それでは、否とする病院事業会計であります。企業努力がなされ、多数の病院職員の給与費を抱えながら安定的経営がなされていることは、敬意を表します。しかし、日本全国の公立病院の8割が赤字を抱えている今日の情勢下で今回の病院改築に突入したことは、極めて無謀な施策であることを私は強く訴えてまいりました。今でもその精神は継続しております。ここに新築する経費を含んだ市立病院事業会計が出発いたしました。それにしても、昨年8月6日に開催されました第2回臨時市議会を反省する必要があるのではないのでしょうか。この日、6月の市立病院建てかえ入札した3つのJVともに同時刻ごろにそろって入札を辞退してきたということで、再入札ということになりまして、実に12億4,000万円という巨額の補正を提案されました。反対は私ただ一人、

16対1で可決されました。しかし、この12億4,000万円の意義は、どうだったでありましょうか。9月の入札を終えたころには、北京オリンピックが終了したことと不況のあらしで鉄骨や建築資材が急落という状況になってしまいました。滝川市にとっては極めて巨額の12億4,000万円の浄財が1カ月の違いで水泡のように業者の利益に消えてしまったのであります。そのとき私が討論いたしましたように、学校1校は楽に建てることができた巨費ではないでしょうか。そして、今は鎮静化しておりますが、この市立病院の改築工事の入札にかかわって不穏なうわさは検察庁が厳しく調査ということでありますから、どのような展開になるのか、滝川市立病院にかかわる黒い霧はごめんであります。

さて、改築丸の出発いたしました市立病院の今後の安定的経営であります。言うまでもなく病院事業というものは市民や近隣のまちの人々に医療信用というものが第一であります。市立病院の今後を占う観点からも、精神的、肉体的にも悩みを抱えた患者さんがどのような気持ちで来院するののかということが最大の課題になります。患者さんに対して、接し方、医療技術とケアが極めて大切なのであります。その上で医療収益も十分に上げられることを望むものであります。このたびの予算案立案に当たって一番気になりますことは、患者数であります。21年度の外来患者数を1万5,140人の減と予定しなければならないことは、極めて残念であります。開業日を換算いたしますと、1日当たり60人も患者さんが減ということであります。今は改築中を理由にすることが出来ます。しかし、新築し、開院後に患者さんが減ってしまつては大変であります。市民や患者に選ばれる病院が絶対の条件、一般市民は病院選択の自由があるのです。このままいけば、滝川市民は滝川市立病院に通いまいとなりません。その前に、ぜひとも今から市立病院の評判が上がり、安定経営が大前提であります。また、病院新築を医師確保の条件に挙げてきたのでありますから、しっかりと名医を招聘していただきたいのであります。新築した病院環境で医師確保もできない、外来、入院患者の伸び悩みは、滝川市の財政がとんでもないことになりかねません。現在約390億円の滝川市の負債は、病院改築によってますますふえていくだけ。そこに、病院の不良決算が財政の足を引っ張るなど連結赤字にならぬよう最大の努力が必要であります。さらに、看護師も退職の人の数を確保できないことも今後心配なことをふやしました。いずれにいたしましても、病院改築の予算が本格的になりました。私の病院改築慎重論は、今市民のレベルではやっぱり建てるのかとあきらめと批判の段階であります。今後は市民にあきれた感覚を持たせないよう、しっかりした経営を望むものであります。

以上、市立病院事業会計予算案に反対の市民の声連合の渡辺精郎の討論といたします。

○議長 清水議員。

○清水議員 おはようございます。日本共産党の清水雅人です。私は、日本共産党を代表し、議案第2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計予算を否とする立場で、その他の第2予算審査特別委員会に付託された議案については可とする立場で討論を行います。

反対理由は1点です。資格証明書の発行、つまり滞納者の一部に保険証を発行しないことです。現在滝川市は、97名の市民に対し資格証明書を発行しています。また、資格証明書発行の基準については、変更する考えはないということです。しかし、低額所得者、特に生活保護基準以下の低

額の所得の市民が納付相談を行っても、毎月1,000円の滞納についての返済などでは保険証の取り上げについては変えないということです。日本共産党は、悪質な滞納者についての資格証明書については理解をするものです。しかし、このように収入が余りにも低くて1,000円ぐらしか納付できない、こういった方たちからも保険証を取り上げるということについては賛成できません。今全国で保険証がないために受診がおくれ、容体が悪化したり、場合によっては死亡したりする例が相次いでいます。今行政に求められていることは、貧富の格差が大きくなる中で社会保障をきちんと受けられない市民への配慮ではないでしょうか。このような中で、国も保険証がない国民に対する配慮を実施し始めています。まず、今年度から中学生以下に対しては保険証を発行すること、また保険証がない国民が病院の窓口でそのことを申し出れば、1回は保険給付されることなどを指示しています。しかし、滝川市は、これら97名の方々にこのような国の通達についてそれぞれ通知をする考えはないということです。さらに、これら97名の方々は、生活の大変さからこのような国の発信している情報が届いていないということが考えられます。今後については、全世帯への保険証の発行の年度内の再検討を求め、反対討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより第2予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第2号について起立により採決をいたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第2号につきましては、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第2予算審査特別委員長の報告のうち議案第9号について起立により採決をいたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第9号については、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第3号から第8号まで、第29号及び第32号から第34号までの10件につきまして一括採決をいたします。

本件をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第8号まで、第29号及び第32号から第34号までの10件につきましては、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第43号 平成20年度滝川市一般会計補正予算(第8号)

- 議案第44号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成21年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 滝川市教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例
- 議案第51号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第53号 滝川市基金条例の一部を改正する条例

○議長 日程第4、議案第43号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第8号）、議案第44号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第1号）、議案第45号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第46号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）、議案第47号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第48号 平成21年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第49号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）、議案第50号 滝川市教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例、議案第51号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第53号 滝川市基金条例の一部を改正する条例、以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第43号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第8号）についてご説明をいたします。

生活保護費詐欺事件に係る国庫負担金の返還額の確定に伴い、市民報告会等でご説明してまいりました基本方針に基づき、諸費目について補正したいとしますのでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2億127万円を増額し、予算の総額を214億4,932万9,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額2,771万7,000円の増額につきましては、滝川市再生基金積立金の補正でございます。滝川市再生基金につきましては、補正予算関連議案として今議会に上程しております議案第53号 基金条例の一部を改正する条例に基づき、生活保護費国庫負担金等返還に係る財源の受け皿として、有期限により新たに設置した

いとす基金であります。この基金の趣旨に基づき、既に減額しております市長、副市長の給料減額分、今回補正いたします関係職員の懲戒処分に係る給料等減額分及び生活保護費国庫負担金の返還のためにと寄せられた寄附金について積み立てたいとするものでございます。

12款2項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額1億7,914万5,000円の増額につきましては、生活保護費国庫負担金返還金の補正でございます。会計検査院の指摘を受け、厚生労働省に対し、18年度、19年度に係る生活保護費国庫負担金事業実績報告書の訂正を行い、提出いたしました。今回提出した事業実績報告に基づき返還額の確定を受けましたことから、必要額について補正し、速やかに返還を行いたいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額559万2,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。生活保護費詐欺事件に係る関係職員の懲戒処分に伴う職員費の減額補正でございます。

以上、歳出合計で2億127万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。18款1項1目一般寄附金1,036万8,000円の増額は、生活保護費返還のためにと市に寄せられたご寄附について補正したいとするものでございます。

19款2項1目基金繰入金1億7,914万5,000円の増額は、生活保護費国庫負担金を返還するために一時的にその財源を財政調整基金から一般会計に繰り入れたいとするものでございます。

20款1項1目繰越金1,175万7,000円の増額についてご説明いたします。生活保護費詐欺事件に係る給与縮減分については、滝川市再生基金に積み立てる財源としていただいておりますが、市長及び副市長の給与につきましては既に減額補正済みであり、その補正財源として繰越金を減額していることから、一たん減額していた繰越金を財源として、市長及び副市長の給料減額分を滝川市再生基金積み立ての財源としたいとするものでございます。

以上、歳入合計で2億127万円の増額となったところでございます。

以上、議案第43号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第44号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、生活保護費国庫負担金の返還によって生じる新たな財源不足額の解消を含めた上で、現在策定中の新滝川市活力再生プランに先立ち、人件費改革として給与等の縮減を実施することによる補正でございます。人件費改革は、2つの要素から成ります。1つは、今後人件費として経常的に改善が必要となる額1億5,200万円の解消に係る給与等の縮減であります。もう一つは、生活保護費国庫負担金返還に伴い、一時的に不足する1億7,914万5,000円について財政調整基金から一たん繰り入れすることになりますが、この繰り入れした額を3年間で計画的に財政調整基金に復元するための給与等の縮減であります。今回の補正は、平成21年度予算に係る職員給与等の減額に伴う諸費の補正を行い、このうち経常的な収支不足額の解消にかかわる部分については当初予算で計上した財政調整基金繰入金を減額し、財政調整基金の復元に係る分について

は財政調整基金に積み立てするものでございます。

1 ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ1億5,000万円を減額し、予算の総額を196億4,500万円とするものです。

第2項で、補正後歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2 ページ、3 ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。2 款1 項4 目財産管理費、補正額5,234万7,000円の増額につきましては、財政調整基金積立金の補正でございます。職員給与等の減額のうち、平成21年度における財政調整基金復元分5,234万7,000円について積み立てを行いたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。4 款1 項1 目保健衛生費、補正額93万7,000円の減額につきましては、下水道事業会計負担金の補正でございます。職員の給与等の減額に伴い、負担金を減額するものでございます。なお、このうち財政調整基金復元分50万円については、財政調整基金に積み立て、残り43万7,000円については財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

4 款1 項6 目他会計繰出金、補正額2,693万7,000円の減額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。職員の給与等の減額に伴い、繰出金を減額するものでございます。国民健康保険特別会計については238万8,000円の減額となり、このうち財政調整基金復元分44万7,000円について財政調整基金に積み立て、残り194万1,000円については財政調整基金繰入金を減額するものでございます。介護保険特別会計については、386万2,000円の減額となり、このうち財政調整基金復元分105万2,000円について財政調整基金に積み立て、残り281万円については財政調整基金繰入金を減額するものでございます。病院事業会計については、2,068万7,000円の減額となり、このうち財政調整基金復元分1,793万3,000円について財政調整基金に積み立て、残り275万4,000円については財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次のページをお開き願います。8 款2 項2 目道路新設改良費、補正額421万8,000円の減額、8 款4 項4 目公園緑地造成費、補正額27万4,000円の減額につきましては、それぞれ目で計上しております職員の給与等の減額による補正でございます。このうち財政調整基金復元分95万3,000円について財政調整基金に積み立て、残り353万9,000円については財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

8 款5 項1 目住宅管理費、補正額44万8,000円の減額につきましては、公営住宅事業特別会計繰出金の補正でございます。職員給与等の減額に伴い、繰出金を減額するものでございます。

減額分全額が財政調整基金復元分であることから、財政調整基金に積み立てるものでございます。

次のページをお開き願います。9 款1 項1 目消防費、補正額2,485万1,000円の減額につきましては、滝川地区広域消防事務組合負担金の補正でございます。職員の給与等の減額に伴い、負担金を減額するものであります。減額した全額について、財政調整基金繰入金を減額するもので

ございます。

次のページをお開き願います。13款1項1目職員費、補正額1億4,468万2,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。職員の給与等の減額に伴う減額補正でございます。このうち、財政調整基金復元分3,101万4,000円について財政調整基金に積み立て、残り1億1,366万8,000円については財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

以上、歳出合計で1億5,000万円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。19款2項1目基金繰入金1億5,000万円の減額は、当初予算において収支不足を補填するために繰り入れた財政調整基金1億5,000万円について、職員の給与等の減額に伴い、繰入額の全額を減額するものでございます。

以上、歳入合計で1億5,000万円の減額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第44号の説明とさせていただきます。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第45号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、生活保護費国庫負担金の返還によって生ずる新たな財源不足額の解消を含めた上で、現在策定中の新滝川市活力再生プランに先立ち、人件費改革として給与等の減額を実施することによる補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ238万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,755万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の金額等につきましては、第1表によるところでございます。

歳出よりご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、説明欄、給与等に要する経費で一般職、2節給料78万7,000円の減、3節職員手当等125万1,000円の減、4節共済費35万円の減、計238万8,000円の減額であります。

歳出、補正額238万8,000円を減額し、53億4,755万9,000円としたいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。8款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金238万8,000円減額するものでございます。

歳入合計、238万8,000円減額し、53億4,755万9,000円としたいとするものでございます。

なお、10ページは給与費明細でございますので、お目通し願います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 建設部長。

○建設部長 議案第46号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますけれども、職員給与の減額措置に伴います減額補正でございます。

1 ページをごらんいただきたいと思っております。歳入歳出予算補正については、第1項において歳入歳出総額からそれぞれ44万8,000円減額し、歳入歳出総額をそれぞれ6億7,980万3,000円とし、第2項で款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりとしたいとするものでございます。

歳出よりご説明申し上げますので、8ページをお開きいただきたいと思っております。1款1項1目市営住宅管理費でございますけれども、右の説明欄のとおり給与等に要する経費208万7,000円を減額したいとするものでございます。

1款2項1目公営住宅建設費において、給与等に要する経費21万8,000円を減額し、減額の合計は230万5,000円でございます。

10ページをお開きいただきたいと思っております。3款2項1目基金積立金でございます。公営住宅敷金基金積立金でございますけれども、予算額1,933万4,000円に185万7,000円を増額し、補正後2,119万1,000円としたいとするものでございます。

歳出の合計は、44万8,000円減額し、6億7,980万3,000円となります。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、6ページをお開きください。歳入、5款1項1目他会計繰入金でございますけれども、補正前の額4,400万円から44万8,000円を減額いたしまして、補正後の額は4,355万2,000円となります。

歳入合計、44万8,000円を減額し、6億7,980万3,000円となったところでございます。

以上で議案第46号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第47号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、生活保護費国庫負担金の返還によって生じる新たな財源不足額の解消を含めた上で、現在策定中の新滝川市活力再生プランに先立ちまして、人件費改革として給与等の縮減を実施することに伴う補正でございます。

議案に基づきご説明申し上げますので、1ページをお開き願います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ545万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億215万円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,250万1,000円とするものでございます。

第2項で、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後のこれらの勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

補正の内容につきまして、保険事業勘定から事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、

8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費で263万9,000円を減額するものでございますが、これは7名の人件費減額分でございます。

1款2項1目賦課徴収費では73万1,000円を減額するものですが、これは2名の人件費減額分でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。3款1項1目介護予防事業費では114万4,000円を減額するものですが、これも2名の人件費減額分でございます。

3款2項1目包括的支援事業費・任意事業費では93万7,000円を減額するものですが、これも2名の人件費減額分でございます。

以上、歳出合計で545万1,000円を減額したいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目第1号被保険者介護保険料で41万6,000円を減額するものですが、これは歳出の地域支援事業費の減に伴う20パーセント分の減額でございます。

2款2項2目地域支援事業交付金（介護予防事業）では28万6,000円を減額するものですが、これは歳出の介護予防事業費で減額となった114万4,000円の25パーセント分でございます。

2款2項3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では37万4,000円を減額するものですが、これは歳出の包括的支援事業費・任意事業費で減額となりました93万7,000円の40パーセント分でございます。

3款2項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）では14万3,000円を減額するものですが、これは歳出の介護予防事業費で減額となった114万4,000円の12.5パーセント分でございます。

3款2項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では18万8,000円を減額するものですが、これは歳出の包括的支援事業費・任意事業費で減額となりました93万7,000円の20パーセント分でございます。

4款1項2目地域支援事業交付金では34万3,000円を減額するものですが、これは歳出の介護予防事業費で減額となりました114万4,000円の30パーセント分でございます。

6款1項1目一般会計繰入金では370万1,000円を減額するものですが、これは2節地域支援事業繰入金で歳出の介護予防事業費で減額となった114万4,000円の12.5パーセント分、3節の地域支援事業繰入金では歳出の包括的支援事業費・任意事業費で減額となった93万7,000円の20パーセント分、4節職員給与費等繰入金は歳出、総務費の人件費減額分でございます。

以上、歳入歳出それぞれ545万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億215万円としたいとするものでございます。

次に、介護サービス事業勘定について事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、20、21ページをお開き願います。1款3項1目介護予防支援事業費で16万1,000円を減額するものですが、これは1名の人件費減額分でございます。

以上、歳出合計16万1,000円を減額したいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。18ページ、19ページをお開き願います。3款1項1目一般会計繰入金で16万1,000円を減額するものですが、これは歳出関連でございます。

以上、歳入歳出それぞれ16万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,250万1,000円としたいとするものでございます。

以上を申し上げます、議案第47号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 建設部長。

○建設部長 議案第48号 平成21年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。今回の補正予算でございますけれども、職員給与費の減額措置に伴います減額補正でございます。

第1条でございますけれども、これは総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。収入からご説明申し上げますけれども、第2款個別排水処理施設事業収益、第2項営業外収益93万7,000円を減額し、1,951万3,000円としたいとするものでございます。次に、支出でございますけれども、第1款公共下水道事業費、第1項営業費用113万円を減額をいたしまして、7億4,660万1,000円とし、第2款個別排水処理施設事業費、第1項営業費用93万7,000円を減額し、2,363万2,000円としたいとするものでございます。

第3条でございますけれども、資本的支出の補正でございますけれども、第1款公共下水道資本的支出、第1項建設改良費41万7,000円を減額し、2億1,409万3,000円としたいとするものでございます。

第4条でございますけれども、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正であります。予算第9条中「5,250万2,000円」を「5,001万8,000円」に改めたいとするものでございます。

第5条でございますけれども、他会計からの補助金の補正でございます。予算第10条中「2,475万2,000円」を「2,381万5,000円」に改めたいとするものでございます。

補正予算明細書でご説明を申し上げますので、8ページをお開きいただきたいと思います。明細でございますけれども、収益的支出明細書（公共）でございますけれども、1款1項1目管渠費で22万2,000円の減、5目水洗化促進費で47万9,000円の減、6目総係費で42万9,000円の減で、合計113万円の減となり、1款公共下水道事業費の補正後は12億3,204万1,000円となります。

次に、資本的支出明細書（公共）でございますけれども、1款1項1目公共下水道整備事業費41万7,000円の減で、1款公共下水道資本的支出の補正後は25億2,684万8,000円となったところでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。収益的収入明細書（個別）でございます。1款2項

3目他会計補助金93万7,000円の減で、1款個別排水処理施設事業収益の補正後は2,696万2,000円となります。

それから、収益的支出明細書（個別）でございますけれども、1款1項1目個別排水処理施設管理費93万7,000円の減で、1款個別排水処理施設事業費2,709万4,000円となります。

なお、2ページ目以降の補正予算実施計画、資金計画書、給与明細書、貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきますので、お目通し願いたいと思います。

以上で議案第48号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 議案第49号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

病院事業会計に属します職員の給与等の減額に伴う補正でございます。第2条、業務の予定量の補正でございますけれども、主要な建設改良事業の病院改築事業で事業支弁の人件費を減額することにより322万8,000円を減額し、35億5,732万9,000円にしたいとすることでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正でございます。まず、収入の部でございますけれども、第1款病院事業収益について2,068万7,000円減額し、59億5,910万5,000円に、第2項医業外収益について1,727万3,000円減額し、4億1,067万4,000円に、第3項高等看護学院収益について341万4,000円減額をし、8,668万4,000円にしたいとするものです。

次に、支出の部でございますけれども、第1款病院事業費用について9,862万7,000円減額をし、58億7,525万1,000円に、第1項医業費用について9,521万3,000円減額し、57億5,679万4,000円に、第3項高等看護学院費用について341万4,000円減額し、8,932万5,000円にしたいとするものです。

第4条の資本的支出の補正でございますけれども、予算第4条中「2億7,979万2,000円」とありますのは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額でございますけれども、これを「2億7,656万4,000円」に、「2億7,549万円」とありますのは過年度分損益勘定留保資金でありますけれども、これを「2億7,226万2,000円」に改め、資本的支出のほうの予定額を次のとおり補正するというものでございまして、第1款資本的支出で322万8,000円減額し、39億3,127万円に、第1項建設改良費で322万8,000円減額し、36億8,024万円にしたいとするものです。

次に、第5条の予算第8条に定める議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして、職員給与費について1億185万5,000円を減額し、34億8,957万2,000円にしたいとするものです。

3ページにつきましては予算の実施計画、5ページに資金計画、6ページ、7ページに給与費明細書、8ページ、9ページについては予定貸借対照表が記載してありますので、お目通しをいただ

きたいと思います。

10ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出の明細書でございます。収入でございますけれども、1款2項3目他会計負担金1,727万3,000円の減、3項1目学院収益341万4,000円の減額につきましては、一般会計の負担金の減額でございます。先ほども議案第44号でご説明したとおりでございます。

支出のほうでございますけれども、1款1項1目給与費9,521万3,000円の減額、3項1目給与費341万4,000円の減額、それから資本的収入及び支出の明細書でございますけれども、支出のほうで1款1項1目改築費で322万8,000円を減額したいとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 総務部長。

○総務部長 議案第50号 滝川市教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この条例の提案の趣旨でございますが、後ほどご説明いたします議案第52号とも関連いたしますが、平成21年度から23年度までの新滝川市活力再生プランの実施に当たり、生活保護費国庫負担金の返還に伴います財政調整基金における新たな財源不足額約1億7,915万円への対応といたしまして、平成21年4月1日に在職する滝川市教育委員会教育長の任期中の在職期間における給料月額を減額するため制定したいとするものであります。既に教育長については行財政改革のため、平成17年12月より給料月額の100分の15.3を減額しておりますが、このたび提案いたしますのは平成21年4月から任期中の在職期間において100分の15.3の減額に加え、さらに給料月額の100分の3を減額したいとするものであります。

附則におきまして、この条例は、平成21年4月1日から施行したいとするものであります。

なお、今回の条例制定に伴う減額による影響額につきましては、任期中におきます人件費ベースとしておおむね110万円程度を見込んでいるところであります。

以上で議案第50号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第51号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この条例の提案の趣旨でございますが、平成19年5月16日に改正、同年8月1日に施行されました地方公務員の育児休業等に関する法律の改正内容に従い、また国家公務員に関する取り扱いに準じて、滝川市職員の育児休業等に関連する規定について改正を行いたいとするものであります。

それでは、議案第51号参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。1ページでございます。第1条につきましては、さきの育児休業法の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、条例において定めるべき事項について整理をしたところであります。

第2条第6号及び第3条第1号につきましては、文言整理でございます。

2ページをお開きください。現行の第3号につきましては、文言整理を行った上で第4号とし、改正後の第3号には新たに再度の育児休業をすることができる特別の事情を追加したところでござ

います。

第5条第1号につきましては、文言整理でございます。現行の第5条の2及び第5条の3につきましては、見出しを含め文言整理をした上で、それぞれ条の繰り下げを行っております。

3ページをお開きください。現行の第6条、見出しの文言整理を行っております。また、改正内容についてですが、これまで育児休業をした期間について勤務したものとみなす期間を2分の1相当としておりましたが、これを100分の100以下に改正し、第8条としております。この改正の趣旨は、育児休業をした期間があることによる昇給への影響を改善し、育児休業を取得しやすい職場環境を整えたいとするものであります。

次に、新たな9条以下第17条までの規定であります。これらの規定は、さきの育児休業法の施行に伴う導入されました育児のための短時間勤務制度を導入するに当たり、条例において定めるべき事項について整理をしたものであります。なお、育児短時間勤務制度であります。この制度は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員について、育児と仕事の両立が可能となるよう複数の勤務の形態の中から職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる制度となっております。1週間当たりの勤務時間数は、常勤職員のおおむね5割から6割程度となっております。期間は1カ月以上1年以下となっておりますが、終了後1年を経過した場合には再度の承認を得ることができるものとなっております。滝川市においても、育児と仕事の両立を支援する勤務環境の整備という観点から、また出産期、育児期にある職員の人材確保という観点からも、職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことが可能となる育児短時間勤務制度について導入したいとするものであります。

以下、内容をご説明いたしますが、第9条につきましては、育児短時間勤務をすることができない職員について規定したものであります。

第10条につきましては、育児短時間勤務終了後1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定したものであります。

5ページをお開きください。第11条でございますが、育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、公務の運営上特別の形態によって勤務する必要がある職員が育児短時間勤務をする場合の勤務の形態について規定したものであります。

第12条につきましては、育児短時間勤務の承認の取り消し事由に関して規定したものであります。

6ページをお開きください。第13条につきましては、育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例に関する規定であります。なお、育児短時間勤務職員の給与に関して若干ご説明いたしますが、給料月額など勤務時間に応じた額として支給されるものと、一方で住宅手当など生活関連手当として常勤職員と同様に全額支給となるものがありますが、この条には給料月額など特例として定めるものについて国家公務員の取り扱いに準じて給与条例の読みかえにより規定したところあります。

8ページをお開きください。第14条につきましては、育児短時間勤務職員等についての勤務時間等条例の特例に関する規定であります。さきに申し上げましたように、育児短時間勤務制度につ

きましては、複数の勤務の形態の中から職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる制度となっておりますので、そのことに関連します1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振りなど、特例について勤務時間等条例の読みかえにより規定したところであります。

10ページをお開きください。第15条につきましては、育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務をやむを得ないとする事情を定めたものであります。

第16条につきましては育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新について規定したものであります。なお、育児休業法では、育児短時間勤務をする職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、その職員の代替的な意味合いで地方公務員法に定める短時間勤務職員を採用することができるかとされております。

第17条につきましては、前条でご説明いたしました短時間勤務職員の1週間の勤務時間の特例について規定をしたところであります。

11ページをお開きください。現行の第7条でございますが、部分休業をすることができない職員に関する規定であります。第2号に育児短時間勤務職員等を追加し、第3号については第4号とし、文言整理をしております。

同じく第8条、部分休業であります。見出しを含めた文言整理によるものでございまして、第19条としております。

第9条以下は、見出しを付し、または見出しの文言整理を行ったものでありますのと条の繰り下げを行ったものであります。

12ページをお開きください。附則第1項におきまして、この条例は、平成21年4月1日から施行したいとするものであります。

附則第2項につきましては、改正後の第8条の規定にあります育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置を規定したものでございます。

以上で議案第51号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この条例の提案の趣旨でございますが、大きく2つの改正内容から成っております。まず、1点目につきましては、平成19年の人事院勧告に伴う改正関係であります。平成19年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に関しましては、平成19年4月1日への遡及適用の中で、初任給を中心とした若年層に限定した給料月額引き上げなど所要の改正が行われたところでありますが、滝川市においても従来までの国公準拠への考え方を引き継ぎ、国家公務員の給与改定に準じた改正についてこのたび行いたいとするものであります。

次に、2点目といたしまして、先ほど議案第50号の説明の中でも触れましたが、平成21年度から23年度までの新滝川市活力再生プランの実施に当たり、プランにおける収支不足額3億5,000万円のうち人件費改革による対応といたしまして単年度当たり1億5,200万円、あわせて生活保護費国庫負担金の返還に伴います財政調整基金における新たな財源不足額約1億7,91

5万円への対応としまして平成21年度から23年度までの間、職員給与の縮減について行いたいとする改正であります。

それでは、議案第52号参考資料の新旧対照表1ページをお開き願います。第10条につきましては、見出しの文言整理を行うとともに、第10条で定めておりました昇格等に関する規定につきましては国における当該規定が人事院規則で定められている例によりまして、給与条例施行規則により定めようとするものでございます。

2ページをお開きください。第17条につきましては、平成19年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の月額について500円を引き上げたいとするものであります。

第19条は、第18条によります文言整理でございます。

3ページをお開きください。第36条、勤勉手当の支給額でございますが、平成19年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、勤勉手当の支給額を100分の75に引き上げたいとするものであります。これによります年間の支給額は、100分の5引き上げることになります。

附則第6項でございますが、新滝川市活力再生プランの実施に当たり、平成16年7月1日から平成21年3月31日までの間としておりました給料減額を平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間継続したいとする改正であります。

附則第7項、新滝川市活力再生プランの実施に当たり、平成21年4月から平成24年3月までの間、医療職給料表(1)の医師を除く職員について、12月期末手当に係る額を100分の5減じたいとする改正と、職務の級等を考慮して期末手当等基礎額に加算しておりましたいわゆる役職加算についてゼロとしたいとする改正の読みかえ規定となっております。

4ページをお開きください。現行の附則第8項及び第9項についてでございますが、現行の滝川市活力再生プランに基づく人件費改革の一環として、18年7月1日から平成23年3月31日までの間、滝川市職員の勸奨退職に関する取り扱い要綱により勸奨を受けて退職することとなった職員について、当該退職の日において上位の号給に昇給させることができる本規定につきましては、プランの目標達成に一定のめどがついたことなどをもって、平成21年3月31日をもって廃止したく、改正したいとするものであります。

5ページをお開きください。特別職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)についてであります。附則第5項でございますが、新滝川市活力再生プランの実施に当たり、平成21年4月から平成24年3月までの間、医療職給料表(1)の医師を除く一般職と同様、12月期末手当に係る額を100分の5減じたいとする改正と期末手当基礎額に加算しておりましたいわゆる役職加算についてゼロとしたいとする改正の読みかえ規定となっております。

次に、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正(第3条関係)についてであります。附則第3項でございますが、さきにご説明いたしました特別職の職員の給与に関する条例の一部改正附則第5項と同様の改正となっております。

6ページをお開きください。附則第1項及び第2項の施行期日等についてでございますが、公布

の日から施行したいとするものであります。ただし、第1条中附則第6項から第9項までの改正規定並びに第2条、第3条の規定は平成21年4月1日から施行し、附則第6項から第9項までの改正規定を除く第1条の規定による改正後の規定は平成20年4月1日から適用したいとするものであります。

次に、附則第3項及び第4項につきましては、平成20年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給、施行日から平成21年3月31日までの間における異動者の号給の調整について定めたものでございます。

7ページをお開きください。附則第5項は、給与の内払いに関する規定でございます。

附則第6項は、規則への委任の規定でございます。

8ページから24ページまで、各給料表の新旧対照表でございます。概要でございますが、医療職(1)の医師を除き国公準拠とし、初任給を中心とした若年層に限定した給料月額を引き上げを行うほか、医療職(1)の医師については従来どおりの独自級給構成の中でさらなる医師確保に向けての一律の給料月額の引き上げを行いたいとするものでございます。

以降の議案参考資料につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で議案第52号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第53号 滝川市基金条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この条例の改正の趣旨でございますが、生活保護費詐欺事件で支出した通院移送費のうち、国への返還分を除いた4分の1相当の市費負担分と基金の利息相当額への財源に充当するため、新たな基金を設置をしたいとするものでございます。その財源といたしましては、被告の預貯金などの仮差し押さえ分、市長、副市長の給料減額分及び関係職員の処分による給与減額分として平成20年度までに減額を行った分のほか、退職職員ほか市民の皆様などから寄せられたご厚意による寄附金などでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。第2条第31号は、新たな基金として滝川市再生基金を設置をする規定でございます。

第7条第11項は、再生基金について先ほど申し上げました財源に充当することができるとする規定でございます。

附則第4項におきましては、本基金の設置は平成24年5月31日までとする規定でございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

以上で議案第53号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました、

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、今回の人件費改革における生活保護費関連の影響額を行政職(1)、行政職(2)、医療職(2)、医療職(3)、つまり行政職(1)は一般行政職員、行政職(2)は調理師、その他、医療職(2)は病院の技師等、医療職(3)は看護師関係と、について人数及びトータルの金額、

そして1人当たりの平均という形でお示しをいただきたいと思います。

2点目は、2億4,065万1,000円の復元方法についてですが、示されてきた資料によりますと、21年度以降に3,378万9,000円、これが市費等分として返還通院移送費にかかわった4分の1です。総額6,150万6,000円の中で21年度以降3,378万9,000円が残るという計画になっています。21年度以降これが寄附等で充当される見込みについてお伺いします。

大きな3点目は、今回の返還命令分1億7,914万5,000円の中に市長の2年前の選挙公約でもあった本則からの3割減少分は含まれているのかどうかお伺いをいたします。

4点目は、本事件に関係した元職員からの寄附の総額はきょう段階で幾らになっているのかについてお伺いをいたします。

5点目は、同じく関係した現職員からの寄附の総額はきょう段階で幾らになっているのか。

6点目は、市長は昨年4月に自主的に、あるいは任意に返還したいというふうに述べ、何とか市民、国民の批判をかわすことができました。当時言っていた自主、任意による返還分は、今後の分も含めて総額幾らになるのか、内訳も示していただきたいと思います。今後の分が算定不可能ということであれば、きょうまでの分の総額、また内訳で結構です。

大きな7点目ですが、4月にもう一つ述べているのです。その道がそれも税金だろうというふうに言われたら、確かにそうかもしれません。しかし、そこまで納得していただけないとすると、これを補填する道はないということになりますと述べています。市長は、このとき既に全職員の給与削減による返還をこの述べた言葉で意味をしていたのか確認をしたいと思います。

8点目は、返還財源決定の時期の問題です。住民訴訟でこの損害賠償が仮に決定した場合、今回の給与削減による基金積み立てと今後住民訴訟決定による損害賠償のどちらが基金積み立てに優先して入れられるのかということをお伺いします。

9点目は、市長は支給に深くかかわったという点で私は幾つか証拠を示したいと思います。以下に述べる項目について、こういったことをもって当時支給をとめなかったことについて現時点での自己評価、自己分析を求めます。今以下に述べると言った内容について列記をしたいと思いますが、6月は捜査段階で、疑わしきは罰せずと考え、支給をとめなかった。2点目は、これは11月臨時議会での公明党、三上議員への答弁ですが、市長は、6月から捜査中なので、議会への報告を逡巡していた。次は、これは何度も述べられていることですが、平成19年の2月、5月、9月、これらの時点で考えたということですが、支給をとめて訴えられたら裁判で負けるとの報告を受けて、支給をとめなかった。しかし、これについては、道職員が一言言ったことだということです。顧問弁護士にも確認をせずにこういう判断をしたことについて。6点目は、これらから通院移送費は全体として平成18年4月から平成19年11月までの20カ月間支給が続けられたわけですが、最低でも監査委員が調査を開始すると、市長は金額について多額であるということ把握したのが2月だということですから、少なくとも10カ月間は支給を知っていてとめなかったこと。次に、5月24日に副市長が監査委員から130ページの報告書を受け、市長に報告をしています。副市長は、福祉事務所長に対策を指示すると同時に、通院移送費を法務局に供託することまで考えたの

に、その後一度も指示をしなかった。こういう副市長の行動に対して、副市長とともにこの報告書を市長は総務部長にも会計管理者にも示さなかったこと、つまり隠したことです。こういったことについては、故意または重大な過失というふうに言えるのではないかと。こういったことについて自己評価及び自己分析を求めたいと思います。

10点目は、本議会の代表質問におきまして、10日及び11日に行っておりますが、ここで市長はこの問題について予期せぬ出来事だったという答弁を繰り返しました。よくそのような表現ができるなという気持ちで私はいっぱいです。予期せぬ出来事だったと言いますが、何が予期せぬ出来事だったのでしょうか、何がということについてお伺いをいたします。

最後に、今回職員の給与を削減して、これを返還金に充てるという提案であります。一方で現在市に対して市長以下3名の職員含めて損害賠償を求めている住民訴訟がまさに行われている状況です。市長は、これまで市長や職員の責任については住民訴訟で判断される、結果が出ると言われています。なぜ住民訴訟の結果が出る前にこのようなことをされるのか、提案をされたのかについてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 私から数件にわたりまして答弁を申し上げます。

まず、前段、平成20年度の補正予算、21年度の第1号の補正予算及び関連議案を提出をさせていただきました。十分ご審議をいただいて、原案をご承認いただきますようお願いを申し上げます。これまでさまざまな点でご心配を、あるいは混乱をもたらしたことについては改めておわびを申し上げたいというふうに思います。ここで提案する形についてぜひともご理解を賜りたいというふうに思うわけでありますが、まず住民訴訟が確定した場合にどうするのかと、基金の積み立ての扱いをどうするのかということでございますが、今は住民訴訟の裁判中であります。その裁判の結果を肅々と見守り、適切な対応をしていきたいというふうに思っております。その結論が出るまで、何の対応も行わないで放置しておくことは許されないという判断から、さまざまなきょう提案をさせていただく内容の検討を行ってきたところでございます。

自己分析、故意または重大な過失の存在ということでもあります。第三者委員会でもいろいろご指摘をいただきましたし、第三者委員会におけるご指摘を私は真摯に受けとめたいということをお願いを申し上げて、報告書に書いたことを改めてご答弁を申し上げたいと思います。生活保護事務については、福祉事務所長への委任事務とはいえ、今回のケースについては市長は指揮監督権を、副市長は監督権を有するものとして、具体的な情報を知り得た時点で直接問題解決にかかわり、徹底した調査対応を指示すべきでした。行政の執行責任者として危機管理の徹底に不十分さがありましたということも市民報告会の中でも報告書を作成をして、申し上げているところであります。こういう点については、危機管理の徹底に不十分さがあったという自己分析をいたしているところでございますが、住民訴訟にありますような故意もしくは過失、重過失ということについては必ずしもそういうことではないということも裁判で主張していくつもりであります。

予期せぬ出来事という表現についてのご質問でございますが、予期できた出来事であれば、こう

ということには及ばなかったというふうに思っております。しかし、予期すべきであったというご意見については、真摯に反省をする点があります。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ご質問の1点目でございますが、それぞれの級ごとの人数、影響額等でございます。

まず、行政職（1）でございますけれども、人数が336名、1人当たりの平均、年間8万9,463円、行政（2）でございますけれども、4人、平均が1万4,160円、医療職（2）でございますけれども、58名、平均が6万2,603円、医療職（3）でございますけれども、254名、平均が4万9,594円という額でございます。

さらに、6,150万円に対する21年度以降の寄附金でございますけれども、現時点における確実に見込まれるであろうという総体設計の中での想定した額ということでございます。この額については、確保されるというふうな判断をしております。

さらに、3点目でございますけれども、1億7,900万円に充当する市長給与の本則との関係でございますけれども、あくまでも本則から今カットいたしております額、3割カットですね、それ以降の5割カットの部分だけということでございます。

さらに、4点目でございますけれども、現時点における寄附金総額でございますけれども、630万円強ということでございます。そのうち、関係職員と申しますか、からの寄附金は50万円ということでございます。

以上でございます。

○議 長 副市長。

○副市長 副市長の自己評価、自己分析というお話でございました。これまで5月22日含めて、副市長から所長への指示事項等答弁してきたことでありますので、これら監督権があるものとして事務処理上不十分だという点についてはそれぞれ第三者委員会でも指摘を受けて、私なりに処分を受けたところです。ただ、最終的に市長が申し上げております故意または過失の責任についての判断は、あくまで司法機関が行うべきことと認識しておりますので、司法の判断を待ちたいと、そういうことでございます。

○議 長 市長。

○市長 市民報告会の折に4分の3の厚生労働省に返還が求められた場合に返還する金額プラス市税で持ち出して支給をした分4分の1を含む4分の4について、直接税を用いないという方法で返還をしていきたいと、返還後の補填をし、4分の1もその補填をしていきたいということを申し上げたわけで、そのときから組織的な対応という今の形を想定したのかというと、そこまで想定をしたわけではない。そもそも返還を求められるということも決まっていない状況でありまして、その金額も決まっていないわけですから、対応の原則を申し上げたということであります。

(何事か言う声あり)

○議 長 答弁終わりましたが、清水議員、5番目の質疑は質疑の意味がわからないということなので、再質疑してください。

○清水議員 3回しかないので、現職員からの寄附はあったかということです。

○議 長 さっきそれは言った。

○清水議員 現はないということですね。元は50万円と聞きましたけれども、現職員からの寄附はない、あるとかないとか聞いていませんけれども。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほどご答弁申し上げました50万円については現職の職員ということで、元職は入っていません。

○議 長 再質疑ございますか。

(何事か言う声あり)

○議 長 立ってやってください。自席でやらないでください。立ってやってください。そのために再質疑ありますから。

○清水議員 3回しかないのです。

○議 長 ですから、やってください。

○清水議員 まず、ご答弁をいただけなかった6点目についてお伺いします。市長は、4月に自主的に、また任意に返還したいと述べ、何とか市民、国民の批判をかわしましたけれども、自主的、任意に返還した分は現時点で幾らになるのか、これを再度質疑をしたいと思います。

次に、再質疑に移りたいと思いますが、まず2点目の21年度以降3,378万9,000円が返還される見込みについて確保されると断言をされました。確保されると断言された以上は根拠があるというふうに思うのですが、どういうところからの寄附、あるいはその他どんなことを根拠としているのかお伺いをいたします。

次は、3点目ですが、元職員からゼロだというのは、驚きの答弁でございます。市長は、これまでまず関係した元職員にお願いをしたいということ再三再四言われてきておりますし、議会運営委員会でもきょうの提案の前に元職員からの寄附は終える見込みがあるという答弁もされてまいりました。ところが、きょう時点でゼロというのは、余りにも進め方に問題ありと。これは、お願いをしてもこたえていただけないということなのか、状況についてお伺いをしたいと思います。また、その際の目標とする金額についてもお伺いをしたいと思います。

次に、4月に、その道がそれも税金だろうというふうに言われたら云々という先ほどの質疑にかかりますけれども、返還金額が幾らか確定していないので、今の形を想定していたわけではないということですが、私はそのときに既に返還の中の原則として職員給与削減による返還もあり得るということ当時考えて、この発言をしていたのかということを確認をしたいと思います。

次に、返還財源としての今回の給与削減条例の時期が住民訴訟中なのに私は早いと考えますが、市長は何の対応もしないということにはならないというふうに言われました。しかし、この基金に対する返還財源として、既に21年度当初予算で財政調整基金から約2億円の基金繰り出しをしているわけです。20億円近い基金総額があって、何の対応もしないわけにいかないという、その理由なのですけれども、滝川市が資金繰りにきゅうきゅうしているということなのか、それとも市民や国民に対して私はやるべきことをやっているぞということを示すためなのか、何の対応もしない

ことにはならないとの意図についてお伺いをいたします。

第三者委員会までには、私が先ほど挙げたようなことは第三者委員会すら知らなかったことです。それ以降明らかになった事実です。これらについては、市長、副市長ともに住民訴訟の結果を待ちたいというふうに言われました。つまり自己評価、自己分析としては、そういったことについて反省、どの程度反省されるのかということぐらひは述べていただかないと、ここは議会ですので、住民訴訟やっているから議会では何も語らないと、自己評価、自己分析は語らないということでは私は納得できません。議会に対して自己分析、自己評価を求めたいと思います。

最後ですが、予期すべきであったという指摘は真摯に受けたいというご答弁でしたけれども、私はその前のことを聞いているのです。何が予期せぬ出来事だったのかと、支給がされていたということが予期せぬことだったのか、それとも不正受給、還流させて詐欺を働いたということが予期せぬことだったのか、多額の支出が、この2月以降だけでも1億二、三千万円の多額の支給がされているわけですから、その支給も予期せぬ出来事だったということなのか、何が予期せぬ出来事だったのかということをお聞きをしたいという質疑でしたので、答弁を求めます。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 1点目のこれまでの補填の金額は幾らになったのかということについては、所管からご答弁を申し上げます。

清水議員は、かつての議会でそれに加えた何らかの対応が必要だという趣旨での質問があったと思います。それについても本議会でお答えを申し上げております。真摯に対応したいということをお申し上げております。したがって、何度もこのことについてはご答弁を申し上げてまいりました。ただ、きょうまでの補填額が幾らになったのかというのは、みずからに対して処分を科した金額の合計でありますから、19年度、20年度における総額を所管からご答弁を申し上げます。

全職員に協力を求める組織的な対応を想定していたのかと、4月の段階では想定いたしておりません。あの場での質問は、市長の給料も税金だろうというご質問があった。ですから、それも税金といえば税金ですと、しかしそれも税金だから、原則で申し上げました直接税を投じないというやり方が適切なのかというご質問だったというふうに私は理解しています。しかし、それもノーと言えば、税を直接投入しないというやり方はなくなるわけでありますから、私は今回この原則にのっとり、税を直接投入しないという原則にのっとり今回の提案をさせていただいたつもりであります。

何が予期せぬ出来事かということのご質問ですが、最大のことはこれが詐欺事件の温床になったということが最大の予期せぬ出来事であります。今住民訴訟が起きております。と同時に、滝川市が損害賠償請求も行っております。これらの結論が出るまで、その対応、具体的な対応を原則申し上げているわけでありますから、国に返還が求められた場合には財政調整基金を取り崩して返還をさせていただきます。その場合の補填については、直接税を投入しないやり方で年度を決めて、期間を決めて補填策を講じていきますと、こういうことを約束申し上げているわけで、裁判がいつまで続くかわかりません。わかりませんが、その間補填策については何の方法論もとれませ

るので、ご理解いただきたいと思いますというふうをお願い申し上げたととしても、それは市民の皆さん方、そしておおよその議員各位のご理解が得られるものだというふうには私は思わないために、今回提案をさせていただいているという中身であります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 市長みずからの条例提案における削減額でございますけれども、平成19年から20年にかけて882万8,000円、平成21年から23年度、これ予定でございますけれども、1,569万9,000円、合わせて2,452万7,000円となっております。

それと、3,300万円、今後の寄附金の見込みということでございますけれども、現時点における見込みの額として設計をした額でございますが、市の職員の退職された方々、特別職を含めましてそういう方々、あるいはまた経済界、あるいはまた多数の市民の皆様からの申し出と申しますか、ご厚意もいただいておりますし、今後はご要望もありました寄附を受領いたします専用口座というものも開設をし、準備をしております。そういう中で、全体額がクリアできるというふうに考えております。

基金の関係でございますけれども、基金の適正規模の額については非常に判断が難しいわけでございますけれども、少なくとも現時点で財調を取り崩しをして、一時的に残高が少なくなったと、その部分については今回提案内容によって復元をしたいと、そういう新タッグ計画における人件費改革として総体的な財源不足として提案申し上げて、基金の復元を図っていきたいというふうに考えております。

○議 長 副市長。

○副市長 評価、分析について再度ご質疑ありましたが、第三者委員会からの指摘については真摯に受けとめ、これまで何度もこの点については十分おわび申し上げたところでありますし、その気持ちは今も変わりません。ただ、評価、分析は、法律上において係争中でありますので、それを待ちたいということであります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 元職員の関係でございますけれども、現時点においては収入はゼロでございますけれども、当然接触もしておりますし、本人からもそういう申し出と申しますか、間違いなく収入できるというふうに私ども考えております。

○議 長 再々質疑ありますか。清水議員。

○清水議員 まず、21年度以降3,378万9,000円の見込みについては、退職職員、経済界からの寄附を見込み、専用の寄附口座もつくと、これで3,378万9,000円を集めようというのは余りにも虫のいい話ではないのでしょうか。今こんな全く無関係な看護師さん、先ほどの答弁は1年間平均4万9,594円、これが3年間ですから約15万円、こういったことをして、市長、副市長、また前福祉事務所長等の損害賠償については住民訴訟の結果を待ちたいと、そういうふうになっておいて、一般市民からの寄附を3,378万9,000円も期待すると、これはちょっと考え方間違っているのではないですか。そういう期待は、きちっとした反省を示し、また住民訴訟の結果を待ってからやるようなことでないと、これは余りにも虫がよ過ぎると私は考えます

が、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、繰り返し答弁されてきた元職員からの答弁がまた延びると、しかも目標金額も示されないということでは、私は元職員から市長、副市長らが俗っぽい言い方で言えばなめられているのかなと、私は何も悪いことしていないよと、本当に悪いのは市長、副市長たちではないのかと、そういったような考えが元職員の現在に至ってもまだ返さないという行動から私は透けて見えるなというふうに思います。元職員と話し合いをする中で、元職員は私は悪くないと、もっと悪い人たちがきちっとした対応をすべきでないかというような、そういう反論を受けているのではないかというふうに想定するのですが、そういった状況について伺いをしたいと思います。

また、自主的に、また任意に返還された分が市長の給与削減分しか示されませんでした。現在の職員から50万円寄せられたというのは私は評価したいと思います。いずれにしても、自主、任意の削減分が全体としては市長、副市長の給与削減と現職員の50万円にとどまっているということは、市長、副市長に対する関係した職員の思いが、先ほど元職員がおれたちが一番悪いのではないと、もっと悪いのは市長、副市長だという思いがそこに込められているのではないかというふうに思います。先ほどと質問の意味が重なりますので、あわせてお答えをいただきたいと思います。

次に、昨年4月に述べられたその道がそれも税金だろうというふうに言われたらという、その道というのが市長給与削減であるというふうに明快に述べられました。議員も含めて、そこには現職員の給与削減ということも当時市長が想定して述べていたのではないかという考え方もありましたが、明快に市長の給与、それも税金だろうというふうに言われたらというふうに置きかえて述べられましたので、それについては当然のことだというふうに思いますので、再質疑はいたしません。

ただ、問題があるのです。新たな税金、税を投入しないということについては、まるで今回のことで税を投入しないということが市民に伝わるかのように市長は言われました。税というのは、市のお金なのです。地方交付税もあり、市税もあり、地方譲与税もあり、手数料もあり、そういったお金を全部含めた中から歳出としての人件費があるのです。この人件費の分を返還金に回すということを税を投入しないと言ってはばからない市長、これが税を投入しないということだということについて市民は全く理解をしておりません。これこそがまさに税を投入する返還方法だというふうに圧倒的多くの市民が考えています。そういった市民に対して、きちんと説明をしてください。私が聞いているところによると、こういう理屈らしいのです。今回給与の削減というのは、あの事件がなければ削減しないはずだったと、削減しないはずの給与を今回の事件のために削減するのだと、だからこの部分は新たな税金の投入に当たらないと、こういうことらしいのです。そうであれば、そのように市民にきちっと言わないと、市民は理解できませんよ。そういうことは、今までの広報には一切そういったことは触れられておりません。説明会でも触れられておりません。市長の口からそういうことだと言うかどうかは別として、この提案する方法が税を投入しないというやり方だという根拠をきちっと説明をしていただきたいと思います。

最後になりますが、予期せぬ出来事とは一体何だったのかということ、最大のものは詐欺事件の温床になったことだと、要するに詐欺を受けていたということは予期していなかったというふうに述べられました。逆に言うと2億4,000万円の巨額のタクシー代が支払われていたということ

は十分に予期していて、それでなおかつずっと支出させていたということというふうに理解をしてよろしいのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 今回の提案は、財政調整基金から取り崩す、その金額については今回提案を申し上げたような形で復元をしていきたいという提案であり、4分の1の市税を投入をして、生活保護費の4分の1の地方負担分を負担した分については、基金を設けて、そしてその補填をしていくと、こういう大きな枠組みで提案しているわけであります。私は、この4分の1の分について希望的観測で議会に提案しているわけではありません。相当の確実性を持って提案をさせていただいております。そういうことについてご理解をいただきたいというふうに思いますが、それではどこから何ぼだということになると、そこまでご答弁できる内容にはありません。当然のごとく公職選挙法という制約もあります。

それから、予期せぬ出来事の話ですけれども、最大のものは生活保護事件の詐欺事件の温床になったと、これが最大の予期せぬ出来事であり、それではそのほかは予期できたのかと、こういう質疑というのはなかなか困ったものだというふうに思います。私は、先ほど申し上げましたように危機管理の上で不十分さがあったということをお反省をしたいと思います。不十分さがあったということについては反省し、プランを立てて、私を含めて組織的な対応の努力をして信頼回復を一日も早く進めていきたいということをお約束を申し上げ、その進捗状況については時宜を得てご報告申し上げたいところまで約束をしているわけでありますから、そういう反省に立って約束を申し上げたことを実現していきたいというふうに改めてご答弁を申し上げます。

○議長 総務部長。

○総務部長 2点目の関係でございますけれども、元職員から反論等があるのかということでございますけれども、そういう反論ということではなくて、現時点で収入はございませんけれども、当然約束と申しますか、そういう形ではしてくれています。資金計画というか、そういう関係もあって現時点では収入がないということでございます。また、寄附等の関係につきましても、議決後具体的な動きということも一部に聞いておりますので、そういうことも含めてトータル確保できると考えております。

○議長 以上をもちまして清水議員の質疑を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は1時15分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時15分

○議長 では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続けます。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、午前中の清水議員に引き続きまして、議案第52号 一般職の職員の給与

に関する条例等の一部を改正する条例の質疑と、その後また滝川市基金条例の一部を改正する条例の質疑と2つがございます。

それでは、1つ目の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。まず、1点目であります。市職労との交渉、この過程で職員全員から削減して寄附すると、そういう条件に對しまして、たしか市職労のほうは市長の退陣を求めていたはずであります、新聞報道とかマスコミの報道だけありますけれども。組合の要求はまずどこへいったのかわかりませんが、市長の論理が通った感じがするわけですが、市職労の肝心の要求はどうなったのか。1点目、これを市長にお答えをいただきたいと思ひます。

2点目ですが、少し長くなるのですが、よく聞いてください。税金を使わないと市長は言い続けてきました。今少しぶれておりますけれども、職員の財布の中に入らないうちに削減でも、あるいは天引きでも、これはやっぱり税そのものではないですかというような、こんな複雑な方法をやるのであれば、新しい市長にかわって提案をしたいと思うわけですが、見解を求めます。それは、新しい市長は市費を使って返還しますと言って何ら差し支えないような感じがいたします。国に1億8,000万円近く、この返還金を返さなければいけないということであれば、地方交付税の交付金を代替にしてもらって、そしてそれを滝川市の分として減らしてもらおうと、こういう方法があるわけがあります。そして、職員のほうはどうするか、こんな大騒ぎをしなくてもよろしいのでないかと思ひます。後で、これは総務部長になると思ひますが、それは総務部長にまた別に聞きますけれども、職員の定期昇給をこれに見合う期間凍結すれば、これは何もこんな混乱を起こす必要がないかしこい方法である。これは、いろいろな地方自治体の議員さん方から私が聞いた事柄でございます。そして、辞任するであろう田村市長はそれではどうするかというと、それこそおっしゃったとおり私財をなげうつ、数回の退職金から約6,000万円ほど。末松副市長も、いろいろ退職金をいただきましたので、3,000万円ほどの私財を投入する。さらに、例の問題の19名の責任ある職員は、詐欺された事件でやることをやらなかった、そういう責任に応じて、それは私財から出していただく、こういう方法が新しい市長ならとれるわけがあります。これらは、現在の財政調整基金に繰り入れれば何の違法性も問われないわけがあります。職員も現下の厳しいベースアップのない社会情勢から、納得されるわけがあります。田村市長、いかがですか。次の市長からのそのような質問だと思ひてください。

次、3番目にまいります。ところで、3年間も職員の給与を削減するわけですが、この3年間の定期昇給はどうなるのか、これは先ほど申しましたように総務部長のほうの係だと思ひますから、指名いたしますから、その関係を説明してください。例えば総額では定期昇給しない、削減よりは上回るとか、削減のほう为上回るとか、そういうような簡単なことで結構ですから、市民にわかりやすく定期昇給と今のようなこんな削減の方法といかがなものか、これをお尋ねいたします。

4番目であります。次に、午前中に清水議員もおっしゃいましたが、市立病院の看護師さん、これの専門性というところから、削減するのはすごくこれは批判があります。内部のほうにもあります。ご自身の看護師さんはそう言わないのかもしれませんが、周りの父母の方々は大変な反響であります。特に市立病院の会計は特別会計で、結局は一般会計から独立した企業会計なわけですから。

の独立した企業会計で努力されて、看護師さんに給料を支払っているはず。その企業の会計からこういうふうにして削減するというのは、そして最終的には財政調整基金の穴埋め、これはそぐわない、こういうふうに思いますが、これは4点目の小さく①としておきたいと思います。そして、またまた疑問がいろいろと市民の中においてあります。同じ市立病院であれば、高い給与のお医者さんはなぜ削減しないのかと、これは大変不満を持っておられる市民は多いのであります。確かにいろいろな理由はわかるような気はしますが、高給の方からはさらに削減は削減、そしてベースアップはベースアップ、そういうようなところをしっかりとけじめをつけていただきたいと、こういうふうにするわけでありませぬ。

その次にまいります。滝川市基金条例の一部を改正する条例です。まず、1点目ですが、なぜ再生基金をつくらなければならないのか、だんだん審議をしている間に、この再生基金などなくても現在の財政調整基金でよろしいのではないかということがわかってまいりました。しかし、それは何のためかということは、これはしっかりとお答えをしていただきたい、正直におっしゃっていただきたいと思っております。

それから、議案のところの2の11の(1)です。ここに書いてあるのですが、この基金は会計検査院で不当とされた通院移送費の国庫負担金の返還の財源不足額に充当できる。これは、間違いないですね。これをまた後で、いや、そんなつもりはなかったということはないと思っておりますが、これはこの本会議でしっかりと確認をしておきたいと思っております。

この議案での3つ目です。4のところです。平成24年5月31日限りということで、介護タクシー詐欺事件の返還金を扱う時限条例ですか、市のほうからはそういう言葉は出ていませんが、これは時限条例と言えらるるのです。いかがですか。財政調整基金の穴埋めのための、あるいは迂回基金であると言ってよろしいですね。しっかりと、曲げて答弁しないで直球でぜひ答弁をしていただきたいと思っております。時限条例であり、それで迂回基金、最終的には財政調整基金のほうの穴埋めであると、これをしっかりと行ってほしいと思っております。

それで、最後ですが、結局私の言う裏わぎの基金です。言葉はちょっと違うようになるかもしれませんが、いわゆる裏わぎを使うためにこの基金が必要になってくると、反論があればおっしゃってください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 答弁を求めます。市長。

○市長 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

新しい市長のもとでやるべきだと、このことについてはこれまでも何度もお答えを申し上げてまいりました。市長責任として、今回の議会に提案をさせていただいている内容のものを提案をさせていただいております。そういう責任はしっかりと果たしていくべきだと、それが現市長の役割だというふうにしてまいりました。

市立病院は独立した企業会計であると、そのとおりであります。しかし、市職員としての組織的な対応をお願いを申し上げました。さまざまご議論をいただきましたけれども、このような形で提案をさせていただくということについてご理解を賜ったというふうにしてまいりますが、市

長としてはまことにざんきにたえない提案でございますし、職員の協力を改めてお願いを申し上げ、この議案が通りましたならば謝意を申し上げ、改めて信頼回復に全力を尽くしたいというふうに思っています。

基金の目的につきましては、基金条例で明確に書いてあります。第2条第11項第1号、そこに次に掲げる額に係る財源の不足額に充当することができると、その充当するものは第1号と第2号に該当するものである。これ以外に目的を持った基金ではありません。この条例の効力は、平成24年5月31日限りであります。それで、この条例は効力を失います。再三再四裏わざというご質疑がございます。それについても、私は的確に再三再四ご答弁を申し上げてきたはずであります。原則を踏まえて、そして提案をしたつもりであります。この提案をしたその内容、形、その手法についてご議論をいただきたいというふうに思っています。

私からは以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 定期昇給の関係でございます。このたび提案させていただいておりますのは、返還に伴う財政調整基金の復元分でございますけれども、期末手当、さらにまた管理職手当で対応を予定しております。仮に給料の率を一律で削減するとした場合は、現行3パーセントの給与カットの分を加えますと4パーセント強ということになります。一方、一般会計の職員の平均昇給率でございますけれども、1.04パーセントということで、当然削減のほうがはるかに多いという数字になっております。今回の提案は、給与制度の大枠は国公準拠というのを基本にし、定期昇給も含めて国公準拠を基本にして、そういう基本を国公準拠した上で、その上で不足と見込まれる場合は独自削減ということとして協力をいただくというスタンスで行っているところでございます。さらに、医師の関係でございますけれども、現状のタッグ計画の対応職員ということで踏襲をさせていただいたと、したがって医師、西高教員等は今回の条例提案の中には入らないと、削減の対象の部分には入らないという整理をさせていただいたところでございます。

以上です。

(何事か言う声あり)

○総務部長 1点目の関係でございます。市職労との協議の関係でございますけれども、ご質問にありましたような退陣を求めるといような中身はございません。市職労と数度団体交渉あるいは事務折衝を重ねながら、市としても誠心誠意ご説明をさせていただき、また論点整理もさせていただきました。そういう中で、一定理解を得られたものと考えております。

○議長 長 答弁終わりました。渡辺議員。

○渡辺議員 再質疑のほうは、また次の議員のほうの報酬削減と重なりますので、次のほうにいたしますが、いずれにいたしましても、裏わざという基金を否定をされても、これは次の議員のほうの削減のほうでさらに議論を進めていきたいと思っています。

以上です。

(何事か言う声あり)

○議長 長 渡辺議員にひとつお話をしておきますが、これは質疑でありますので、質疑がなけれ

ば、そこでやめていただきます。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 では、これで質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して、議案第43号から第50号まで及び第52号を否とする立場で、また議案第51号、第53号を可とする立場で討論を行います。

まず、議案第51号については、法改正に基づく改善であり、賛成です。第52号については、人事院勧告に基づく1級職から3級職の改善に生活保護費通院移送費不正支給問題の中で田村市長が市民の目を恐れて提案できずにいたものが含まれており、1年間おくれたの提案について厳しく責任を問うものです。しかし、同時に、生活保護費通院移送費不正に関する給与削減も含まれており、賛成できません。

議案第53号については、生活保護費通院移送費不正支給問題の返還命令と市の一般財源分の財源を繰り入れる基金であり、必要なものです。しかし、基金の名称については、滝川市再生基金となっていますが、本来なら基金の性格を正しくあらわすように滝川市生活保護費通院移送費不正支給返還基金などすべきですが、名称だけで反対するものではありません。

次に、議案第43号から第50号までについての反対理由は、以下の4点です。1点目は、給与を削減しての返還だということです。各職員に選択権はなく、任意でも自主でもありません。答弁では、任意、自主の寄附金額等の到達点は市長、副市長の給与と現在の職員からの寄附の50万円であり、関係した元職員からはいまだに寄附がされていないことが明らかになりました。市長は、昨年4月、1,000人の市民が文化センターに集まったときに、市長、副市長を初め関係した職員の皆さん方を含めて、これは金額がどういうふうになるかによって中身は変わってまいりますけれども、その中から自主返還させていただく道を考えようなどと述べました。ところが、昨年11月には関係した退職職員にも協力を求める考えです。しかし、今回厚生労働省から求められたのは通院移送費の全額であり、市の負担金を合わせると2億4,000万円という膨大な金額に上ることから、組織として対応する以外にその道はないものと判断せざるを得ず、職員への協力をお願いしたいと考えていますと述べ、今回の提案に至ったのです。改めて強調しますが、田村市長の市民、国民への態度は、昨年4月の自主返納から今回の給与削減へと大転換しました。これは、明確な公約違反です。そして、市長、副市長の給与削減以外、公選法の縛りのない副市長を含めて自主、任意による関係者の寄附がわずか50万円とは余りにも少ない、一体どうなっているのかと言わなければなりません。

反対理由の第2は、国からの返還命令分1億7,914万5,000円を各会計の職員全員の給与削減で行おうとする、その範囲と金額です。職員の内訳は、行政職340人、市立病院などの医療職が286人で、合計626名の市職員の給与削減です。金額は、336名の一般行政職が合計9,018万円、平均で26.8万円、全く関係のない254名の看護師が合計で3,779万円、平均14.9万円、その他医療技術職58名が1,086万円、平均で18.7万円の削減です。

これでは、今回の議案が通れば、滝川市職員は不正支出問題で何の関係もなくとも、また協力の意思がなくても、また基金に協力したくないという明確な反対の意思であっても、強制的に給料を奪われるということになります。

反対理由の第3は、時期の問題です。自主返還以外の方法として組織的対応としての職員給与削減は、検討することはあり得ると考えます。しかし、まだ自主返還は関係した退職職員からも現職の関係職員からも十分とは言えない段階です。まず、基金をつくって、任意、自主の寄附を募るべきです。そして、現在行われている住民訴訟の判決を見るのが今行うべきことではないでしょうか。市長は、同じく昨年12月に職員個人の賠償責任については今後住民訴訟の判決で判断が示されると思いますが、今までの検証結果を見ても国家賠償法や地方自治法において職員個人が賠償を求められる故意または重大な過失はなく、現時点では職員への賠償責任はないと考えていると述べました。そして、きょうの質疑に対しても、繰り返し住民訴訟の判決で判断が示されると述べました。これらのことから、自主返還や任意の寄附以外の方法は、住民訴訟の結果を待って提案すべきと考えるものです。

4点目は、市民に説明がつかないことです。市税を投入しない方法と説明されても、給与削減分は市税以外の何物でもなく、市の財源以外の何物でもありません。

以上、反対討論といたします。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。私は、ただいま上程されました議案第43号から第50までを否とする立場で、議案第51号を可とする立場で、そしてこれから申し上げます滝川市職員の給与削減案、これに反対する討論、そして議案第53号 滝川市基金条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を続けたいと思います。

最初に、田村市長に申し上げたいと思います。昨年4月22日、市民の前で約束した解決案とは全く異なる返還金での解決法であるということであります。世に言う俗っぽい言葉で言えば、大変せこい解決方法ではないでしょうか。議会の言葉で言えば、市長の公約違反であります。公約違反という用語、言葉で済ませる簡単な事柄ではありません。ただし、市長や市議会議員とは違って、市職員は給与天引きで拠出しても、給料袋からの寄附、募金をしても法的には違法性はありません。違法性はないからと不条理に給与カットをすることは、望ましくはありません。さて、確認すべきことは、市長や市議会議員、そして市職員であっても、報酬、給与を削減して返還金に充てるという目的はしっかりと存在することであります。さまざまなからくり会計、つまり私の言う裏わざの果てに、今厚生労働省へ返還すると穴があく財政調整基金に投入することが目的であるということであります。この目的を田村市長はどのように職員に説明したかといえ、きれいな言葉で言えばタッグ計画にご協力をと説得したわけであります。厳しい言葉で言えば、先ほどのせこい田村軍団に下ったと言わざるを得ません。市職員組合も同調せざるを得ないことは、昨年11月から私はわかっています。なぜかといえ、国から返還となったときから、市職員組合の委員長は記者会見で話しておりました。このように言っております。この事件は、正常な市役所の業務で起きた事件であると言っております。私は、街頭宣伝のスピーカーで、この市職労の委員長の見解に苦言を呈

してまいりました。なぜか、この見解は市長の見解と同じではありませんか。いずれにしても、正常な役所業務に国が不当だ、違法だ、全額返還となるのでしょうか。言葉は厳しい例えであります。やはり同じ穴のムジナと言われても仕方がないわけでありまして。こうした団体交渉の途中で、職員の抛出の条件として市長退陣をほのめかしたものの、結局はどうなったのですか。先ほどの質疑での答弁のとおりであります。何ら責任を感じていないと、こういうことになると思います。結局は、1億8,000万円近くの国の補助金返還は職員で、そして滝川市の損失分の6,000万円は市長、副市長、関係職員と市民の寄附金で充てるというものです。

ところで、先ほど質疑をいたしました。職員の給与削減にはこれまたからくりがあります。提案に定期昇給分が説明されてはおりません。総務部長が説明いたしました。つまり定期昇給分が正常に実施されれば、パーセントの差の違いだけであります。定期昇給を3年以上続ければ、先ほどの差額はしっかりと解決するわけでありまして。結局は、市職員も返還に合意し、寄附、抛出したということでありまして。ここまできましたら、市の財政の立場からすると税金を投入しないということは、これまた一種のからくりであります。全職員の給与削減という後始末で解決しようとしていますが、まことに後味の悪いものであります。全く関係のない業種で、しかも独立会計の企業会計である市立病院の看護師さんを初めとする専門職にも負担させる手法は厳しく批判されておりますが、その不満は大変なものであります。その証拠に、現在の看護師の方で退職がこの春17名と聞いております。普通の退職というよりも、滝川市のやり方を見限った無言の抗議ではありませんか。また、そのうち補充できたのは10名と聞いております。不足の7名の見通しは、暗いものであります。そこで、公約も守れなかった市長は、一安心、残りの2年間を無事に滝川丸を進めようと考えてられるようでありまして、返還金の解決はしたといっても、この事件の真相は何も解決しておりません。住民訴訟になっている問題も、市長側の敗訴になったときはたとえ1年を残しても辞職が待っております。

以上、滝川市職員給与削減案に反対の討論といたします。

次に、議案第53号 滝川市基金条例の一部を改正する条例を否とする立場で、これも討論いたしたいと思っております。先ほどの質疑でも明らかであります。そもそもこの再生基金は必要性がなく、現在の財政調整基金で十分であります。財政調整基金は、滝川市の貯金通帳でありますから、収入と支出をはっきり記録すれば、それで間違えることはないと思うわけでありまして。それを再生基金などと銘打って新設しなければならない事情があると考えます。それは、私からたびたび市長の行政処分された給与は寄附に当たるのではないかと詰め寄られて、公職選挙法に違反することはないと豪語して答弁した以上、条例で第一義的には別の基金に必要性が出てきたわけでありまして。いずれにしても、ダミー基金、迂回基金、裏わざ基金と定義づけることができます。確かに違法性の強い資金は、条例でこの基金に入れることは何ら違法なものではないと、これは解すべきであります。道の選管もオーケーを出したのは、第一義的にこの現象までで、自治体議員、職員、はては法律家も第一義までは問題はないという見解だと思っております。また、時限条例にする理由は歴然としております。この事件の返還金が片づけば、廃止が待っております。これから本当に厳しくなるであろう行革の再生プランのための基金でないことは明らかで、言いわけができない基金であることが

判明いたしました。この段階では以上の見解までといたしますので、この基金は次の基金移動と目的によって違法性はしっかりと発生しますから、強く警告を発しておき、私の反対討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより、まず議案第43号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第43号は、可決されました。

次に、議案第44号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第44号は、可決されました。

次に、議案第45号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第45号は、可決されました。

次に、議案第46号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第46号は、可決されました。

次に、議案第47号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第47号は、可決されました。

次に、議案第48号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第48号は、可決されました。

次に、議案第49号を起立により採決をいたします。
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第49号は、可決されました。
次に、議案第50号を起立により採決をいたします。
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第50号は、可決されました。
次に、議案第52号を起立により採決をいたします。
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第52号は、可決されました。
次に、議案第53号を起立により採決をいたします。
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第53号は、可決されました。
次に、議案第51号を採決いたします。
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、可決されました。

◎日程第5 議案第54号 監査委員の選任について

○議 長 日程第5、議案第54号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市監査委員、八幡吉宣氏が平成20年12月31日で退職いたしました。その後任として、識見を有する者として宮崎英彰氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、本議会の同意を求めらるるものでございます。

なお、宮崎英彰氏の略歴書についてはお手元に配付をさせていただいておりますので、お目通しをいただきまして、同氏の監査委員選任についてよろしく同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第6 議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

○議長 長 日程第6、議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山腰議員。

○山腰議員 ただいま上程されました議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議会改革につきましては、議員定数の削減、議員報酬の引き下げ、議員派遣の廃止、縮小、質問方法の見直しなど、市議会の自主性により実施してきたところであります。滝川市では、平成17年3月に策定いたしました滝川市活力再生プランにより活力あるまちづくりの実現を目標に進めておりましたが、社会情勢の急激な変化に伴い、現行タッグ計画の効果と当初予想し得なかった地方交付税の大幅削減など、財政収支見込みとの乖離が生ずることとなり、現行プランの見直しを余儀なくされたところであります。新活力再生プランの策定に向けて、特別委員会を設置し、活力再生のために重点施策の展開、健全な行財政運営を進める方策など調査を精力的に進めてまいりました。病院改築の具体化、義務教育施設の耐震化などと新たな財政需要への対応、地方財政の健全化に関する法律の施行に伴う連結決算への対応、市税、交付税収入の減少、さらには生活保護費詐欺事件にかかわる国庫負担金の返還など、市の財政収支見通しは引き続き非常に厳しい状況にあります。このような状況から、市議会としてさらに改革を進める必要があると認識し、新政会、市民クラブ、公明党の代表3名と無所属女性の会であります窪之内議員との連名で議員報酬のさらなる独自削減を提案するものであります。

条例改正につきましては、新旧対照表でご説明いたします。附則第4項は、報酬月額を平成21

年4月から9月までの6カ月間、現行の3.3パーセント減額から15パーセント減額とする特例措置の規定であります。

附則第6項は、平成21年4月から平成24年3月までに支給する期末手当を一般職の規定に準じて0.05カ月分減額とする特例措置の規定であります。

附則において、この条例の施行期日を平成21年4月1日からとするものであります。

以上、議案第55号をご提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、理事者ではございませんが、この提案、それぞれ4人いらっしゃるようがありますから、それぞれ4人の方々に、仲間内ではありますが、意見の違うところはしっかりと議会で議論をしなければいけないと、こう思いますので、お一人お一人に質問いたしたいと思います。

まず、山腰議員であります。ただいまの説明もございましたが、大義名分は新活力再生プランによる行革に協力する云々と、こういうふうにただいま説明がありました。このプランはまだ出発したばかりで、市側のこのプランが印刷されて示されている、まだそういう最中でありまして。どこをどのように削るのか、そういうプランというものが確定をしていない段階で、つまり行革が確定していない段階にこのようにしてお急ぎになる真意のほうを述べてください。山腰議員に2点目があります。私たちの報酬を削減したものは、本当の目的、これをおっしゃっていただければと思います。

次に、三上議員でございます。公職選挙法で、議員は給与の一部を返還すること、給与請求権の一部をあらかじめ放棄する、こういうことは寄附行為だと言われております。これは選管の出している解説にしっかりとあるわけでありまして、したがって今回は寄附行為そのものです。お答えください。そして、寄附ということであれば、その罰則を挙げていただければと思います。

次は、窪之内議員でございます。先ほど滝川市基金条例の改正ということで市長に質疑したところを今度は窪之内議員に質疑したいと思います。今度は、議員は条例で削減し、今制定したばかりの滝川市再生基金に、そこに繰り入れるというのは違法性はないと私も思っています。道の選管もおっしゃったそうですから、私もそうだと思います。しかし、次の目的はやっぱ寄附だと思いますが、最終目的は介護タクシー詐欺事件で国に返還することで穴になった財政調整基金へ寄附する、こういう行為は否定されますか、それとも肯定されますか、これを窪之内議員はお答えください。

次は、大谷議員でございます。大きくは2点ございますから、よくお聞きになってください。1点目です。大谷議員は、どちらかというと民主党系統の仲間だと思います。今民主党は、国会では大揺れであります。小沢党首が西松建設側のダミー団体……

(「関係ないだろう」と言う声あり)

○渡辺議員 迂回団体、新政治問題研究会、未来産業研究会から……

(「いいかげんにしろ」と言う声あり)

(「そうだ、そうだ」と言う声あり)

○渡辺議員 献金を受けたことが問題になっております。よく聞いてください。国と地方は、密接

な関係があるわけです。したがって、大谷議員、この問題も滝川再生基金とってダミー基金、先ほどから私は申し上げています。迂回基金そのものでないですか。西松建設からダミーの団体、迂回団体、そういうものが問題ないと、あるいは問題あると、そういうことが議論されるということであれば、滝川のこの迂回の基金、ダミー基金、こういうものは民主党の系統の方々はしっかりと答えてもらわなければいけないと思っております。結局は、迂回してもとの財政基金に繰り入れた段階で寄附金になるのではないかと、公職選挙法第199条、これはきっぱりと当てはまると私は思いますから、これは大谷議員がここで答弁してください。それ第1問であります。その次、第2問、大谷議員、この報酬削減案の提案者のお一人であります。報酬をなぜ削減しなければいけないのですか。私たちの活動が不十分だということで市民に批判されているからと、こういうふうになると思いますが、寄附をするということを決めたのはどうしてでしょうか。つまり大谷議員は、党派としてこの事件の究明が不十分で、市民に申しわけない。それでは、私たちもという気持ちがあると思いますが、大谷議員も私の隣の緑町4区のご町内でございますから、今年の3月2日、緑地区公民館でしっかりと市民大会を開きました。市民説明会であります。なぜ出席されなかったのですか。真剣にまじめに事件を市民に対して真相解明する、そういうことをするのが議員の仕事ではないですか。身のうちを削って、こういうふうにして抛出をし、献金をし、そして寄附を……

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 寄附をすることが議員の仕事ではない。静かに聞いてください。

○議長 渡辺議員、渡辺議員は先ほどから個人名を出して質疑をされておりますが、その部分で非常に個人を誹謗しているかに聞こえる発言がございますので、この辺は十分に注意していただきます。

○渡辺議員 いや、その見解は極めて大事だと思っているのです。

○議長 長 ちょっと、私が話していますから。これでありますので、私はその後発言をとめることがありますので、ご承知おきください。

○渡辺議員 はい。しかし、議長、これは極めて大事なことであります。なぜこういうふうにしてこの原案を提案しなければいけないかという、その人の責任というのは重大であります。だから、そこに所属する諸団体、そういうところをしっかりと精査しなければいけない、こういうことだと私は思いますから、したがって真相解明に一生懸命に議員がなれば、なぜ報酬を削減して返還金に充てなければいけないのか、率直に私はこのことを問いたいと思っております。

○議長 長 その部分は結構ですよ。その部分は結構ですが、個人名を出して言われたので、私は注意をした。

○渡辺議員 個人名ということは、しっかりと4人の個人名で提案しているから、提案者に聞いたのです。そのほかの方々には聞いておりませんから、提案者には私は聞く、質疑する、そういう権利はあると思います。いかがですか。

○議長 長 お座りください。

先ほどから、この提案理由は山腰議員が代表で説明をされましたが、これについての質疑は個人氏名をもって名指しで答弁を求める旨、今質疑をされましたが、これについては答弁側の意思をも

って選択をすることができることであります。それは、以前にも議員だけではなくて、理事者側にもそのようなことでお話ししたことがございますし、これについて渡辺議員は了解をしていたはずでございますから、これについては今確認をさせていただきます。

(「そのとおりだ」と言う声あり)

○議長 長 では、答弁をいただきます。山腰議員。

(「代表答弁でいい」と言う声あり)

○山腰議員 渡辺精郎議員の質問に対する答弁をいたします。

私ども提案理由の最大の要因は、この詐欺事件の結果、非常に執行部は苦慮して今の段階に進みました。議会は、そのことについて議会人として追及をし、事件の状況を、今ここにきて進行の状況であります。ただ、国は返還をしなさいという命令に対して、滝川市長はみずからの税金を使わないで返還をするということを終始一貫して進めてまいりました。議会人としての責任は、どこにあるのだということです。私どもは、今新タッグ計画という特別委員会を設置し、連日のごとく切磋琢磨して行革を進めております。どんな状況であったって、地方自治体が豊かになることの今の状況ではありません。年間3億5,000万円の不足財源をどうしようかということで知恵を絞っているわけです。あなたも委員外議員として出席しているではありませんか。もう最終、ここ二、三日間のうちに最終的な行革の委員会が行われますけれども、それをもってこの特別委員会は解散いたします。そんな状況の中で、私どもはこの代表者15人が幾ばくかでも市の財政を支えることができるならばと、幹事会を何回となく繰り返し、そしてこの結論に至った次第です。あなたが賛成するか反対をするか、それは自由です。しかし、提案者としてはぜひこの提案に対して賛成をしていただきたいというふうに思います。

答弁を終わります。

(「おおむね解決してきたんじゃないのかな」と言う声あり)

○議長 長 ちょっとお待ちください。

渡辺議員の質疑に対して、どなたかほかに答弁ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 では、再質疑を認めます。

○渡辺議員 代表答弁ということであれば、こういうことになる。これは、後ろのマスコミ、市民がしっかり聞いている。こういうふうにして、いいかげんなことで代表答弁ということになってしまう。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 はい。

○山腰議員 いいかげんということはどういうことですか。

○渡辺議員 私の言ったことは、1、2、3、4とだれだれの分をしっかりと……

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 これはそうです。全然答えていないではございませんか。それで、どうして代表の答弁になるのですか。議長、裁いてください。

(「これだけしっかり答弁して……」という声あり)

(「まず、議事進行でしょう」という声あり)

○議 長 はい。

○山腰議員 撤回してください、いいかげんという答弁。

○議 長 はい。

○渡辺議員 代表の答弁をされるというわけですから、それぞれ個人名を挙げて提案者の分の質疑を私はしっかりとしました。そのことについて、山腰議員がだれだれに質疑したことについてはこうではないでしょうかということ、それは答弁していただきたいと思います。それでよろしいと思います。代表答弁だからといって簡単に省略してしまっ、それで答弁したなんて、代表答弁と言えますか。そんなことで私は抗議したいと思います。

(何事か言う声あり)

○議 長 渡辺議員、いいかげんというような言い方につきましては……

○渡辺議員 何も答えていないというのがいいかげん……

○議 長 渡辺議員の思い入れで皆さん方に質疑をしておりますが、それを総括されて山腰議員が答弁した部分でありまして、その思い入れの部分すべてお答えをしなければならないという、答弁がないということ、いいかげんというような言い回しは、それはちょっとおかしいのではないかと思います。

○渡辺議員 わかりました。では……

○議 長 ちょっとお待ちください、本間議員から出ています。

はい、どうぞ。

○本間議員 この件につきましては、先日の議会運営委員会の中で出ていたものです。その際に、このような答弁いただくようなことに対するアプローチというのは、全く渡辺議員からありませんでした。渡辺議員は、委員外議員として出ることを求められて、出ているはずなのです。だから、以前にもこういうトラブルがあって、そのときにも例えば秘書課長の件についても、要するに議会運営委員会で整理しようとしているにもかかわらず、そのことをしないで経てきて、この現場で確信犯的に行うというのは、ちょっとそれはおかしいのではないのでしょうか。そこところは大人の対応をしていただきたいと思うし、ルール上はそういうふうなことだと思っておりますけれども、整理をお願いしたいと思います。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 ただいまの本間議員の、私がそんな議会運営委員会で自由に発言することは許されておりません。したがって……

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 では、わかりました。これからどんどんと発言をさせていただくということで、下がります。わかりました。

(「ちょっと待って、それはおかしい」という声あり)

○渡辺議員 何を言っているのですか、そんなに自由に発言させていないで……

○議会運営委員長 議会運営委員会に渡辺議員が委員外で出ていますが、常に発言をしている。していないというのは大間違い。それ訂正してください。

○渡辺議員 議長、議長。

○議長 長 ちょっとお待ちください。

(「おかしい」と言う声あり)

○渡辺議員 いえいえ、全然見解が違います。

(「だって、傍聴の皆さん知らないじゃない、何もそういうこと」と言う声あり)

○議長 長 ちょっと。

○渡辺議員 どこにそんなにしゃべっています、私は。ほとんど委員外、委員外とやっておって、ここへきてそういうのは、全くこれはもう……

(「発言阻止していないじゃない」と言う声あり)

○渡辺議員 封じてはいないけれども……

(「したら、いいっしょ」と言う声あり)

○渡辺議員 委員外、委員外でないですか。

(「委員外は委員外でしょう」と言う声あり)

(「はっきりやれ、こら」と言う声あり)

○渡辺議員 そんなこと何にもそんなに自由に言わされていない。こんなことを当然質疑するのは当たり前でないですか。

○議長 長 ちょっと静かに、お静かに。

(「じゃなくて、自分が申し上げたのは、そのように機会を与えられたのに発言をされていないにもかかわらず、こういうところでやるのはおかしいんじゃないかと」と言う声あり)

○議長 長 私も議長として議会運営委員会に出ておりますが、ただいま田村議会運営委員長から発言がありましたとおり、委員外議員として渡辺議員は常に出席をされております。その中で、委員外議員でありますから、最後のほうに、これは傍聴人の皆さんにお話ししているわけですが、最後のほうに必ず発言の機会を与えているわけでありまして、これにつきましては議員の皆様全員ルール上そのように認められておりますので、そのように行っていることは皆さんもご存じのことでありまして、渡辺議員が発言を制限をされているということについては、これは絶対間違いでございます。まず、それは確認をさせていただきます。渡辺議員。

○渡辺議員 では、わかりました。できるだけこれから発言をさせていただきたいと思います。しかし、この件については、この件はこういうことを細かく議会運営委員会で検討したわけでは決してありません。ですから、私がこういう質疑をすることは何ら差し支えない。そこで問題になった問題でもない。こういうことで、やっぱり質疑はさせていただきたいと思います。

○議長 長 だから、質疑をいたしましたね。

答弁、山腰議員。

○山腰議員 私は、山腰議員と言われて答弁しているのです。テーマを2つ与えられたのです。タ

ッグ計画と本来のこと、初めから僕は前段のことは言いませんでしたよ。それに対して、とんでもない発言しましたよね。これだけは整理してください。

○議長 山腰議員のほうから渡辺議員に、その答弁についていいかげんという表現をされたということについて議事進行ございましたが、渡辺議員。

○渡辺議員 では、いいかげんというのは取り消したいと思いますが、しかし私が4人に対してしっかりと答弁してくださいと質疑したことの内容は何も答えていないということだけは、これはここで申し上げたいと思っています。いいかげんというのは、何ら取り下げて結構です。しかし、何にも答えられていない、これだけは事実でありますから、それは事実が事実で議会というのはしっかりと発言しなければいけない。こういうことでよろしいですか。

○議長 渡辺議員、私最初に申し上げましたとおり、答弁することについては、それは答弁する側の選択でありまして、それはそれで渡辺議員のおっしゃるとおりであります。今言ったことが正解であります。山腰議員に対しては、山腰議員はいいかげんという発言について、それについてを撤回をしていただき、しかも謝罪を含めた撤回をしていただきたいということでもありますので。

○渡辺議員 いいかげんという言葉は、それは撤回し、申しわけないと思っています。しかし、事実は……

○議長 しかしは……

○渡辺議員 4人にご質問した事柄は、やっぱり答えていただきたいというだけです。

○議長 山腰議員、よろしゅうございますか。よろしいですか。

(「各3人か4人じゃないですか、答弁」と言う声あり)

(「するとすれば」と言う声あり)

(「私はね、私の……」と言う声あり)

○議長 わかりました。ですから、皆さんには答弁の機会には私は与えたつもりではありますが……

(何事か言う声あり)

○議長 では、三上議員。

○三上議員 それでは、渡辺精郎議員に対して答弁いたします。

渡辺精郎議員から、今回の条例改正案は寄附行為に当たるのではないかとということで私に対しての質疑でした。私は、今回の財政健全化に向けて議員報酬を削減するという部分については、条例改正案をもって寄附行為には当たらないと考えております。

以上です。

○議長 窪之内議員に対しても同じような質疑ではなかったのでしょうか。答弁ありますか。はい、どうぞ。

○窪之内議員 たしか私への質疑は、議員報酬削減した部分を再生基金に繰り入れる、迂回基金そのものではないかという質疑だったように思いますが、よく条例提案を見ていただきたいのですけれども、条例提案は報酬削減の提案であります。基金に入れるとかという文句は一つも書いていな

いということは、よくご理解いただきたい。既に議員報酬削減やっていますから、今までも。議員報酬削減条例が寄附そのものであれば、渡辺精郎議員も既に給料削減に協力してきているわけですから、そういうこともきちんと考えていただきたい。そうしたことを精査して、きちんと質疑をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 大谷議員の質疑に対しては、答弁、議長としてはこの場にそぐわない、しかもほかの会議のことの質疑等でありましたので、あと国の関係でありましたので、その辺も踏まえて、余り事細かに答弁していただくとこれが慣例として残りますので、そういうことにはしていただきたくありませんから。大谷議員。

○大谷議員 渡辺議員のほうから2点質疑いただきましたが、ほかの方への質疑と違って、内容的に本当にそぐわない質疑であると思います。1点目について、民主党小沢党首との関係ですから、私がお答えする内容ではないと思います。2点目について、緑町で渡辺議員がこの件について集会をした件に、私がそれに参加してそれなりの意見を言わなかったということについて異議を唱えているようでございますが、たまたま緑町に住んでいるというだけで、私はこれは渡辺議員の私的な集会であると押さえておりますので、これについても自分が出なければならぬものと考えておりませんので、その旨答弁させていただきます。

○議 長 渡辺議員、再質疑ありますか。

○渡辺議員 それぞれご答弁ありがとうございます。しかし、三上議員など、私もそのように言っているのです。条例で第一義的と、先ほどからいろいろ言っている事柄は、第一義的に再生の基金に入れるところまではいいと言っているのですから、合法的と言っているのですから。その次からダミーとか、私はさまざま言っております、迂回するとか。そこら辺が問題だというだけあります。だから、今それぞれの方がお答えになったように行革ですから、職員の削減とかとは全く室が違ふと……

○議 長 質疑にしてください。

○渡辺議員 本当の行革だけに……

○議 長 質疑にしてください。

○渡辺議員 使うという、こういうふうに聞こえましたので、そのようにして私も了解をしたいと思っています。ですから……

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 そのように私は感じて、もう一つ、1つだけ再答弁をしてもらい……

○議 長 渡辺議員、質疑でなければ、後ほど討論ございますので、討論で。

○渡辺議員 いや、討論ではない。

そこで、行革と申しました山腰議員の削減ですが、なぜ平成24年5月31日で切らなければいけないのか、そこから私はむしろ続くと思っていますよ、行革とかいろいろな事柄は。むしろ厳しくなる、滝川市の財政は。ということからすると、どうも理屈が合わない。単純、行革ということで皆さんがそうおっしゃるのなら、それで私もいいと思いますが、なぜ職員の削減がちょうど終わ

る時期、そこと同じように言われているのか。行革であれば、この時限立法である再生基金というものの、最初繰り入れられる基金というのは平成24年5月31日で切れるというわけですから、そこからなお一層私は行革として我々の削減が必要でないかと言っているのです。だから、見解ですから、それに対してお答えはいただきたいと思っている、山腰議員の。お願いします。

(「削減が必要って何だ、賛成なのか、削減。意味わかんない」と言う声あり)

○議 長 この議案とその質疑の内容とがちょっと離れておりますが……

(「削減の期間が、賛成でさ、短過ぎると言っているのかい」と言う声あり)

(「違う、再生基金のことを言っているんでない」と言う声あり)

○議 長 行革が3年で終わるのはおかしいというような言い方されていますね。

○渡辺議員 行革そこから始まるぐらいでないですか。

○議 長 行革というのは……

○渡辺議員 行革と言っているのですから、いいのです。

○議 長 3年。

○渡辺議員 そうです、3年。この基金は、何ぼ入れようとしても3年しか入らないのですよね、どうですか。

(何事か言う声あり)

○議 長 どうも質疑の意図、意味がわからないので、お答えのしようが皆さんないので。

○渡辺議員 しかし、そういうふうにしてお答えをいただいたから、私は再質疑をしているのです。

(「何を質疑しているんだかわかんないんだ」と言う声あり)

○渡辺議員 行革、行革と言ったわけですから、答弁。

(「もう一回整理して、質疑のほう」と言う声あり)

○議 長 渡辺議員の今の再質疑では、行革が3年で終わるのはおかしいという……

○渡辺議員 おかしいのではなくて、行革と申したから、行革というのであれば平成24年5月31日で終わるような、そういう行革ではないだろうということを言っている。

○議 長 当然そうです。

(「5月31日って何のこと」と言う声あり)

(「基金のことだ」と言う声あり)

(「だから、基金のことでしょう」と言う声あり)

(「全く勘違いしているんじゃないの」と言う声あり)

(「混同しているのか」と言う声あり)

(「そんな勘違いの答弁する気はありません」と言う声あり)

○渡辺議員 そういうふうにしてお答えになったからですよ。それは、記録出してください。

(「議事進行」と言う声あり)

○議 長 はい。

○窪之内議員 24年5月31日までというのは基金条例の一部の中の最後のことで、基金条例を提案したのは市長側で、もう既に条例はさっき決定したわけですから、それに議員提案のことにつ

いてこちらが答える必要はないと思うので、そういうことなのかどうか、はっきりさせてください。質疑の内容が全くわかりません。

○渡辺議員 何を聞いているのですか、議長、いいですか、壇上で行革と答えた……

○議長 長 立って、もう一度やってください。皆さんがわかるようにやってください、私だけではないようでありますので。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 私は行革なんていうこと何も聞いていませんよ、質疑、答えたから言っているのです。私は何も行革なんか……

○議長 長 渡辺議員、もう一度質疑、先ほどの質疑をもう一度言ってください。

○渡辺議員 山腰議員が壇上で、行革の必要があるから我々の議員の報酬を削減すると、こういうふうにおっしゃったから、私は行革というのは、これは基金そのものは3年ですし、むしろそれ以上にずっと行革って続くのではないですかという、行革と説明があったから行革という言葉を使っているだけで、私は何にも行革なんていうことは思っていませんよ、この削減と行革は何にも関係づけていない。答弁があったから、再質疑しているだけなの。議事録を精査してください。私は、行革なんか言っていないというの、とにかく。そこの答弁があったから、行革というのであれば、まだまだずっと平成24年以上続くのではないですかと、こう単純に聞いているだけ。

(「休憩して整理してもらえませんか」と言う声あり)

○渡辺議員 議事録精査してください、本当。

○議長 長 行革でないですかという質疑ですね。

○渡辺議員 そうそう、行革だと言うから……

(「行革ですよ」と言う声あり)

○渡辺議員 そう言っているのですから、私は平成24年度より続くのでないかと。

○議長 長 はい。

○山腰議員 活再生プランというのは、何なのですか、渡辺精郎議員。行革ではないですか。行財政改革ではないですか。そのために連日連夜、特別委員会設置してやっているのではないですか。それから、今我々が削減しようとしている報酬をもう既に3.3パーセントやっておりますよね。あなたは、行革のプランの間ずっとやればよいということですがけれども、我々は短期間に意味あるものをしようということで月日は考えました。これは、賛否があると思います。しかし、それを終えたとき、続けて3.3パーセントは継続してやるつもりでおりますので、あなたが全くどこを追及されているのかわかりませんが、とにかく議員報酬削減、議会の信にかけて提案させていただきましたから、ぜひご賛同をお願いいたします。

○議長 長 再質疑ございませんか。

○渡辺議員 いや、あとありません。こういうご説明があればいい。今のでわかりました。

○議長 長 ほかに質疑ございませんか。清水議員。

○清水議員 2点お伺いをしたいと思います。

まず、本条例案の中で、私は時期は別として議員報酬削減の議論あるいは実施については必要な

しとはしない立場です。そういう立場をまず表明をして、お伺いをしたいと思いますが、まず1点目は、あくまでも行財政改革の立場だということで、これによって削減された金額、これは先ほど可決された滝川市再生基金には繰り入れられるべきものではないということを改めて確認を、そういう説明だったというふうに理解をしますので、改めて確認をしたいと思います。

2点目は、議員の本分は、やはりこの問題について言えば行財政改革に協力することよりも真相解明に全力を尽くすということだというふうに思うのですが、私は真相解明にはほど遠い状況だというふうに考えるものですが、提案者はどのように把握をされているでしょうか。

以上2点です。

○議長 山腰議員。

○山腰議員 まず、1点目の行革に対しての報酬削減が基金積み立て云々ということです。決してそれはございません。であるならば、既に基金条例をつくることから始まって、そういう計画を立てるだろうと思います。私どもは、背景には市民の皆さん方がこの詐欺事件の関係で議会はある一定の責任をとったのだという解釈をされるかもしれません。しかし、本来の筋は、財政安定のための削減であります。しかし、我々にも責任ありますから、返還のための積立金をすることではなくても、我々のすることは議員としての責任を追及されるべきだというふうに思います。

それから、一連の不祥事、事件が経過を言えば第三者委員会から含めて厚生常任委員会、そしてきょうに至るまで、皆さん方、あなた方が追及しております。しかし、最終的に国交省は返還をなささいという命令です。従いました。では、だれが責任あって、どうすべきかということは、あなた方が訴訟を起こしていますよね。判明するのではないですか。私どもは、市長がこの問題に取り組んでいろんな処理をしてきました。それに対して賛成の立場できょうを迎えているわけですから、この事件が全部終わったとは思っておりません。二度とこの再発がないように最善の努力をしてほしいということを申し上げて、そしてこの事件を一日も早く処理をし、再生滝川に進んでいただきたいというふうに思っております。いいですか。

(「国交省でない、厚労省だ」と言う声あり)

○山腰議員 失礼いたしました。国交省でなくて厚労省です。

○議長 清水議員。

○清水議員 1点目については、果たしてそれでいいのかなという気はしますけれども、明確に基金には繰り入れられないというのが提案者の意思だということが確認されたと思います。

2点目については、あなた方が住民訴訟やっているのでしょと、私は原告ではございませんので、そこは明確にしておきたいと思いますが、大体ほぼ真相は解明されてきたというご答弁だったというふうに理解をいたしました。今後、これ訴訟ですから、住民訴訟ですから、警察の捜査等が出てきた新たな事実とかがかなり出てくる可能性がある。そういう段階で、議会はその公判の後にそういった事実をもとにどんな議会活動が行われるべきなのか。私は、必要に応じて解明をするということが必要だと。私は、議会の本分として行革よりも真相解明が先だという、そういう点で質疑をしておりますので、住民訴訟の展開と議会活動の関係についてお伺いをしたいと思います。

(何事か言う声あり)

○清水議員 新しい事実が出てきたら、議会としてどう対応されていくのかと。

(「それは、自分で決めることではないか」と言う声あり)

○清水議員 提案者に聞いているの。

(何事か言う声あり)

○山腰議員 新たな事実が出てきたということですか。そのときには、執行者である市長のお考え、それから所属会派の議員さん個人個人の状況において判断をいたします。今そのときはどうすると、そういうことは考えておりません。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。

反対理由は、2点あります。まず、第1に、市議会各会派は国の判断が違法、不当な支出であったということが出た今、調査に全力を尽くさなければなりません。しかし、今回の条例提案者である山腰議員、大谷議員、三上議員、窪之内議員の4氏は、前定例会で日本共産党と市民の声連合が提案した百条調査を行う議案には反対をしました。また、ただいまのご答弁でも、真相解明についてはほぼされたという認識であります。これらの4氏の態度から、これからも全容解明に力を尽くされる状況にはないというふうに考えます。しかし、市長、副市長と前福祉事務所長以下職員には余りにも不自然なことが次々と明らかになってきており、故意または重大な過失の疑いが住民訴訟で争われています。このようなときに、議会が十分な調査を行うという議会本来の議会の本分をまず行うのではなく、行政改革に協力するというところでこの問題を終えようとするのは問題です。

第2に、時期の問題です。議員報酬の削減については、私は必要なしとはしません。しかし、どんなに早くても、住民訴訟の結果が出た後に行うべきです。住民訴訟の結果やその進行によっては、市長や副市長と関係職員について議会として新たな真相解明が必要です。議会本来の活動を完全に行うことがすべてに優先すると考えるものです。

以上を申し上げまして、反対討論といたします。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 私は、提案者の所属会派及び議員であります新政会、市民クラブ、公明党、無所属女性の会を代表し、議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を可とする立場で討論いたします。

これまでの現行の滝川市活力再生プランに伴い、私ども議員の報酬等を削減した経過がございますが、さらなる人口減、市税等収入の減少、高齢化率の上昇による社会保障コスト増加等により、新たな財政計画の策定が必要となったことから、平成21年度から3カ年を新タッグプランと位置づけ、議会に特別委員会を設置し、議論がなされてまいりました。3カ年における収支不足は、財政調整基金の不足分と合わせ約12億3,000万円弱と見込まれ、うち職員給与による人件費改

革はこれまでの3パーセント給与カット等の独自削減に加え、役職加算の完全凍結や管理職手当のさらなる削減にも及び、収支不足に対する人件費の占める割合が50パーセントを超える大変厳しいものとなっております。また、市単独事業、補助金、受益者負担の見直しも避けて通れない状況から、市民生活にも影響が出ることをかんがみましても、今回の議員提案は当然のことと認識するところであります。ごく一部に新タッグ計画における財政調整基金の不足分との関連から、公職選挙法に違反するのではないかという意見がございました。市財政の収支不足に対する議員報酬削減が法に抵触するとなれば、自治体財源問題に端を発した全国地方議会のすべてが該当するのではないかと思われ、そのような趣旨の議論には全くくみすることができませんし、また本会議の場における公職選挙法違反、寄附行為等の発言についてはしっかり立証責任を果たすべきと私は考えます。さらには、チェック機能としての議会には明らかにこの問題に対する、今回の生保の問題に対する責任はあるものと私は考えます。その責任がないかのごとき発言についても、私は賛同できるものではありません。本日の人件費改革に伴う追加議案に加え、本議案の可決を機に本市再生に向けた新たなる出発となることを願い、賛成討論といたします。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎でございます。私は、ただいま上程されました議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、いわゆる滝川市議会議員報酬削減案を否とする立場で討論いたしたいと思っております。否というよりも、絶対反対ということを表明いたしたいと思うわけであります。しかし、先ほどからの討論で、昨日までの情勢とすっかり変わったことに大変喜んでおります。つまり基金に繰り入れがないことが判明したということで、これから討論することは、これは今後危惧するということでもって、そういう心配事として聞いていただければと思っています。こういうことがないようにということで、しっかりと聞いてください。

さて、今まで市長の寄附の問題、こういうことを提起しておりましたが、今度は私たちの立場として直接的な問題として反対議論を展開してまいりましたが、この問題は仲間であるはずの賢明な議員が考えることが異常だと思ったわけであります。確かに今市長に理解のある市民を中心として寄附金が寄せられております。市職員も給与を削減して寄附するのだから、議員も報酬を削減して寄附をせよという声はあるかもしれません。なるほどチェックが甘かった。真相究明が不十分だった。市長の辞職勧告決議案をかけた。独立のはずの監査が市長寄りだった。百条委員会をつくれなかったなど、議会として反省点は両手からこぼれるくらいあります。しかし、滝川市は私に18年度決算で、警察への告訴を理由に決算委員会でこの事件を議会に隠ぺいしておりました。私は、3億円ほどの決算超過をただしました。係の答弁は、生活保護世帯の入院患者数がふえたという趣旨の説明でありました。全くうその答弁ではないですか。事件など考えていない私は、それで質疑をやめたのでありますが、事件と警察と議会と市役所のあり方を問う問題提起をしたと思うわけであります。このとき、事件発覚の2カ月前であります。発覚後は、常任委員として真相解明にベストを尽くしてまいりました。たった一人の会派でも後援会を中心として昨年3月2日に市民大会を開催し、市民の意見を聞きました。市長を初め市の理事者、幹部を説明に招待しましたが、だれも来

なかったではありませんか。議員は、清水議員だけ。結局このような提案をせざるを得ないのではないのでしょうか。まだまだあります。不正支出のはっきりした19年度決算を認定したのは、どなたでしょうか。このことだけでも議員責任は重大であります。こんな不正支給をした市の一般会計決算を認めた議員だけが削減に値するとは、心ある市民の弁であります。

先ほどの市職員の給与カットの討論でも申し上げましたが、報酬カットの直接的な理由は現在の滝川市の置かれている状況証拠からして、国に返還して穴になる財政調整基金に最終的に投入される、こういうはずであったものが投入しない方向に変わっただけ、大変望ましいと思います。この問題がさきに北海道の選挙管理委員会のお墨つきをいただいているそうではありますが、この問題が世論や各地方自治体、あるいは総務省の問題になったときの回答はこうなると思います。滝川市議会は、みずからの報酬削減について条例で市活力再生プランへ繰り入れすると説明していた。条例で報酬を削減して、滝川市の会計に戻すと説明されれば、だれも問題にすることはありません。国に返還して穴になるから、財政調整基金に返還する行為という説明がなかったと言いわけをされて、うやむやになりかねません。この轍は、この事件で既に踏んでいるのであります。それは、あれほどの多額の介護タクシーの移送費を支出をしていかどうかを道庁の係に相談したとき、オーケーをいただいた件はどうなったのですか。会計検査院や厚生労働省の不当、違法性、全額返還の結論に北海道が盾になってくださるとでも思っているのでしょうか。見事に裏切られたではございませんか。今回もその轍を踏むこととなりますから、問題になった滝川市議会議員は公職選挙法に禁ずる寄附行為のみずから条例で決め、さまざまな背景を経て財政再建を名目に寄附行為を行ったという罪を犯すことになりかねません。この場合、第一義的には財政再建のための議員報酬削減が名目であり、提案説明であります。外部のだれもが問題にすることは無いと思います。しかし、内部関係者が異を唱えると、事はがらっと一変いたします。こうしたからくり会計は、さまざまな基金をつくり、悪い言葉で言えばからくり会計をつくって資金を転がし、裏わざを使って法の網をくぐって財政調整基金に資金を戻そうとするわけでありまして。さらには、カットした給与や報酬をその年の不用額とし、繰越金として資金に繰り入れるという手法もあるそうであります。しかし、どんな方法でも、今の時期に生活保護介護タクシー代詐欺金の処理に合意した滝川市職員の給与削減と機を一にした議員の報酬削減は、市民もマスコミも120パーセント介護タクシーの詐欺事件の返還金の穴埋め、寄附金と考えるのが常識であります。

私がこの条例に反対しても、多数決で決められれば事は済むと思っていますけれども、最後の手段はございます。日本は法治国家であります。条例とその条例にまつわるてんまつの最終判断は選挙管理委員会ではございません。報酬削減の条例そのものは違法ではなくても、財政再建のための議員報酬削減を名目にした条例がまさるか、資金転がしの果ての資金化の認定は裁判所でありまして。この条例が執行される段階で、公職選挙法で言う寄附の事実は変わらないと思うわけでありまして。地方議会で多数決で決めれば何でも決めれると思っただけで提案したと思っただけでありますが、しかし今回は市長の給与削減問題も含め、ダミーの迂回基金の制定と報酬削減の目的とが争点になると思うわけでありまして。極めて微妙な問題でありますから、復唱しておきます。本条例で報酬を削減し、最初の基金になるとか一般会計に戻すことは違法性はありません。しかし、資金を次々に転がし、滝

川市財政調整基金に繰り入れたならば、寄附という目的が達成され、公職選挙法の違法性が極めて高くなります。条例が改正され、私の報酬が迂回基金の果てに返還金で穴埋めになった財政調整基金に寄附が確認された段階で、削減された報酬の寄附の違法性を問い、報酬削減の差しどめ訴訟が考えられます。みんなでやれば怖くないとおっしゃる議員の方々には、公民権停止とか議員失職のおそれも視野に置いていただかなければいけません。その段階でお怒りになってもいけません。了解していただきたく、お願いを申し上げ、やがて白日のもとに明確になる日のことを申し上げ、市民の声連合の渡辺精郎の反対討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第55号は可決されました。

このあたりで休憩を挟みます。再開は3時20分。休憩をいたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時22分

○議 長 では、会議を再開をいたします。

◎日程第7 議案第56号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則

○議 長 日程第7、議案第56号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りをいたします。本案につきましては、議会運営委員会の提案にかかわるものでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は可決されました。

◎日程第8 選任第2号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議 長 日程第8、選任第2号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案についての内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案のとおり選任することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第9 選任第3号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議 長 日程第9、選任第3号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案についての内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案のとおり選任することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第10 報告第1号 監査報告について

報告第2号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第10、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。堀田監査委員。

○監査委員 報告第1号 監査報告について。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査及び工事監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

初めに、定期監査であります。監査の対象につきましては市立病院、高等看護学院を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成19年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

監査の結果について、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、文書、事務関係では決裁責任者の決裁、施行日、文書番号など事務決裁規程に基づく処理を、外勤命令関係では市外の外勤が見受けられるので、出張扱いでの処理を、ほか契約期間、職員の勤務状況、行財政財産使用、利用関係、郵便切手の受け払い簿など、所属に対する講評において指導いたしました。監査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、内容は省略をいたします。

次に、工事監査ですが、監査の対象につきましては建設部所管、平成20年度発注の市道扇町泉町129号線道路改良舗装工事、市営住宅江陵団地建てかえ第3期工事、同じく電気設備工事、同じく配水設備工事の4工事を対象に実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

監査の結果について、滝川市建設部、滝川労働基準監督署、滝川建設協会の合同による工事現場の安全指導を兼ねたパトロールにあわせて現地監査を実施いたしました。現場の施工状況につきましては、滝川労働基準監督署より安全管理に努められている旨の講評を得たところであります。また、関係書類、諸手続状況につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、入札参加者の決定から契約までの通知文書の整理について指導したほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、内容は省略いたします。

次に、財政援助団体の監査であります。地方自治法第199条第7項の規定に基づき特定非営利活動法人たきかわホールを対象として監査を行いました。同条第9条の規定により、その結果を報告いたします。

監査の範囲は、平成18年度から平成19年度における財政援助及び公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務であります。

監査の期間及び方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

監査の結果について、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討の必要があると思われる事項につきましては、施設の管理に関する協定書において管理責任者を選任したときは必要事項の書面で通知するとあるが、その通知がない、また事業報告書の提出がないなど、所属に対する講評において指導いたしました。監査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、内容は省略をいたします。

監査意見といたしまして、子育て親子が気軽に集い、語り合える場、ボランティアを活用している育児相談など、地域の子供の支援機能の充実を図るため、つどいの広場事業の運営をしている。滝川市の協力を受けながら、ソフト事業や集客イベントを展開し、多様なコミュニティを街なか

形成、魅力ある中心市街地を推進しているとともに、高齢者や就学以前の親子を対象とするサービス事業と駅近在の太郎吉蔵や市内文化団体と連携する文化交流拠点事業も推進されており、今後中心市街地の活性化に寄与されることを期待するものであります。

次に、行政監査報告ですが、地方自治法第199条第2項の規定に基づき補助金交付事務を対象にして監査を行いましたので、同条第9条の規定によりその結果を報告いたします。

監査の目的は、補助金交付事務執行状況を把握し、補助の基準及びその効果、交付事務の手続について適法性はもとより効率性、公益性、有効性について検証を行うとともに、今後補助金の交付事務の適正な執行と行財政改革の推進に資することを目的としております。

監査の期間、監査の対象、監査の方法及び監査の着眼点につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

監査対象補助金の概要であります。1ページには款別交付状況を、2ページには性質別及び金額別交付状況を、3ページには前年度から次年度への繰越額及び補助金と次年度繰越額との状況を、4ページには経理担当者別の補助事業等実績報告書の提出及び指定合議の決裁状況を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

監査の結果について、着眼点の項目別に報告いたします。事業の目的は明確か、公益上の必要性があるかについては、法令に基づくものや要綱などが制定されているものは補助金の目的や必要性が明確になっており、公益上の必要性については妥当と思われる。次に、交付に係る書類提出時期は適切か、関係書類は具備されているかについては、補助金等交付申請書では補助事業着手日から数カ月後の申請及び事業完了時期の申請が見受けられる。次に、補助事業の実施は適切か、効果の検証を行っているかについては、実績報告書等の書類審査において実績報告書またはそれに類する書類に財政課長の指定合議がないもの。補助事業等の実績報告書の提出がないもの。申請書と補助事業の完了年月日が異なるもの、添付書類の事業収支決算書の内容確認が必要なもの。次年度繰越金に赤字があるものなどが見受けられる。次に、事務処理等は適切か、多額な繰越金はないかについては、補助件数601件のうち、経理事務を市職員が担当している件数は105件となっており、早期に補助団体への移行が望まれる。また実績報告書に添付されている決算書から繰越金がある補助団体が見受けられるが、補助されている会計から特別会計へ補助金以上の金額が繰り出されている団体、補助されている会計から補助金以上の寄附金が支出されている団体、補助を受けている会計の決算額が予算された事業の約50パーセントまでしか実施されていない団体など、その補助金の使用目的に疑問を持たざるを得ない団体も見受けられる。

監査意見といたしましては、滝川市においてこれまでも見直しが行われてきたところでありますが、一度交付された補助金は前例踏襲となり、交付を受ける側に既得権化がされやすくなり、依存度が高くなる傾向となる。明快な理由がない限り減額または廃止することが難しい反面、団体の自主性と自立を妨げることになる。補助金の必要性、公益性が陳腐化された事業、団体などについて見直しが必要であることから、精査されたい。補助金の交付は、事業の運営等目的達成のため重要な手段となっているが、長期間のうちに慢性的な運用に陥りやすいことから、補助金交付申請及び実績報告書などを厳正に審査し、どの事業、どの運営経費に対して交付決定しているかを提示を

し、交付決定額の算定基礎を明確にされるよう要望する。また、繰越金の状況においては、次年度繰越額が補助金交付額を上回る団体及び本年度中の収支差引額が補助交付額を上回る団体においては、補助金の必要性、公益性が乏しいと考えられる。補助事業の審査については、補助金交付審査書及び実績報告書の内容を精査するなど、適正な交付事務を行われるよう努められたい。補助金の交付については、住民の福祉に寄与し、最少の経費で最大の効果を上げるために効率性、公益性及び有効性を基本に審査し、確証を得たものでなければならない。本市の財政運営は極めて厳しい状態が続いている中での公金の支出であるので、今後とも行政の透明性、公平性を確保しながら適正に執行されることを期待いたします。

以上、報告第1号 監査報告を終わります。

報告第2号 例月現金出納検査報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき平成20年11月分から12月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定によりその結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

検査の結果について、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、請求書の要件不備、指定合議の事項の決裁漏れ、支出命令書の様式間違いなど、所属に対する講評においてその処理を指導したほか、検査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当者には是正または処理を指導しておりますので、内容は省略いたします。

なお、予算の執行に当たっては、厳しい財政事情からも合理的、効率的な執行によりなお一層の経費節減に努められることを要望しております。

以上、報告第2号 例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

- ◎日程第11 意見書案第1号 公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める要望意見書
- 意見書案第2号 雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める要望意見書
- 意見書案第3号 「緑の社会」への構造改革を求める要望意見書
- 意見書案第4号 肝炎対策のための基本法の制定を求める要望意見書

○議長 日程第11、意見書案第1号 公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める要望意見書、意見書案第2号 雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める要望意見書、意見書案第3号 「緑の社会」への構造改革を求める要望意見書、意見書案第4号 肝炎対策のための基本法の制定を求める要望意見書の4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案4件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみを申し上げます。

意見書案第1号 公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第2号 雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣であります。

意見書案第3号 「緑の社会」への構造改革を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、環境大臣であります。

意見書案第4号 肝炎対策のための基本法の制定を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長をいたします。

お諮りをいたします。本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合質疑、討論を省略し、直ちに一括採決をいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第4号までの4件は、いずれも可決されました。

◎動議の提出

(「動議」と言う声あり)

○議長 長 山腰議員。

○山腰議員 議長に北海道の自衛隊体制維持を求める要望決議を提出いたします。

○議 長 ただいま山腰議員から、北海道の自衛隊体制維持を求める要望決議の動議が提出をされました。

会議規則第15条の規定により、動議の成立にはほかに1名以上の賛成者が必要となりますので、賛成者の有無を確認したいと思います。

(「賛成」と言う声あり)

○議 長 この動議は、1人以上の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時46分

○議 長 会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りをいたします。

北海道の自衛隊体制維持を求める要望決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

◎追加日程第1 決議案第1号 北海道の自衛隊体制維持を求める要望決議

○議 長 追加日程第1、決議案第1号 北海道の自衛隊体制維持を求める要望決議の動議を議題にいたします。

提案理由の説明を求めます。山腰議員。

○山腰議員 要望決議案を説明いたします。

北海道の自衛隊体制維持を求める要望決議。

北海道に配置されている自衛隊は、国土防衛はもとより、災害発生時の救援・救難活動や救急患者の搬送など、道民の安全と安心の確保に向けて大きな役割を果たしてきたところではありますが、近年、第5師団及び第11師団が旅団化されるなど、特に陸上自衛隊の削減が行われ、地域安全と安定、さらに地域経済や地域社会に大きな影響を与えていることは、大変遺憾であります。

現在、国においては、平成21年末をめどに「防衛計画の大綱の見直し」、「次期中期防衛力整備計画の策定」の検討に着手されていることは承知しておりますが、今後さらに本道における自衛隊の大幅な削減は、我が国の防衛上の問題はもとより、災害発生時の派遣や地域経済への影響など、さらに大きな影響を及ぼすことは必至です。

また、本道には大規模な演習場や射場など整備された施設が存在し、一年を通して本道の部隊のみならず全国の部隊がこれらの施設を活用するなど、長年にわたる地域の自衛隊に対するバックアップ体制があり、その有形無形の体制は一朝一夕で得られるものではなく、その貴重な財産を将来にわたって活用すべきです。

よって、国においては、「防衛計画の大綱の見直し」及び「次期中期防衛力整備計画の策定」に際し、地域の意向を十分に配慮され、本道における自衛隊の体制が確実に維持されるよう強く要望いたします。

以上、決議する。

滝川市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

以上で提案説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、決議案第1号 北海道の自衛隊体制維持を求める要望決議を否とする立場で討論を行います。

反対理由は、まず第1に、ソ連崩壊と東西冷戦時代が終わった今、在日米軍基地とそれを補完する自衛隊の大幅縮小は当然のことであり、本道における自衛隊の体制が確実に維持されることを求めることは平和な世界を求める流れに逆行するものです。第2に、決議案の1行目に書かれております災害発生時の救援、救難活動、救急患者の搬送、また決議案には書かれておりませんが、雪像の制作や地域の祭りへの参加などは、自衛隊以外の消防、警察、医療機関、また建設業への委託で十分実現できるものです。3点目は、地元経済との関係です。北海道の自衛隊の体制が縮小された場合、地元経済に与える影響は確かにあります。しかし、国政問題では、どの省庁の職員を減らし、どの省庁の職員をふやすのかが議論されている最中です。今必要なことは、消防、警察、海上保安庁、医療、福祉、教育、産業育成、基礎科学研究などふやすべき公務員の種類を明確にしながら、公務員改革の全体像を明確にして、ふやすべき部分の公務員を滝川に誘致することではないでしょうか。

以上を述べて、反対討論といたします。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 公明党を代表し、決議案第1号 北海道の自衛隊体制維持を求める要望決議に賛成の立場で討論いたします。

北海道には、我が国の防衛上重要な任務を有する陸海空自衛隊の第一線部隊が自衛隊創設当初から配備され、防衛はもとより、国際貢献活動や災害派遣など、国益に資する重要な役割を担ってまいりました。また、北海道には数多くの駐屯地と演習場、特に大演習場など道外では見られない現

自衛隊にとって欠くことのできない重要な施策があり、これらに対し、道民は深い理解を示してまいりました。このような歴史的経過から、現在北海道の自衛隊は道内の各地域社会に深く根づき、地域の産業や経済を支える重要な存在ともなっており、まさに共存共栄の関係が築かれております。このような中で、第11師団を旅団化、あわせて各駐屯地における自衛隊員の大幅な削減を実施するとなれば、我が国の自衛隊の機能低下につながり、さらには地域社会や産業経済に大きな影響を及ぼすことが危惧されるところであります。また、自衛隊員の削減は、今後一層重要となる国際貢献活動やこれまで道民の生命や暮らしを守り続けてきた自衛隊による災害派遣についても支障を来すことが憂慮されるのであります。したがって、防衛計画の大綱の見直し及び次期中期防衛力整備計画の策定に当たりましては、北海道の自衛隊が果たす役割の重要性や演習施設等の優位性、さらには各地域の実情を踏まえた切実な要望や憂慮される事項について十分理解するとともに、北海道の自衛隊が集中的に削減されることのないよう強く要望するものであります。また、滝川駐屯部隊は第10普通科連隊を基幹とした日本屈指の精鋭部隊として北海道の防衛上の重要な役割を担っておりますので、安定した部隊の運営、災害派遣や民生への協力などの支援に影響を及ぼさない体制をぜひ維持していただきたいと考えております。滝川駐屯地創設以来53年にわたり、私たち地域住民は深い理解のもと、地域を挙げて一貫してその活動を支援し、強く協力と激励を続け、地域が一体となって滝川駐屯地の歴史と強いきずなをつくり上げてきました。滝川駐屯地に寄せる地域の熱い思いと期待とを受けとめていただくことも地域の総意でありますので、決議案第1号 北海道の自衛隊体制維持を求める要望決議に賛成する次第であります。

以上を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。決議案第1号 北海道の自衛隊体制維持を求める要望決議を可とする立場で討論を行います。

北海道に配置されている自衛隊が災害発生時の救援、救難活動や救急患者の搬送など住民の安全、安心のために大きな役割を果たしてきていることは、間違いありません。しかし、自衛隊は、こうした活動だけを行っているわけではありません。自衛隊が憲法第9条2項に違反すると指摘する憲法学者も数多くいます。私は、自衛隊の縮小という方向についても視野に入れて、自衛のために組織が必要かどうか、必要だとしたらどのような組織なのか、原点に返った国民的な議論を尽くすことが大切だと考えています。ただし、現状ではこうした国民的議論が起きている状況ではありません。決議案全体を可とする立場ではありませんが、自衛隊の大幅削減が住民の安全、安心や地域経済へ大きな影響を与えるとした決議案の指摘はそのとおりであります。これ以上地方経済が落ち込むことは、何としても防がなければなりません。決議が出された背景がここにあると考えるものです。この点から、決議について賛成するものです。

以上、討論とします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより決議案第1号を起立により採決をいたします。
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。
よって、決議案第1号は可決されました。

◎動議の提出

(「動議」と言う声あり)

○議 長 清水議員。

○清水議員 決議案を提出します。

○議 長 ただいま清水議員から、季節労働者対策の強化を求める要望決議の動議が提出をされました。

会議規則第15条の規定により、動議の成立にはほかに1名以上の賛成者が必要となりますので、賛成者の有無を確認したいと思います。おりませんか。

(「おります」と言う声あり)

○議 長 この動議は、1名以上の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。
ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時00分

○議 長 会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りをいたします。

季節労働者対策の強化を求める要望決議の動議を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

◎追加日程第2 決議案第2号 季節労働者対策の強化を求める要望決議

○議 長 追加日程第2、決議案第2号 季節労働者対策の強化を求める要望決議の動議を議題にします。

提案理由の説明を求めます。清水議員。

○清水議員 それでは、決議案第2号 季節労働者対策の強化を求める要望決議についてご説明をいたします。

今、世界的な金融・経済危機の影響が日本にも及び、雇用・失業情勢は急速に悪化しています。北海道内においても、派遣労働者や期間従業員の解雇や倒産などによる失業が増大しており、本州で職を失った労働者が少なからず北海道に帰ってきています。

同時に、北海道の季節労働者の実態も深刻です。季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が「40日分」に削減されました。季節労働者は、わずか20万円前後の特例一時金だけで厳寒の3～4カ月を生活しなければならないという、生存さえ危ぶまれる深刻な事態となっています。健康保険や年金の保険料を払えない季節労働者が増えており、このままでは命と老後を脅かすことになりかねません。

政府・厚生労働省は2007年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施していますが、予算規模が十分とは言えず、労働者の「所得保障」にかかわるものは認められないため有効な対策となっておりません。そして、これらの施策は平成21年度までの事業とされています。

「通年雇用化」は当然必要なことですが、現下の厳しい雇用情勢のもとでは季節労働者は冬期間の雇用がないばかりか、年間を通じての失業が広がっています。

抜本的な雇用・失業対策が求められている今、季節労働者対策においても政府が以下の必要な措置を講ずるべきです。

1. 雇用保険の特例一時金をさしあたり「50日分」に戻すこと。
2. 「通年雇用促進支援事業」について季節労働者の実態に即した改善を図るとともに、追加対策を講ずること。
3. 平成22年度以降、季節労働者の冬期の失業に対する公的就労と所得保障など実効ある新たな制度を創設すること。
4. 地域経済を下支えにし、ここを下支えしということで、「に」を削除していただきたいと思っております。下支えし、雇用効果の大きい生活密着型の公共事業を拡大すること。そのために、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、決議する。

平成21年3月23日、北海道滝川市議会ということで、ご審議をいただきたいと思っております。

なお、送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 それでは、2点伺いたいと思っております。季節労働者の生活状態を知る上で質問いたします。

まず、1点目なのですが、現在北海道には季節労働者と言われる方が何名いらっしゃるのか、そしてこの滝川においては何名なのか。滝川においてなのですが、その方々の平均年収、平均年齢、

家族構成の平均、これをわかれば示していただきたいと思います。

2点目、季節労働者の関係なのですが、不正受給問題というのが問題化されております。それは、すべての方だということではなくて、清水議員は不正受給に厳しい追及をされてきておりますので、その問題を取り除くためにはどのような考え方が伺いたいと思います。

2点です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 ただいま季節労働者の生活実態につきまして質疑がございましたが、正確な数字はございませんので、大変申しわけありませんが、ここではちょっとお答えできません。ただ、道内には20万人以上、また滝川でも約2,000人ぐらいはいらっしゃいます。また、平均年収も、ワーキングプアの水準が200万円と言われていますが、それとそう遠くないものであることは間違いありません。

2点目の不正受給に関しては、特例一時金のことだというふうに思うのですが、雇用保険の中の制度ですから、これだけ取り出してどのような実態かと言われても、私は答えられるような状況にはございません。大変申しわけないです。

○議 長 三上議員、再質疑ございますか。

○三上議員 平均年齢とかわからないのですね、平均年収とか。不正受給の関係なのですが、特例一時金の不正受給と、17年度に廃止はされているのですけれども、冬期安定奨励金というのですか、その2つの関係が非常に多いのです。だから、私は、そのような問題を解決しなければいけないと思うのです。もう一度その部分について、あればお願いします。

○議 長 清水議員。

○清水議員 雇用保険の不正受給に関しては、会計検査院も毎年度実態調査して、指摘をしています。各分野で不正受給はあるわけで、それがなければ制度改革できないということではないというふうに思うのです。現在政府与党によって、従来であれば雇用保険が対象にならない短期の方ですとか、半年以下の方ですとか、あるいは日数が足りない方だとか、そういった方も現在の緊急雇用対策として雇用保険の対象にすると、そういう制度改革もされておりますので、与党に属される三上議員におかれましては、そういう雇用保険の改善の流れの一つということでご理解をいただきたいと思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 清水議員にちょっと言っておきたいのですが、提案を持ち合わせて提出していただきたいと思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。三上議員。

○三上議員 私は、公明党を代表し、要望決議案第2号に対しまして反対の立場で討論させていた

だきます。

平成19年の雇用保険法の一部改正を受け、特例一時金の基本手当日額、50日分から30日分、当分の間は40日分ですが、に適正化されております。この改正は、行政改革推進法に対応した改正と雇用保険制度の安定的な運営を確保し、諸課題に対応するためのものでした。確かに冬期に失業を余儀なくされる季節労働者の皆様にとって通年雇用促進支援事業が確かな通年雇用対策とはなっていないということは、私も認めたいと思います。しかしながら、通年雇用化へ向けての取り組みをする上で、特例一時金を戻すことは通年雇用化へ向けての足かせとなると私は考えております。北海道にとって季節労働者の通年雇用対策は、利雪農業など農業雇用の拡大あるいは環境分野への雇用創出へと転換することが北海道にとっては急務であると考えております。

そのような意味において、今回のこの決議案は根本的な解決とはならず、反対といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより決議案第2号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 起立少数であります。

よって、決議案第2号は否決されました。

◎日程第12 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第12、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りをいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

ここで人事交流職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時22分

○議 長 再開をいたします。

◎市長あいさつ

○議長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 議長からお許しをいただきましたので、第1回定例会を閉会するに当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

今議会に提案をいたしました平成21年度予算案及び関連議案を含むすべての議案に、熱心な審議を経て原案を承認をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。議案審査の過程において、さまざまなご質問あるいは議論が行われました。そういう議論を基礎として、新年度における予算執行を万全なものにしていきたいというふうに思っております。特に生活保護費の返還とその損害額の補てんに関する一連の議案につきましては、市民の皆様にお示しを申し上げた基本方針に基づいて対応すべく、その枠組みと対応策について提案をさせていただきました。この過程におきまして、滝川市職員労働組合初め職員各位の全体の不足額への復元に対する協力、あるいは市民各位の早く補填して頑張れという意味でのご寄附、今年度想定をさせていただいて補正予算を組ませていただいた金額は1,000万円を超えるわけですが、温かいご支援をいただきましたことに厚くお礼を申し上げたいと存じます。市長としてじくじたる思いはありますが、枠組みと対応策が決まりましたので、引き続き一層のご支援、ご協力をこの場をおかりをしてお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございます。加えて、新活力再生プランの最終段階を迎えるに当たって行財政改革の視点から、議員提案によります多額の議員報酬及び期末手当の減額を決定していただきましたことも厚くお礼申し上げますとともに、重く受けとめて行政執行に当たりたいというふうに思います。不正を決して許すことのない市役所づくりに全力を尽くすとともに、お約束を申し上げたことの確実な実行と点検を加えて、職員と一体となって信頼回復を図っていくつもりであります。刑事事件につきましては確定をいたしておりますが、その他の裁判においても適切に対応し、時を得てご報告を申し上げたいと存じます。新年度に入りますけれども、地域経済は極めて厳しく、雇用情勢も大きな課題を抱えております。政府の追加景気対策というものも議論されるようでありますので、そういうものに呼応して、次なる手が迅速に打てるように準備をしていきたいというふうに思いますし、行政執行に万全を尽くしたいというふうに思いますので、引き続きご支援、ご協力、ご鞭撻をお願い申し上げたいというふうに思います。

以上を申し上げて、第1回定例会閉会に当たりましてのあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時26分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員